令 和 6 年

波佐見町議会定例会会議録

開 会：令和　6年　6月　7日
第2回
閉 会：令和　6年　6月18日

波 佐 見 町 議 会

令和６年第２回（６月）波佐見町議会定例会会期日程

	月　　日	曜	区　分	内　　容
第１日	６月　７日	金	**本会議**	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 委員会付託 議案審議（質疑・討論・採決）
第２日	６月　８日	土	休　会	
第３日	６月　９日	日	休　会	
第４日	６月１０日	月	委員会	議事整理
第５日	６月１１日	火	**本会議**	一般質問 （５人）
第６日	６月１２日	水	**本会議**	一般質問 （６人）
第７日	６月１３日	木	休　会	議事整理
第８日	６月１４日	金	休　会	議事整理
第９日	６月１５日	土	休　会	
第 10 日	６月１６日	日	休　会	
第 11 日	６月１７日	月	休　会	議事整理
第 12 日	６月１８日	火	**本会議**	諸報告 委員長報告 議案審議（質疑・討論・採決）
以下余白				

令和６年第２回（６月）波佐見町議会定例会会期 目次

第１日目（６月７日）（金曜日）

○開　会 2
○諸報告　諸般の報告 2
○会議日程
日程第１　会議録署名議員の指名 2
日程第２　会期の決定 2
日程第３　提案要旨の説明 2
議案審議（質疑・討論・採決）
日程第４　議案第 22 号 5
日程第５　議案第 39 号（産業厚生委員会付託） 6
日程第６　議案第 38 号 9
日程第７　議案第 53 号 17
○散　会 22

第５日目（６月 11 日）（火曜日）

○開　会 24
○会議日程
日程第１　町政に対する一般質問 24
尾上 和孝 議員 24
岡村 達馬 議員 36
田添 有喜 議員 49
福田 勝也 議員 65
横山 聖代 議員 80
○散　会 93

第６日目（６月 12 日）（水曜日）

○開　会 95
○会議日程
日程第１　町政に対する一般質問 95
濵本 秋人 議員 95
岡村 真由美 議員 106
脇坂 正孝 議員 122
前田 博司 議員 137
澤田 昭則 議員 145
北村 清美 議員 164

○散　会 179

第 12 日目（６月 18 日）（火曜日）
○開　会 181
○諸報告　諸般の報告 181
○会議日程
日程第１　提案要旨の説明 181
議案審議（質疑・討論・採決）
日程第２　発議第１号 181
日程第３　発議第２号 183
日程第４　発委第１号 185
日程第５　発委第２号 187
日程第６　発委第３号 188
日程第７　議案第 22 号（産業厚生委員会委員長報告） 190
日程第８　議案第 39 号（産業厚生委員会委員長報告） 195
日程第９　議案第 40 号 200
日程第 10　議案第 41 号 203
日程第 11　議案第 42 号 204
日程第 12　議案第 43 号 205
日程第 13　議案第 44 号 206
日程第 14　議案第 45 号 207
日程第 15　議案第 46 号 209
日程第 16　議案第 47 号 210
日程第 17　議案第 48 号 213
日程第 18　議案第 49 号 223
日程第 19　議案第 50 号 224
日程第 20　議案第 51 号 225
日程第 21　議案第 52 号 226
日程第 22　議案第 54 号 228
日程第 23　報告第１号 229
日程第 24　報告第２号 230
閉会中の継続調査
日程第 25　閉会中の継続調査申出について 230
（総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長）
○閉　会 231

第１日目（６月７日）（金曜日）

諸報告

諸般の報告

（１）委員会報告

（２）例月現金出納検査結果の報告（２、３、４月分）

議事日程

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　提案要旨の説明

第４　議案第 22 号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の訂正について

第５　議案第 39 号　波佐見町環境保全条例　　（以上１件 産業厚生委員会付託）

第６　議案第 38 号　令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）

第７　議案第 53 号　財産の取得について

第１日目（６月７日）（金曜日）

１．出席議員

１　番	前田	博司	２　番	濵本	秋人
３　番	澤田	昭則	４　番	岡村	真由美
５　番	田添	有喜	６　番	岡村	達馬
７　番	福田	勝也	８　番	城後	光
９　番	横山	聖代	１０　番	欠	員
１１　番	北村	清美	１２　番	脇坂	正孝
１３　番	尾上	和孝	１４　番	百武	辰美

２．欠席議員

な　し

３．議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田　孝行	書記	一瀬　若菜

４．説明のため出席した者

町長	前川　芳徳	副町長	村山　弘司
総務課長	福田　博治	企画情報課長	澤田　健一
商工観光課長	太田　誠也	庁舎建設推進室長	大橋　秀一
税務財政課長	古賀　真悟	住民福祉課長	井関　昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤　幸治	農林課参事	太田　克宏
建設課長	本山　征一郎	水道課長	中村　和彦
長寿支援課長	松添　博	子ども・健康保険課長	石橋　万里子
会計管理者 兼会計課長	串島　佳織	教育長	森田　法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長　哲也	総務課課長補佐	坂本　昌俊
税務財政課課長補佐	鶴田　秀幸		

午前10時　開　会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立お願いします。おはようございます。

ただいまから令和６年第２回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告　諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

また今定例会までに陳情１件を受理しました。陳情１件につきましては、配付にとどめておきますので御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により８番　城後光議員、９番　横山聖代議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第２．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から６月18日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月18日までの12日間と決定しました。

日程第３　提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第３．提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和６年第２回波佐見町議会定例会を招集いたしまし

たところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。令和６年度も２か月が過ぎ各事務事業も順調にスタートが切れたところでございます。

４月１日に就任頂きました村山副町長におかれましては、精力的に職務に精励される一方、関係団体との意見交換も積極的に行われ、波佐見町に随分溶け込んでいらっしゃいます。あわせて議員各位からも様々な御指導があっていると聞き及んでおり感謝を申し上げます。

副町長にとって、今回が初めての町議会となりますので、引き続き御指導を賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、４月29日から５月５日まで開催されました波佐見陶器まつりは、初日こそ天候に恵まれない中ではありましたが、昨年より１万人多い25万人のお客様をお迎えすることができ、大きなにぎわいを見せたところです。特に懸念事項でありました駐車問題については駐車場空き情報アプリの運用開始や、民間駐車場との連携によりおおむね順調にお客様を誘導できたことと考えていますので、来年に向けて運用のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えています。

また、いよいよ梅雨入りが見込まれ災害が起こりやすいシーズンに突入しますので、昨日６月６日には波佐見町防災会議を開催したところであります。近年の災害は地球気候の変動により局地化、激甚化が顕著でありますので、引き続き関係機関との連携を密にしつつ本町の体制を整え災害に備えたいと考えています。

さて、国においては昨今の原材料費高騰や物価高に起因する経済への影響を最小限にするため、賃金のベースアップや雇用環境の改善を経済界に求める一方、今月６月から定額減税を実施し経済活動の底上げを進めることで各施策が進められています。

本定例会におきましては、これら定額減税に係る補正予算、昨年度末の決算を見込んだ各会計補正予算の専決処分に加え、環境保全条例や波佐見町まちづくり基金条例の制定、そのほか条例の一部改正、財産の取得などを提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例については、令和６年第１回波佐見町議会定例会に提出し、産業厚生委員会に付託のうえ継続審議となっておりますが、条例附則の施行日について議案の訂正を行うものです。

議案第38号　令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出の予算総額に１億3,600万円を追加し、補正後の予算総額を96億5,600万円とするものです。

主なものは歳出では物価高騰対策として実施される特定生活支援給付金事業や、定額減税できない部分を補填する定額減税補填給付金の追加などで、歳入については定額減税の実施に伴う町税の減額と減額分を補填する地方特定交付金の増額、歳出の給付金事業の財源である物価高騰対策対応地方創生臨時交付金の増額を主なものとしております。

議案第39号　波佐見町環境保全条例は、良好な環境の保全に関し必要な事項を定めることに

より町民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的に制定するものです。

議案第40号　波佐見町まちづくり基金条例は、既存基金の一部を統廃合し住みよい豊かなまちづくりを推進するための事業の財源に充てるため制定するものです。

議案第41号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、昨今の経済情勢を踏まえ、日当、宿泊料及び食卓料について見直しを行うため所要の改正を行うものです。

議案第42号　波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の引用条文の改正を行うものです。

議案第43号　波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における職員の配置基準の見直しのため所要の改正を行うものです。

議案第44号　波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本条例の引用条文の改正を行うものです。

議案第45号　波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の促進発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、地域経済牽引事業の促進に関する地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく長崎県同意基本計画期間が延長されたことに伴い、固定資産税の課税免除対象期間について、国の減収補填措置適用期間に合わせて延長するため、所要の改正を行うものです。

議案第46号　波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及び下水道法施行令の一部改正する政令の公布に伴い、排水設備工事責任技術者の専属義務の緩和に係る所要の改正を行うものです。

議案第47号　専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部が令和６年３月31日付で改正され、その一部が４月１日から施行されるため所要の改正として波佐見町税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定に基づき、専決第１号として令和６年３月31日付で専決処分したので議会の承認を求めるものです。

議案第48号　専決処分の承認を求めることについては、令和５年度波佐見町一般会計補正予算（第９号）について地方自治法の規定に基づき、専決第２号として令和６年３月29日付けで専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については歳入歳出の予算総額から２億8,000万円を減額し、補正後の予算総額を107億4,000万円とするものです。主な内容は歳入については町税の納付実績による増額、各種交付金、国県支出金や地方交付税等の最終交付額に基づく増減のほか基金繰入金の減額を行っています。

一方歳出については年度末実績に基づく減額補正が主なものであり、剰余金の処分については減債基金へ積立てを行っています。

議案第49号　専決処分の承認を求めることについては、令和５年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法の規定に基づき専決第３号として令和６年３月29日付けで専決処分したので、議会の承認を求めるものです。補正の内容については歳入歳出の予算総額に700万円を減額し、補正後の予算総額を16億6,500万円とするものです。主な内容は年度末実績による補正で、歳入については保険料等の減額、国県支出金の増額、歳出については基金積立金の増額などとなっています。

議案第50号　専決処分の承認を求めることについては、令和５年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法の規定に基づき専決第４号として令和６年３月29日付けで専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については歳入歳出の予算総額から220万円を減額し補正後の予算総額を１億9,580万円とするものです。主な内容は年度末の実績によるものです。

議案第51号　専決処分の承認を求めることについては、令和５年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法の規定に基づき専決第５号として、令和６年３月29日付けで専決処分したので議会の承認を求めるものです。補正の内容については歳入歳出の予算総額から2,800万円を減額し、補正後の予算総額を13億7,500万円とするものです。主な内容は歳入が保険料の増額、国県支出金などは実績による減額補正。歳出についても実績による減額があるものの剰余金の処分については、基金積立金の増額としております。

議案第52号　長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は、保険証のマイナンバーカード移行に伴い、資格確認書の発行等について所要の改正を行うものです。

議案第53号　財産の取得については、学校給食センター立体浸漬槽食器洗浄機及び食器自動供給装置について、５月17日に実施した一般競争入札の結果、落札した株式会社 長崎日調と契約を締結するため地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に報告２件がございます。報告第１号　専決処分の報告については、４月10日に折敷瀬郷町営住宅内で発生した車両への物損事故の損害賠償額について、相手方との同意が得られ専決第６号として、令和６年５月８日付けで専決処分を行ったことから地方自治法及び町長の専決処分の指定に関する条例の規定に基づき報告するものです。

次に報告第２号　令和５年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、諸般の事情により、令和５年度内に完了できずに令和６年度へ繰越明許費となった事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告するものです。

提出した議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議のうえ適正なる御決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第４　議案第 22 号

○議長（百武辰美君）

日程第４．議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の訂正についてを

議題とします。本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の訂正について。この議案については３月定例会の折、産業厚生委員会に付託され審査を頂いていたところですが、本議案が閉会中の継続審査となったことにより、本条例案の附則に訂正が生じたため今回訂正をさせていただくものであります。

それでは内容について御説明いたします。資料の令和６年第１回（３月）波佐見町議会定例会の議案の訂正についてをお開きください。

訂正内容でございます。５ページ附則ですが、「この条例は令和６年４月１日から施行する」を「この条例は公布の日から施行する」に訂正いたします。なお訂正後の参考資料と条例案につきましては同フォルダに格納しておりますので御参照ください。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の訂正についての件は承認することに御異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の訂正についての件は承認することに決定しました。

日程第５　議案第 39 号

○議長（百武辰美君）

日程第５．議案第39号　波佐見町環境保全条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議案第39号　波佐見町環境保全条例について御説明いたします。波佐見町環境保全条例を別紙のとおり制定いたします。令和６年６月７日提出。

提案理由でございますが、良好な環境の保全の推進について必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

２ページをお開き頂きたいと思います。別紙でございますが、環境保全条例の目次第１章総則は第１条～第４条。第２章環境の保全は第５条～第12条。第３章公害の防止は第13条～第19条。第４章総則は第20条～第24条になっております。

そのあと条文を載せておりますが２ページ、３ページ、次のページをお願いいたします。４ページ、５ページ、６ページまでにつきまして本条例を載せておりますけども７ページをお開き頂きたいと思います。

波佐見町環境保全条例の条文の構成一覧となっております。条例の内容につきましてはこのページで御説明をいたします。

第１条　目的でございますが、良好な環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、町民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的としていることを規定いたしております。

第２条　定義でございますが、条文の中に載せております良好な環境、自然環境、生活環境、公害、公共用水域の５つの用語の意義について規定をいたしております。説明につきましては省略させていただきます。

第３条　町の責務でございますが必要な施策の実施、町民から苦情があった場合の調査及び適切な処理の町の責務について規定をいたしております。

第４条　行政機関への協力でございますが、町民及び事業者は町が実施する施策への協力について規定をいたしております。

ここからは第２章の環境の保全になりますが。

第５条　良好な環境の保全でございますが、何人も、土地または建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な環境を保全するよう努めなければならないと規定をいたしております。

第６条　植生の回復等でございますが、事業者による植生の回復その他の自然環境の保全について規定をいたしております。

第７条　水質の保全でございますが、町、町民及び事業者は、河川等の水質保全について規定をいたしております。

第８条　排水処理の適正処理でございますが、生活及び事業排水の適正処理について規定をいたしております。

第９条　土砂、資材等の流出等の防止でございますが、土砂、資材等の流出の防止及び違反した場合の土砂等の排除について規定をいたしております。

第10条　土地の適正管理でございますが、何人も雑草類の繁茂や不法投棄により、住民の生活環境を侵害しないよう適正に管理しなければならないと規定をいたしております。

第11条　動物の飼養でございますが、飼養する動物による近隣住民の生活環境の侵害の防止及び使用する動物がふん等をした場合の適切な処理について規定をいたしております。

第12条　協定の締結でございますが、公害の防止方法その他の環境保全に関する事項について、事業者と協定を締結することができることを規定しております。

ここからが第３章の公害の防止になりますが。

第13条　公害の監視及び公表でございますが、公害が発生またはその恐れがある場合の町による監視または調査、公表についての規定をしております。

第14条　公害防止の努力でございますが、何人も公害の防止及びその努力について規定をいたしております。

第15条　被害の措置でございますが、何人も良好な環境の侵害に係る被害が発生したときの適切な処理及び被害の拡大防止のための対策を講じなければならないと規定をいたしております。

第16条　紛争解決の義務でございますが、何人も紛争が生じた場合の解決の意義について規定をいたしております。

第17条　野外焼却行為の禁止でございますが、何人も、野外焼却行為の禁止及びその例外となる焼却を行う場合の配慮について規定をいたしております。

第18条　施設の整備でございますが、事業者は、事業活動に伴う公害を発生させないよう適正な施設の整備に努めなければならないと規定をいたしております。

第19条　施設の維持管理でございますが、畜舎、鶏舎等の施設の適正管理について規定をいたしております。

ここからは第４章の雑則でございますが。

第20条　報告の要請でございますが、町長は良好な環境を侵害する恐れがある者に対し必要な報告をさせることを規定しております。

第21条　勧告及び命令でございますが、本条例に違反した者等に対する勧告または命令について規定をいたしております。

第22条　違反の公表でございますが、前条に基づく命令に従わなかったものに関する事実の公表について規定をいたしております。

第23条　立入調査等でございますが、本条例の施行に必要な施設等の立入調査について規定をいたしております。

第24条　委任でございますが、条例の施行について必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則　この条例は令和７年１月１日から施行します。

９ページからは条例の施行規則について記載しております。11ページ以降は様式について記載をいたしております。御覧頂ければと思います。

以上で、議案第39号　波佐見町環境保全条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第39号　波佐見町環境保全条例については、産業厚生委員会

に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって議案第39号は産業厚生委員会に付託します。

日程第６　議案第 38 号

○議長（百武辰美君）

日程第６．議案第38号　令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第38号　令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）について説明します。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに１億3,600万円を追加し、総額を96億5,600万円とするものです。債務負担行為の補正については第２表によります。今回の補正は物価等高騰対策支援としての特定生活給付金や定額減税給付金の追加に加え、自治体ＤＸ推進事業関連経費などについて所要額を計上しております。

それでは４ページをお願いします。第２表　債務負担行為の補正ですが、消防分団ＩＰ無線機回線使用料について追加しており期間及び限度額は記載のとおりです。

次に７ページをお願いします。歳入について説明をいたします。１款，町民税については、定額減税の実施により個人住民税が減収となりますので5,134万4,000円を減額しております。

８ページをお願いします。９款，地方特例交付金には１款，町民税の減収補填特例交付金として、5,580万円を追加計上しております。

９ページをお願いします。14款，２項，１目．総務費国庫補助金には、特定生活支援給付金と、定額減税補足給付金の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億3,049万1,000円を追加計上いたしております。

次の２目．民生費国庫補助金は、児童手当制度改正に伴うシステム改修に対する補助金として169万6,000円を追加計上しております。

次に歳出に移りますが、こちらは各担当課から説明をいたします。まずは税務財政課所管分から説明をいたします。

12ページをお願いします。２款，１項，20目．定額減税補足給付費。１億170万円の追加補正でございます。定額減税は令和６年度の所得税と個人住民税が控除されます。しかし令和６年度の税額から定額減税額可能額を控除し切れない方については、定額減税補足給付金を支給することとなりますので、その給付金とそれに係る経費について追加計上しております。

税務財政課からは以上でございます。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係について御説明します。16ページをお願いいたします。

９款，１項，２目．非常備消防費については消防団の経費でございますが、今回消防団のＩＰ無線機について当初予算では購入としておりましたが、参考見積り書を聴取したところ、使用料に通信費及び機器代が含まれる、いわゆる定額プランで各事業者が見積りを出しました。したがいまして５年間の総額がこの場合有利でございますので、17節．備品購入費を全額減額し、４ページの債務負担行為に組替えるものでございます。

なお11節．役務費は既存機器の撤去費と新規設置の費用。13節は新旧切替えで不足する使用料となります。

以上で総務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きまして企画情報課所管の補正の主なものについて御説明いたします。12ページをお願いいたします。２款，１項，13目．電算管理費のうち、12節．委託料でシステム改修委託料528万7,000円の増額については、先ほど歳入でもありましたように重点支援地方創生臨時交付金に係るシステム改修など３件分を計上しております。

次に同じページで14目．地域情報化管理費のうち８節．旅費に関しては、役場の窓口改革やＤＸ推進について先進地視察などのための110万2,000円を計上しております。

また２つ下の12節．地域住民向けデジタル研修業務委託料については、町民向けのＤＸの推進として、まず興味を持っていただくために、小学生から大人まで幅広い町民の皆さんを対象に生成ＡＩやクリエイティブ講座としてＬＩＮＥＢＯＴ、３ＤＣＧ、デジタルデザインなどのメニューの講座を開催するために330万円を計上しているものです。以上で企画情報課関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関して御説明をいたします。14ページをお願いいたします。

３款，１項，６目．生活支援給付費事業で、今回も価格や物価高騰等に対しての生活支援事業でございまして、2,520万円を増額しております。主なものは18節．負担金、補助及び交付金2,500万円でございますが、令和６年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割課税世帯が対象になります。

まず世帯につきましては10万円掛ける200世帯で2,000万円。子供加算としまして１人５万円の100人で500万円。合計して2,500万円になります。以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

以上で令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

12ページ。２款，１項，１目．この253万円の増額の件ですけども、これは新たに何か緊急に雇用する必要が生じたのかというのが１点と、それと当初の見積りには入れることができなかったのか。２点をお尋ねします。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

12ページの２款，１項，１目の件でございますね。今回253万円を追加しておりますが、総務課の職員が１名、６月末で退職をいたします。したがいましてその職員のかわりとして会計年度任用職員を雇用することになったため所要額を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　８番　城後議員。

○８番（城後光君）

同じく12ページの歳出で２款，総務費１項，総務管理費14目．地域情報化管理費で先ほど12節．委託料330万円地域住民向けデジタル研修業務委託料ということで説明がありましたけれども、具体的にちょっと生成ＡＩからいろんな講座を検討しているということだったのですけども、例えばどんな講座をどういう事業者さんに委託する予定なのか。分かる範疇でちょっともう少し詳しくお伝えください。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

12ページ。14目．12節．地域住民向けデジタル研修業務委託料については、事業所についてはまだ今からこれからの選定ということになりますけども、まず町民のＤＸに関しては役場の庁舎内ではいろんなかたちでデジタル化だったり、意識改革だったりとかいう部分を進めてまいっておりますけども、前にも議会のほうでも質問がありましたように町民の皆さんにも、やはりこういうデジタルとかＤＸの部分に触れていただきたいという思いから今回企画したものでございます。

まず対象としましては例えば、もう小学生から大人まで一つの会場に集まっていただいてクリエイティブの講座としましてはＬＩＮＥｂｏｔを使って、例えばＬＩＮＥ上で行う発言に対

して自動的に返事をつくるシステムをちょっと自分たちで遊びながらつくってみるとかですね。あとまたは３ＤＣＧについては２次元ではなく３次元の空間でのデジタルグラフィックをつくる。そういった画像とか動画をつくって楽しんで頂くというような。そういった楽しみながらデジタルとかの部分に触れていただくような機会を皆さんに、体験してもらうというところが一番大きなものとなっております。

また時期等についてもまだなかなか、これからちょっと調整ということになりますけども、できるだけ多くの皆さんに集まっていただけるような工夫というのはしないといけないというように思っております。

以上のような状況でございます。

○議長（百武辰美君）　８番　城後議員。

○８番（城後光君）

御説明頂いたかたちをお伺いすると、これからそういうＡＩとか３Ｄとかそういうのに興味を持たれる方が対象になるのかなと思うのですけど。具体的に例えば事業者さんで、こういう業務の用途で使いたいので、そういうのができませんかという相談とかそういうのとはちょっと違って、要するに入り口としてそういうのを使っていただく方向けに広く一般町民向けに企画するという趣旨でよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

おっしゃるとおりまず今回については、まず入り口の部分だと考えております。またいろいろなそのレベルに合わせたメニューもこれから検討はできると思いますので、例えばもう既に事業者等でこういったレベルでやられているというところにプラスアルファの学びをというところはまだこれから研究していければというように考えております。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

14ページ。３款，１項，６目．18節．特定生活支援給付金でございますけども、これらの内容は大体分かりましたが、この給付の流れですね。例えば対象者の抽出から最終的に振り込み入金されるまで、この流れについて御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

14ページの３款，１項，６目．生活支援給付費のシステム改修からその給付までの流れについてという状況でございますが、今後システム改修を行いましてその名簿抽出等を行います。

現在５年度の事業の繰越事業も行っておりまして、それが均等割課税世帯の給付で６月末が提出期限になっております。その重複等も避けるため今回上げている補正につきましては７月に発送予定と致しております。発送してそれで申請を受け付けて、それぞれ随時給付という流

れになっております。提出期限については11月末という状況で、この給付金についてはその流れで進めていきたいというように思っております。

あと今回その６年度新たに非課税世帯並びに均等割課税世帯と申請を受け付けて、そのあとに申請を受け付けた状況の中で子供さん18歳以下の方の分について、まずその10万円の申請を受け付けて、その後に第２段階で子供加算というかたちの２段階で振り込むような状況で事業を進めてまいりたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

確認ですけど今回予算化されたのは７月に発送をされて、入金等は11月とそういうことでございますかね。11月になるということですか。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

まず抽出をして、それで該当者の方に発送を７月に行います。そのあとにずっと申請を随時受け付けております。受け付けたらその都度、振り込みを開始するという流れになっております。以上です。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

早く提出された方には、それに応じて早めに給付をされると、そういうことでございますね。やはり１日も早い給付を望んでおられるかと思いますので、そのあたりはひとつスピードアップということでお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

そのあたりの手続については迅速に進めてまいりたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　８番　城後議員。

○８番（城後光君）

予算書15ページをお願いします。８款，土木費５項，住宅費１目．住宅管理費21節．補償、補填及び賠償金。町営住宅損害賠償金５万7,000円ですけども、恐らくこれ専決処分報告書にある町営住宅の建物の起点が駐車車両に落下し車両が破損した件だと思いますけども、まずこの内容をちょっと説明していただきたいのと、今後こういう例えばその町が管理する建物が何かしらのかたちで損害を与える可能性があるものというのは十分対策ができているのかというのをお願いします。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

15ページ。８款，５項，１目．21節．補償、補填及び賠償金。この町営住宅損害賠償金の内容でございますけれども、先ほどまずお話がありましたとおり、今期において報告事項としてあげているものの案件でございます。

これの内容につきましては４月10日に発生した案件でございますが、町営住宅集会所の軒天の一部が剥落、剥がれ落ちまして、そしてそこの付近に駐車されておりました入居者の車両に、その剥落した一部が接触しましてその車両を傷つけたという案件でございます。これにつきましては既に、専決処分の規定に基づきまして５月８日に、もう示談を終了しまして、その手続を完了して行ったというとこでございます。

今後におきましてですが、一応これにこういった事象については都度対応することになるというように考えておりますが、現状におきましては建物の目視検査。こういったものは毎年行っておりますし、今回の件につきましても長寿命化計画を立てる際に確認をしていたのですが、そこまでちょっと見抜けなかったというところです。その後、見抜けなかったというところがちょっとありましたが、今このあたりについては今後もしっかりと確認をしてまいりたいと思っているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　７番　福田議員。

○７番（福田勝也君）

先ほどの件なのですが、今回の事故では剥がれ落ちて、もう車のほうに損害を与えて５万7,000円程度の損害だったのですが、もし子供たちとか人にけがさせた場合とか、大きな事故になれば死亡事故になったと、そういうようなケースも考えられますが、そのような対策といいますか保険の対応とか。そういったものはどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今後の事故の対応ということでございますが、この件につきまして保険は全国町村会の総合賠償保険を適用しております。この範囲内に基づいて当然補償すべきかと思いますが、今後の建物についてということでありますけどもこれは住宅に限ったことではなくて、全般的なことでも言えることですが、基本的にはこの保険がございますので、できる限りその保険で今後対応していくということになると思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　11番　北村議員。

○11番（北村清美君）

12ページの定額減税補足給付金に関してちょっと質問をしたいと思いますけども、非常にこれは今、去年はなくて今年から始まりますけど、メディアによれば事務管理が本当に複雑怪奇で、手間がかかるというふうに一般に言われていますけれども。これをデジタル――マイナンバーを使ってやるのか、紙ベースでやるのかということはどういう方針で今度やられています

か。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

定額減税につきましてはいろいろとニュースのほうでも取上げられておりますけども、まず減税する税の種目が所得税と住民税ということになっております。住民税につきましては、前年度の所得に応じて課税をいたしますので既に住民税は、６年度はいくらですよというのが決まっておりますので、そちらのほうから１万円を減額いたします。

煩雑になるのは国税である所得税のほうでございまして、所得税が６年度の収入に課せられるものでございますので、給与を支払われる給与担当者、支払われる会社の担当者の方が源泉をいたしますけども、その源泉のうちから３万円に到達するまで。あるいは扶養親族等がいらっしゃいましたらその扶養親族者分にかける３万円でございますので、その控除の限度額に達するまでの期間減税をされていくということになって、煩雑だということでテレビのほうでも大分あっているようでございます。

そこをどうやって乗り切るかは、ちょっと我々のほうでは分かりかねるというところでございますので、国といいますか税務署と事業所とのやりとりで解決されていくのではないかと思っております。以上でございます。

もちろんマイナンバーについては使用をしているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　11番　北村議員。

○11番（北村清美君）

今の説明はマイナンバーを使ってデジタルでやるのかどうかということと、紙ベースでやるのかということを聞いているわけですよ。どっちが得なのか。両方兼用してやるのかどっちですか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

給与支払いのほうは我々のほうではやっておりませんので、もちろんマイナンバーを活用して税務税の情報は行っておりますので活用はされます。給与を支払える、それから控除されるのはあくまでも事業所でございますので、その事業所が紙ベースでやられるのか、それともデジタルでやられるのかというところはこちらのほうとしては承知していないところということで御了解頂きたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　11番　北村議員。

○11番（北村清美君）

では、自治体ではマイナンバーカードを使うということはあり得ないということですね、波佐見町はどうなのですか。それとも一つは、昨年はなかったのですから、これが増えるわけですよね。附帯経費とかなんかで事務作業が増えるわけでしょ。増かえないのですか、増えるの

でしょ実際は。と思いますけど、その対処の仕方をして今の人員でできるのかどうかということと、会計年度の職員さんを雇ってするかどうかを聞きたいのですよね。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは給付のほうで申し上げたいと思いますけども、給付のほうについては税務の税の情報につきましてはマイナンバーカードでつながっておりますので、デジタルのほうで全てやりとりをいたします。ですので、もし給付に至るという方がいらっしゃる分であれば、マイナンバーカードから紐づけておりますのでその税情報に基づいて引ききる前といいますか。

まず予定給付というのがあるのですけども、予定給付でやっていくというふうになります。減税のほうにつきましては、私ども税務課のほうではちょっと承知しておりませんので、総務課のほうが給与のほうの支給をしておりますので、その支給のやり方については説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

減税の部分について１事業者として、役場の対応をお知らせいたします。先ほど税務財政課長が言ったとおり給与から天引きをしておりますので、６月においては住民税のほうがゼロとなります。所得税のほうはそれぞれの給与に介して、税率において今から減税をされるということになります。

既に役場のほうはシステム改修が終わっておりまして、６月の給与から対応が可能ということになります。大変な事務となりますが一人一人、扶養親族等を確認しながら丁寧にやっていこうということになります。

給与担当とすれば、どの企業さんも一緒でしょうが大変な事務となります。国から手数料等は来ませんが、これは事業者として国の制度に応じてするべきというようになっておりますので、正確かつ丁寧に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号　令和６年度波佐見町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第 53 号

○議長（百武辰美君）

日程第７．議案第53号　財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第53号　財産の取得について御説明申し上げます。別紙のとおり財産を取得するため地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類については、学校給食センター立体浸漬槽、食器洗浄機及び食器自動供給装置で、数量は立体浸漬槽、食器洗浄機、食器自動供給装置を各１台ずつとなっております。取得予定金額は2,651万円としています。取得予定年月日は令和６年９月30日限りとなります。

契約の相手方は諫早市栄田町22番地50号、株式会社 長崎日調　代表取締役社長萩原悟です。

次のページをお願いします。入札結果についてですが、一般競争入札による入札で１社より参加資格申請書の提出がなされ入札を行った結果、株式会社 長崎日調が落札したものです。なお概要につきましては、担当の教育委員会から説明がございます。

○議長（百武辰美君）　朝長給食センター所長。

○給食センター所長（朝長哲也君）

給食センター所長でございます。すいません５ページを御覧頂きたいと思います。参考資料２でございます。いわゆる食器洗浄機でございまして今回更新を予定しているものでございます。給食センターの平成12年にできまして、それからずっと稼働を続けているわけでございますけども、この機械につきましても昨年一度ちょっと不具合が生じまして、一度止まったことがございます。ですので、今年度予算をとってこういった更新業務を行っているところでございます。

３つの部分に分かれておりまして、まず黄色の部分。立体浸漬槽ここは教室からかごに入れた食器がやってまいりますけども、そこに漬けまして、あらかたの残菜を取り除く機械でございます。次に食器自動供給装置、赤い部分ですけども、こちらで食器を一つ一つ並べまして、青い部分食器洗浄機に掛けまして食器がきれいに洗浄できるという機械でございます。

今回これは夏休み中に終わらせて設置をしたいということで今業者と打合せを行いたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上で議案第53号　財産の取得についての説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

いわゆる2,600万円の機種において１社の入札ということになっておりますけど、まず指名は何社されたのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

指名競争入札ではございませんので一般競争入札ですので、申込みがあった業者から入札していただくということになります。以上です。

○議長（百武辰美君）６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

どうも失礼しました。ちょっと聞き間違えました。

それでいずれにしてもシステム上、今の機械もしくはそういった機種を使っていて、どうしてもそこの会社でなければ同等の、もしくは同じ機種を使ってないのだという問題であれば理解できるのですけども、何となく不透明さを感じる場合もあるわけですね。

ですので、そういった場合の、例えばこういった大きな額になってくると、あと１社程度の入札がとれるような方式等は今後考えられないものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

入札といいますか、契約するために入札していただくのですけども、その方式といたしましては、一般競争入札と指名競争入札、それから随意契約という三つの種類がございますけども、こういった機種をたくさん扱っている業者が、県内など周辺に数社あれば、そこを指名して指名競争入札でやることができます。ただし2,000万円以上の物品ですので、それなりの会社の数がいるということになります。

そういったことでもっと県内、県外を問わず広く業者の方に入札をしていただいていただくということで、一般競争入札をやっております。ものを運ぶ距離などというところであれば、ちょっと入札に来られないような事業者もあるのではないかと思っておりますので。あともう１社とか、あと数社というのはちょっと難しいといいますか。何社といいますか、数社来ても大丈夫なように一般競争入札でやっておりますので、たまたま今回は１社だったということでございます。

以前給食センターの備品等の購入に関しましては、２社お見えになったこともございますの

で、たまたま今回は１社という状態だったということで御理解頂きたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　13番　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

１点確認いたしたいと思います。４ページのところのその他のところですけど、こちらに搬入、据付け等は夏休み期間７月21日～８月22日にすることということで書いてありますが、納入期限が９月30日までとなっております。大体工事自体はやはり夏休み期間中にしないといけないと思っておりますが、なぜこの納入期限が９月30日なのかということを御説明ください。

○議長（百武辰美君）　朝長給食センター所長。

○給食センター所長（朝長哲也君）

なぜ納入期限が９月30日までなのかということでございますけども、設置等にはまだまだ不明瞭なところがございまして、受注生産というところがございます。今回この議会で御承認を頂いてからの受注生産ということで、そのあとの資機材が入ってくる、入ってこないというのは、私たちはちょっと分かっておりません。

そのあたりも考慮しまして９月30日ということで、私たちは夏休み中に設置ということで、お願いをしますけども業者がこれから発注をされます。その発注先、発注後は私たちにはちょっとどうしても分かりませんので、そこを見越したところで９月30日というところでしているところでございます。

○議長（百武辰美君）　13番　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

その件について分かりはしますけど、ここに一応その他のところで明記してあります。それともし８月中に間に合わないとしたら大体納期はあれですけど、工事期間等は大体どのくらいかかるものか。そこあたりは把握されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　朝長給食センター所長。

○給食センター所長（朝長哲也君）

設置につきましてどのくらいというのはちょっと把握をいたしておりませんけども、もしそういった事態になれば食器が洗えないという事態になりますので、紙皿で対応していくことになろうかと思っております。

○議長（百武辰美君）　13番　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

紙皿とかですね、そんな方法もあるのかもしれませんけど、なかなかこう難しい。熱いですしね。そのときに汁物とかちょっと熱かったりしたら紙皿ではなかなか対応が難しいときもあるかもしれませんので、そこあたりは今回議会を通りましたら、もうこの日調さんのほうにちゃんとお話しして、１日でも早くこの８月期間内で終わるようにお願いしたいと思いますがい

かがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　朝長給食センター所長。

○給食センター所長（朝長哲也君）

もちろん私たちもそれを望んでいるところでございます。先ほど熱いものということでございましたけども、なるべく職員の負担軽減のために昨年も一度ありましたけども、皿は紙皿で対応したと。汁ものはもちろん丼ぶりでしましたけど、後は手洗いになってまいりますので、相当な時間がかかってくるということで。そういった負担軽減のために皿を紙皿の部分に変えて対応したというところでございます。

もちろん、これから御審議して御承認頂けた後には、十分１日でも早く業者と打合せをさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

一般競争入札の結果、残念ながら１社応札ということで、この金額で終わっているわけでございますけども、この種の業者は少ないかとは思うのですが、ほかにこの近辺、県内佐賀県ぐらいを含めて、こういうような調理関係を取り扱っている業者というのは把握されているのですか。

○議長（百武辰美君）　税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

さっきの答弁でも申しましたけども、以前給食センターの備品の購入。こういった備品を購入した時は２社お見えになりました。それは県内ですね。

ですので、県内にもこういった給食センターとか、業務用の食器洗浄機ですか。そういったものを使われるところは数社あるとは思っておりますけども、たまたま今回は１社ということでございます。

県外につきましてはお見えになったことがちょっとありませんけども、佐賀県とか福岡県においても給食、学校給食をされているところもありますので、そういった機種を扱っていらっしゃる業者さんはいらっしゃると思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

近くにあと１社か２社ぐらいはおられるということであれば、仮に一般競争入札の公告をされて、そしてなかなか１社しか応じないという場合はそちらのほうに連絡とか、そういったことはできないのですか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

どこまでやればいいかなというところがあるのですけども、以前来られたところとか、いう

ところであれば、ホームページを見ていただけないでしょうかというような紹介はできると思います。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今回そういった後の世話と申しますか、後の対応をされたものかということと、やはり一般競争入札が正当だと思いますので、今後そういうような事態が生じた場合は、なるべくやはり有利な契約を結ぶためには、そういったことも必要ではないかと思いますので、そのあたりのこともちょっとあわせて答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

法律でも規定されておりますとおり、入札の基本は一般競争入札でございますので、今回はたまたま１社でしたけども、基本的には入札に参加されている業者の皆さんもですがホームページのほうでかなり確認をされておるようでございますので、今後も一般こういった備品、物品等については一般競争入札を用いて、入札を確かにしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　１番　前田議員。

○１番（前田博司君）

先ほどの農機設置期間について夏休み中というところでの答弁がありましたけど、私はちょっと認識がおかしいと思います。これは仕様書に夏休み設置と書いてあるのだから、遅れが生じるかもしれないという説明は、私はおかしいと思いますよ。

この仕様書で相手方に伝えているわけですから、それで言うと納期期限が９月30日となっているのは、これ納期限契約期間と読みかえますと、設置後稼働してから不具合があったりした場合に設置したからもう知りませんではなくて、責任持って対応してくださいねという意味の期間ではないかなと思うのですけど違うのですか。

○議長（百武辰美君）　朝長給食センター所長。

○給食センター所長（朝長哲也君）

申し訳ありません。私の認識不足でございました。今議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号　財産の取得についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御起立お願いいたします。お疲れさまでございました。

午後11時19分　散　会

第５日目（６月 11 日）（火曜日）

議事日程

日程第１．町政に対する一般質問

尾上 和孝 議員

甲辰園グラウンドからやきも公園一帯の開発について

岡村 達馬 議員

１．町道地内の未誘致対策について

２．農業振興について

田添 有喜 議員

１．消防水利施設について

２．自治会制度について

３．波佐見町まち、ひと、しごと創生人口ビジョンについて

福田 勝也 議員

部活動地域移行について

横山 聖代 議員

絆の日について

第５日目（６月 11 日）（火曜日）

２．出席議員

１　番	前田　博司	２　番	濵本　秋人
３　番	澤田　昭則	４　番	岡村　真由美
５　番	田添　有喜	６　番	岡村　達馬
７　番	福田　勝也	８　番	城後　光
９　番	横山　聖代	１０　番	欠　員
１１　番	北村　清美	１２　番	脇坂　正孝
１３　番	尾上　和孝	１４　番	百武　辰美

２．欠席議員

な　し

３．議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田　孝行	書記	一瀬　若菜

４．説明のため出席した者

町長	前川　芳徳	副町長	村山　弘司
総務課長	福田　博治	企画情報課長	澤田　健一
商工観光課長	太田　誠也	庁舎建設推進室長	大橋　秀一
税務財政課長	古賀　真悟	住民福祉課長	井関　昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤　幸治	農林課参事	太田　克宏
建設課長	本山　征一郎	水道課長	中村　和彦
長寿支援課長	松添　博	子ども・健康保険課長	石橋　万里子
会計管理者 兼会計課長	串島　佳織	教育長	森田　法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長　哲也	総務課課長補佐	坂本　昌俊

午前10時　開　会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さんおはようございます。

ただいまから令和６年第２回波佐見町議会定例会第２日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第１　町政に対する一般質問

日程第１．町政に対する一般質問を行います。これから通告に従い、順次発言を許します。

13番　尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。通告に従いまして質問いたします。

甲辰園グラウンドからやきもの公園一帯の開発について

今年の波佐見陶器まつりは、25万人の人出でにぎわいました。

波佐見陶器まつりは、小さい子供連れの若い家族も多く、休憩するところがないとの声も聞きます。

公園の開発は、やきもの公園一帯、ひいては波佐見町の活性化につながると考えます。

そこで、次のことを問います。

（１）甲辰園グラウンドからやきもの公園までは都市公園として指定されていると思うが、どこからどこまでの範囲を示すのか。

（２）今年、鴻ノ巣公園に新しく遊具が設置され、若い親子連れでにぎわっています。

鴻ノ巣公園同様に、駐車場もあり、観光客でも訪れられる公園を甲辰園グラウンドからやきもの公園までの間に造ることができないか。

（３）やきもの公園の親水広場は、農業用水の水路として利用されていると聞くが、水路を移動もしくは地中に埋めるなどして、陶器まつりや憩いの広場として使える芝生広場へ変更できないか。

（４）町として遊具を置く公園開発を今後どのように進める考えか。またビジョンはあるのか。

（５）波佐見焼の陶祖　李佑慶の碑を活用した観光開発ができないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。13番　尾上和孝議員の御質問についてお答えをいたします。

甲辰園グラウンドからやきもの公園一帯の開発についてのお尋ねでございます。

（１）都市公園としての範囲はというお尋ねでございますが、概略の線になりますが、東側

は勤労福祉会館や陶芸の館。西側は甲辰園グラウンドを囲む範囲がやきもの公園としての範囲となります。区域の面積は7.4ヘクタールであります。

次に（２）甲辰園グラウンドからやきもの公園までの間に鴻ノ巣公園のような公園はできないかとのお尋ねですが、現在本町の公共施設の基本的な考えについては、波佐見町公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の適正化を念頭に置き、中長期的な視点から計画的な維持管理を行うこととしており、現有施設の適切な更新や施設の複合化、集約化による総量の圧縮を基本の考え方としています。

特に類似の施設については集約化の検討を進めていくこととしており、現段階において新たな施設の整備を行うことについては考えてはおりません。

（３）やきもの公園内の親水広場を再整備して、芝生広場へ変更できないかとのお尋ねですが、水遊び広場いわゆる親水広場は、おっしゃるとおり農業用水路としての機能を有しておりますが、クラフトパークとしての理念のもと焼き物の３大要素である土、水、炎のうちの水に親しむ役割を担って整備したものであります。

このことから水路の部分については変更する予定はありませんが、一方で水路周辺の樹木を整理するなど工夫次第では一定の空間の確保が見込めるために、その空間を活用した憩いのスペースは検討の余地があると考えます。

今後とも親しみある公園となりますよう研究をしてまいります。

（４）町として遊具を多く公園開発を今後どのように進める考えか。またビジョンはあるのかとのお尋ねですが、さきの答弁と重複しますが公共施設の整備については、波佐見町公共施設等総合管理計画を基本として進めてまいりますので、現段階において新規の整備を行う予定はございません。

（５）波佐見焼の陶祖 李佑慶の碑を活用した観光開発についてのお尋ねですが、陶祖 李佑慶の碑は昭和43年に波佐見焼創業370年記念祭の開催に合わせて建立されました。その後、毎年陶器まつり期間中の５月１日に李佑慶の遺徳を偲んで陶祖祭がとり行われており、窯業関係団体や自治会の代表者などが参加しております。

観光開発ができないかとのお尋ねですが、現状では町内の観光施設として陶祖碑への誘客については行っておりません。

誘客を検討するにあたり観光客が行ってみたくなるような環境整備やストーリー性、他の観光施設との関連性や周遊性が必要になってくるものと考えます。今後観光協会や波佐見焼振興会ガイド協会など、観光施設としての陶祖碑への誘客促進等について意見交換を行った上で、必要があれば観光地としての活用を検討したいと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。そしたら再質問をさせていただきます。

最初にグラウンドから弓道場、李佑慶忠魂碑を含む広さは大体どのくらいの広さになるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほど言われた範囲の面積でございますが、約2,000平方メートルでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

一応私も先日もうちょっと見に行ったのですが、結構山にはなっているのですけど、公園ができないことはないような広さとなっております。今公園といってもあちこち波佐見町以外でも造ってありますが、波佐見町にはある会社の方で海外にまで庭造りに行かれたり、あとは幼稚園の遊び場をプロデュースされていたりしている方がいらっしゃいます。

そういった方々の知恵も借りながら、ほかのところにはない公園づくりはと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この今言われた公園の新しい整備。これにつきましては先ほど町長の答弁でも今ありましたとおり、施設の適正化、管理計画がございますので、それに基づいて行っていくということを方針として決めておりますので、現段階では予定はございません。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは質問いたします。波佐見町の公園は何か所ぐらいありますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

公園の数とおっしゃいましたけれども、公園について様々な種類がございますので、建設課のほうで現在管理をしております公園につきましては、この都市公園やきもの公園と鴻ノ巣公園の２か所でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

この都市公園とやきもの公園の２か所ということでございますね。波佐見町でそれでは小さい子供たちが遊べる公園というのはどこがあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

都市公園以外の公園ということでございますと所管もちょっと違うのですが、子供たちが遊べる公園ということであれば児童遊園というものがございまして、これは５か所ございます。場所としては。

あとは各地域にはグラウンドとして、農村公園とか、そういったかたちで整備された公園もございますので、それを合わせますと、もう少し各地域の数ぐらいはあるのではないかと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

その児童公園には遊具はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

以前はございましたけれども、現在遊具は全て撤去しております。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ということは鴻ノ巣公園に行かないと、大体そういう遊具がほとんどないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

そういった大型遊具で遊ぶということであれば、鴻ノ巣公園に行っていただくということになると思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長、なぜ東地区に公園ができないのですかね。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

東地区に公園ができないということではなくて、波佐見町でトータルに考えた場合については、鴻ノ巣公園に子供たちが遊ぶ遊具を備えているという捉え方でよろしいのではないかなというように思いますし、公的整備ばかりでなくて例えば今民間の方で公園を備えた施設を持っていらっしゃいますので、そこ辺りで遊んでいらっしゃる子供さんもいらっしゃいますので、大きく捉えてほしいというように思っております。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長がおっしゃるのも全然分からないことはありません。しかし、やはり東地区のほうから南地区までの移動となったら、やっぱそれなりにかかります。ちょっと散歩させながら連れて

いくようなところでもございません。

ですからやはり東地区、中央地区をちょっとこう含んでいるのですけど、甲辰園辺りにやはり公園が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

お話の内容は理解できますけれども、先ほど申しました公園の整理。こういったものにつきましては国でも今公共施設の類似している施設の集約化とか。そういったものを行っておりますので、現時点ではやはりこの計画に基づいていきますと、お気持ちは分かりますが、この施設の整備というのは現在のところ考えていないところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町としても考えていないというのは分かるのですが、やはり私としてはどうしてもやはり子供たちが遊べるようなそんなちょっと場所がほしいと思っております。隣接して講堂もあるのですけど、場所的にはその横になっております。

ちょっと今回は公園一帯の開発についてということでちょっと触れさせていただきますけど、その裾野にあたるところに講堂がありますが、その横辺りにでもちょっとした遊具を整備して子供たちが遊べるような、大体あそこは学校の施設だったですよね。

ですから、そんなに広くは要らないと思うのですよ。ちょっと子供たちを連れてくるような環境ができないのかなと。一つは、以前今の商工会の後ろに公園がありました。そこに遊具もありました。今は多分そこの遊具も撤去されてないのではないかなと思うのですけど――あったらすいません。

そういったことで、子供たちの遊び場というのがどんどんなくなっていっております。やはり今から小さい子供たちを育てる上で、そういった伸び伸びとできる環境というのが私は必要だと思っているのですけど町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり子供たちが伸び伸びと遊べるような広場、本当に欲しいところです。ただ遊具があるから遊ぶという考え方はやめたほうがいいのではないかなと私は思います。

例えば大きな芝生のＨＩＲＯＰＰＡなんかでも、子供たちは思いっ切り遊びますし、かえっていろいろ想像力が働かせていいのではないかなという感じもしますので、これを町がいろいろ御要望にあるように例えば上地区にとか、あるいは東地区や中央地区にというのはどうなのかなと。

例えば各地区にございますよね、いろいろな広場が。それに対しては補助事業を設けて芝生化するなり、いろいろな例えば遊具を設置されるということであれば、そういったものも補助

事業を対象として考え方はできますが、町として一体的に整備をするというのは一つもう鴻ノ巣公園という大きな施設を持っておりますので、それ以外に新たに作るということは現状では考えておりません。

ただ、ほかの中でいろんな政策で支援することがあれば、考えていきたいというようには思っております。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そう言われまして、やはり講堂の横辺りにちょっとした子供たちが遊べるようなスペース。遊具を置かなくても、そこをちょっと少し芝生広場にしてもいいじゃないですか。やはりそういった施設を私は造っていただきたいと思います。

それと忠魂碑のところから山を渡ってやきもの公園、ちょっと言ってみれば山の尾根を使ったような感じの抜けるルート。こういった感じは考えられませんか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現段階では考えておりません。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そこあたりも１回ちょっと考えていただきたいなと思っているところです。あそこ大体全体を一応公園にしようというお話もありました。ですけど、なかなか難しいことは重々分かっておりますので、その李佑慶の碑のところからやきもの公園まで抜けるような道を一つ整備されたら、その李佑慶の碑とかもこう生きてくるのではないかと思いますが、どうでしょう。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

おっしゃるところは十分、何を言わんとするかというのは分かります。

ただ先ほど町長の答弁にもございましたとおり、その道をつくるためにはある程度のそういったストーリー性、そういったものも重要になってくると思います。どのようなかたちで活用するか。そういったものを考えていく必要がありますので、現段階ではそういったものが今のところは我々のところではないので、考えていないということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

しかしその道もぜひこう造っていただいて、やきもの公園にいらっしゃった方が、李佑慶の波佐見陶祖の碑のところまで歩いていけるような、そういったルートも観光として考えられてもいいのではないかなと思っております。

先ほど意見交換会をちょっとしたいと考えていますということでおっしゃいましたが、大体

いつぐらいに意見交換会。年内にということでお考えなのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

李佑慶の陶祖碑に関しての意見交換会ということでよろしかったですよね。これにつきましては町長も答弁しましたとおり、現在観光施設ということで位置づけは行っておりません。ある程度やはり観光客が行きたくなるような場所。そういったところをどのように考えて、そこへ誘客を図っていくかということについては、常日頃から観光協会等もあわせて、いろいろと意見交換を行っているところです。

こういった議会でのお話があったというようなことについて、今後の李佑慶の陶祖碑について観光施設としての活用が見込めるかどうか。そういったところについてはいろいろと意見交換をしたいというようには思っておりますが、今のところいつぐらいにそれを行うかというところまでの想定を今はしておりません。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そう言われましてもぜひとも意見交換会。ここあたりも早々にしていただきたいなと思っております。

そう言っている私も李佑慶の碑とかそこ辺りに行くのは、年に２回ほどしかありません。ぜひとも町内の私どもそういった感じですから、議員をしている私もそうですから。やはりこう皆さんもなかなかこう行っていらっしゃらないのかなあという感じがいたしますけど、町長は年に何回ぐらい行かれますか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私も陶祖祭、あと前は慰霊祭がございましたので、そういったときにちょっと参加させていただくということで、年に一、二回という程度かなというふうに思います。先ほど来から観光施設としての位置づけはないということでございますが、焼き物に関する一つの観光資源という捉え方ですね。そういったことで整備まではしなくても、適正な保全管理は必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

観光資源ということで、ぜひとも活用していただきたいなと思いますが、そこで波佐見焼の陶祖の李佑慶をもっと知ってもらい身近に感じていただきたいのですが、今学校としてはどういった感じで教育されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

遠足等の校外学習で現地に赴くことはありますが、カリキュラムの中に学習として位置づけてはおりません。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

遠足としてということなのですが、これは中学校だけなのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現状では中学生が歓迎遠足で甲辰園グラウンドに行っているのは毎年恒例ですが、小学校においてどの学校があそこで校外学習を行っているかは今のところ把握をしておりません。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

小学生には教材的には何か使われてということはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど申しましたようにカリキュラム上といいますか、教科書副読本等々の取扱いがもちろん教科書にはありませんけれど、副読本としての部分の活用ができるかもしれませんし、李佑慶という名前につきましては、波佐見町の子供であればということの期待は持ちたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ぜひとも小さいときから李佑慶という名前を耳に入れて、覚えていただくようなそういった学校での御指導のほうもしていただきたいなと思います。

それでは、やきもの公園に移りたいと思います。親水広場、これ何かいろいろ呼び方があるみたいなのですけど、ちょっと今回私同僚議員の先輩から親水広場ということでお聞きしていたので、親水広場ということで使わせていただきます。

この親水広場は大体どのぐらいの広さがあるのでしょうか。大体でいいです。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今の親水広場とおっしゃって水に親しむということですので、それで十分構わないと思っています。我々はちょっと水遊び広場というふうなかたちで表現をしておりますが、どちらでも。水遊び広場ですね。

面積でございますが、承知しておりませんので私のほうで今手元の資料でいうと、これが大体1,980平米ということでございます。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

その親水広場ですけど、大体年間どのぐらいの人が利用されていると思いますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

利用者につきましては把握をしておりません。面積の部分ですが、確かに手元の資料ではちょっと今、さっき1,980平米となっているのですけれども、これがどこまでのエリアを含んでの親水広場というようにしてあるのかちょっと分からないので、いわゆるその見た目の部分の水が通う広さのところ。そこについてはちょっと具体的な数字をちょっと持ち合わせておりませんので、そのあたりはすいません。ちょっと不明ということでお願いしたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私が感じた中では、あそこの公園で人がいたというようなあまり記憶がないのですよね。いらっしゃったということはあんまりないのですよ。なぜ少ないのでしょう。

造ったときはどういう思いで造られたと思われますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まずなぜ少ないかというところでございますが、なかなかこのあたりも私のこう考えになってしまうので、答えにくいとこもあるのですが。

恐らくふだんここはもともと答弁にありましたとおり、用水を使った水遊び広場というようなっておりますので、水を張った時期がある一定の期間しかないということで、なかなかその期間であれば、親しむような時間もなかったりするのかなというようなかたちで考えているところです。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そしたらそこに、どうしたら人が集まるようになると思われますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

なかなか今の御質問に対しての回答というものを、ここでは持ち合わせておりませんが、水に親しむその目的で設置をしていて、たくさんの人が来るという、どこまでの分を想定していたのかという部分は私も正直過去の資料を見ましたけど、具体的な人数までは承知していないところです。

ただそのそもそもの目的としては、クラフトパークとしての焼き物の３要素をまず具現化す

るというようなかたちの中で設置をされて、かつそれに合わせて水遊び広場。住民が親しむというところですね。そういったことを考えられたと思います。

あとはこういった最近の状況から言いますと、なかなか屋外に出るということも少なくなってきているので、基本的にその公園がどうこうではないところもあるのかなというように感じているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいません、なかなか難しい質問だったですよね。この親水広場、この水路がありますけど、本当この田植時期の２か月、３か月――３か月もあるのかなぐらいの多分利用だけだと思うのですよね。何か水に親しむというか水遊びというか、ほとんどもう枯山水のような感じになっていまして、思うのですが。

あそこを皆さん行ったら分かると思いますけど、水路があって結構あの水路広いのですよね。そこに飛び石のような感じで石が置いてあります。あれってなかなかこう歩くにも歩きにくくて、特に年配の方はそこを渡れない。しかしあそこは溝のような造りですよね。

あそこを水がないからといって、渡るような感じでは作っていないと思うのですよ。あそこに木製でもいいのですが、ちょっとした橋のようなものを設けて、今の時期水が通りますよね。通ったときは下を水が流れると。普通のときはその橋を渡っていけるような、そういった公園づくりというのができないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

池の部分のところの飛び石。そこの上のほうにそういったものができないかというようなお話だと思います。そこにつきましてですが、まだ今日お話を頂いたばかりでございますので、どのようなことができるかでございますが、基本的には現在のかたちはそのままと考えておりますが、状況を見ながら少し様子を見ていきたいなというように考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

やはり公園というところは若い人も来るし、年配の人もいらっしゃいます。ですからやはり小さい用水路を渡るとしたら、やはり橋のような感じがあったほうが歩きやすいこともあるし、やはり安全ですよね。そういったところも含めてちょっと今後、考えていただきたいなと思います。

もう本当に皆様御存じのとおり、今植えてある木ですね――木というか。あそこ辺りももう本当種類もたくさん多くて、あそこを本当少し整備したらもうちょっとすっきりした公園ができるのではないのかなと思っております。

そこで私がここ辺り座っていいよねと思ったところに椅子がありました。現在椅子は何脚あ

ると思われますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

親水広場、水遊び広場周辺の椅子ということでよろしいですか。全体の数まで正直こちらで把握はしておりませんが、私が記憶していたのは２つほどございまして、そのうちの１つがちょっと腐食をしていたので、それは先日そこの座面の部分を撤去したところですね。ですので、私が思っているところは今１か所だけです。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうです。おっしゃるとおり１脚なのですよ。１つはいつぐらいに撤去されましたか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これは陶器まつり前に、実は職員であの辺りの一斉清掃を行ったときに、その腐食がちょっとこう分かったので、これは危険ということで撤去をしたところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

分かりました。事故が起こる前に皆様で対応されたということですね。

やはり椅子というのはちょっとやはり私は必要ではないかなと思います。せっかく今回ここを少し、ツツジあたりを伐採してきれいにしようというお話もあるようですので、ちょっと提案させてもらってよろしいでしょうか。

椅子を作るときに考えられるのですけど、普通の椅子を作ってもなかなかこう波佐見らしくないという感じが私はいたします。そこで台座の部分だけでもいいですので、台座の部分に陶片をタイルがわりにして、それをはめたような状態で上から木を置くとか。それとかもう全体を陶器の陶片でするとか。波佐見らしい陶器を使った、そんな椅子にしていただきたいなと思いますが、そこあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

椅子の部分ですけども、先ほどまず町長の答弁でもございましたとおり、樹木の整理をすることで、そういった空間が生まれて、憩いのスペースでもこう検討できるのではないかということで話があったと思いますが。

今おっしゃった部分についてはそういったものを考える中で、一体的にちょっと協議、検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

向かい側にゲートボール場もあります。その方たちの休憩場になるようなこんな感じの広場になればと私考えております。多分ゲートボールで、グラウンドゴルフじゃないですよね――多分ゲートボール場と私は思って、ゲートボール場と言わせていただくのですけど――あそこもう何も日を除けるところもなく、なさっておられます。ちょっとすぐ横に緑がある公園がありますので、そこ辺りでちょっとゆっくりしていただくような。そういったスペースにもしていただきたいなと思いますので、ぜひとも橋と椅子。こちらの整備をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

全てこのやりますということをここで言えれば一番いいのでしょうけれども、それを期待されると思うのですが。まずは全体を見て、バランスを整えながら考えていきたいなと思いますので、そういったかたちで考えていただければと思います。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

期待するなと言われても期待しております。よろしくお願いいたします。

波佐見町には子供が遊べる公園が少ないと思います。最後になりますが今ある町の町有地を生かし、波佐見町の宝である子供たちが伸び伸びと遊べる公園整備をしていただきたいと思いますが、今回はなかなかできないということだったのですが、今後10年、20年。そこあたりを見て考えていただきたいなと思うのですが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

子供たちが伸び伸びと、過ごしやすいまちづくりというのはやはりまちをつくる上で一番大切なことじゃないかなというように思いますし、町民の皆様の要望がそういうふうに大きく動くようであれば、考えないこともないわけでありますけれども、やはりどうしても町の規模あるいは財政規模等も考慮しながら進めていきたいと思っております。

それから建設課長が答弁しにくくしておりましたが、ちょうど私が平成元年ですか。私そこのやきもの公園の整備を担当しておりまして、この親水広場の整備も担当しておりました。

その中ではやはり課長が申しましたとおり、焼き物の３要素をコンセプトにしておりますので、その飛び石を橋にというのは私としては果たしてその全てを橋にとかあるいは危険防止のために橋をかけるとかいうのはどうなのかなと。

ある程度やはり公園としての景観なり、あるいは全てを手助けするようなことではなくて、アドベンチャー的な要素も公園の中にはあってもいいのかな。ただ危険防止はしなくてはいけませんが。なので、そのあたりを考慮しながら全体的な整備を今後十分に考えて維持管理に努

めてまいりたいというように思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいません。私飛び石を撤去してくれという気持ちで言っているわけではありません。飛び石は飛び石で、その横にちょっとした木製の橋を作っていただけないかなということで言いました。そこはすいません。お間違いのないようにお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、13番　尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。10時55分より再開をいたします。

午前10時40分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

おはようございます。お疲れさまです。通告に従い一般質問を行います。

１．町道地内の民有地対策について

町道地内の民有地問題については、令和４年３月定例会による一般質問において、２年後となる令和６年４月１日付の相続義務化にあわせた対応と対策を求めました。

そこで、次のことを問います。

（１）町道だけで約2,800筆、面積で29万5,000平米あり、可能な範囲で進めるとの答弁であったが、その後の対応はどのようにされ、また現在までの進捗状況はどの程度か。

（２）この業務を行う担当部署はどこか。

（３）現在の所有者相続登記にも大きな影響を与えることもある。もう猶予はありません。早急に動くべきだと思いますがどうか。

２．農業振興について

農業の多様化にある中、農家の収入のほとんどが稲作によるものであると言われております。

米作りは本町農業の根幹であると考えますけども、稲作への支援、対策が後退しているように思います。

そこで、次のことを問います。

（１）全国的に米農家の数が劇的に減少しているが、本町の動向はどうか。

（２）今後の後継者問題や高齢化による稲作への人材確保をどのように図っていくのか。

（３）長期間にわたる米価の下落も著しく、それに代わる農業の収益を図る対策はどうしているのか。

以上、壇上からの質問を終わり、詳細については発言席より行います。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

６番　岡村達馬議員の御質問についてお答えをいたします。

１．町道地内の民有地対策についてということで、（１）令和４年３月定例会での一般質問後の対応と、現在までの進捗状況についてのお尋ねですが、まず町道地内の民有地問題と相続登記の義務化については、それぞれ独立した問題であることを御承知おき頂きたいと思います。と申しますのも、町道地内の民有地問題は土地の所有者や管理に関わる問題であり、相続登記の義務化は、相続が発生した不動産の法的な手続を確実に行うためのものでありますので、考慮すべき案件もあろうかと思いますが、そのあたりについては御留意頂きますようよろしくお願いをいたします。

さて、前回答弁後のこれまでの進捗ということですが、対象となる筆いわゆる地番とその路線について、どのような状況なのかを確認する作業が必要と考えており、具体的に申しますと路線によって境界と路線に乖離があるものとないものでは、作業量が異なるため、それらの仕分を行うことを実施したいと考えているところで、その手法についての検討にとどまっているのが現状であります。

前回答弁でも申し上げましたとおり、その量は膨大なものでありますので、当年度事業の対応を確実に行いながら、新たな未登記案件の発生がないように努めております。

一方で個別に生じた案件については、その都度対応しているところであります。

（２）この業務を行う担当部署はどこかとのお尋ねですが、基本的に行政財産の場合は、それぞれの所管課が対応するため町道の場合は建設課が担当部署となります。

（３）所有者相続登記にも大きな影響を与える。早急に動くべきだと思うがどうかとのお尋ねですが、議員も御承知のとおり、この問題は古い案件が多く、当時の状況を知る職員もおりませんので、そのあたりの実情の把握にかなりの時間を要すると思われます。

また件数も多く一度にこれらの業務を行うことは、多大な費用と時間を要します。これらの状況を鑑みますと、前回の答弁では可能な範囲で特定作業を進めていくと申し上げておりましたが、やはりそのようなかたちでしか対応できないものと考えますので、まずは現状の把握を行い、路線の規模やその難易度を確認しながら、申出による個別案件は引き続きその都度対応してまいります。

なお繰り返しになりますが、町有地内の民有地問題は町道の未登記に関わるものであり、相続登記の義務化とは別問題でありますので、道義的な意味合いとはならないことを申し添えたいと思います。

２．農業振興について

農業の多様化にある、農家の収入のほとんどが稲作であると言われているというようなことで、稲作への支援対策が後退しているように思うということで、（１）全国的に米農家の数が劇的に減少しているが本町ではどうかとのお尋ねですが、本町についても全国的な傾向と同様に減少をしています。数字的に言えば、農林業センサスの水稲経営体数によりますと2010年に451経営体・2020年に358経営体となり、93経営体の減少となっております。

今後の稲作への人材確保などをどのように図っていくのかとのお尋ねですが、町としましては、作の維持や高齢化に対応できるようにスマート農業の推進による労力軽減、省力化や法人組織との連携を図り継続的な地域農業の維持に向けて努めます。

人材確保としては、県やＪＡなどの関係機関との連携や情報共有を図り、後継者の確保に努めてきたところです。今後についても状況に応じた支援を行い、就農しやすい環境整備を考えております。

また兼業農家についても、退職後等に規模拡大など本格的に農業が営めるように支援し、地域農業の維持に努めていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今後の農業振興については、高齢化による農業人口の減少により、その担い手が大幅に不足することから、これまでの取組に加え移住者とのマッチングや企業参入など多彩なルートからの新規参入者を含め多様な担い手の確保を図ることが必要だと考えております。

（３）米価下落に対応して農業の収益を図る対策をどうしているのかとのお尋ねですが、米価の下落については消費量に対しての生産過剰が原因であり、消費拡大に向けて米飯給食の実施や米を使用した加工品への転換、海外への輸出、生産量の調整においては飼料作物とへの転換など国をあげて行われており、町においても同様に需要に応じた対応をしているところです。

そもそも少子化により人口が減少していることから、消費自体も減少が続いているのが現状です。農業の収益を図る対策としては、水田のフル活用による裏作の実施や、キャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜や施設園芸などの高収益作物への転換を推進しています。また農家の収益を図るため、有機農業の支援による肥料軽減など経費の節減を図っています。

さらには耕作環境の改善を目指し、町の単独事業である小規模農林業事業では各種の補助を実施しており、維持管理の省力化を目指し畦畔コンクリートセンチピードグラスの補助も拡充して支援をしております。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

今回この質問については、２年前の令和４年３月定例会に質問をしたところでありますけれども、そのときに本年４月の法制化に向けての一定の対策や、対応についての答弁を頂いてお

ります。

しかし、その時点においては法整備化が明確には示されていない部分も多くありましたけども、本年４月、民法等の一部改正する法律。相続等により所属した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の法整備化がなされたのを受け、相続登記の申請義務化や住所等の登記変更の申請義務化など不動産登記債制度の見直しがなされております。

それに先立ち昨年４月１日は財産管理制度の見直し、共有制度の見直し、相続制度の見直しなどが施行され、同年４月27日には土地を手放すための相続登記、国庫帰属制度などの創設がなされ大きく変わっております。

そこで前回の一般質問での回答を頂けなかったことだとことや、その後の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

さきにもお伺いしましたけれども、今なお個人が有する土地が300路線を超える町道地内にある土地が多くあり、相続時においても今なおそのまま個人名義で受け継がれております。例えば個人所有の畑や箍（たが）ですね。町道になっているところを多く見ることができます。

前回の質問においてはっきりしたことですけれども、町としても大まかに認識をされているようで、そういった箇所は固定資産税、明細書明細書等に公衆用道路と記載はされております。国土交通省が毎年まとめている土地白書によると、日本国内の登記簿上の土地のうち所有者不明土地は約20％。九州の面積の367万ヘクタールを上回り、約410万ヘクタールに達し、北海道面積の780万ヘクタールに迫ることが危惧され、それを受けて本年４月には相続登記義務化が始まりました。また相続登記を放置することに対しての過料も課されることになりました。

これは何も個人だけ課されているものではなくて、法人や官公庁も一緒になって対応する必要があります。町長もさきの答弁でも所有者不明土地が発生しないよう可能な範囲で移管するように努めてまいりますと言われております。

また事実関係の書類や記録が残っていない場合の手続の方法や、登記費用等を誰が負担するか等の問題もあり、問題解決のための調査・研修・研究もしたいと言われました。どのような調査研究が行われ結果を見いだすことができたのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

問題解決のための調査研究。この中身ですけれども、まずこれがどのような手法で行えば合理的に早く進むのか。効率的な方法、手法はどのようなものがあるのか。こういったことを検討するというところが今回の調査研究のところでございました。

属人の調査――いわゆるその土地の所有者のところから攻めるべきなのか。あるいはもうその土地の続地による調査を行うべきなのか。あるいは路線ごとに調査をかけていくのか。そういったところを課内でも協議をいたしました。しかしながらいずれにしても簡単にいく内容ではございませんでしたので、結果的に具体的にどのような方法でいくのかというものは、正直

なところ決まりませんでした。

ただその答弁で申し上げたとおり、難易度の整理がまずできないか。こういったことも考えていく必要あるということを思っておりますので、それについてはきっちり進めていきたいなと思っているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

そういったことを踏まえて２年前にいわゆる２年間の猶予を与えたというか、２年間の時間をお願いしたのですけども、実際この今回の民法等の改正により相続登記がやはり多少増えているというように思っております。いわゆる町としても公共用地の所有権が誰にあるのかを明確にし、しかも早急に対応をする必要が生じてきておりますと２年前に申し上げておりました。

いわゆるその背景としましては、これまでの相続登記は義務でなく、申請しなくても当面困ることや不利益を被ることはなく放置されがちでした。その結果、相続人が増え続けることで、相続登記ができなくなり所有者不明土地が増える要因ともなっております。

またその一因に自治体が状況を把握しているにもかかわらず積極的に公有地にしてこなかったこともあげられます。もちろんこれまで分かった時点で、寄附行為等をしていただくことが必要ですが公有地とされていないことも、多々あります。

これまでの対応への反省と今後２年後、今からですけれども、その対応はどのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これまでの対応への反省と今後の対策は。ということでございますが、これまでの対応の反省という部分につきましては当然、先ほどの岡村議員の話にもありましたけれども、その都度これまでやってこられなかったものが原因だと思っております。

ですので我々としましては、現在当年度で発生したものについては、確実に整備を行っていくということはやっていきたいと思っておりますし、当然今の工事の手法から申しますと改良工事については分筆登記を行った後に工事をしますので近年の、平成に入ってからの工事についてはある程度整理ができていると思っております。

ですので、過去の分については当時戻ってしてください。やりましょうと言えないのですけれども、現状においてはそのあたりの反省を踏まえて、このようなかたちで対応しているというところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

以前にも使用しました長崎新聞の令和３年12月３日の長崎市議会において、40年以上前から

私道敷地内に民有地が含まれていることに対し、当時の副市長が市側の落ち度を認め審査いたしましたという記事です。当該土地は固定資産税非課税にはなっているものの、登記上の名義人からは土地の買取りを止められていますというようになっております。

長崎市の土木部総務課にお尋ねをいたしました。この件については明らかになった時点で取組を行い、既に登記を済ませましたということでした。また市としては受け身の体制ではなく、個人所有地としての判断できたものについては寄附の申込み、あるいは申込み依頼があったものについては速やかに市側への所有権移転対応できるよう体制を整えているということでもありました。また長崎市議会から職務怠慢との発言もあり、重要案件として作業を進めておりますと。いうことでした。

本町も約2,800件、29万5,000平米ほどあると前回答弁を頂きました。ここまで及ぶともう危機管理の範疇に入っているものというように思います。当時の太田建設課長補佐からは、町道など管理している土地にどの程度個人所有が存在するかは、多大な事務量と時間を要するが可能な範囲で特定を進めていきたいと。ある意味積極的な発言を頂いております。

本来ですと、前回発言を頂きました太田課長補佐からの答弁を頂きたかったのですけども、これまでの２年間の実績をお尋ねしたいと思います。いわゆる登記の問題が解決して、登記移管ができた件数はいくらあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これまで対応した件数ということでございますけれども、これまでの対応としては、都度に対応した件数が１件。そしてこれまでの懸案事項であった件数１件、合計２件でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

いわゆるこうした関係者への周知はどのようにして行われていますか。お尋ねします。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

関係者への周知というところいうことでございますが、今回のその洗い出しといいますか、全体の全容がまだうちのほうでは承知できておりませんので、全ての把握ができていないため現状のところではまだ行っていないところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

そうすれば、いわゆる前回答弁にありました2,800件のうち完了しているのが１件というように捉えていいですか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

件数につきましては先ほど申しました２件でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

２件ですか。分かりました。別に2,800件を一遍にしろとは、一度にする必要もありませんけども課税等で道路や公有地と明記されております、いわゆる現権所有者の生存の方からお尋ねをし、あるいはお知らせをし、一刻も早く対応すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

その筆が確定していて、そういうようなかたちで話をするならば、おっしゃる案件はそのようなかたちが早いのだろうと思っております。しかしながら現状においてはそういうふうな所有者の洗い出し、この下準備にも相当の時間かかるということで、前回の答弁でも申し上げており現状も今そのようなかたちで進めているところでございます。

限られた職員の数での対応となりますので、より合理的な方法で進めることできないかという、そういった研究をしながらその他の整理を行い、進めていく必要があると考えておりますので、さきに述べたとおりその現状においては、その都度対応していくと。

先ほど長崎市の例を出されましたけれども、寄附の依頼があったものは速やかに対応。これにつきましては、そういった申出があれば速やかに対応する体制は整えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

例えば町道の１級、２級全てに同時に取りかかれというわけではなくて、いわゆる１級町道の道路台帳の１番のほうから、そういったところから取り組んでもいいのではないかと思っております。

このことは町有地にしっかりなされていないといろんな問題が発生します。手の内を見せることになりますから、あまり詳細には申しませんけれども、団体や個人においてもこうした土地に目をつける。いろんなある意味良からぬ柘植を行い移転登記に大きな支障が出てきたことも報告をされております。ぜひ早急な、今回の法令改正がいい機会となりますので対応をお願いしたいというように思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほどの答弁、町長の答弁でもありましたとおり、先ほどから私も申し上げているとおりまずは新しい、その都度現状の分については確実に行っていくことを心がけて、かつそういった

それ以外の分についても分かる部分からやっていければと思っておりますが、なかなか厳しいものもございますので、そのあたりは全体で調整をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

いわゆる相続の登記はこれまで関係者の裁量に任されておりましたけども、今年の４月以降、相続の回収を知り、かつ所有権を取得したと知った日から３年以内あるいは遺産分割協議が２年後にまとめに集まった場合でも、その日から３年以内にしなければ過料が科されることになりました。

相続登記。先ほど言いましたように多少増えております。それに伴って公有地と個人間（こじんかん）のトラブルや問題も発生すると思われますけども、そこあたりの対応はどのようになされているでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

個人間（こじんかん）。そういったトラブルの発生の部分でよろしいですかね。今そういった事例は早々我々のところに話は来ておりませんが、そういったケースがあった場合には状況を把握しながら進めていくかたちになるかと思います。

ただそのあたりの公有地が含まれている分については、まず状況の把握することを念頭に置きながら、解決に向かっていきたいというように考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

担当部署については、先ほどの町長の答弁でそれぞれ所管の課で行うということが分かりました。ただ本来予算措置も必要ではないかと思われますけども、本年度の予算にこういった予算措置がないようにも見えるのですけれども、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

本課が所管する部分で言いますと、金額的には多額の金額を計上しているわけではございませんが、まずそういったその工事に係る分の工事に係る分筆とかそういった費用は設けておりますし、計上しておりますし、さらに不測の事態で生じた件数についてもその部分で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

これは前回示した図面でありますけども、いわゆる町道地内にある民有地を示したものです。この問題については解決をいたしましたでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この場所と言われても、これだけではなかなか判断がしづらいですね。ただ路線をはっきり言っていただければある程度こう、そこは解決したとかは申せるとは思うのですが。

ここについてはちょっとこう今の答弁ではちょっとこうできないです。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

２年前に多少ちょっとお話をした中で、こういった議場とかでの話じゃなくて、お話をしたつもりでいたのですけども。いわゆる課税、非課税にしても町有地。主に町道に多くの私有地があります。その私有地から公有地への解消を取り組んでいかなければ個人の相続統計の大きな支障となっております。

また、このまま登記を行わず放置しておきますと、権利者関係がより複雑になって、道路管理や税制上にも様々な問題が出てくる恐れもありますということを２年前に申し上げておりました。

次の質問については先ほど、町長あるいは本山建設課長の説明で理解はできましたけども、税制問題としてあるいは課税、非課税のこれまでに問題、トラブル等はありませんでしたか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

御質問で固定資産税に係る部分だと思いますけども、町道の所有権移転がされていない部分でのトラブルというのは聞いていないというか発生はしていないところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

いわゆる町有地における民有地の対応についての質問は終わって、農業の振興についてのお伺いをいたします。

今まさに田植の季節一番の農繁期の真っただ中にあります。日本の米農家は農水省の発表によれば、2000年に約175万戸。その20年後の2020年には約70万戸と半数以下になっております。ただ農家数自体は107万戸で約70％については稲作をされているということです。

やはりこういった数値を見ると日本の農業の根幹は、やはり米づくり。稲作だと思っております。波佐見町のこの20年間の農家の変化についてお伺いしますけども、いわゆる農業者数のまず増えることはないと思いますけれども、減った数を教えていただければというように思います。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

農家数については農林業センサスによりますと2000年と2020年をちょっと比較しますけども

2000年に農家戸数が866戸。2020年に558戸となって308戸の減少となっております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

今の答弁といわゆる先ほどの町長の農家の戸数と、４年４月１日現在の町の農業委員会が発表している数字がまちまちなのですね。これは令和４年７月１日現在ですけども、農業委員会が公表しております総農家数は558戸。農業経営体数は410戸というふうになっておりますけども、こういった数字の違いというのは、いわゆる農業全体あるいは米農家に特化した数字で農業数というのは変わってくるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

最初の町長の答弁で申したのは米農家の水稲農家の数でございます。今私が申したのは農林業センサスによる農家戸数ということになります。

ちょっといろいろ経営体数とか、農家戸数とかいろんな数字が出てくるのですけれども、通常農家戸数って言われたらちょっと先ほど私が答弁した数字になるのかと思っております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

そのうち専業あるいは主に兼業だと思うのですけども、専業農家、兼業農家あるいは農家台帳から消滅した農家の戸数というのが分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

先ほど答弁した数字と合わせて2000年と2020年をちょっと比較したいところなのですけども、2020年に調査項目がちょっと変わったことにより専業農家数とかの数字が出ていないので、2015年との比較で答弁させていただきたいと思っております。

2000年に専業農家が51戸、兼業農家が629戸ですね。2015年に専業農家が63戸、兼業農家が413戸となっております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

というのは米の需要量は先ほど町長の答弁にもありましたように、いわゆる少子化とはいえ食料の多様化等によりまして、昭和38年1,341万トンから平成25年頃ですけども、825万トンまで落ち込み、その後はその数値もほぼ保っております。

１人当たりの消費量をあらわしたものですけども、昭和37年の118キログラムから平成24年の56キログラムとこれも約半減をしております。こうした状況を踏まえ過剰米の処理を行い、昭和46年度から生産調整にいわゆる減反政策ですけども、本格的になって流通米の創設につながっております。

次の資料です。ちょっと読みにくいのですけども、これは内容とすれば以前はもう米を作ってはいけないと。いわゆる作るとペナルティを課しますよという減反政策。それから昭和53年度からの転作政策。いわゆる売れる米づくりを推進していきます。本当に目まぐるしく変わっております。

これを理解してほしいというかたちで作成したわけではなくて、いわゆる米の全体量の調整を図るために、いわゆる減反の時代から転作の時代。それから現在の選択制の時代に入っているということを理解していただければ、それで結構です。

さらに恐れ入ります。資料９番をお願いいたします。こうした政策を受けていわゆる自主流通米の米価の作成をしてみました。平成５年に玄米60キログラムの最高値を示します。２万3,607円。これが今までの米価の最高値です。コストは10アール当たりの間違いです。この一般の部分で、これはコストについてはずっと経済が落ちついておりましたので、令和５年度あたりからは、それぞれの肥料、飼料等が上がっておりますので、多少上がるかと思いますけども一応１万2,000円をそのままにしております。

いわゆる実に20年間で米価は40％下落をしております。これではやはり生活ができません。離農したり兼業に移行したりするのは当たり前とも思えます。もちろん自治体が米価を定められないことは承知しておりますけども、しかし農家のこういった損失については何らかの対策、施策が必要かと思っております。そういったことを踏まえると、さきの議会でも申し上げましたけども、センチピードグラスはやはり町でとるべき事業ではないかというように思っております。水田は耕地のダムの役割あるいは本町の耕作地を守ることにもなっております。ぜひ御見解を頂きたいというように思います。

○議長（百武辰美君）　農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

岡村議員が言われますように米価については下落の傾向をたどってきました。原因につきましては、需要と供給のバランスによるもので食の欧米化や少子化、人口減少、米の消費が伸びない状況が続いております。

近年ではコロナの影響もあり、外食産業での需要が減じたこともあり、厳しい状況が続いているのが現状です。米の下落にあたっては、これまで国策として転作奨励金、米の直接支払交付金等の支援がその都度あったような状況でございます。

その他農作物も含めて食料自給率の向上。そういう施策が実施されております。価格の安定のためにも、生産量の調整に当たっては飼料作物、大豆等への転換や麦裏作の推進等の施策も進めている状況です。

近年ではロシアウクライナ侵攻による資材、飼料、肥料の高騰ですね。これに対しても県を含め、物価高騰対策として各種支援が行われてまいりました。町としましてもこれらに上乗せの補助を実施しており、前年度においては米も含め、農産物の作付面積による農業者物価高騰

対策支払交付金として反当たり5,000円を交付しております。また農業用水動力高騰対策支援事業としまして、動力費の高騰分に対しても支援を実施してきたところでございます。

また最近においては小規模農林事業の補助率のアップや、先ほど答弁にもありましたが畦畔コンクリート、センチピードグラスの補助メニューの追加。そのほか飼料用作物の苗代の補助ですね。収入保険の補助などの支援拡大を行っており、今後とも国庫補助事業、県の事業を活用しながら所得向上を目指していくような支援をしていきたいと思っております。

あとセンチピードグラスについては、国の補助で対応できる分については対応していきたいと思っております。そのことで財源の有効活用を図りたいと思っております。今年度からセンチピードグラスの補助を実施するようにしておりますけども、その分については畦畔や法面を中心に実施することになりますが、特に農地については個人の資産ということもありまして、管理責任も伴うものと考えております。

全てを町のほうで実施するのは現状厳しいものと判断しております。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

いわゆる食生活の変化に伴う水田における需要に応じた生産の推進に関わる施策が行われているとお聞きしました。

いわゆる日本全体についても現在の作付面積は153万ヘクタールで水田全体面積が233万ヘクタールで、約３分の２となっていると農水省の資料に書かれておりました。恐らく３分の２というのは波佐見町でも該当していると思いますけども。

それに関わる水稲の作付面積に関わるいわゆる水田における裏作といいますか。そういったものの政策を町でやられているのであれば内容の説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ただいまの質問についてなのですけども、麦とか大豆でも転作等をしております。その中で麦、米、大豆についても講習会等を実施してやっている状況でございます。

一応米の今、長崎県自体で言えば生産量の調整というのは行われていない状況です。県の目標数値があって、あとはもう農家の判断で各種、麦とか大豆とか作ればこういう補助がありますよというところがあるのでそのあたりを含めて農家のほうで判断されてやっている状況でございます。

あとはそれに伴って、地域の中でブロックローテーションということで順次転作等で作物を実施されている現状でございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

あと農水省の事業で全国的に展開をされておりますけども、農業経営所得安定対策事業。こ

れは私はじめ大村市のほうから情報を頂いて、去年あたりからちょっと調査等行っておりました。

今回行って、今手元にある資料は大村市の立福寺町、弥勒寺町の農家の人からちょっと話を聞いたのですけども、いわゆる「おおむら夢ファーム　シュシュ」がありますがもう一つ山手側になります。

現地はやはり勾配が急で、どうも波佐見と似ている農地になっておりました。大きな圃場ではなくて狭地に対する米作あるいは畑作が行われておりました。この補助金に対しては、東彼３町はそう価格的には変わっておりません。ただ大村市辺りは１反当たり落花生で５万円とかそういった大きな数字が見てとれました。

波佐見町においては、いわゆる園芸作物。これは１万2,000円とかですね。地域振興作物こういったものが4,000円とか。意外とその辺りも１万1,000円を波佐見町でも支給されておりますけども、多少大村市との開きを感じて帰ってきたところです。

それから全体的な農業の収益ですけども国の農水省の試算資料によれば30代の家庭の場合、平均世帯年収は500万円程度だと言われております。しかしその４割の農家の年収は300万円だという数字も出ておりますけども、本町における農家の収入。１世帯当たりの平均収入が分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

１世帯当たり農家のちょっと平均収入は私どももちょっと把握をしてない状況でございます。数字的にちょっと分かりません。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

ぜひそういった数値が全国的な数字が各県別に農水省の資料等で見ることができますので、なるべくその平均的な数値まで上げられるような対策を頂ければというように思っております。

特にふるさと納税寄附金においてもベスト３は蟹、肉、米というようになっております。ぜひこういったブランド化されていけば、全国的に普及させることができるというように思いますけども、どのように思われますか。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

岡村議員がおっしゃるように本当ブランド化は、所得の向上につながるものだと思っております。現在先ほど写真に写っておりましたライスセンターですけども、施設の運営でいいますと東彼３町の米を品種別に同時に処理しております。だから結局できたものが現在は長崎県産米ということで流通をしているのが現状でございます。

現在、町内でもブランド米として鬼木の棚田米や八三三米など販売されておりますが、そこの乾燥、調整、もみすり等の施設は個人の施設で行われているのが現状でありまして、量的にも限界があるようなかたちでございます。

米の販売については自由化されており、付加価値が勝つような販売方法、安定した販売ルートを確保することが大事だと思っております。今後もそういう町内でできた米を、例えばふるさと納税の返礼品とか、そういう町として対応できる部分は対応してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、６番　岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。13時30分から再開します。

午前11時54分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、５番　田添有喜議員。

○５番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

１．消防水利施設について

現在、日本の人口は減少を続けており、近い将来１億人を切ると予想されています。

本町においても人口減少は例外ではありません。一方、本町の新築住宅総数は増加の傾向にあり、そこで気になるのが消防設備の充実です。

そこで、次のことを問います。

（１）町内で町が管理している防火水槽は、どのくらいあるのでしょうか。

（２）町の管理下になく、地区で設置及び管理している私設の防火水槽はどのくらいありますか。

２．自治会制度について

本町では自治会制度を導入し、これまで住みよいまちづくりに大きく貢献しているが、近年、自治会加入率低下の傾向が見られます。今後の課題もあります。

そこで次のことを問います。

（１）各自治会における地区の諸行事等への参加を免除している条件にどのようなものがあるのでしょうか。

（２）今後の自治会制度の在り方について、どのような構想を考えておられるのでしょうか。

３．波佐見町まち・ひと・しごとの創生人口ビジョンについて

平成28年３月に「波佐見町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が策定された。令和２年度には、第２期総合戦略（令和２年度から令和６年度）が示された。令和５年３月に改定し、今年度が最終年度となる。

そこで次のことを問います。

（１）基本目標２「産業の振興を図り、安定した雇用を創生する」の中に、「観光の振興」で観光客125万人を掲げているが、具体的にどのような戦略を考えているのか。

（２）基本目標３「新しい人の流れをつくる」の中に、「関係人口の拡大に向けた取組み支援」とあるが進捗度状況はどのようになっているでしょうか。以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

５番　田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

１．消防水利施設について

（１）町が管理している防火水槽はどれくらいか。

（２）町の管理下ではない地区で設置及び管理している施設の防火水槽はどれくらいかとのお尋ねですが、現在、本町で管理している防火水槽は地下埋設型が126か所、地上開放型が51か所、合計177か所となっています。

防火水槽の設置については地元自治会からの要望に基づき、地権者の同意確認や周辺水利の関係等を精査した上、計画的に行っています。点検については消防団が定期的に行っており、その報告に基づき必要に応じて補修等を行っています。また消防署も現状調査を随時行っていただいており、変化等あればその都度御報告を頂いています。

一方で地区あるいは個人で設置された防火水槽やそれに類するものについては、町で正確に把握できておりませんが、自治会等の要望に基づき消防団と協議のうえ町の管理に移行しているものがあり、冒頭申し上げた177か所のうち地上開放型２か所が地域等の設置によるものです。

次に、２．自治会制度について

（１）各自治会における地区の諸行事等への参加を免除している条件にどのようなものがあるのかとのお尋ねですが、波佐見町の自治会制度は、他町に類を見ない組織力で、毎月行われる自治会長会議では行政側の施策や行事の連絡、自治会側の意見や要望など双方向からの意見交換の場でありコミュニケーションを図る大切な場だと認識しております。

そのような自治会の状況については、御指摘のとおり近年加入率の低下が顕著で、平成５年

度の97.9％から30年経過した令和５年度には81.6％と大幅に低下しており、大きな課題でもあります。

御質問の諸行事等への参加の免除ですが、町が主催する行事等での参加の有無や免除など、制限や猶予を設けているものはありません。自治会ごとの行事等において、それぞれの基準により参加を免除するなどのルールを決められているものはあると存じますが、詳細に把握はしておりません。

（２）今後の自治会制度の在り方について、どのような構想を考えているのかとのお尋ねですが、先ほども触れましたが、本町の自治会制度は長い歴史の中、各地区の皆様の御努力によりすばらしい制度のもと組織されており、波佐見町の元気の源だとも言われています。しかしながら時代の変遷とともに、またコロナ禍を経験し、自治会に対する価値観や住民の皆様の考え方も少しずつ変化が起こっていると感じています。

そのような中でも自分が住む地域や自治会に誇りを持ち、その地域社会に住む一住民として地域の発展に貢献していこうという意識が重要で、そのコミュニティーの場が自治会でもあると考えます。

このように住民の皆さんにも行政側にも大切な自治会ですが、加入率の低下や役員の高齢化、成り手不足、地域行事への負担感や束縛などマイナス要因が多々あることも事実であり、その在り方や方向性は今後しっかりと研究する必要があると感じています。

方向性としては現存の自治会制度はしっかりと支援しながら、維持する方向と社会現象による変化に柔軟に対応していけるように、先進自治体の事例も参考に今後のあるべき姿について、本町のふさわしい自治会制度の在り方について研究をしていきたいと考えています。

３．波佐見町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンについて

（１）基本目標２「産業の振興を図り、安定した雇用を創出する」の中に、「観光の振興」で観光客125万人を掲げているが、その戦略についてのお尋ねですが、本町におけるこれからの観光振興については、令和４年に策定した第２期観光振興計画に基本的な方針、施策を定めています。観光客の今後の誘客目標については、この計画に沿って施策を実施してまいります。

具体的な戦略ですが、第２期観光振興計画に規定している基本方針は５つの項目で構成しており、基本方針の１．滞在交流観光の質の向上では、波佐見町の観光客に対して、町民の暮らしや仕事、自然環境に触れていただく体験事業――いわゆるクラフトツーリズムの拡充や、波佐見町の豊かな歴史文化を生かした観光コンテンツの開発を施策としています。

基本方針の２．新たな滞在交流観光の魅力づくりにおいては、キャンプ場などのアウトドアアクティビティーを核とした観光の魅力づくりの推進を施策としています。

基本方針の３．マーケティング実施体制の確立と情報発信の実施においては、体験プログラムイベントの参加者を対象としたアンケート調査や、国など各種調査の研究・分析を行いＳＮＳなどによる情報発信の強化を施策としています。

基本方針の４．町民の波佐見愛と観光需要力を高めるための意識醸成においては、町民向けの町の地域資源や歴史を学ぶ機会の提供や町民と観光客がともに楽しめるイベントの企画開催等の実施を施策としています。

基本方針の５.インバウンド観光の推進では、外国人観光客の受入れ体制の強化、情報発信、誘客プロモーションの取組の推進を施策としています。引き続き観光振興計画に基づいた施策により、今後オープンする鴻ノ巣キャンプ場や既存の体験観光のブラッシュアップ、新たな周遊コースの造成を図りながら観光客の誘致につなげたいと考えています。

（２）基本目標３「新しい人の流れをつくる」の中に、「関係人口の拡大に向けた取組み支援」があるが、進捗はどうかとのお尋ねですが、令和２年度から５か年の計画である第２期総合戦略は令和元年度に見直し検討に入り、最終的に令和２年３月に策定したものです。令和元年から２年にかけては、コロナが流行する前でありコロナの影響も未知数の状況下で計画を策定しました。

その当初計画では新しい人の流れをつくる一つの仕掛けとして、観光で来庁される交流人口以上であって、移住される定住人口未満の存在であり、地域と対応に関わる人を関係人口と位置づけて、関係人口を増やす取組を町内の若い世代やまちづくりグループと一緒に行う計画でした。

しかしながらコロナ禍となり活動もままならず、その間軌道修正しふるさと納税をされる方やテレワーク利用される方なども関係人口と位置づけて推進を行ってきました。令和６年度には講堂も自由度が増したことから、関係人口の創出や拡充もテーマの一つとしたイベントを首都圏で実施する予定です。

また今後、特別町民やファンクラブなどの制度の研究も進めて、関係人口の拡大を図っていきたいと考えています。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

まず一つ目の防火水利施設について再質問をいたします。現在防火水槽等の老朽化に伴う補修工事の計画があるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今年度においては具体的な補修計画はございません。随時対応を行っている状況でございます。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

そこでお尋ねですが、波佐見町消防水利の維持管理に関する補助金制度があると思いますが、先ほど随時対応しているというようなことでしたが、この分で対応されているのでしょう

かお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ここ２年間は活用がございません。これは自治会等の要望があれば、消防水利の例えば水の土砂を浚渫するとか、そういったことにも使えるということになっておりますが、ここ２年間は活用ございません。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

最近その利用がないというようなことなのですが、この要項を見ていましたら経費の２分の１の額とし、４万円を限度とすると示されてあります。

今年度６年度の予算として４万円を一応、何かあるというようなことで計上されているのではないかなと思いますが、この補助金の増額。４万円程度で先ほど言われた土砂を上げることや、私が気づいているのはもう結構樹木、山の下といいますか。そういうところに設置してあるところがあって、かなり落ち葉等が入り込んでおり２年、３年ぐらい前に防火水槽の屋根をつけましたというような、そういうことも御報告ありましたけれども。

予算計上の仕方が違うのかもしれませんけど、ちょっと個人的に４万円程度の作業ってどのくらいできるのかなということでちょっと疑問がありまして、増額はできないものかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど申したとおり要項の想定とすれば防火水槽以外の水利等について、先ほど申したとおり水利の土砂を浚渫するとか、そういうことを想定しています。

一方で議員もおっしゃったとおり、開放型の防火水槽で上から落ち葉が降ってくるとか、いうことについては令和３年度に屋根をつける工事等も行ったとこでございます。したがいまして、そういった町の管理下にある防火水槽については町のほうで何らかの対策を講じていきたいと思いますので、冒頭おっしゃったその消防水利の４万円の補助については地区からの要望等があれば、必要に応じて増額等を検討したいというように考えております。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

自然の変化と同時にいろんな施設管理にも予算を必要とする時代がやってきているのかなと思いますので、そのあたり前向きな対応をお願いしたいと思います。

本年度防火水槽及び消火栓の設置計画はあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

防火水槽の設置については今年度計画しておりませんが、消火栓の設置については水道課が水道工事を行う際に必要に応じて設置をしていただくということで水道課に対する負担金を計上しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

もう先ほどから前向きな答弁をしていただいているのですが、消防法の第20条の２に消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持及び完了するものというようになっておりますので、今のような御回答を頂いたと思いますけれども。

現在もういろんなところに防火水槽それから消火栓、または赤字に白抜きの防火水槽と。もうこれは町が認めているというようなあかしにもなるかと思いますが。

ちょっと気になったのは今のところは防火水槽を設置する計画はないということなのですが、今後もし新たに自治会等の要望もあって防火水槽の必要性を感じて設置する場合にどのような手順といいますか――進めればいいかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今年度は設置の予定はございませんが、実は地区から既に要望を頂いているところがございます。要望頂いている中で、まだ設置に至ってないのは一つの例を申し上げますと、住宅団地の造成が進んでおりまして、その中に防火水槽を設置してほしいという要望がございます。

私どもとすれば一定の住宅の建築が見込まれるときに、やりたいと思っておりますので、そのタイミングを計っているとこでございます。

そこでどういった手続が必要かということでございますが、先ほどから繰り返したとおり、まずは自治会のほうから役場のほうに要望していただくということになります。それをもちまして消防団あるいは消防署との協議、水利の関係を精査しまして、設置に向けて予算化を図っていくというのが大まかな流れでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

防火水槽の設置について私が今回質問しようと思ったのは、ちょっとうちの地区の資料を見ておりましたら、ちょっともう古いのですけれども、平成４年度に私有地のところに防火水槽を設置して、先ほど写真でお見せしたような、そこは地下に設置をしているのですけど。そのときに登記の分筆料を地区のみんなで、出し合っていたのですね。

ちょっとこう先ほど消防法20条の２で必要性があるときには当該市町村で設置する管理するというふうに法ではなっているのに、なぜそういう金額的に10万9,500円でしたかね。地区のみんなで出し合いましたというようになっているのですが、そういうところがあまり自治会から

の要望があったにしても、やはりそこは町が管理すべき施設については、諸経費については町のほうで負担すべきではないかなと思うのですがそのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

防火水槽の設置については今議員がおっしゃったとおり、地区の皆様が用地を無償提供していただいて、そこに防火水槽の設置をするというのが、今まで多くの防火水槽の設置の際であっているところでございます。

そこで分筆登記が必要という時も当然ございます。設置についてはなるべくそのような分筆登記がいらないところをまず設定をお願いしているのですが、どうしても水利の関係で、あるいは土地の形質の関係で分筆登記が必要というところもあったかもしれません。ここ見たところ近年はそういったケースはないのですが、議員がおっしゃったとおり過去はあったかもしれません。

そこで今回質問を頂くにあたって、近隣の市町の状況も調べてみました。ほとんどの地区についてはやはり町で負担はしていないという回答でございましたが、今後そのように大きな筆の中にぽつんと防火水槽をつくって、ほかの用地が私有地となったときにはやはり分筆をする必要があるかもしれません。そういった場合はちょっと言葉として失礼ですがケースバイケースで町とすればどのような対応が必要かということは検討してまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

土地の利用については、言葉を変えれば地元から町のほうへ寄附してもらうというような、そういうようなかたちになっているのかなと思いますが、見方を変えるとそういう諸経費についても今後はちょっと検討が必要なのかなということで今回質問をさせていただきました。

確認ですが、先ほどもちょっと総務課長の答弁でもありましたが、消火栓の水源は町水ということで間違いないか確認したいと思います。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

消火栓の水源は上水道でございます。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

消防水利施設について質問しようと思った２つ目がこのことなのです。

毎年のように異常気象で、今年度も水道水の節水について長期間にわたって町民への協力依頼がありました。そうなってきたときに、もし火災が生じたときにこの消火栓を使うということになってくると、かなり住民の生活にも大きな影響を、ただでさえ節水しているのにというような問題も出てこようかと思います。

そう考えたときに、この防火水槽の設置。これは消防法で決められていますのであえて細かい数字は言いませんけれども、そういう基準に従って設置をされていると思うのですが、近年のようなこういう異常気象。今年もまだ梅雨には入っておりませんが、昨年並みの暑さがあるとかこう聞くと何らかの今後、異常気象等にも対応できるような防火水利施設の整備が必要なのかなと。そう考えたときに今後、自治会とか消防団とか行政も交えて今後のそういう施設のありよう。僕は防火水槽というのが初期消火に対してはかなり大きな成果を、役割を果たすのかなと思いますけれども、そういうところについての考えがありまして質問をさせていただいたのですが。

今後こう前向きにこういう異常気象等も考えて。または地区の住宅事情等も今大きく変わっておりますので、ぜひそういう協議をしていただいて、今の体制で十分なのか。法の基準は満たしているかもしれませんけど、現実の問題として不足分はないのか。または手を入れるところはないのか。そういう協議をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ありがとうございます。先般の水不足の折にやはり火事が起こったらということで、ちょっと心配をした向きがございます。その際には水道課のほうに相談したら、もう緊急のときは使っていただいて構いませんということでありがたいお言葉を頂きました。一方で、やはり訓練等についてはやはり支障を来したということもございます。

現在は消防法に基づいて50トンの防火水槽の設置をしております。50トンというと結構水を出しても、やはり相当使いますので、やはり有効性はあるものだというように考えております。議員おっしゃったように住宅の造成も中心部では進んでおります。

当然、住宅の造成をするときには事業者様のほうに消火栓の設置なりをお願いしておりますが、それではやはり水不足で対応できません。防火水槽の設置も有効な手段と思います。今後においては専門家であります消防署の御意見も頂きながら、波佐見町の水利全体について総括的な話ができればというように考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

意外とこう気にしない分野といいますか、非常に施設的には大事な施設なのですけれども、いざそういう機会がないと直面しないと、なかなか対応策等も生まれてこないのかなと思いまして。ちょっと最近そういうところを気にしましたものですから。住民の財産、命を守る一つの取組として前向きな取組をぜひお願いをしたいと思います。

次に自治会制度の在り方について質問をさせていただきます。私の通告の仕方が悪かったのかなと思いましたが、私の経験上役場には各自治会の総会資料が、年度当初に提出をされていますので、その総会資料の中にこういう負担金等または免除。そういうものが記載されている

のかなというようなことでお尋ねをしたのですけれども、少し私の説明不足だったのでしょうか、その回答は頂けませんでした。

そういうこともあろうかと思って、稗木場郷の負担金の免除者ということで、一つ目が75歳以上のみの世帯。あと２番、３番とあるのですが毎日交通安全で立っているのですけど、ちょうど一緒になった方がもう75歳を過ぎたのだけど、一応免除者になるけど、これからどうなるのねって。免除者ばっかり増えていって。できることもできなくなるのではないかというようなお話をされて、確かにしばらくはこの傾向が続くのではないかなというようなことで。

自治会制度のいろんな分野でこの制度を活用していますので、全ての面について質問はできませんけれども、やはりこう高齢化に伴っていろんな活動が今までできていたのにできないというような状況が生じているのが現実ではないかなと思います。

特に具体的に言いますと、河川敷の環境美化推進事業があろうかと思いますが、今後どのような対策支援を充実していこうと考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

毎年環境美化推進事業ということで町と環境衛生振興会連合会に委託をしておりまして各河川の清掃、草刈り等を各地区に実施していただいている状況でございます。

今後、今出ておりますけども各地区全国的な状況もございますが、高齢化によりましてその担い手、作業員が不足していると。減ってきているという状況が大きな要因でございます。

今後、状況対策でございますけども、このあたりにつきましては各地区から要望等も上がってきておりますので、そのあたりをこれは住民福祉課だけではなく全庁的な取組という状況で協議を深めまして、予算に関わることは今後財政部局とも協議しながら、今後環境美化の推進については今後も推進していきたいと、協議していきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

各地区でこの環境美化推進事業の対象区っていいますか。距離あたりを指定されて、それに対する補助金を出されているのではないかなと思うのですが、近年その距離の変更。延びたとか、逆に距離を短くしたとかいうような動きがあればお知らせ願えればと思います。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

その各地区の管理面積でございますけども、これは令和５年度に見直しを行いました。その中でほとんどの地区は現状維持または減少という状況になっております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　田添議員。

○５番（田添有喜君）

今、県は樋渡橋から山角のほうの河川の河川敷と法面のコンクリートの施工を今始めており

ます。結構南地区では長野郷のほうからそういうようにアスファルト工事をし、管理の一つ手を抜くというのですかね。作業ができないというようなそういうことも考えて、河川敷と法面のコンクリートの工事を今推進しているのかなと思っています。

うちの地区ではコンクリートになって短くなったから、逆に距離を伸ばさないといけないというような逆行するようなそういうこともちょっと耳にしたものですから、ほとんど今各地区の状況を考えれば、高齢化または人材不足等で距離の拡大というのはまずできない状況にあろうかと思いますが、今課長のお話では現状維持または削減されたというところでしたのでちょっと安心をしました。

そこで、県のほうも徐々ではありますが動き出しています。町全体を考えるとまだまだ河川敷、それから河川内の樹木または浚渫。そういうものの課題は山積みしているのかなと思いますので。ぜひ今後とも地域の町の今の実態――これは波佐見だけに限らないとは思いますけれども、町として県のほうに波佐見の状況を伝えていただいて。これまでも年々工事を行っていただいておりますが、この工事が停滞することなく今後も継続して河川整備に当たってもらうように要望していただいて、地域のまたは住民の安全安心な環境づくりに、取り組んで頂きたいと思いますが、そのあたりについて町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

河川環境の整備につきまして特に浚渫、あるいは河川内の流木ですね。伐採については常に県のほうには要望かけているところでございます。御要望があった箇所につきましても当然行っているわけでございますけども、非常に県においては管理する区間区域、本数が多いということでなかなかその予算の割当てが厳しいところでございますけれども、なるべく本町の河川をしていただくよう強い要望を今後もかけていきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

県河川についてはなかなか町単独でというのは難しいかもしれませんが、以前一般質問を行いましたけれども、河川法には町としての取組も可能だというところもあります。ただ冒頭に言いました高齢化が進み、なかなか今までできていたことができない。そういう状況もありますので、引き続き町のほうにも要望を続けていただきたいと思っております。

それからもう一つは自治会制度について、町長の答弁にもありました。いろんな分野で波佐見の特徴として自慢できる一つの制度として、有効なこの自治会制度だと思いますが。これまでも言いました。高齢化または人口減少そういうもろもろを考えると、自治会の在り方について見直しをする時期が来ているのかなと思っております。

限られた予算ではありますけれども現在自治振興交付金が1,800万円、地区別行政事務委託料が675万円。地域振興事業費補助金が500万円。そういうものも今後見直しをして、よりよいこ

の自治会制度を維持、継続し本町のまちづくりの一つの柱になればと思いますけれども。この費用的な面も含めた見直しについて町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりどこの地区でも、人口減少これは日本全国ですけども、そういった流れにおいて住民自治がなかなかこう維持が厳しくなっているのはもう認識しております。そういった中で果たして、補助金をあるいは交付金を多く出すから解決するかと言えばそういう問題でもないのかなと。

ただしそういったものが活動の一助、支援になれば十分検討に値するものだというように思っておりますので、今後の状況を判断しながら対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

限られた予算ですので１か所だけにたくさんということはできないかもしれませんが。各自治会に対する補助金等が増えれば、各自治会でいろいろ工夫しながら、今までやっていたいろんなことが、業者に委託するとかそういうことで少し軽減は図られるのかなということもあります。そのあたりについては今後も十分検討していただいて、どの方法が一番ベターなのか考えていただければと思います。

次に３番目に「波佐見町まち・ひと。しごと創生人口ビジョン」について質問をしたいと思います。もう言われる通り、令和５年３月１日に２期総合戦略が改定をされております。

基本目標の２ですね。ここに観光客125万人ということをうたってあります。次に新しい人の流れをつくるというようなことで、町長の答弁にもありましたけれども示されています。

この質問を私が考えたのは先般、県立大学の竹田教授のお話で観光客125万人の達成には厳しいものがあるとお話をされました。そこで提案されたのがいかに消費を増やすかというようなお話をされたのですね。そこで私は消費を増やすという視点からいくつかお尋ねをしたいと思います。

キャンプサイトパークは令和４年の３月末に本体工事の完了をしています。いまだに完成していません。私も先般行きましたけども、このキャンプサイトパークのところに上がっていくまではいいのですが、帰りがあれ瓦を砕いたものを下に敷かれているのですかね。何か足をとられるような、ちょっと非常に私でも危険性を感じました。あのあたりはちょっと一考いるのかなと思います。

また波佐見温泉の近くの「Ｒｉｖｅｒｓｉｄｅ　Ｔｒａｉｌｅｒ　ＨＡＳＡＭＩ」というようなことで、トレーラーが置かれております。この今後の費用対効果をどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

キャンプサイトパークそれから「リバーサイドトレーラー（Ｒｉｖｅｒｓｉｄｅ　Ｔｒａｉｌｅｒ　ＨＡＳＡＭＩ）」の費用対効果についてというようなことでお尋ねがございますが、お話がありましたとおり鴻ノ巣のキャンプ場につきましては今議会で条例のほうを、もし可決していただくのであれば、７月からプレオープンとしてモニターに１度試験的に泊まっていただきまして、正式に10月前後ぐらいにグランドオープンをするというような見込みで考えております。

一応料金等につきましても今後の運営費用、ランニングコスト等を踏まえながら最終的にはその御意見も踏まえて、プラスになるような数字で設定をしていきたいというように考えております。

あとそのリバーサイドトレーラー波佐見につきましては、現在その観光協会が運営をしております。そちらについてすいません、ちょっと今料金表のほうは手持ちにちょっと持ってはいないのですが、昨年の実績としても年間で87名のお客様があって、コロナ過から少しずつ利用客が増えてきているというような状況もございます。

またあわせて質問にはございませんでしたが、最善寺公園のほうにＲＶパークという町のほうが運用しているその車中泊用の施設がございますが、こちらのほうにつきましても件数的には年々件数が伸びてきているというようなこともございますので、こういったアウトドアに関しての施設の運営等について、観光振興計画のほうでも一つの基本指針の中に掲げておりますので、そういったところで収益が上がっていくようなことで運営を図っていきたいというように考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

波佐見に多くの方が来町していただいて、目的達成ができればいいなと思うのですが、費用面あたりも結構高額ですしね、どうなのかなあと。温泉センター前辺りはキャンプ場がなかったときは、夏まつりなどではあそこでコンサートをして、そういうにぎわいをもたらしていたところなのですが。何かこうトレーラーが一つだけぽつんとあって、利用していない時間のほうが長いものですから、もっとこう利用する手だてを講じる必要があるのかなと思っています。

そうしましたら、野々川郷で耕作放棄地の再生として野々川グランビューパークの取組が新聞等で報道されました。私も実際行ってみました。正直な話鴻ノ巣のキャンプ場よりも見晴らしもいいし何かこちらのほうが魅力あるなあと。そこの利用費がこれは個人でされているかもしれませんが１泊1,500円でしたかね。

そういうように今注目があるがゆえにいろんなところでキャンプ場あたりが作られています

ので、利用促進を考えるときに一考要るのかなと思っています。ただこの野々川郷の取組については非常に地の利を生かしたっていいますか、いろんな体験ですね。浮立体験とか農業体験とか、やがては定住者といいますか移住。そういう促進も兼ねた取組をされているのですけれども、このような取組に対して町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

この野々川郷の施設につきましては私も開設のときにお呼び頂きましたので、参加させていただきました。非常に見晴らしが南斜面に向かって眼下に山々あるいは自動車専用道路が流れまして、非常にいいところでありました。

実はこの施設数は起業される際に波佐見町でチャレンジ支援事業というのを設けておりますが、その事業に応募をされまして、審査の結果十分に効果があるということで採択基準に達しておりましたので、採択させていただきまして町のほうでも企業支援を行ったところでございます。

今後の利用促進についても、いろいろな側面的に支援ができればやっていきたいと思いますし、ぜひ町内にもそういった意思を持った方々がたくさん生まれてくることを期待するものでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

私もこの野々川郷の取組を見て、少しこうアイデアが浮かんでいるのですが、もう70歳も目の前であと10年生きるかどうか分かりませんけど。何か今回のこの野々川郷の取組を機に、この波佐見の地の利を利用した寒暖差をうまく利用した取組は大いに進めていいのではないかなと。

それとあわせてキャンプサイトパークとか、そっちの事業もこうされているので、そうなってくると取り合いといいますかね。そういうようなことになるものですから。そのあたりの調整もうまくこう町としてかじ取り、または観光協会との連携をとりながらやっていただきたいと思いますし、ぜひこの野々川郷の取組。耕作放置を利用したキャンプだけではなくてもっといろんなアイデアを出していただいて、せっかくチャレンジ事業のそういう支援金もあるわけですから。

多くの方がそういうところに着手していただけることを望んでおりますので、町としてもこれを機にさらなる町民への啓発活動を行っていただければと思っております。

次に本町にデジタル自転車キックボードそういうものを購入してンタル自転車にはもう既に、早くから取り組んでおられるのですが、今度キックボードも町として管理は観光協会になるのかも知りませんが、ちょっとそこで不安なのが、最近またキックボードによる事故とか、

それは全ての人ではないと思うのですが、そういうものを設置することによっていろんなことが考えられると思うのですが。

私はまずそういうものが、レンタル自転車にしろ、キックボードにしろ、数利用者が安心して利用できる道路環境をまず整備するのが先ではないかなと。そうしないと、先ほどのキャンプ場。鴻ノ巣公園でもそうですが、いろんな問題があったかもしれませんけど、本当はもう新品の状態でオープンとしてあげたほうが利用される方もとても気持ちよく利用されると思うのですが。

そういうのを踏まえて、こういうレンタル自転車やキックボード。そういうものが安心して利用できるような、そのあたりの整備計画があるのか。一応観光コースとか周遊コースそういう地図は完成しているようなのですけど、そのあたりの道路の環境整備。安全確保についての今後の取組についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

電動アシスト付自転車それから、今年度ちょっと予算を計上します電動キックボードにつきまして安全面の観点について道路の整備等が先ではないかというようなことでのお尋ねですが、電動アシスト付自転車につきましては、現在観光協会のほうが貸出しを行っておりまして年間250件分ぐらい貸出しがあっております。昨年が300件を超えておりましたので――令和４年度ですね。令和５年度は若干いくらか実績としては減ってきているような状況ではございますが、町内を広く自転車に乗って観光して回るというふうなことで、町内の周遊のための一つのツールとして利用されているというように判断しております。

それとあわせて、電動キックボードにつきましても電動アシスト付自転車と同様に一つの町内を周遊するためのモビリティとして新しいものを導入できないかというようなことで今年度予算を計上させていただいております。

ただし、やはり観光協会と役場の職員で一度試乗をしてはいるのですが、試乗をした段階では特に安全性については問題ないというようなことでの判断をしておりますが、やはりいろんなところからもいろんな声をちょうだいしているところもございますので、導入に当たってはその安全面とか、先ほどおっしゃられた道路環境の状況とか。そういったところも十分考慮しながら導入について再度検討していきたいというように考えております。

ただし道路の環境整備が先ではないかというふうなお話ですが、そこにつきましても、なかなか観光に即したかたちでの道路整備というのも難しいかなというように思っておりますので、まずはそういう自転車であったりとか、キックボードであったりとかの安全面を十分確保するような状況をまず、優先的に考えながら導入等、安全の確保等を図っていければというように考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

ぜひ安全対策を十分講じていただきたいと思います。あわせてレンタル自転車とキックボードを利用される方ではなくて、町民の方にとっては新しい現象が生まれるわけで。特に高齢者のドライバーの方もおられます。そういう町民に対してもやはり今までとない道路状況が生まれるわけですから、ぜひ周知をして、利用される方もまた町民の方も安全に過ごせるそういう環境の中で推進していただければと思います。

次に教育長に伺います。令和５年６月の教育委員会定例会の議事録によりますと、費用対効果や維持管理面に課題があると記録をされています。その後、運動公園の建設についてどのような調査研究をなされたか伺いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

御質問に対しましては、これまでの答弁と同じように、明日の質問の中にもありましたようですけれど、過去の状況、過去の計画あるいは状況。近年に建設されております近隣自治体での状況等々の収集をし、今分析をして関係課と共有をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

町長の座右の銘に「できない理由よりできる方法を考えよう」このことをお話しされて非常に印象深い言葉で、今でも私の心に残っています。今でも変わっておられないということで、消費をどうやって増やしていくのかという視点から、私は競技場例えば陸上競技場。今日陸上中体連があっているようですけれども、もうその姿も波佐見町で見るようなことができなくなりました。

しかし現実は、小学生が陸上クラブに入って一生懸命練習している姿またはいろんな記録会とかそういうものに参加している姿。または町のいろんな行事に参加している子供たちたくさんいると思います。またこの競技場ができれば郡民体育大会とか、郡の先ほど言いました中体連関係または町のロードレース。町の一周駅伝、壮年駅。各種グラウンドゴルフ大会。陶器まつり等のイベント開催。その際に焼き物とか農産物とか、いろんな事業所の協力を得て出店をしていただければかなり――維持管理で確かに金はかかるかもしれませんが、それを利用して消費の部分でも効果を上げられると思っています。

野球場についても県の大会がこの間、鴻ノ巣公園でありましたが、やはりきちんとしたところで開催するためには野球場を造って、これは小学生から大人まで活用できると思います。

または陶器まつりにはこういう球場を使っていろんなイベントを球場で開催するとか、またはプロとまではいきませんけれども実業団の野球選手と、実際今波佐見高校出身のプロ野球選手もいますので、かなうのであればそういう人のイベント。

または、この間町の大使になられました純烈。波佐見でコンサートをやりたい、どこでコン

サートやるかって。場所ももうそんなに全国に広めると言われていますが場所もありません。こういった陸上競技場とか野球場とかいっぱい利用の仕方はあります。ぜひできない理由より、できる方法を考える。という視点で前向きに取り組んで頂きたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

多少頂いた通告内容から、ずれている感じもいたしますが、観光という大きな枠組みの中で、お答えさせていただきますと、確かにおっしゃったようにいろんなことができるような施設があれば非常にうれしいですし、楽しいかなというように思います。

しかし現実的に波佐見町の規模において総合運動公園を設けて、まず造るためには相当の財源もいるでしょう。維持管理するために相当のお金も要ります。今後人口減少が見込まれる中、2060年には１万人を切るというような想定の中で、ではどうやって維持していくのか。そういったことも総合的に判断すると今果たしてできるのかと。造っていいのかというふうな非常に不安もございます。

今の勢いでじゃあ造りましょう、やりましょうとなったときに将来子供たちに維持可能なまちづくりができるのかという不安もございますので、どうしても慎重にならざるを得ません。

先ほどおっしゃったようなコンサートは文化会館とか、あるいは講堂等もございますので代替施設というものはいろいろ考えられるでしょう。そういったことをできない理由よりできる方法として考えてまいりたいというように思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○５番（田添有喜君）

いかに消費を増やすかという視点でその施設をつくることによって、消費を増やすという視点で質問をさせていただきました。

次に、波佐見では春は桜づつみの桜が多くの集客を呼び込んでいます。また夜のライトアップ。または町内でもいろんな各種行事があります。秋も何か一つ集客を期待する取組がないかということで、波佐見の寒暖差を利用してこの紅葉あたりも秋の一つの町の魅力として発信し、そこで秋の陶器まつりとかいろんなイベント等をしてはどうかと思っています。

ラブリバー制度そちらができないのであれば、大分桜の木も成木になって手を入れなければいけない時期も来ております。ぜひ今後の消費を増やす一つの手だてとしてこういう、紅葉（もみじ）の紅葉を町の売りにしてはどうかと思いますが。

最後に第二期総合戦略最終年度にあたって、また目標達成に向けて、町長の決意をお聞かせいただき私の質問を終わりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 前川町長。

〇町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり秋の紅葉って本当にすてきなのですよね。私も実は植物の中で紅葉が一番好きでして、実は私の家の周りずっと自分で植栽しておりますが、あまり大きくなり過ぎてちょっと逆にたまったりして非常に切ったりもしておりますけど。

そういった土地があれば特に緑の募金等の事業もございますので、町と言わず各自治会でもそういった植樹の運動をされるのであれば、そういったものを活用していただいて、紅葉の映えるまちづくりに募金頂いたものはしっかり支援をしていきたいなというような思いでございます。

今後こういった基本構想、基本計画をしっかりと進めまして持続可能なまちづくりに邁進してまいりたいというふうに思います。

〇議長（百武辰美君）

以上で、５番　田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分より再開します。

午後２時30分　休憩

午後２時40分　再開

〇議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、７番　福田勝也議員。

〇７番（福田勝也君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

部活動の地域移行について

学校の部活動は、子供たちにとってスポーツや芸術文化等に親しむ機会であるとともに、貴重な人間形成の場となっている。

しかし、少子化による生徒数の減少に伴い、部活動に必要な部員を維持できない状況にある。また教師の働き方改革等により全国的に従来どおりの部活動の継続が無駄難しくなってきている。

このような状況を受け、国（スポーツ庁）は令和５年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動に移行する方針を示している。そこで次のことを問う。

（１）波佐見中学校における各部活動の加入人数と顧問教諭、外部指導者の人数状況は。

（２）国、県の指針を受け、本町ではどのような対策や方針を計画されているのか。

（３）外部指導者の確保や人材育成及び謝金などの予算の確保はどのように計画されているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

〇議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

部活動地域移行について国は、スポーツ庁は令和５年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動に移行する方針を示している。そこで次のことを問う。

（１）波佐見中学校における各部活動の加入人数と顧問教諭、外部指導者の状況はとのお尋ねございますが。現在16の部活動に総勢320名の生徒が所属をしております。顧問教職員25名、外部指導者15名が指導に関わっていただいております。外部指導者がいない分は女子ソフトボール部とアート部となります。

（２）国県の指針を受け本町ではどのような対策や方針を計画されているのかとのお尋ねでございますが、対策や方針を立てる際に、最も基本にすることは波佐見町の現状や特色、独自性を生かすことだと考えております。同時に大きな変化、変革を求められている施策でありますから、生徒や保護者、教職員、地域の不安、負担を考慮したとき、しばらくは私ども教育委員会が主導するかたちが適切ではないかと捉えております。

これまでも本質問につきましては、答弁を行ってまいりましたが、改めてこれまでの経緯、取組について概略説明をいたします。

関係者への説明会、意見公開交換会等の開催。波佐見町地域部活動推進検討委員会の発足と方針策定。児童生徒、保護者、教職員、外部指導者の意向調査。外部指導者確保に係る中学校部活動振興会への補助の増額。教職員の兼業、兼職に係る規定作成と教育委員会管理規則への追記。モデル部による検証。指導者謝金規程の策定などを行い、これらを踏まえて今年２学期から休日の指導を外部指導者による取組を試験的に始めるようにしております。試行錯誤しながらよりよい活動につながる改善対策を図ってまいりたいと考えております。

（３）外部指導者の確保や人材育成、及び謝金などの予算の確保はどのように計画されているのかとのお尋ねでございますが、本町ではスポーツ少年団やスポーツ協会所属の活動が充実し熱心に展開をされております。加えてスポーツ、文化問わずに多くの方々が自主サークル活動に親しまれております。この方々とのネットワーク、つながりをベースにして外部指導者の発掘や確保さらには育成を図ってまいりたいと考えております。

予算につきましては、これまで中学校部活動振興会に年250万円の補助を行っていましたが、安定的に外部指導者を確保するため、令和５年度より150万円上乗せし年400万円を補助しております。今後は策定した謝金規定を基準に、外部指導者の方々との意見交換を行いながら活用をしてまいりたいと考えております。

ただ活動意向が平日まで及ぶようになったとき、生徒の活動をどう保障するのか。外部指導者をどう確保できるのか。保護者の負担や運営方法など、様々な課題が予想されますので、国や県下自治体の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

今回中学校の部活動の地域移行の通告について一般質問しているところでございますが、この件につきましては今答弁でもありましたように以前からも同僚議員のほうから幾度となく質問された内容でございます。

しかし今、答弁でもありましたとおり、今年度のもう２学期、９月のほうから試験的に休日の活動を移行するというようなことをお聞きしておりますので、まだまだ課題とか問題点が山積しているものではないかと思って、今回また質問させていただきました。

まず初めに中学校の部活動の現状についてですが、先ほど答弁のほうでもたくさんの方が――今ありましたとおり生徒数が392人に対して320人。加入率が81.6％と。こういった多くの生徒たちが活動しているわけですが、例年というか、ここ数年でその加入率の推移といいますか、例年どおり横並びなのか、上昇傾向にあるのか、減ってきているのか。そこあたりが分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

加入率につきましては恐らく微減だと思っております。

ただ学校の部活動、学校を主体としている子供たちが先ほど示した割合ですが、それ以外の地域のクラブあるいは既存の例えばスイミングクラブとかそういうことを入れると恐らく85％を超える子供たちが何かしらのスポーツ、文化活動に勤しんでいるのではないかなと思っております。

他自治体、他の学校に比べると随分加入率が高いとは思っておりますが、少しずつ少しずつ減少している傾向と、部によって偏りがあるという傾向があるのではないかと判断をしております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

先月末に中体連の東彼地区の郡の予選大会があったかと思うのですが、波佐見中学校では何の競技で、全ての競技で出場されたのか。どのような成績を残されたのかお伺いしたいと思います。また部員不足によって予選会、試合ができなかった部があったのか。そこあたりをお伺いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

前回の武道競技において波佐見中学校から参加をした種目を述べます。卓球男女、バレー女子、野球、サッカー、バスケットボール男女、ソフトテニス男女、柔道男女、剣道は本中学校からは参加をしておりません。バトミントン男女が大会に参加をしました。

野球、サッカー、バスケット男女、ソフトテニスの女子、柔道男子、バドミントンの男子、

女子が優勝をしておりますし、個人戦で県大会に出場する子供たちも多数参加しておりました。

ただもう長年のようにバレーボールの男子につきましては、もうクラブ化しておりますので、３中学校で１校しか出ておりません。

今年度特にまた、女子ソフトボール部も本中学校だけになりましたので予選は行われておりません。県大会も波佐見中学校と川棚中学校の合同チームが出るようになっているようです。剣道の男女につきましては、先ほど申しましたように波佐見中学校からの参加はあっておりません。

このように部によって偏りがあることと、例えば野球のように川棚中学校と東彼杵中学校が合同チームをつくって、波佐見中学校と対戦をしたというように、郡内の三中学校でも合同で参加をするという実情が見え始めております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

今成績のほうありましたけども、また部員も約８割強の生徒たちが参加しているわけですが、これまで学校での部活動ということから、生徒たちも友達と誘い合って気楽にスポーツに親しみ、入部しやすい環境にあったかと思うのですが、今後地域に移行。その先になるでしょうけど。完全移行となって地域クラブの活動となれば、そのハードルも上がってスポーツ離れをしていく生徒たちも増えるのではないかと危惧しているわけですが、そのあたりはどのようにお考えになりますか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校を単位とした部活動というのが今後恐らく行われないようになるのか、縮小していくのか、まだ今のところは分かりませんが、議員がお説のようにアスリート的に強くスポーツを求めていく子供たち。部活動の延長的に自分たちで、仲間と集い合って運動や、文化活動に親しもうとする子供たち。そして何にもしない子供たち。というように３分類されるのではないかなということの危惧はしておりますが、まだ今のところこれはあくまでも個人的な部分でありますので、そうならないように子供たちにいろいろな運動の機会、文化活動の機会は提供していきたいなとは思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

先ほどもありました。やはり外部指導者もいない部もあるわけですね。そういった場合に土日の練習をどうしていくのかですね。そういったものもありますし、また今先ほどもありましたように成績ですね。やはり町単独でできないチームが今から今後出てくると。そういうようなところで東彼３町での活動となってくるというような話もありましたけども、具体的にそう

いうようなところは調整とか３町一緒になって協議されているのかちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町の場合はありがたいことにまだ子供たちがほぼ全ての活動に参加をしておりますが、東彼杵中学校のようにもう大変厳しい状況にある中では、やはりこの合同的なものということも考えていかなくてはいけないかなと思っております。

今のところ郡の校長会あるいは郡の中体連事務局と教育委員会教育長あたりが合同に今後の方向性、今の危機的な現状等々の意見交換をしながら協議の場を設けつつあるというところだと思っています。

ただし本町でいうと、指導主事が移行の主担当をやっているのですが、川棚町東彼杵町の教育委員会担当者による３者の協議は行っており、今の各学校の各地域の現状と課題等についての意見交換は行っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

そうですね。やはり部活動を通して学ぶことも沢山ございます。大きな声で挨拶をするとか。あるいは部活動で使う道具やものを大切にするとか。あるいは仲間社会との協調性を図るとかですね。コミュニケーションの能力、目配り、気配り、思いやりとかですね。あるいは感謝やマナーといった教育的効果や社会を生き抜くための行動を身につけるよき経験になるものだと思っております。

先日のいきいき大学で本町の各学校の校長先生のほうから学校紹介がされておりましたけども、その中に中学校の学校紹介がございました。中学校の資料の中の最後のところに、波佐見中学校の学校だよりですね。こちらのほうが添付されておりましたけども、その中に郡中退中体連の激励会のことを紹介されております。

中体連にかける意気込みや決意目標などを力強く述べられ、その言葉の中で多く述べられたのが感謝という気持ち、という言葉だったそうです。部活動を通して身につけてほしい力、技術力だけでなく礼儀や他人を敬う気持ちもついていることを感じました、ということが書いてあります。

このように部活動の意義は計り知れないものがあるのではないかなと思っております。より多くの生徒たちにこのように部活動を通して、そういった経験を積み、感じ、身につけて社会に出てほしいと感じております。

感謝の気持ちを持つということで、お世話になった地元に恩返しをすると。まさに部活動はふるさと教育の一環にもつながっているのではないかなと思っておりますが、中学生にとってこれからの人生を歩んでいく中で進路などを選択していく大事な時期でもあります。社会の縮図と言えるこの部活動で、地域移行となっても親しみやすい環境づくりに努めていただきたい

と思いますけども、部活動の意義、目的を教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今議員がるる述べられたことは全て部活動の狙いであり、メリットであり、ぜひ残していきたいものだと思っております。

さらには、ここにいらっしゃる方々もそれぞれに部活動に対する思いもあるでしょうし、それによって育ててきた自分というのもきっとあるのだろうと思っておりますので、学校単位の部活動ということは今後どういうように変わっていくかは分かりませんが、あくまでも子供たちのやりたいと思う気持ちを保障することと、学校職員が担っていたものを地域で担っていくという、地域の子供は地域で育てるという基本的なスタンスにのっとって、この地域移は行われていくのだろうと思っておりますので、部活動のメリット、狙い、よさを生かしながら、どう地域移行に結びつけていくかというのが課題だろうと思っております。

ただし部活動には是の部分。あるいは光の部分と影の部分がきっとあるのだろうと思っています。例えば燃え尽き症候群的にややし過ぎた部分の健康被害もあるかもしれませんし、生徒同士の人間関係もあるかもしれません。あるいは顧問教諭による体罰等々はニュースにも大きく取上げられるようになっておりますし、何より先生方の長時間労働の元凶とさえ言われて、ブラックと叫ばれた理由の一つに、ブラック部活というのがあるわけです。これも一つの事実だと思っております。

長時間労働。さらに言えば先生方が専門ではない部活を担当し、なかなか厳しい状況の中で部活を持たざるを得ないという先生方の働き方改革という大きな転換、課題等々もあるんだろうと思っておりますので、総合的に部活動のメリットのよさも生かしながらも、そういう現状も踏まえて、今後望ましい求められる方向に進んでいくのであろうと思っておりますし、進めていかなくてはいけないなと思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

部活を通しての意義とか、本当にいろんな経験とか成長をしていく活動かなというように考えております。やはりこう明確な目標に向かって県大会で優勝して、九州大会、全国大会でいい成績を残したいと。いうようなその目標に向かって日々どのような練習をして努力を重ねていくか。その日々の過程、プロセスが一番大事になってこようかと思っております。

○議長（百武辰美君）

いい例が波佐見中学校学童野球もそうなのですが、学童野球、中学校野球部は子供たちが入れ替わっても毎年いい成績を収めております。全国大会、九州大会のほうによく出ておりますけども、やはり日頃より目標に向かって、やはり選手あるいはその指導者。または保護者の人たちもこれの三位一体となって、一緒になって練習や試合への協力とか応援をよくやってこら

れて子供たちの活躍をよく見守られております。

そのためにやはり試合の結果もしかりなのですが、やはり素直でリーダーシップをとれるような子供たちに成長しているのではないかなと思っております。

毎年、中学校の体育祭運動会のほうを見せてもらっておりますけども、やはり各集団の応援合戦ですね。その団長とかリーダーですね。これはほとんど野球部の子供たちが中心となって集団をまとめて頑張っている姿をよく見ております。やはり日頃の活動がそのように成長させているものではないかなと思っております。

もちろん先ほど教育長も言われましたとおり、スポーツができる子ばかりではありません。やはりスポーツに限らずやはり文化に対しても、あるいは勉強も一緒だと思います。漫然とした活動では何も生まれませんので、やはりしっかりとした目標を持ち、それに向かって日頃より意識して目標達成に向けて頑張ってもらいたいなというように思っております。

それでは次の（２）の対策とか方針についてお伺いします。国の指針についてはスポーツ庁の地域スポーツ課による、運動部の活動地域移行についての資料に基づいて質問していきたいと思っております。

運動部活動の改革のこれまでの経緯取組についてというようなところで、上からいきますと平成30年３月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインとして朱書きのところなのですが「地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施」と。もう一つ下のところで、「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」というふうなかたちですね。

それを踏まえて、それから平成31年１月に新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてということで、朱書きのところで「将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と。これが中央教育審議会ですかね。これが答申を出されております。

それを踏まえて令和元年11月に衆議院ですね。参議院が12月に「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体を担うことについて検討を行い、早期に実現するということ。」で付帯決議されております。

それを踏まえて令和２年９月ですね「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」ということで、朱書きのところですが「令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と。こういうような流れで地域移行を図ろうというようなかたちになっております。

やはり資料を見てみまして、これ15ページにわたってある資料なのですが、生徒とか保護者、地域の意向などはやはり中身についてあんまりこう指示に含まれておりませんでしたけども、先ほど教育長の答弁でもありました教員の働き方改革。このような制度の移行にしか見受

けられておりません。

時代の背景を見てみましても、しょうがないとは感じますが、部活動というものは教育の一環とも考えますが、外部指導者もふだんの平日はお仕事をされる方がほとんどかと思いますので、地域保護者任せでよろしいものかどうか。そういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

この地域移行につきましては、誰しも経験をしたことがないというのがもう。どのように今後なっていくのかという部分で国、スポーツ庁あるいは県もこういうふうな方針等々方向性は示してはいるのですが、こればかりはもう全然地域差が違うし、学校差が違うのでモデルを示されたからといって、それをすぐできるかということは大変厳しい状況にあります。

御存じのように、この地域移行について全国モデルは長与町ではありますが、長与町の現状を見て、長与町と波佐見町を比較したときに当然真似できないこともたくさんありますので、当初述べたように本町らしい現状や特色を生かしながら、本町らしいペースで、スピードでやっていければいいなというのを基本的に思っております。

学校差、地域差、家庭環境の差等々、いろんな条件の中で、同じような歩み、モデル等合わせたかたちの展開はできないだろうと思っておりますし、先生方の働き方につきましても、波佐見中学校に在籍をされている先生方がどのような思いを持っていらっしゃるかということも、先ほど答弁の中で意向調査もとっておりますが、年が変われば、あるいは家庭環境等々が変われば、去年まではしたいと思ってても今年はできないというかたも当然いらっしゃるわけですから、そういうことも総合的に考えていきながら進めていきたいと思っています。

ただし何度も繰り返すようですが、子供たちのやりたいという思いを保障すること。地域の子供は地域で育てるということ。そして持続可能というのがこれからのとても大事なものではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

私も外部指導者といいますか、４名ほどちょっと外部指導者の方とお話しさせていただきましたけども。やはり外部指導者の立場からいうと、やはりこれまで学校の先生たちが部活動の責任者といいますか、監督といいますか、おられたのでそのお手伝いとして気軽に気兼ねなく活動のほうをしておりましたが、それから先生も休日になればいらっしゃらなくて１人で、ほとんどさっきの答弁でもありましたけども、外部指導者１人もしくは０人。１競技だけ２人いましたよね。そういったかたちで、ほとんど１人で見なければならないような状況になっていきますね。

ですので、やはり責任問題とかあるいは、やはり自分の時間が取れませんよね。休日先生も

いらっしゃらない、自分が欠席したらちょっと子供たちをどうしようかと。そういうような問題もいろんな負担を感じると。そういったお話が共通してございました。

今の体制、今の状況でいけば、やはり１人ではちょっと負担でできないということで、ちょっと今の環境ではもうちょっと続けてやっていけないという人も出てくるかもしれません。そうなれば、ちょっと厳しいのかなと。逆効果にもなりますので、そういったところをしっかりこう施策してもらいたいなと思っております。

それとまた週末とか休日になれば練習試合を組んだり、大会に参加したりと、そういうような試合が結構ございます。その引率とか運営をどうするのかですね。それと練習試合とかになれば、現状では学校の先生、顧問の先生同士でその段取りとかそういったものをされているかと思いますが、今後地域移行になったときに外部指導者で、そういうふうな段取りまでできるのかどうかというところも問題視されてくるかと思います。

このようにやはり地域移行にした場合の課題点。実際やってみればこういった問題点が出てこようかと思うのですよね。やはりそういうようなところを、やはり現場の顧問の先生とか外部指導者、このような問題点のヒアリングですね。あるいは解決策の協議をされたのか。やはり各部にアンケートなどをとって状況把握をしていただきたいと。各部で抱える問題点はそれぞれでしょうから、やはりその状況、解決策を研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

外部指導者、外部コーチということになっていくと思いますが、部活動の地域移行に関しましては現役の先生方の中にも、部活動を休日にやりたいという先生方もいらっしゃいますから、この方々も外部指導者として先ほど申しました兼業・兼職の発令をすることによって補償をするというかたちでやっていきますので、今その意向につきましても、令和５年度に一度集約をしておりますし、今年度転入されてきた先生方の意向も今月中に取るようにしております。

全国的に見れば全国平均で約３割の先生方がやりたいということで思っていらっしゃるようですが、波佐見町の場合はそれも少しやや高い状況ではあります。でもこういう方々の意向も踏まえながら、今議員が心配されている――これはもう本町だけではなく、外部指導者の方々の処遇あるいはその責任の問題、引率の問題、運営の問題については確かに分からないところもありますし、先ほどから答弁しております長与町さんでもこれについては、もう今でも悩まれていて具体的な良策を見いだせないというのが現状でありますので、外部指導者の方々との意見交換会あるいは顧問の先生を含めた意見交換会等々を行いながら、今危惧されること、あるいはそれに対してできるところはどんなことかということの意見交換については、担当指導主事を中心として、これまでに一、二度意見交換等々は行っております。

ただ、その解決策としてはどうするということは難しいところがあると思いますので、実際にやっていきながら、どういう課題が生まれてくるのか。それをどう解決していけばいいかということの試行錯誤をしばらくは続けていくのだろうなということは感じております。

○議長（百武辰美君）　福田委員。

○７番（福田勝也君）

そうですね。波佐見町にあった取組を進めていくというようなこともございまして、波佐見町の地域部活動推進検討委員会、そちらのほうも立ち上げていらっしゃいますよね。この検討委員会の委員さんはどのような方で構成されているのか。また協議の内容ですね。

今年の９月から試験的に休日の地域運行を進めていくというような答弁もございましたが、今後の完全移行といいますか試験的に終わってどういったかたちで、週末の休日やっていくのか。それをクリアした後には、完全移行していくと。そういうような計画があったら、教えていただきたいなと思います。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

委員会要項によりますと委員のメンバーといたしましては、中学校町、町Ｐ連の会長様、体育協会長、スポーツ少年団のチーム代表様、地域スポーツクラブ代表様、スポーツ推進委員様、文化連盟代表様あと教育委員会職員というかたちで、それぞれの運動面、文化面でリードされている代表の方々を一堂に会して協議を行っているということになります。

方向性につきましては、先ほど説明ありましたように国県の方向性の確認であったり、本町の現状や課題であったり、あるいは、これからどういうように歩んでいくかということの意見交換などを行っております。

比較的風通しが良いといいますか意見交換がしやすいところもありますので、本音の部分とか厳しいところ苦しいところあたりの思いを聞かせていただいおりますので、それに合った対策を考えていきたいということで思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

あと、いろんな資料を見てみますと、このスポーツ庁が出しているものとかあるいはいろんな学校部活の地域移行におけるパターンと事例紹介とか、こういったいろいろなものをちょっと参考にして見せていただいたのですが。地域移行にかかるその受皿とか、形態のパターンをよくこう紹介されているのですが、大体こう３パターンに分けられるようなのですが、一つ目としては総合型の地域スポーツクラブ等の既存クラブ団体が受皿となるケース。もう一つが新しい場を自治体や保護者会などが新設し受皿とすると。そして三つ目に教育委員会や体育スポーツ協会が受皿になるというような大体この３パターンが主流かと思うのですが、先ほどの教育長の答弁で波佐見町においては、やはりしばらくはこの教育委員会が中心となって、受皿と

なってですね、活動を見守っていくというふうなことが答弁ではございました。

やはりその運営とかそういうようなところもありますが、やはり特に課題となってくるのがやはり指導者の確保ではないのかなというようなところを感じております。そういったところで、やはり人材の確保という、指導者の確保というのをやはり最優先に今後考えていかなければならない課題かなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に（３）の地域の外部指導者の確保、人材育成、予算の確保について移りたいと思います。先ほどからこの人材の外部指導員の人材確保についてもお話をさせていただきましたけども、やはりこの外部指導者と予算の確保というこの２点をしっかり整備していかなければ、継続的な持続可能な活動ができないというように考えております。

やはりこれまでの経緯、取組の中で２項目の朱書きの部分ですね。「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組をし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」というようなかたちでございますので、やはり現状で地域移行に移る段階において十分な取組とか環境整備、このようなことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの議員のお話の中に、今後の受皿等につきましてお話があったと思いますが、国県が示している三つのモデルにつきましては、１番目の総合型スポーツクラブ等々が運営するのは本町の場合は恐らくもうないのだろうと思っているのですね。今のそういう現状ではありませんので、では２番目、３番目になっていくのだろうと思いますが、答弁の中でスポーツ少年団であったり、スポーツ協会であったり活動がとても熱心でありますので、ここをやはり生かすということが大事だと思っております。

町村教育長会議の中での話題の中にこれも上がってくるのですが、今後どのように休日、平日移行になったときには比較的多い意見は小学校のジュニアスポーツ少年団と同じように社会体育化することのほうが、郡部においては一番ふさわしいのではないか、適当ではないかという意見が一番多いように感じております。ただこれも本町としてどういう方向性を示すかまた今後研究課題としてはやっていきたいなと思っております。

地域移行に部活動を移行するときに、今議員がおっしゃったように何よりも外部指指導者の確保。そして運営がスムーズにいくための予算的な支援。この二つが一番の大きな課題だと思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

そのようにやはり外部指導員の確保が一番大事かなと思っていますが、やはり最初の答弁でもありましたとおり各16競技ですかね。そのうちで複数２名いるところが、バスケットボール

の１競技で、あとは１名ないし０人というような状況なのですよね。

やはりさっきの答弁でも外部指導者についても教育委員会のほうが現在当たられていますよね。当たってどのような感触を感じられているか、ちょっとお伺いしてよろしいですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

外部指導者が今外部コーチというかたちで本町の場合は言っていると思いますが、外部コーチの存在と顧問の先生方の意向の部分がありますので、０人ということは多分ないのだろうと思っています。女子ソフトにつきましても今実際顧問教諭が土日等々にも指導しておりますので、彼女の意向がどうなるかまだ分かりませんけれど、０人ということがないように。実際に女子ソフトボールにつきましては、その顧問教諭がいなければということになりますので、先ほど申しましたようにスポーツ少年団、スポーツ協会あるいは個人的にソフトボールに親しまれている方々の情報の収集をして、教育委員会あるいは学校あるいはその推薦をされる方とチームを組んで個別に対応していくというのが今取り組んでいるところであります。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

現在の顧問の先生の意思確認というか、やってもいいよという方もいらっしゃるということなのですが、やはり先生方もその方は赴任中に限られてくると思うのですよね。そういったその意思がある方がいらっしゃるときはよろしいのでしょうけど、転勤になった後はどうするのか。そういった課題もあろうかと思いますので、あわせてやはり３人、４人とかですね。やはりそういうような体制をつくらないとやはりその先生が抜けたらもう１人だけになったとか。そういったことがないような計画的な確保のほうをお願いしたいなと思っております。

また先ほど教育長のほうから地域活動の社会教育団体の学童を中心としたスポーツ少年団ですね。そういった活動に向けての活動もありかなと考えておりますが、このスポーツ少年団の各競技ありますけど、競技のチームの指導者、監督コーチは大体何名ぐらいを確保されているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今年度の波佐見町スポーツ少年団の内訳資料に目を通しますと、指導者の方が49名。大体各部活で少ないところは１人というところもありますが、大体三、四名の方々がそれぞれのスポーツ少年団に関わっていただいているというのが、今年度の部分で報告書が上がってきております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

そのようにやはりスポーツ少年団。これも学校の先生抜きでやはり監督、コーチまたは保護

者コーチもたくさん協力されて、やはり各チーム四、五名単位ぐらいでやはり運営されているところが結構多ございますので、やはりそういうような体制ができるように努めていただきたいなというように考えております。

あとは予算とか財源についてちょっとお伺いしたいと思いますけど、答弁でもありましたとおりやはりこの財源。部活振興費で以前250万円を150万円増額して400万円の予算にされております。やはり指導者に対する謝金などそういったものも加味してということですが、現在自主財源のほうでやられていますよね。今後もそういったかたちで自主財源のみで運営となっていくものかどうかちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

財源的なことにつきまして担当のほうから県のほうに確認をしましたが、今のところ県国からの補助等についてはまだ明確な答えがないといいますか。現状では厳しい状況にあるのではないかなと思っておりますので、自治体の補助あるいはそのほかの方法で、捻出していかなくてはいけないかな、ということを思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

これまでもやはり学校の先生方、週末に部活に参加されて休日の手当もいくらかはあったのではないかなと思うのですよね。県もしくは国かどちらの予算か分かりませんけれども。

そういったかたちでやはり休日が休みになるということになれば、その予算も浮いてくるわけですよね、国とか県。それだけ休みになれば支払わなくて済むわけですから。そういった予算の指針もない中で、ただ人間の確保だけやってくれよと言われても、なかなか難しいのかなと思いますので。

やはりそういった予算面での指針が全く示されてない中で、体制の問題も解決はしていかないと思うのですけど。そういったかたちで、やはり無いなりにやはりしっかり体制づくりに努めていただきたいなと思っております。

それとやはり地域移行に想定される主な課題としていろんなことが書いてございました。やはり主体実施主体ですね、受皿や移行体制を構築調整するコーディネーターや、活動に対する細かな運営事務の担い手は誰が行うのか。それと責任管理。地域移行先の活動時における責任や安全管理は誰がどう担うのか。この点ですね。あと指導者。地域移行先の指導者はどのように確保するのかですね。あと活動場所をどのように確保するのか、どのように調整するのか。あと移動ですね。活動場所や拠点によっては発生する参加者の移動負担に対してどのように対応するか。あと費用面ですね。参加者に対してどの程度受益者負担をかけるか、指導者の謝金などの支出に対する財源をどのように確保するのか。あとは大会出場ですね。学校部活として出場するのか、移行先で出場するのか。

こういった課題点がございますので、こういった面も一つずつクリアしていっていただきたいなと思っております。

これまでやはりいろんな質問をしてきましたけども、最初のほうでお話ししましたとおり部活動は人間形成の場でもございます。やはり部活動の意義を理解して、教育の一環としても取組が必要ではないかなというふうに感じておるのですが。

やはり教員の働き方改革とかいろんな背景もあり、このように部活動を地域で見ていくようにというような活動になっていくようなのですが、やはり学校教育の環境整備ですね。やはりエアコンの設置とか、あるいはタブレット端末の配布。あと電子黒板の設置とか。あといろんな支援員の設置もなされております。以前に比べましても随分と整備されてきております。

また子育て支援においても、保護者負担の軽減として医療費の現物支給とか、保育料、高校の授業料とか。給食費の無償化とそういった面も支援事業も十分に対応されてはおりますけども、しかし一方ではやはり学力の低下とか体力の低下。あとコミュニケーション能力ですね。そういったものとか、あと言葉遣い等。多様性とか個性が先行して、やはり学校とか社会のルールを守れないとか、そういったものもやはり傾向も見受けられるような見聞きしているのですが。

やはり環境整備とかやはり支援事業というのは、万全にといいますか、そういったものは進められておりますけども、やはり人間形成ですね。そういった人材の育成というものの対策をしていただきたいなというように思っているのですが、やはり人間形成とかですね、育成の一つの手段が僕は部活動かと思っていますので、地域移行になってもこれまでより１人でも多くの生徒たちが持続して活動できるようにまたそのような指導ができるような人材の確保、人選をして対応、対策をとっていただきたいなと思っております。

先月末の議会報告会。「議会議員と語ろう会」を行いましたけども、その意見でも地域づくりには教育が一番重要。小さい子供の頃から地域活動に参加させるべき。あるいは次世代を担う子供たちをいかに育てるかが肝要。こういった御意見がありました。

これから環境整備とかそういった支援事業もできておりますので、これからは人を育てると。それをテーマに頑張っていただきたいなと思っております。本町でも地域の支え合い、支え合いのまちづくりを推進されておりますので、やはり地域活動というのは協調性が必要でございます。この人を育てるということにあたって、やはり部活動以外にもどのようなことを対策ができるのかどうか。そこのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁の前に先ほどの補足をいたします。現在の先生方に何らかの手当が付いてないというようなニュアンスにとられたかもしれませんが、実際休日の部活動の手当等々は支給されておりますし、それとは別にただその部分が今後どうされるのか今は分からないので、本町として予

算化をし、先生方あるいは外部指導者の方々の予算的なバックアップについては万全を期したいということで思っております。

ふるさと教育をとにかく私は一番大事に思っております。人は人を浴びて人になるということわざがあるように、地域の「ひと・もの・こと」にいかに触れて、地域の方々に育ててもらうというふるさと教育キャリア教育の推進というのは、波佐見町の大きな教育の柱にして今後も推進してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　福田議員。

○７番（福田勝也君）

最後になりますが休日の部活の地域移行は２学期の９月からということで、試験的ではありますが、やはりまだ現在の外部指導者の方も、やはり今の体制をちょっとこう不安がっていらっしゃいます。

やはり生徒数が全部で約320人いる中で外部指導者は15名なのですよね。やはり多いところではやはり今30名を超す部員を１人で見なければならないというような状況が出てくるわけなのですよね。

やはりそういったかたちで、やはりなかなか試験的ではございますが、やはりもうちょっと一緒になって、やっていただきたいなというところもございます。

また近隣の佐世保市の教育委員会でもちょっとお話しさせてもらったのですが、やはり佐世保市についてもやはりまだこういった取組についてはなかなか進んでいないというようなところもちょっとお聞きしました。

なので、目標時期なのですが、これ令和５年度から開始されて３年後の令和７年度末をめどにというふうな目標設定をされておりますが、先行して部活動移行されている自治体もあるのですが、やはりまだなかなかうまくいってないというようなところで。先ほどの答弁でもありましたように、総合型地域クラブにもお願いはしたが、やはりなかなか実際のところ動けていないというような例もございますので、やはり現状のままでは、あまりにもちょっと強行過ぎるのかなあと思っていますので、やはりこの生徒の部活動離れとか、指導者の成り手不足というような問題がないようにまずこの１年十分にそのような研究、検討をされて、やはり外部指導者の充実を図って、より多くの生徒たちが充実した部活動として成長できるようなそういった環境を整備してからでも、今年の９月にとらわれずに７年度でも移行するといったことも、考えてもらいたいなと思いますけど。

そのようにいま一度今年の９月にとらわれずに、７年度に移行するということができないか。いま一度学校側と、あるいはその推進検討委員会とも協議していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

他自治体に比べて担当指導主事がよく頑張っていると思いますが、環境条件整備につきまして本町はかなり頑張っていると評価をしております。

そういうことも踏まえて外部指導者の外部コーチの方々や顧問の先生方等々も協議をしながら、今年度の９月から答弁しましたように試行的に試験的にやっていって、どういうふうな課題、どういうようなことが必要なのか。ということをやっていって７年度を迎えていきたいというのが今のところ考えております。

あくまでも休日の地域移行をまずやっていかないと、平日についてはまた全く考えるところは難しいところがありますので、休日について丁寧にそして確実に移行ができればなということを考えておりますので、２学期からの移行につきましては試験的にやっていきたいという思いは持っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、７番　福田勝也議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

15時50分より再開します。

午後３時40分　休憩

午後３時50分　再開

○議長（百武辰美君）

＠休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、９番　横山聖代議員。

○９番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。本日最後となりますので、最後までお付き合い願います。では通告に従い質問いたします。

絆の日について

令和５年度より、ゴールデンウイーク期間中の平日を体験的学習活動休業日とする「絆の日」が始まった。

２年間の実施により様々な評価をされていると考える。

そこで、本町が目指す「絆の日」とは何なのかについて、次のことを問う。

（１）「絆の日」を始めたきっかけは。またゴールデンウイーク期間中に指定した理由は。

（２）「絆の日」の理念や目的は。

（３）２年間の実施により、どのような評価をしているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

９番　横山聖代議員の御質問に対してお答えいたします。

「絆の日」について。２年間の実施により様々な評価をされていると考える。そこで本町が目指す「絆の日」とは何なのかについて次のことを問う。

（１）「絆の日」を始めたきっかけは。またゴールデンウイーク期間中に指定した理由は。

（２）「絆の日」の理念や目的につきましては、関連しておりますので続けて答弁させていただきます。今年度４月に保護者向けに発出しました文書に沿ってお答えをします。

「絆の日」は休みを増やすのではなく、夏休みを分散した休業日であり、他の市町にはない波佐見ならではの大切な日である。

本町最大のイベントである波佐見陶器まつり期間中に連続した休日になるので、お店の手伝いや見学、観察やインタビューなどの学習や体験の絶好の機会である。波佐見の「ひと・もの・こと」と直接関わり、ふるさと波佐見に誇りを持つとともに、波佐見の新発見、再発見につなげてほしい。

地域との絆、家族との絆、友達との絆を深める大切な日にしてほしい。「自主、自立、自分のことは自分でできる」を育成するのが義務教育期の狙いである。家族でどういう過ごし方をするか話題にしてほしい。

こういった内容を文書にして発出し、理解と協力をお願いしております。

「自ら考え判断し行動できる子供」「ふるさと波佐見に積極的に参画する子供」そして「家族や友達との絆を一層深める子供」の育成を目指した取組になればと期待をしております。

（３）２年間の実施により、どのような評価をしているか、とのお尋ねでございますが。「親は休めません。食事の世話はどうするのか。」「子供だけで過ごさせるのは不安だ。」などの声があることは伺っておりますが、先ほど述べましたように「絆の日」の趣旨、狙い等を御理解頂き御協力をお願いするところです。

今回「絆の日」期間中に、中学生が行った給食用食器の利活用というＳＤＧｓの取組や、会場内の美化ボランティア活動が大きく報道等に取上げられました。100名を超える生徒が参加をし、「初めて陶器まつりに参加した。」「たくさんの笑顔と励ましの声を頂いてうれしかった。」「またやりたい。」などの声がほとんどでした。

小学生なら何ができるのか。高校生なら何ができるのか。家族で、企業で、地域ぐるみで考える機会になればと願うものです。以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

昨年から始まりましたこの「絆の日」について質問するきっかけとなったのが、ゴールデンウイーク前後は保護者の方や陶器関係者など話す人、話す人、この「絆の日」の話題が多かったもので、この２年実施されましたので、今後のためにも成果や課題を検証する必要があると思ったからであります。

また繁忙期である陶器まつり期間中の設定は果たして適切なのかとか。休業日の取得には保

護者や教職員の働き方改革にもつながってくることから本町が目指す「絆の日」について考えていきたいと思ったからです。

では再質問に入ります。先ほど（３）の評価のところで、保護者さんから休めないとか食事の準備ができないなどの意見が出ているとは言われましたけれども、そのほかにこの「絆の日」について保護者さんからでもいいです。その他諸々でも構いません。

ほかに教育委員会に寄せられた意見等はありませんでしたか。もしありましたらお聞かせください。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

保護者地域の方から直接教育委員会には届いておりません。学校あるいは校長会、教頭会を通じてＰＴＡや保護者の方からこういう意見・要望がありましたということが、現状であります。ただ、こういう御意見等は同時に例えば波佐見町らしいユニークな独自性のある取組だねという意見も頂いております。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

私が聞いた意見が何個かあるのですけれども、まず「絆の日」じゃなくて「反絆の日」よねとか「亀裂の日」だよって言われている方もいらっしゃいました。この方たちはふだん学童さんに預けられていらっしゃらない御家庭で、夫婦どちらが休みをとるかでけんかになるからという感じですね。すごい言葉遊びが上手だなと思った次第で。

あと仕事前に実家の祖父母の家に預けて出勤しないといけないから大変でしたという声もありました。この方は実家が町外にあると。自分も陶器まつりに行かないといけないという方でした。ほかにはゴールデンウイーク明け、運動会の練習をみっちりされるから、子供がいつも疲れていますというお母さんもいらっしゃいました。

高学年のお子さんのお母さんからは、親が帰るまで子供だけで家にいるので、ずっとゲームやＹｏｕＴｕｂｅばっかりしていて、帰るたびに叱らないといけなくて、叱り疲れましたって言われているような声もありました。これは夏休みも然りなのです。

教育委員会には間接的に届いているとは思うのですけれども、私はこういった意見を、いろんなところで話す人から聞いておりました。

先ほど教育長も言われました。中学生ともなったらそこまでの意見は聞かなかったです。保護者さんの方からは。先ほど教育長も言われましたとおり中学校でＳＤＧｓの取組として陶器まつりで、給食用食器の無料配布や会場のごみ拾いなどとともに能登半島の募金活動もされてとてもすばらしい活動だなと感心しておりました。町の一大イベントに一緒に参加して、郷土教育にもつながると思いましたので、ぜひともこういった波佐見中学校でしかできない取組というのはぜひとも続けてもらいたいと思っております。

でも、小学生はそうはいかないですよねというのを言いたくて。そこで確認なのですが、陶器関係に従事されている保護者というのはどのくらいいらっしゃるか。もし分かればお答えください。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

陶器関係に従事されている保護者というようなことですが保護者の数というところではなかなか統計がされておりませんので、窯業関係の事業所にお勤めの方ということでございましたら、令和３年の経済センサス活動調査の調査結果としましては、町内では1,607名の従業員の方がいらっしゃるということで把握をしております。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

ありがとうございます。令和３年の経済センサスですね。統計しかないということで1,607人窯業関係に従事している数がということですが、波佐見町の人口が約１万4,100人で、全人口の割合として――高齢者も赤ちゃんも学生も含めてなのですけど。全人口の11％くらいが窯業関係に就いていると。これを保護者で考えたときも一緒ぐらいかな。１割ぐらいが従事されているのではないかと推察します。

保護者の中でこういった窯業関係に従事されている方が少ないとしても本町が一番忙しいときに大企業など、波佐見町にも近隣にもないから、こういった連休を全てとれる保護者というのはほぼ皆無ではないかと思うわけなのです。

そんな中で確かに家族と一緒に過ごしてとか休みをとって、絆を深めてということはちょっと難しいのではないのかなと思います。でもこの「絆の日」という教育長が言われました趣旨、理念、こういったのはとても魅力的です。子供たちの笑顔につながるとも思います。なので、ぜひ続けてほしいのですけれども、でもゴールデンウイークの期間中ではないと私は思うのですけれど、こういった時期の変更というのはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

「絆の日」を始める前、勤務をしているときにも以前は子供たちがこの陶器まつりでお手伝いをしているということも伺っておりますし、そういう場面も見たこともありました。陶器まつりにぶつけたのは、波佐見町最大のイベントである陶器まつりであるからこそ、様々な教材、体験をする場が平日よりも何倍もあるということがまず大きな理由です。

陶器まつりにどのような参画をさせるかということが一番の教材として学習材としてふさわしいのではないかという判断。そのことによってのふるさと教育の推進、ふるさとによる人づくりの推進に絶好の機会であること。そして何より、これはもう全体の答弁になっていくのだろうと思いますが、「絆の日」は先ほど申しましたように自分のことは自分でできるという自

律の心、自立の姿勢をまず培っていただきたいということが一つと、これからの世の中社会が、予測困難な時代になったときに答えが見つけられない時代になったときに、自分でその状況を判断したり、考えたり、行動できたりするような、たくましい子供の育成を目指したい。

現実的には大変厳しいのかもしれませんが、これからの世の中を自分の力で切り開いていける子供を育成したいというのが強い根底にある考えです。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

教育長のその熱い思いというのか、この教育に対する子供たちに対する思いというのはすごく分かって、ああ、とは思うのですけれども、私は町内一斉にする場合は、ふるさと教育につながるからとかも言われましたけれども、私はゴールデンウイークの時期ではないのではないかと思うわけですよ。

そこでですが教育長も分かっていると思いますけれども、見られていると思いますけれども、平成29年９月13日付けに学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行についてという通知が出されています。文科省の事務次官から。

そこに留意事項が書いてあるのですけど、その留意事項には児童生徒や、学校の地域の実態に十分配慮することと書いてあります。この本町の一大イベントである陶器まつり期間中で、陶器関係に従事されている方、また飲食業等のサービス業に従事されている方というのはやはり陶器まつり期間中ずっと働かれていらっしゃいます。

そうなったときに、ここに書いてある留意事項に書いてある地域の実態を十分に配慮しているとは思えないのですが、そこはどうお考えですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になっていくとなっていくと思うのですが、この「絆の日」を迎えるにあたってやはり家族でどのようにこの「絆の日」を過ごさせたいのか。子供が過ごしたいのかという話合いの場をぜひ設けていただきたいと思っています。

どこかに出かけるとかいうことだけではなくて、例えば３日間読書にはまるということもあるでしょうし、この子はお手伝いをなかなかできないので、何かしらのお手伝いの課題を与えることによって３日間頑張ったよということもあるかもしれない。

あるいはもちろんお店の手伝いもあるかもしれませんし、島のおじいちゃんおばあちゃんのところに子供たちだけで行くこともあるかもしれません。

様々な状況をまず家族で話し合っていただいて、この子にどのような「絆の日」を過ごしてほしいのか。そのことによってこの子にどんな力を培いたいのかということを家族で話し合うことの大切さを訴えたいし、考えてほしいというのがこの「絆の日」の原点であります。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

繰り返し同じような答弁なので、分かりはするのですけれども、そもそもでちょっと話をしたいのですが、そもそも昨年この「絆の日」始められる際に学童さんやＰＴＡ、あと学校運営協議会ってありますけれども、そういうところにお話を出すこともなく決定されたのではないかなと思うのです。

令和５年の２月の全員協議会の際に教育委員会のほうで休業措置の決定をしたという話を聞きました。その際に学童等にはこれから相談協議をしますとのことでした。そのとき手順が逆じゃないのかなあと思ったわけなのですよね。

それはいいとして。終わったことだから。学童に相談協議された際に何か御意見等とかありましたか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

令和４年の12月の校長会の中で、こういう地域貢献「絆の日」のことについて、協議を打ち立てました。その後に教育委員会等々協議をしながら年明けた２月に保護者向けの文書を発出したようになります。

議員お説のように、その前に学童などの関係機関のほうに事前の協議・提案があったのかということにつきましては行っておりません。学校運営協議会等々につきましては校長会や教頭会を通じて、それは単費も含めたと思いますが、事後報告的に協力の依頼、お願いと同時に発出したものだということを、思いますので、そういう点での事前の協議等につきましては十分ではなかったのかということは思っておりますが、私たちの思いを提案することで御理解を頂きたいという思いであります。

学童のほうからは、もちろん先ほどおっしゃったような不安の部分、そういうのは当然あったのだろうと思っておりますし、学童に急に預けられてもということもきっとあったのだろうとは思っておりますが、そういう手順について丁寧さが足りなかったことについては反省をしておりますが、この取組の趣旨について御理解を頂きながら、御協力頂けば大変ありがたいなという思いの中で、実践を行ったところです。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

確かに手順が逆だったというのは反省というは言われていますけど、もう実際されていることですので今後ということにはなるのですが。ではこの学童の先生方にもちょっと御意見を聞かせてもらったのですけど、保護者の方からやはり「困る」とか「大変」とか「連休後運動会の練習がきついからかわいそう」とか「連休明け泣きながら登校していっています」などなど。声が届くみたいです、今でも。今年聞いたので。

あと保護者の方からは南地区関係ないのだけどとか、こっちは東地区なのですけど陶器まつ

りで車両が多いから、子供が危険だから休みというのは理解できるけどという声も聞きました。

確かに今年度のはじめに「絆の日」についてのプリントを保護者向けに配布してもらってはいますけれども、まだなかなか保護者の方たちに対して、まだその「絆の日」に対する理解がされていないというのは感じております。

あとこの学童にお子さんを常時、随時にかかわらず預けるためには、年度初めに申込みを出しておかないといけないのですよね。申込みを出さずに突然預けますというのはできないのですよ。どうしてかというのが保険加入の問題があるからですね。

しかし、この学童への申込みをされていない御家庭もやはりいらっしゃるみたいです。ゴールデンウイーク中日の平日に仕事が休めないとか祖父母もいないとか、子供を預かってくれる人がいないという家庭も実際あります。

どうしてもこのゴールデンウイークにこだわるのであれば、勤労福祉会館や講堂など子供を安心して預けられる受皿というのを作るべきではないかと思うのですけど、そちらはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になると思いますが、大人や周りがレールを引いた枠の中でということではなくて、こういう場所があるからどうぞではなくて。あるいは今おっしゃったように学校や学童あるいは講堂とそういう環境整備を整えてから、はいどうぞ、ではなくて。そういうことも含めたかたちで、家族で会議をすることで、この子にはどういう過ごし方をさせたいのかというところの部分を目指しています。

そういう要望、要求。今回の中学生みたいな意見、要望、要求があれば一緒に考えていきたいとは思っていますが、こういうのがありますから。ということをこちら側から提案するのではなく、まずはやはり家族で話し合うことでどういう過ごし方をしたいのかという、子供育成の目線の中で、この「絆の日」は考えていきたいという思いを持っております。

理想だと言われればそうなのかもしれませんが、これからの子供たちを育てるためには、考え方、この能力の育成はとても大事ではないかなということ判断をしておるところです。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

そこは分かるのですけれども、そこは分かるのですけど、やはりその確かに高学年とか中学校になればできるのですよ。ですが、そうは言っても、低学年の子供たちに「いやお母さん仕事だから」「お父さん仕事だから」「学童にもちょっと行けないから本を読んでおいて」とか。「何をしようか」というのを家で一緒に考えると言っても、「えー、さみしいんだけど」とかなりそうじゃないですか。

高学年とか中学校であれば分かるのです。低学年の子供たちを持っている保護者さんたちでも休めない、平日休めない。陶器関係に従事しているという方たちというのは、そこをやりくりしながらやって、夫婦で喧嘩して「亀裂の日」だよって言いながらやられている方もいらっしゃいました。

だから、そういうことたちのために受皿をつくるべきではないかというのを私は言いたいのですけれども、今年は何か講堂で少しそういった体験みたいなのをされたというようなことでしたけれども、陶器まつりで働かれている方はこのことをどうもご存じではありませんでした。

ほかにも私はこの受皿が講堂とか勤労福祉会館とかだけではなく、もう学校は休みだけれども学校を開放して、親が仕事などでどこにも預けられないお子さんがいる方は、自由に学校来ていいよって。先生たちは休みだけど支援員の先生とか、町内の塾の先生たちに協力を仰いだりしてここで自由に学習していいよとか自由に子供たちだけで遊んでいいよ。こういうような子供が学校に行ける仕組みづくりというのも大事だと思うのですけれども、そこあたりはどう考えますか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

私どもが考えている部分でいうと、そういうことについては今のところ考えていないということで。もちろん必要性、そういう要望、講堂を使ってこういうことがやりたいというようなことがあれば提供することはあると思いますが、こちら側から私たち側からこういうのがあるから、今回は講堂の魅力発信というもう一つはあったのですね。せっかくの機会ですからということで、子供たちに安全な部分で過ごすことはないかなと。

ですから来年、もしあれば３年目になるのですが、どういうことができるのだろう。先ほど申した小学生であれば中学生であれば、あるいは高校生と一緒であれば。あるいは大人と一緒であれば。どういうことができるかなあということを、これからまた考えていきながらそういうことで、こういう環境整備が欲しい、こういうものが欲しいということがあれば、それを一緒になって考えていくことによって、先ほどから言うような子供たちの育成につながっていくのではないかなあという期待を持った取組にしていきたいということで。なかなか折り合いがつかない部分もあるのだろうとは思いますが、私たちはそういう思いを持っております。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

そういったじゃあ一緒に考えてもらうというのはすごくいいのですけれども、先ほどもちょっと申したこちら、この通知に留意事項にあと１個書いてあって――あと８個も９個も書いてあるのですけど。私がその中でこれ大事だなと思ったものですが、体験的学習活動休業日について検討する際には、児童生徒の休みに合わせて保護者が有給休暇を取得できることが重要と

なるから、商工会などの経済団体と連携して環境整備に努めてくださいって書いてあったのですよね。

そういった団体と協力依頼も含めてなのですけれども、協議というのはされていますでしょうか。それとも今後される予定はありますでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○９番（横山聖代君）

施行例につきましては以前からやはり体験的な学習ということで例えば、祭りの行事、イベントに参加するからとか、農繁期に田植や稲刈りのお手伝いをするからということでお休みになるというのはこれまでも行ってこられたのですね。

ただ今回、大きな改定があったのが、今の社会情勢の中でこれからを生き抜く子供たちのためにどういうことができるかというような議員も多分御存じのように、愛知県でラーケーションという考え方で、取り組まれていると思います。

それはおっしゃったように平日に保護者が一緒に休むことによって、平日の社会生活を実際に体験することによる学びの育成だと思っておりますので、それとやや似たようなものもその実際のラーケーションの考え方よりも少し早めに私たちは考えておりましたので。

平日にできれば保護者の方に休んで頂きたい。そういうようなことは望んでおりますが、やはり先ほどから言いますように子供たちが自分で過ごせること。大人がそばにいなくても、ということが最終的には求めていきたいなということを思っています。

振興会等々の協議につきましては、今年度中学校のほうからこういう依頼がありましたので、その協議は持ちました。例えばテントの依頼だとか場所の依頼等々については、振興会とこういう要望意見があったので、その協議の場を持たせていただいて、こういったことのお願いとか、こういうような関わり方をしたいということで理解、協力を頂いておりますが、前もっての関係機関との協議は先ほど申し上げたとおり、行ってはおりません。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

この振興会さんとの協議というのは中学校のＳＤＧｓの取組によることだと思うのですけど、私が言いたいのはもちろん陶器関係に従事されている方というのは、陶器まつり期間中は休みにできないから、そこは仕事だと思うのですが。

陶器関係ではない職業に就かれている保護者さんも多数いらっしゃって、そこの平日が今年は３日ありましたけれども中日。この３日休めるかって言ったら、ほぼ休めないと思うのですよ。看護師さんとかそういった方たちは土日も平日もシフトでなるから、もしかしたらこの平日のどっかは休めていたのかもしれないけれども、みんながみんなこの３日間って休めていないということは、でも「絆の日」をするためには平日が休みということだから保護者さんたちが有給休暇を取得しやすい環境づくりというのもしていかないといけないので、やはり行政か

らそういった商工会とかそういった団体に協力依頼とかをして「有給休暇をとりやすい環境づくりをしてください。」みたいな協力依頼等はしたほうがいいのではないかなと思って質問したのですけれども。

そしたらちょっと視点を変えますね。ずっとゴールデンウイークとかに限定して言っていましたら私が言いたいことも言えなくなるので。

先ほど教育長も言われましたラーケーションションですね。私もこのラーケーションを取り入れてはどうかって、ちょっと最後提案しようと思ったのですけど。教育長がさきに言われましたので私も言います。

確かに愛知県令和５年度、大分県の別府市もされましたよね。令和５年度からスタートしました。ラーケーション制度。学習のラーニングという言葉と休暇のバケーションを組合せた造語であります。で、このラーケーションの日が教育長もさっきからずっと「絆の日」でこういうことを子供とか家族でしてほしいということを言われているようなことなのですけれども、ちゃんと事前に学ぶ日程だったり、どういうことを学ぶのかという内容だったり、あと場所はどこに行きたいのかという、その届出をすれば平日に学校を年３日休めますよという制度でありました。

その際はもちろん欠席扱いにはしませんと。出席停止とか忌引きと同じような扱いになりますとのことです。この３日というのは連続取得でもいいし、別々の取得でもいいとのことです。

これが令和６年は茨城県や栃木県の日光市、あと沖縄県の座間味村というところも始められたそうです。教育長はすごく陶器まつり期間中が波佐見町の最大のイベントだからそこにと言われますけど、私はそうではなくて教育長がそういう望まれている「絆の日」というのは全然そこの３日間に限らなくても、各家庭に話合いをして「じゃあこの日は有休をお母さんが取るからどっか行こうか」って。「どこ行きたいかあんたが考えて」って。そういったことをすれば、教育長が言われる子供たちに考えさせて自立してということにつながるのかなと思うので。私は町内一斉に休校するよりも家庭ごとに取得できるほうがいいと思うのですけれども、そこはどうお考えですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

最初の振興会等々の企業の理解協力というところにつきましては、校長会の中でも話題になっています。

うたった部分では、そこあたりの丁寧な説明がなかったかもしれないけれど、究極の目標とすれば「絆の日」があるので、波佐見町の企業につきましては、そこに従業員の方が休みをとりやすいような環境整備だとか、そういう企業への発信とかいうことにも最終的につなげていけたらいいですねということの校長会での意見交換はしております。「絆の日」があることに

よって、企業や地域に考えていただくということはとてもありがたいことだなということを思っております。

ラーケーションにつきましては、いまいくつかの事例があがっておりますが、届出制というところの部分の縛りの部分があって、現実的にはなかなかやはり平日の休みが取りにくいだとか、学習の保障ができない。その子の休んだ部分については補習がありませんので、学習の保障ができないということでなかなか定着が厳しい状況があるというのが現状のようです。

最後の波佐見陶器まつりにというのは、私は話し合っていく中で今回の中学生もそうですけれど１人で行う場合もあれば、グループや、学年や、学校でという共同的な学びを展開する場合には、一斉に休んでいたほうのメリットが大きいのではないかなあと判断をし、期間を限定したものを一斉に行っております。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

先ほど確かにラーケーションについてもこの賛否両論の声というのは私も見ております。このデメリット的なところですよね。学習への遅れの懸念などは確かに一斉に休まないから学習が進んでいて、その子が休んだところが遅れるのではないかというのは確かにあると思います。そこの学習の遅れというのは自宅で補わないといけないというのが確かにあります。

この間ＡＢＥＭＡニュース。それを見たときに慶應義塾大学の教授の方がそのときに言われていたのですけど、何かどっかの外国のデータをもとに言われていたのですが、このラーケーション。平日休むということについて言及されていたときに、確かに学校に行くことというのが一番大事と。学習が遅れないためにはって言われていました。でも年10日以上休めば確かに学習の遅れが出てきますというデータがあります、ということを慶應義塾大学の教授の方がニュースで言われていました。

だからこういった遅れというのは自分の努力次第で全然補えることだし、かつ私はこの一斉休校にしたときに波佐見町が「絆の日」だから、地域の皆さん、企業の皆さん、波佐見の小中学校に通ってる子供の保護者はここで休みをとっていいですよ。とかそんなに一斉に休まれても困るよってなるのではないかなと思うわけですよね。休めない人だっていると思います。そうなったら公平性の問題とか出てくると思うのですけれども。

そしたら１回、この絆の日について実態把握のため、今後の成果や課題を検証するためにも改善に向けて、アンケート調査を１回実施してはいかがかなと思うのですけれども、実施してみませんか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

「絆の日」の取組を行う際に、先ほどから何度も申し上げておりますが、個別で各家庭にて判断をし、その中で共同的な学びがより成果が上がるということの補償の部分も含めまして、

一斉のほうが、そしてやはり波佐見町の最大イベントである陶器まつりにぶつけることによっての学習材、体験材としてはとてもすばらしいものがあるのではないかなということを思っております。

アンケートにつきましては、アンケートそのものが最終的な態度決定の際に執り行うものだと思っております。アンケートを取るということは是か非かの部分が最終的に求められたときに、私どもはこの「絆の日」を行いたいと思っています。「絆の日」をやりますか、やりませんかというときに、これはもうアンケートとしてはもう、この決定には従わなくてはいけませんので、アンケートというのは軽々しくとれるものではないと思っておりますので、アンケートをとり「絆の日」をよりよいものにするために、ということのアンケート、意見調査。

あるいは例えばこういう過ごし方をしたらとても子供たちが頑張りましたよというような事例の紹介とかそういうアンケートをとるにしても、是非ではなくて、よりよい「絆の日」を実践するための手だて、考え等々の意見を集約するという趣旨、目的を十分に検討して、アンケートが必要であればとるという考えで今のところはおります。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

私も是か非かのアンケートをとは言っていなくて、成果や課題を検証するためにとってほしいって言っているのでぜひ、そして私は決して「絆の日」を白紙に戻せって別に言っているわけではなくて、教育長の確かにその「絆の日」に対する思いというのは私も重々分かりますし、すごく魅力的だなって思うのです。でも、やはりここずっと平行線のままって思いますけど私は陶器まつり期間中じゃないと思います。

確かに共同学習が学びとして上がるという教育長さっき言われました。確かに今年、中学生がやられたＳＤＧｓの取組。あれとてもよかったです。中学生だからできるのではないのかなと思います。やはり小学生の高学年にもなれば少しはできますけど、やはり中学年、低学年というのは、なかなか難しいからそういうところの御家庭は、やはり家庭ごとにラーケーションのような年に３回とかの届出をすることで、届出もしなくてもいいのかもしれないけれど、することで、休んで家族でどこかに行って、そこで体験的な学習をされる方がいいのではないかなと本当に思います。

あと私はやはりその「絆の日」を進めるのであれば、やはり成果や課題の検証というところが必要だからアンケートをしてくださいってお願いしているのですけれども、そこに対するアンケートはしていただけるということでいいのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

子供たちに様々なバリエーションのある過ごし方をしてほしい。そこに家族の中での話合いをする中で、先ほどから言いますがこの子にどんな力をつけたい。だからこういうような過ご

し方をさせたいということが決まっていくのだろうと思っております。そういうことを願っていて、そこに共同性あるいは企業の協力、地域の協力が出てきたときにはみんなで対応していければいいかなとは思っております。

アンケートにつきましては、今横山議員のほうも是非の部分ではなくてより良いものをと、とてもありがたいと思っておりますので、アンケートの内容についてここではしませんではなくて、必要なアンケートであれば校長会、教頭会等々あるいは関係機関さらにはＰＴＡ、学校運営協議会等に振るかもしれませんが、その必要性について十分に検討した後にアンケートをとることについては回答したいと。この場でとりますということについては避けさせてください。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

アンケートは今後検討課題ということでぜひとってはもらいたいです。

またその「絆の日」を陶器まつり期間中だけにこだわってするのではなくて、いろんな選択肢を与えた上でのアンケート等をとってもらいたいと思います。

町長にちょっと聞きたいのですけれども、この今まで議論をずっと聞いてもらってこの現実問題陶器関係に従事している方、多数の方が困っていまして。陶器関係に従事されていない方からも然りでそういった声も頂いています。これまでの議論を踏まえて、「絆の日」について町長はどうお考えですか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

高い理想を持って「絆の日」を設定あるいは、頑張っておられる教育長の考えと、実際保護者の声を聞いて、どうしても届けたいと考えてらっしゃる横山議員の熱い討論を聞いて、どっちもありだなと。

しかし教育に関する部分については、教育委員会で熟慮のうえ判断されたというように思いますので、そちらのほうを尊重したいと思いますが、今後はそういった皆様の声をしっかりとお聞きしながら、教育委員会のほうで十分に議論を進めていただきたいなというように思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　横山議員。

○９番（横山聖代君）

確かにずっと平行線の議論だったから町長もなかなかここでは公的な場なので言いづらいとは思うのですけれども、ちょっとこれ言っていいかな。給食費の無償化について町長主導で教育関係のことを主導でやられました。そしたらこういった「絆の日」についてもここでは言えないけれども「絆の日」についての意見を教育委員会に反映させてもいいのではないかと思うのですけれども、ここじゃなくていいです。ここ（議場）じゃなくていいです。だって言いづ

らいところだってあると思うのですよ。

なので、一応やはり町長の意見も反映させてもらいたいなとは思います。あと私の意見というのは、いろんな保護者や地域の方たちの意見を持ってここに来ているので、そちらも踏まえて考えていただきたいと思います。

もう最後になりますけれども、もう平行線で終わるので、平行線なので絆の日は休み方改革あと学び方改革につながる本当にとてもすばらしくて新しい取組だというのは事実だと思っています。そしてこの絆の日についていい評価をされているというのも聞いています。

でもそのために必要なのは、地域の実情をやはり鑑みて休暇のバケーションの取得だけではなくて学習というところのラーニングという中身を両立させないといけないというのが大切なのですよね。せっかく「絆の日」で学校を休んだのに親が仕事で体験的学習という学びができなければ、やはり本末転倒ではないかなと私は思います。

なので、この保護者と子供の両者にとって、本町が目指す教育長が言われたすごいいい趣旨。この「絆の日」が有意義な「絆の日」になっていくことを切に願うのですけれども、また来年度以降に向けてはいま一度、立ち止まってもらって、よく考えていただいてということで釘を打って終わりたいと思います。

答弁最後お願いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

保護者の方がなかなかやはり休めない、不安であるということは十分に把握をしております。それを踏まえたうえで求めたい理想を追求していきたいということになります。自立できる子供、将来に自分の力で生き抜く子供を、小さいときから小学生の低学年であっても、どういう過ごし方、どういう生き方ができるかということを、自分でそして家族で考えていきながら小学生の低学年にもあった過ごし方を考えていくということも、あるいはそういう能力を培っていくこともとても大事なのではないかなと思っています。

親が休めないから、見る人がいないからではなくて、それも踏まえた上で、ではうちの子は、家庭では、ということを考えてほしいなという部分を願っておりますので、今横山議員の思いの部分あるいは横山議員にたくさんの御意見があったと思いますから、それらの方々の御意見も踏まえてよりよいものにしていきたいなと思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で９番　横山聖代議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。御起立お願いいたします。お疲れでございました。

なお明日は９時からですので、お間違いのないように御参集をお願いいたします。

午後４時40分　散　会

第６日目（６月 12 日）（水曜日）

議事日程

日程第１．町政に対する一般質問

濵本 秋人 議員

１．河川の維持管ついて

２．鴻ノ巣公園にかかる道路整備等について

３．第６次波佐見町総合計画について

岡村 真由美 議員

１．子供の居場所づくりについて

２．相続登記の義務化と本町の空き家対策について

３．町民霊園に設置された合祀墓について

脇坂 正孝 議員

１．教育委員会事務局の新庁舎移転について

２．鴻ノ巣グラウンドの整備について

３．選挙における投票率の向上について

前田 博司 議員

公共事業（建設関係）の現状と今後について

澤田 昭則 議員

１．公共施設の有効活用について

２．町内の消費を促す対策について

３．コミュニティ・スクールについて

北村 清美 議員

１．災害について

２．まちづくりについて

３．高齢者について

第６日目（６月 12 日）（水曜日）

３．出席議員

１　番	前田　博司	２　番	濵本　秋人
３　番	澤田　昭則	４　番	岡村　真由美
５　番	田添　有喜	６　番	岡村　達馬
７　番	福田　勝也	８　番	城後　光
９　番	横山　聖代	１０　番	欠　員
１１　番	北村　清美	１２　番	脇坂　正孝
１３　番	尾上　和孝	１４　番	百武　辰美

２．欠席議員

な　し

３．議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田　孝行	書記	一瀬　若菜

４．説明のため出席した者

町長	前川　芳徳	副町長	村山　弘司
総務課長	福田　博治	企画情報課長	澤田　健一
商工観光課長	太田　誠也	庁舎建設推進室長	大橋　秀一
税務財政課長	古賀　真悟	住民福祉課長	井関　昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤　幸治	建設課長	本山　征一郎
水道課長	中村　和彦	長寿支援課長	松添　博
子ども・健康保険課長	石橋　万里子	会計管理者 兼会計課長	串島　佳織
教育長	森田　法幸	教育次長兼 給食センター所長	朝長　哲也
総務課課長補佐	坂本　昌俊	選挙管理委員会委員長	中田　彰

午前９時　開　会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さんおはようございます。

ただいまから令和６年第２回波佐見町議会定例会第３日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第１　町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

２番　濵本秋人議員。

○２番（濵本秋人君）

皆さんおはようございます。本日のトップバッターであります。よろしくお願いします。それでは通告に従って質問をいたします。

１．河川の維持管理について

波佐見温泉「湯治楼」付近の河川内の雑木及び陶芸の館付近の雑草が河川内で目に余るものがある。

町として処理できないか。

２．鴻ノ巣公園にかかる道路整備等について

鴻ノ巣公園に新たな遊具が設置された。

そこで、次のことを問う。

（１）鴻ノ巣公園入口付近に接道する町道小野原線の道路幅が狭い。

拡幅できないか。

（２）山角方面から町道小野原線上において、公園入り口付近に案内表示の看板がない。

設置できないか。

３．第６次波佐見町総合計画について

（１）前期基本計画の中の歴史・文化・スポーツに「体育施設の計画的な整備と総合運動公園整備の研究を進める」とあるが、現在までの進捗状況はどうか。

（２）前期基本計画の中の観光に「波佐見焼の認知度が飛躍的に高くなり来庁者が増加している」とあるが、さらなる増加を進めるために、特別な対策をとられているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○２番（濵本秋人君）

２番　濵本秋人議員の御質問についてお答えをいたします。

１．河川の維持管理について

波佐見温泉「湯治楼」付近の河川内の雑木、それから陶芸の館付近の河川の雑草について町として処理できないかとのお尋ねでございますが、御指摘の箇所については町においても承知しているところでございます。これらの箇所については２級河川であることから県の管理下でありますので、これまでと同様に県に対応をお願いしたいと思っております。

基本的には町の財源は町で実施する事業に投じていきたいと考えており、町でしか対応できないものが最優先となりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

またこれらの要望は範囲が広く、多くの箇所が要望されておりますが、県におかれましては継続的に対応頂いているところでありますので、今後とも引き続き事業を実施していただけるよう強く要望してまいります。

２．鴻ノ巣公園に係る道路整備等について

（１）鴻ノ巣公園入口に接道する町道小野原線の拡幅についてでございますが、かねてよりこの路線については、鴻ノ巣公園へのアクセスにおいて整備が必要な路線として認識しております。このことから昨年度より測量等を行い、今年度から事業の着手を予定しているところです。

（２）山角方面から町道小原線上において、公園入り口付近に案内表示が設置できないかとのお尋ねですが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、改良工事を今後進めてまいりますので、まずは工事完了後の利用状況を確認し必要に応じて検討してまいります。

３．第６次波佐見町総合計画について

（２）前期基本計画の中の観光について来庁者のさらなる増加対策についてのお尋ねですが、本町における観光客の推移については、平成29年度に100万人を達成以降、令和元年度104万4,138人、令和２年度54万2058人。令和３年度65万2,956人、令和４年度が96万8,905人、令和５年度は約104万人の見込みとなっており、コロナ過以降、少しずつ観光客数が回復してきているところです。波佐見焼の認知度向上については産地偽装問題が表面化して以降、窯業各団体の御尽力により波佐見焼の認知度は20年前と比較して格段に向上しています。

近年では波佐見焼が全国放送の番組に取上げられる機会も多くなり、その結果、産地波佐見町へ波佐見焼を買い求めに来る観光客も増加するなど、波佐見焼の認知度向上が本町の観光にも大きく寄与しているものと思います。

さらなる観光客の増加を図るために、特別な対策につきましては田添議員の質問でも答弁しましたように、本町における観光振興に関しては、第２期観光振興計画の内容に沿って実施しており、窯業の振興と観光の振興は密接に関わっておりますので、産地波佐見町の魅力向上もあわせて図っていく必要も感じております。

具体的には現在窯業界とともに行っております廃石膏の地域内循環の取組を進めることにより、他産地との差別化になるものと考えますし、漫画家の小玉ユキ先生が中尾山を舞台に描かれた漫画「青の花　器の森」を活用し漫画の世界感と波佐見焼を観光に取り入れたコンテンツ

の造成も新たに進めているところです。

観光振興計画にも施策を掲載していますが、引き続き窯業の振興と観光施策を組合せて、波佐見町への誘客を図っていきたいと考えております。その他の御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

３．第６次波佐見町総合計画について

（１）前期基本計画の中の歴史・文化・スポーツに「体育施設の計画的な整備と総合運動公園整備の研究を進める」とあるが、現在までの進捗状況はどうかとのお尋ねでございますが、前段の体育施設の計画的な整備につきましては、年次的に処理するもの、緊急に処理するもの、利用者等からの意見要望を経て処理するものと、今後とも利用される方々が安全、安心して使用できる施設整備を心がけてまいります。

後段の総合運動公園整備につきましては、確かにスポーツのまち波佐見の発信、交流人口の拡大、子供の健全育成などに有効であるとの提案要望書も出されております。これにつきましては過去の視察状況や計画、さらに近年の他自治体における建設状況、その建設費用や維持管理にかかる費用、利用者数などの情報を収集、調査した上で、町長以下関係他課と協議を行ってまいりましたが、現段階ではまだ具体的な検討には入れないとの答弁をこれまで行ってきたところでございます。以上、答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

それでは順を追って質問をしたいと思います。河川の件ですけど、県の河川と聞いてはいるのですけど、今回は観光客がよく訪れる陶芸の館と温泉センター付近の雑木を特に何とかしてもらえないかと思って質問をいたしました。

まず、温泉センターのちょうど裏側の川ところで、橋を望んで左側のほうです。顔も映るぐらいきれいな水鏡になっております。次に、また、西前寺橋から見て左側の川の辺り。また、橋からすぐ右側の雑木がひどい箇所があります。ここを何とか早めに伐採をしてもらえないかということを質問しております。橋から望んで雑木の前の川底なのですけど、端から覗けば大きな鯉が何匹でも泳いでいます。１回見に行ってください。

ということで、あとは陶芸の館の裏の河川のところです。あと大型駐車場のところから登ってくる、やきもの公園に行くところの道路ですが、そこから見たところは全然川が見えないように雑草が生い茂っております。それで雑木は根っこから刈らなくても、枝打ちをするだけでも景観的にはきれいになります。なかなか根っこから刈るというのは大変だと思います。

建設課長さんに聞いても波佐見の河川は、フルマラソンのコースぐらい40キロメートルぐらいあるそうです。１日に10メートル伐採しても１年300日働いたとしても、１年間で３キロメー

トルしか進まないです。10年たっても30キロメートルだからまだゴールには達しません。少しずつでも伐採できるように、県のほうに要請していただければと思います。

陶芸の館付近の雑草も同様ですけど、やはりこうきれいに河川をしていただいて、少しでも多くの観光客がきれいなところで見てもらえればと思います。今の件に関して県北振興局に勤めておられました副町長さん、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

ありがとうございます。ただいま御質問頂いた県の河川でございますけれども、これは県の河川でございますので、やはり維持管理については県がしっかり行うべきものだというように思っております。県のほうでも一定の予算を組んで、河川の草刈り、しゅんせつへの対応しているわけでございますけども、何分昨日の町長の答弁にありましたとおり、管理箇所が広域に及ぶということで優先的に行う箇所については計画的に実施をしているところでございまして、まず一番大切なのは安全安心ということで危険が及ぶ箇所を優先的にやってまいります。それから議員御指摘のありましたように観光客が多く訪れるということにつきましては、景観もしっかり維持していくことが大切ですので、これ優先順位としても一定あるというように思ってございます。

いずれにしても県のほうの予算に伴う取組でございますので、しっかり県のほうにこの議会で議論があったことについて、伝えていきたいと思いますし、６月20日の日には県北振興局の幹部職員と意見交換をする予定でございますので、私のほうからもしっかりその件について伝えさせていただきたいというように思います。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

ありがとうございました。それでなるべく観光客が訪れる２点だけでも先に来ていただければと思っております。

温泉センターの付近では３月に「ＯＮＳＥＮ・ガストロノミーウオーキング」がありました。今年の８月31日には花火大会もあそこの付近で行われますので、それまでにはできればいくらかでも、伐採していただければと思います。

それでは次のことを質問いたします。鴻ノ巣公園のその登り口ですね。道路が非常に狭くて車の離合もできないぐらいありますので、そこ辺りの拡幅はどうかと思いますが。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

鴻ノ巣公園の入り口ですね。その接道する町道小野原線ですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、これについては今後事業着手をしていく予定であります。

既にここについては、昨年度の測量設計が終わっておりますので、今後は地元説明会のこう

いったものを開きながら順次進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

大体着工っていつ頃から行われますかね。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○２番（濵本秋人君）

現段階の予定ということでございますけれども、まずは先ほど申しました地元説明会を行いまして、用地の確定といいますかそういったものを行ってまいります。これをできれば今年度中に地元説明会をなるべく早く実施したいなと考えております。その後、ある程度固まりましたら次年度以降にそういった工事費の予算化というところに向けて、進めていければというように考えているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

その拡幅の幅というのは決まっているのですか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

拡幅の幅もおおよそ決まってはおりますが、まずその地元等との説明会を経てというようなかたちで考えておりますので、一旦はここでは拡幅員とかについては差し控えたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

入り口からずっと行って、どこまで井手の元のバス停の付近まで行く予定ですか。そこまでは行かないのでしょうか。あの南小のプールの前付近もかなり狭かったですよね。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現状におきましては、乙長野郷の公民館付近から山角のほうに向かう、そちらのほうを今考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

なるべく早急に拡幅工事ができるように、願っております。地元の方も鴻ノ巣公園が綺麗になってよかったですねって言っておられます。やはり道が狭くてですねと地元の人も言われますので、なるべく早めに拡幅できたらと思います。

それでは２番目の山角方面から来たときに鴻ノ巣公園の入り口のところに看板がちょっとなくて、ちょっと右手のほうに上るところなのですけど。山角のほうから来て右手のほうに上っ

ていく狭い道に入るところなのですけど、そこに鴻ノ巣公園とかいう看板がないので立て看板とか何かしてもらえませんかね。

波佐見病院のほうから来ても井手の元のバス停の付近にも看板はありません。波佐見高校の前の道路標識のところに３か所、波佐見高校前のポールのところに鴻ノ巣公園とか書いてある看板がありました。大体もうそこ入り口はそこだけぐらいになるのですかね。ここ辺りからいけば看板があれば分かりやすいと思うのですけど、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現在の正規のルートというわけではございませんが、我々が主に考えているところは、農村改善センターの横から乙長野郷の古民家のところですね。あそこから右折をするようなところを考えております。現状の入り口についてはやはりまだ狭いというところもあって、そちらのほうの誘導はまだ配慮をしますけども、そこまで誘導は考えてないところです。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、改良工事を今後行いますので、そののち様子を見ながら考えていこうかなと思っております。ただ一方でそちらのルートをあまり優先的にしますと、ほかの路線の交通量とかも考えないといけないと思いますので。あと最近はカーナビがある程度のところで案内をしますので、できればこの入り口のところのほうを充実させたほうがいいのかなというように個人的には思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

南小学校の体育館の裏なのですが、あそこまで来たら看板があるのですけど。ここまで、ちょっとそのこの右側が乙長野郷の公民館があるところですね。ここまで来ればこの看板があるので大体分かるのですけど途中にあんまりなくて。せっかく遊具の整った公園でありますので、広く町外の方にも分かりやすいように設置していただければと思います。

それでは３番目の質問に移りたいと思います。先ほど教育長の答弁がありましたけど、まだあんまり進んでいないということでしたが、大体いつ頃になれば――今計画が始まって１年ちょっとですので、いつ頃になったらこうはっきりしたことはできるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁で申しましたように、計画としては過去の部分、あるいは他自治体、近年の状況等につきましては収集をしておりますので、それを関係他課と今協議を行っているというところでございますので、いつからということにはまだ至っておりません。

○議長（百武辰美君）　濵本委員。

○２番（濵本秋人君）

それではそういう何か運動公園の新たにつくる場所とかなんかも全然まだ進んでないという

ことでよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

過去の状況と現況を調べた中で、まだどこにどうこうということについての協議は行っておりません。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

10年計画でありますのでそのうちには、できるかと期待はしているのですけど、もし土地とかなんかがなかった場合は広く町民に公募して、うちの山は空いていますよとか、もう高齢で後から畑やら田んぼをつくる者が大分いないからから譲っていいよ、と言われる人がいらっしゃったら、そういうようなものも参考に。

例えばキヤノンの山が１山削れたのですがそういう感じで公募というか、そういうものを波佐見町民に呼びかける考えはありませんか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

その以前の問題で今協議中でございますので、土地購入等々についてそういう今、議員のお説の案も一つに上がってくるかもしれませんが、その以前の段階で今協議を行っているところでございます。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

昨日の町長答弁で、人口も減っていると言われましたので、あんまり前に進んでいないような感じでしたけど、町長の基本理念であります「つくる・つなげる・超えていく」という町長の方針について、町長どう思われますか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

まず御確認頂きたいのは、先ほどの理念は私の理念ではございません。これからのまちづくりに対する町の理念でございますので御理解を頂きたいと思います。

それからもう一つ御理解頂きたいのは、基本計画の中で申しております体育施設の計画的な整備と総合運動公園の研究を進めるということにありますが、これは今議員のお話を聞いていますと、もう造ることを前提としてお話をされているようでございますが、まず造れるのかどうかの研究も進めないと。まずそこの前段について今教育長のほうからずっと答弁があっておりますので、10年以内にできるのではないかというようなご期待でお話をされておりますが、昨日私が申しましたのは今の波佐見町の現状を見たときに、果たしてそういった大きな施設を造くって維持できるのか。

確かに私もあればいい、あったほうがいいという感覚は持っております。そういった施設を造った後に維持管理、あるいはその後の整備というものを考えたときに、後々の大きな負担になって、後々の世代に大きな負の財産にならないような町の運営というのが私の使命というように考えておりますので、そういったものを十分に研究してまいりますという理念で申し上げているところでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

分かりました。やはりああいう計画を見れば、もうこれは出来るのかなという感じがしましたので質問をいたしました。もしできた場合10年か、15年か先ですけど、もしそういう施設が出来た場合は広くスポーツ団体とかなんかに勧誘をして、チームのキャンプ等とかに役立てるような計画もしてもらいたいと思います。

以前の島原に関西の大学がキャンプに来られているときがありましたので、そういう観点からでも、そのうち立派なのが出来ればそういう計画を立てていただければと思います。

それでは次の質問をいたします。

（２）ここに「波佐見町の認知度が飛躍的に高くなり、来町者が増加している」とあります。以前、令和８年に125万人を目標に計画を立てておられますけど、それまでによりよく観光客が増えるような計画ということなのですか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

計画の中で今後の観光客の誘客に対して、掲載をさせていただいているところですが、先日の田添議員の質問にもお答えしましたとおり、この今後の波佐見町内における観光施策につきましては、観光振興計画のほうで具体的な政策を定めております。その中ではやはり観光客を誘客するためにおいて、既存のいろんな観光体験メニューのブラッシュアップであったり、それから新たな観光施設による誘客、それからインバウンドであったり、それから情報発信。こういったところを重点的にやっていくというようなことが掲載されております。

令和８年に125万人というような計画目標設定もされておりますが、コロナ禍の状況等を見ますとなかなか計画125万人というところの達成というのが、どのように推移していくかというのはあるのですけども、現在としましてはこの観光振興計画にのっとったかたちで、いろんな事業を進めて誘客に努めているというようなところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

先日の観光協会の総会に行ったのですけども、観光協会さんではスタンプラリーで３社ぐらいに来たら何かいろいろ波佐見町の特産物が当たるようなことを書いてあったのですね。そういうスタンプラリーとか何かをすれば、リピーターのお客さんも増えるのかなあと思っていま

す。

観光客も子供たちと一緒に来られるお客さんが多いので、子供たちが喜ぶような三角スピードくじとか、金額に応じてそういうようなものもされてはどうかと思いますけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ファミリー層の観光客も、近年大変増えてきているというような状況もございます。その中で、これまでやはり陶農という焼き物と農業を組合せた地元の地域資源を活用した体験のイベント等をやってきているところでございます。これは数年前からこのメニューを増やしておりまして、今50を超える通年でいろんな体験ができるようなメニューを造成しているところです。

ですのでこういったものをどんどん、ＰＲを今観光協会でも積極的にやっておりますので幅広い年齢層の方が体験できるような、そういうメニューをこれからもつくって、さらにその内容を充実させていきたいというようには考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

年々観光客も増えているということなのですけど、令和８年の125万人は達成可能でしょうか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

令和８年の125万人というところについて今目標を掲げておりますが、令和５年度の今の最終的な確定値は出ておりませんが、先ほど町長も答弁しましたとおり104万人程度の観光客の見込みになっているというようなところです。

令和８年度に125万人というのは相当やはりハードルが高いのではないかなというようなところは個人的にも感じておりますが、できるだけ観光客が増えるような取組とか。そういったところもどんどん計画に沿って行っていきたいというようには考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

なるべく目標に達するように、頑張っていただければと思います。

再質問ですけど、３．（１）に戻って、総合運動公園の整備のことなのですけど、現在ではまだその計画も出たばっかりではっきり分からないということなのですが、期待度はどのぐらい期待しておけばいいのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

計画が出たばかりとおっしゃいましたけど、まだ計画も何もその前の研究段階でございますので、造る期待度というもの、出来るということでの期待度は私にはとても現状で申し上げるのは厳しいものがございます。

肌感としては実際私が財政を見ながら、後年度の財政計画等も立てておりますが、果たしてそういう余裕が今できるのかと。現にこれまで例えば夕張市の例であると大きな施設を造ったりして、その後大きな市民の負担になり、人口減少を招き、財政破綻まで招いたという現状を見てきた私にとってはすぐにではやりましょうというような、お声をかけるのはちょっと厳しいものがございます。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

いろいろ波佐見町には基金もありますけど、今結構ふるさと納税の基金も増えておりますので、今のうちからでもそういう総合運動公園用の基金を蓄えて頂ければ、そのうちには大きな金額が貯まるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

施設を造るために基金をということでございますけども、ふるさと納税の基金につきましては、今のところふるさと納税が顕著にありますので、それなりに積立てていっているわけでございますけども、これがいつまで続くかということは分かりません。

そうした中で、造ってからも莫大な維持管理費がかかる施設を、果たして造るために基金を積み立てることがいいのかどうかというところも検討をしなければならないのかなと思っておりますので。今の段階で総合運動公園に限っての基金を創設するというところまではちょっと考えがたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

今の発言ですけどいざ造るようになってから基金を集めていては遅いかと思いますけども、今からでも総合グラウンド、総合公園用の基金じゃなくても、そういう関係の基金ということで蓄えてはどうでしょうかね。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

確かにおっしゃるとおり造るとなってから基金を積立てていては間に合わないというところがありますけども、全体的に見渡してもまだまだこれから施設なりの建て替えなりがかなり出てくると思います。

御承知のとおり小中学校の校舎につきましては、もうすぐ50年を迎えるというところもござ

いますので、そういったところの建て替えも視野に入れながら積立てというのをやっていかなければならないというところで、新たに施設を造る分についての積立てを今すぐ始めるというのはちょっと難しいというところで御理解頂きたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

そしたらそういう学校施設とかそこあたりも含めて、基金を多めに蓄えていただければ、あまりをそっちのほうに回すとか。そういう感じはどうですかね、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

あまればやれるとは思いますけども現状の財政状況を見て、そういった余裕はございませんので、もうちょっと今のところできかねるということで御理解頂きたいと思います。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

町長さっき手が挙がりかけていましたが、どうですか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

先般の専決補正の中で５年度の決算剰余金につきましては、減債基金のほうに6,000万円積立てをさせていただきました。こういった中で毎年の決算見込みになりますとある程度年度末の剰余金あたりが出てきますが、これは本町におきましては一般会計におけます起債残高がまだ60数億円ございます。この60数億円といいますと１年間の予算にほとんど匹敵するような大きないわゆる借金でございますので、これをいくらかでも後年度の負担を軽減するために、そういったものを減らすための基金。いわゆる減債基金のほうに今回積んだわけでございます。

おっしゃるように今後の事業に備えての基金積立ても必要かと思いますが、後年度負担を抑えるための積立て、あるいは財源として活用するということも十分に考えていかないいけなければならないことだと思っておりますので、その点は御理解頂きたいというように思っております。

○議長（百武辰美君）　濵本議員。

○２番（濵本秋人君）

私の質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、２番　濵本秋人議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。９時55分より再開します。

午前９時44分　休憩

午前９時55分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、４番　岡村真由美議員。

○４番（岡村真由美君）

皆さんおはようございます。それでは、通告に従い質問をいたします。

１．子どもの居場所づくりについて

学校に行かなかったり、行けなかったりする不登校の子供が全国的に増えている。

そんな中、本町でも今年の４月17日西田広子氏を講師に迎え「子どもの居場所づくり」と題した講演会が開催された。

そこで次のことを問う。

（１）講演会が開催されるに至った経緯、開催しての評価、また今後の計画は。

（２）本町での不登校児童・生徒数の推移は。また「フリースクール」の必要性は。

（３）将来に放課後児童クラブを小学校施設内、または敷地内に設置する考えは。

２．相続登記の義務化と本町の空き家対策について

土地・家屋の相続登記が、４月１日から法的に義務づけられた。そこで、次のことを問う。

（１）登記がなされておらず、町として困った事例がこれまでにあったか。

（２）空き家数の推移と問題点は。また本町の空き家対策の現状と今後の課題は。

（３）町は登記されていない物件の実態を把握できるか。

（４）相続登記の義務化を町民に周知し、登記を促していく予定は。

３．町民霊園に設置された合祀墓について

身元が分かっていながらも引取り手のない遺骨が全国的に増えていると聞く。

本町では、町民霊園の一画に無縁仏の遺骨を収容する合祀墓が完成している。

そこで、次のことを問う。

（１）合祀墓はいつ完成したか。また設置までに要した金額の総額は。

（２）合祀墓に遺骨を収容できる無縁仏の条件は。また何体まで収容できるか。

（３）町民霊園の空き状況は。以上です。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

４番　岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。

１．子どもの居場所づくりについて

４月17日、西田広子氏を講師に開催した講演会について（１）講演会が開催されるに至った経緯、開催しての評価、また今後の計画は、とのお尋ねですが。昨年11月に食に携わる行政、食生活改善推進協議会、社会福祉協議会、食品店などが連携し食事の大切さを提案する食育フェスタを開催しました。その企画段階から、それぞれの団体が情報共有をしていく体制づくり

につながり、食でつながる重要性を認識し「こども食堂」や「こどもの居場所」の必要性を実感いたしました。

そのような経過を受け、地域包括支援センターが行っている居場所づくりの勉強会に参加し、協議・検討を重ねた結果まずは子供に限らないあらゆる世代の「みんな食堂」として、令和６年度はモデル事業として実施することといたしました。今回の講演会は波佐見町食生活改善推進協議会の研修会の一環として開催されましたが、内容的に地域の課題をテーマにしたものであったため広く町民に呼びかけるかたちといたしました。

次に開催しての評価ですが、アンケートをとったところ「こども食堂」に関心を寄せるだけでなく、実際に手伝いたい、あるいは立ち上げたいという方の存在が分かりました。その後も店舗を貸してもよいとか、食材を提供したいとか、今回の講演会をきっかけに情報が集まるようになっております。まだ始めたばかりですが一歩を踏み出せたと感じております。

また今後の計画ですが、５月には食品衛生の研修を行っており、６月から毎月第３金曜日に食堂を開設してまいります。以前から波佐見町で「こども食堂」をやってみたいという声を頂いておりましたが、どれくらいのニーズがあるのか分からないということも、これまで町内で「こども食堂」に踏み出せない理由だと思われます。今回のモデル事業を通じて「こども食堂」のニーズを把握することができるのではないかと思っております。

この１年間の活動を通じて、波佐見町で必要とされる居場所や食堂の在り方を検討してまいります。

２．相続登記の義務化と本町の空き家対策について

（１）登記がなされておらず、町として困った事例がこれまでにあったのかとのお尋ねですが、まず固定資産税で申しますと、未相続の家屋や土地については相続登記が完了するまでの期間、相続人代表者に対しての課税を行います。

また未登記の家屋等には、建築確認申請書や現地調査などの確認を行い適正に課税しておりますので、特に問題となった事例はございません。また町が発注する公共工事におきましては、相続登記を起因として用地買収などができず、事業そのものの進捗に影響があるものはありません。

一方で全国的には相続が行われず、その後に所有者不明の土地となったことで適切に管理がなされず、荒廃による環境問題や公共用地の取得に支障を来した等の事例もあることから、今後そのような場面に直面する可能性があると思われます。

（２）空き家数の推移と問題点は。また本町の空き家対策の現状と今後の課題は、とのお尋ねですが、本町の空き家の推移は平成28年度調査では188戸。最新の令和３年度調査では205戸となっており、少子高齢化、人口減少社会の到来、社会情勢の変化に伴い他の市町同様に増加傾向であると認識しています。

空き家については放置され、適切に管理されないことにより倒壊の危険や害虫の発生元にな

るなど、衛生上に加え景観を損なうなどが問題と考えられます。

そこで本町の空き家対策の現状と今後の課題についてですが、本町においては平成27年度に空き家バンク制度を開始し、空き家の所有者と空き家を活用したい方のマッチングを行っており、あわせて空き家等改修事業費補助金制度も行っております。

また平成28年度に、波佐見町空家等対策計画を策定し、空き家の発生予防と利活用を大きな柱として進めており、令和５年度において波佐見町空き家解体補助金制度の創設、令和５年６月には波佐見町空家等対策の推進に関する条例を制定し、その対策を進めているところです。特に空き家解体補助金については、これまで６件の空き家解体に活用されており、空き家の発生の予防または解消に一定の効果があったと考えております。

今後の課題については、相続が適切に行われないことによる所有者不明な空き家や、経済的な理由などにより解体できず放置される空き家が増加した場合、条例等の定める代執行による除却が求められると思いますが、実際の代執行となると多大な労力と時間、費用が発生するため空き家解体補助金の周知を図り、所有者に解体を促しつつ利活用に係る施策を進め、空き家の発生を抑制することが何よりも重要だと考えています。

（３）町は登記されていない物件の実態を把握できるかとのお尋ねですが、町は最初の質問でもお答えしましたとおり、相続登記が完了するまでの措置による課税や未登記の家屋等の調査を行っておりますので、それらにより相続登記等が的確に行われていない物件や未登記の物件を把握することはできます。

なお現在、相続登記が的確に行われていない物件で申しますと、家屋が1,800棟で町全体の17％。宅地、農地、山林などの土地が7,991筆で町全体の約13％となっています。

（４）相続登記の義務化を町民に周知し登記を促していく予定は、とのお尋ねですが、今回の法改正により正当な理由がないまま長く放置されているものがあれば、罰則規定が適用される可能性もあったことから、令和５年９月に町広報へ相続登記義務化の記事を掲載し、今年５月には自治会を通じたチラシの配布により町民皆様へ周知を行ったところです。

なお今後においても土地等の所有者の死亡届が提出された折には、遺族の方へその内容をお知らせするほか、町ホームページや広報紙などでも啓発に努めてまいりたいと思っています。

３．町民霊園に設置された合祀墓について

（１）合祀墓はいつ完成したか。また設置までに要した総額は。ということですが、今回町民霊園において、承継者のいない無縁墓が生じたこともあり、本町において霊園管理を含め縁故者のいないことが明らかとなった焼骨を適切に埋葬することを目的とし、この合祀墓を建立しました。

工事につきましては令和６年２月に着工し、４月30日に完成したところであり、設置までに要した金額は112万4,200円となっております。

（２）合祀墓に遺骨を収容できる無縁仏の条件は。また何体まで収容できるのかとのお尋ね

ですが、身元不明の行旅死亡者や、親族等の判明しない単身の死亡者などの焼骨を納骨対象と考えており、20台程度の収骨が可能であります。

（３）町民霊園の空き状況は。とのお尋ねですが、町民霊園は公営墓地として昭和50年に設置され、現在312基の管理を行っており現在の空き状況は１基となっております。そのほかの御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

１．子どもの居場所づくりについて

（２）本町での不登校児童・生徒数の推移は。また「フリースクール」の必要性は、とのお尋ねでございますが。これまでも答弁しておりますように、不登校についての現況や対応については、子供やその親など当事者にとっては大変繊細なことであり、詳しい内容の答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。不登校の児童生徒数は、令和５年度は小学校12名、中学校19名の計31名を県教委へ報告をしました。令和４年度より13名増加をしております。

不登校の主な要因としては、何となく、不安、友達や先生との関係、ゲームやＳＮＳ等による昼夜逆転、家庭環境、学力不振など様々です。

学校だけでなく私ども教育委員会や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、役場関係部署、関係諸団体と連携して対応を行っておりますが、すぐには改善、解消できない難しい課題の一つと捉えております。

フリースクールにつきましても12月の議会でもお答えしましたが、民間等で運営されている施設であり、その意義や有効性は認めるところでありますが、本町で即立ち上げる必要性、さらにはその環境はまだ整っていないと判断をしております。

本町としましては、現状において学校を中心に関係機関と連携し、子供の実態や状況を踏まえた丁寧な支援を行い、学校復帰や社会的自立につながるよう子供に寄り添った対応を今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

（３）将来的に放課後児童クラブを小学校施設内、または敷地内に設置する考えは、とのお尋ねでございますが、何より現段階では、民営の学童クラブが充実した活動を展開されておりますので、将来こういう考えを持っていますとは、この場では申し上げられません。運営状況、保護者からの要望や利用状況などを踏まえた上で慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

「子どもの居場所づくり」というタイトルが書いてあり、私も講演会に参加したわけですが

何の前触れもなく、説明もなく、いきなり講演会が始まりました。来ておられた教育委員の方も、その開催の趣旨について質問があったぐらいでした。

今の町長の答弁で開催の経緯というのを改めて詳しく知ったわけです。子ども健康保険課が他の施策と同時に「子どもの居場所づくり」をどうしていくかということについて動き出されたということは本当にありがたいことだなと。考えもよく分かりましたし、方向性もよく分かりましたので、今回はこの「子どもの居場所づくり」ということについては教育委員会の考えを聞いていきたいと思います。

まずに「こども食堂」や「みんな食堂」のことを受けまして、フリースクールについての再質問に入ります。本町でのフリースクールの環境はまだ整っていないとはおっしゃいましたけれども今数字をあげられましたよね。私の聞き違いでなければ昨年度、多分18名から13名増えて今回31名になった。これは率としてはかなりの増え方ではないかと思うのですが、これは数年前と比べたらどうなのでしょうか。コロナが始まる前と比べたら。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

令和５年度につきましては、先ほど申しましたように前年度よりも13名ということで、著しい増加だと思っております。その様子につきましては、詳細については差し控えさせていただきますが、同じ子が継続してという部分もありますし、新規の子が増えたということになっていくのだろうと思っております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

６月７日の長崎新聞には長崎市が2026年度（２年後）に不登校の生徒を受け入れる学びの多様化学校を市民会館の中に開設するという記事が大きく出ておりました。予算はたしか600万円で、不登校に悩んでいる子供を受入れていくという方針を打ち出されました。

このときの別の同じ記事の中なのですけれども、長崎市は不登校の数が昨年1,156人――児童生徒ですね。４年間で倍増したことに市長等が危機感を感じてどうにかしないといけないということで動かれたのだと思います。

これは川棚町のフリースクールが出来ましたという記事です。大きな字で書いております。町教委とも連携し、独立行政医療法人福祉医療機関機構の助成を受けて開設にこぎ着けたと。こぎ着けたということは、もう運動は前からされているわけですね。決して町が作ったというわけではありません。

ただこれはどうしてできたかというと、不登校に悩んだ本人で、また子供さんも不登校に悩んでいるというお母さんがＳＮＳで呼びかけて「親の会」を立ち上げていろんな人の理解を得て、やっとこぎ着けたという詳しい記事が載っていました。

波佐見町にはまだそういう環境にないと。確かにこういう環境は整っていないと思うのです

けれども、東彼杵町にはあるというようなことも書いてありましたね。東彼杵町にはある、川棚町にはなかったのだけど初めて出来た。波佐見町にこういうように不登校で悩んで、苦しい思いをされている親御さんとか生徒というのはいないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど紹介がありました長崎市の取組につきましても、川棚町の取組につきましてもそういう新聞記事に目を通しておりますので、状況については把握をしております。川棚町でそういう苦しみの方々の保護者がネットワークを通じて、教育委員会と連携してだろうと思っておりますので、そういうようなお声等々を頂ければ私どもは動こうと、動かないとは一切思っておりませんし、様々な環境を整備することが苦しんでいる子供の救いになるのであれば大いに協力をしていこうと思っておりますが、現況では私たちが今取り組んでいることで、その悩み苦しみに対応しているのではないかと判断をしています。

先ほど答弁で詳細を申し上げにくいと申しましたが、令和３年度が22名の県への報告、令和４年度が18名、そして令和５年度が31名確かに増加はしておりますが、今年度６年度スタートしたのは現状ではかなりの数が減っております。ほとんどの子供たちが新年度を迎え、気持ちが新たな部分もあるでしょうし、これまでの関わりがあったと思っておりますが、かなりの数減少しているのが現状です。

この問題については、もう様々なことがありますから、増えたり減ったりをしながらも経緯を行っていくのだろうと思いますが繊細な問題でありますので、私たちとしては丁寧にその子の状況にあったかたちでサポートをしていきたいというスタンスで変わっておりませんし、そういう要望意見等々が強くあれば、一緒になって研究検討を行っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

数的の、なかなか繊細なことであるから発表ができないということでいろいろ、これまでも答弁を聞いておりました。確かにそうだと思うのですけれども、子供を持っていない地域の方とかですね。不登校に悩んでいない保護者なんていうのはそういうことに対してなかなか関心を向けないわけですよね。数がこんなに発表されたら「おっ」ていうような関心もいくのではないか。

あと先ほどの長崎新聞の記事の一部にあったのですけれども、今までなかった川棚町や波佐見町の子は佐世保のフリースクールに通っていると。えっ、お母さん佐世保市まで通っていらっしゃるのかって私改めて思いました。

川棚町のお母さんのように声を上げられる、自分が苦しんだから声を上げてらっしゃると思うのですけれども、声を上げられる保護者というのは、やっぱ限られていると思うのですよ

ね。

そういった方たち運動が大きくなっていくためには何年もかかると思うのですけれども、やはり私たちは身近にいる子供たちを本当に健全に育てるためには、やはり波佐見町にもフリースクールがいるよねというような必要だよねというような運動をこれからも展開していきたいなというように考えております。

こども家庭庁のホームページをちょっと抜粋して書いたのですけど、放課後児童クラブというのはどういうものかという概要で、児童福祉法の規定に基づいて、保護者が労働等によって昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な学び及び生活の場を与えて健全育成を図るものだというように規定がしてあります。

残念ながら私の質問に対して、南小学校には余裕教室がないからととおっしゃったので私はそうなのだなというふうに思いました。でも波佐見町には長与町とか、そういったところにあるような児童館は一つもございません。

そして昨日同僚議員が質問しました子供たちの遊び場や、集まれるところもありません。適切な学び及び生活の場を与えるということが本当にできているのかということを健全な子供を育てるということの視点に立って質問をしていきたいと思います。

私が調べたデータです。県が発表しております令和４年度５月１日段階ですけれども、私は有田町に――佐賀県が頑張っているのだなと思っていたのですけれども、長崎県にも、下のほうに書いております。この時点で410か所の放課後児童クラブというのが長崎県の中にあって、そのうち87か所は学校の敷地内、校舎内に設置されているのだということが改めて分かりました。東彼杵郡及び小値賀町、佐々町の分をここにマーカーしたのですけれども、佐々町の一つは学校の敷地内にあるということが書いてありますね。見てとれます。

これは最近の記事です。５月18日の長崎新聞から持ってまいりました。佐々町は口石小のパソコン室を利用して放課後児童クラブに入りたくても入れずにいる待機児童を解消しますということで設置を決めた。予算もこれは今朝の新聞載っていましたかね。1,000万円でしたかね。というように書いてありました。

私は断っておきますけど今作れとか、すぐに予算を計上してくれと言っているわけではありません。このような長崎市との先ほどのフリースクールですけれども、今回の放課後児童クラブの町の開設ですね。こういったものについてどういう感想を持っておられるかなというのをちょっとだけお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

他市町のことについて私がここでどうこう述べることはありません。他市町は他市町であり、本町ではどうかという参考にはしていきたいと思いますが。そういうことが行われている

のだな、本町ではどうだろうか。ということの検討材料にはしていきたいと思いますが。他市町がされているから即ということは今議員もおっしゃったように、それはできないのだろうと思っていますということと、健全な育成を私たちがやっていないのでは、私たちも波佐見町のことのために健全な育成につながるような努力は、精いっぱいやっております。

その中で現状を生かすという意味で、例えば箱物を使わなくても総合文化会館は校外支援センターとしての機能を有しているし、人的な配置も行っておりますし、学校職員が必死に家庭訪問等々を行っている様々な現状がある中で、そういう箱物やマンパワーではなくて、チームを組んで対応していくことで、子供たちに確かな学びが保障できるのだろうという現状を踏まえながら取り組んでいきたい。そして他町や町民、関係者の方々の意見要望等があれば積極的に協議の場を設けて、よりよい適切な環境整備を整えていきたいという基本的なスタンスは持っておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

よそがやっているからやってくれと言っているわけじゃなくて、例えば佐々町は待機児童が多いから、それに対応するかたちで増設しますというようなものですね。

今波佐見町には待機児童は多分いないのだと思います。ですから、だから私今つくれとかではなく、将来的に増えた場合にはその可能性があるとお考えですか、というのを私は聞きたかった。それだけなのですね。

健全育成を波佐見町の教育委員会がやっていないなんて一言も申し上げてはおりません。ただ居場所として先ほど教育長は、総合文化会館の中にというようにおっしゃいましたが、例えば南小学校であるとか、東小学校の子供が放課後になったからといって、あそこに行けますか。行けないですよね。

私はだから子供の居場所として例えば、児童館がないのですから勤労福祉会館の一角にそういう子供たちが集まる場所をつくれませんか。改善センターの中に子供たちのスペースはできませんか。ということを繰り返し質問してきたつもりでおります。

そういう意味での居場所をどう考えていらっしゃるのかな。佐々町などの例なんかを見て、ということを私はお聞きしているだけです。今すぐ作れとは言っておりません。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員のお話の中にもありましたけれど、私たち自身も協議の中で総合文化会館のほかに東小校区には勤労福祉会館もありますし、南小学校の農業改善センターをサテライト的に居場所として今後研究、検討をしていきたいねということの協議も行っております。

先ほど、本町に――放課後児童クラブ等々については、今おっしゃったように待機児童について今のところはいないので、現状の中で、というのが一つと、もう一つは南小学校には「お

いでおいでルーム」さんがあって、必死に今頑張ってらっしゃるところを超えたかたちで私たちが積極的にこれをやります、あれをやりますということが本当に適切なものになっていくのか。ちょっとそこが疑問であります。

私たちは今、学童クラブ「おいでおいでルーム」さんを必死にサポートし応援をすることのスタンスだと思っておりますので、それを超えたかたちで別のものを私たちが主導するかたちでつくり上げるということは今のところは考えておりません。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

私は具体的に「おいでおいでルーム」さんのことを今回論じようとは思っておりませんが、総合的に考えてフリースクールの件、不登校のことに関してもそうなのですけれども、現状の学童に例えばいろんなことで悩みであるとか、疑問とかを感じていらっしゃる保護者が、直接教育委員会にどうにかしてくれって言えるのかなと私は思うのですよ。

個別に聞いたら「いや、ちょっと考えて遠いところの学童入れました」という保護者もおられます。それは何かといったらいろんな事情があるわけですよ。私はここでもう本当に言いますけど、「おいでおいでルーム」さんのことをいろいろ言っている、とやかく言っているわけではないです。保護者の声に本当に耳を向けていますかということを繰り返し言っているつもりでございます。波佐見町には幸いなことに学童の待機児童がいないということで理解をしました。

佐々町の件でもう１点よろしいですか。これはちょっと単なる質問ですけれども、佐々町はパソコン室をあてるというように書いています。確かに私も言われてそうだなと。タブレットを配付したらもうあったパソコン教室というか、パソコン室。みんなで一斉にパソコンの操作を勉強していたあの部屋というのは不要になっているのだ。波佐見町の４つの学校のパソコン室はどのような現状になっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

御説明に以前のようにパソコン室を使って共同という学習の場面は、かなり減っているだろうと思います。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

減っていることはもうそれは私も分かるのですけれども、パソコン室はパソコン室のまま。そしてノートパソコンが１クラス分置かれて授業をするようなかたちでまだ温存というのですか。空き教室としてはみなされていないというのですけど、高校等は撤去してしまって別の教室として活用していると思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

途中町内の小・中学校において今その考え等はありません。そういう現状ではないだろうとは判断しておりますし、そういうことが学校から意見があれば協議をしていきたいと思いますが、現段階ではそういう状況ではありません。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

それでは次の資料を御覧ください。これは教育委員会が発表されている小学生の数と住民福祉課から頂いた昨年のデータで推測をした、今年で１歳になる子ですね。去年生まれた子でしょうか、去年かおととしですかね。１歳の子、２歳の子そして来年小学校に入る子。いつもの１年生の数というような感じで、ちょっと数値を並べてみました。

町の行政のおかげだと本当に思うのですけれども、こんなもう少子化が進んでいる中、子供たちの数というのが大きく減少しているという傾向が見られません。確かに減ってはおりますが、微減という様子でどうにか踏ん張っているかたちでしょうか。

でも先日発表がありましたけれども、国は異次元の子育て支援とか言いながら、いろんな政策を打ち出されたにもかかわらず、今年の１月から３月までの出生数というのは既に昨年度同期の数をもう下回っているわけですよね。6.4％減じたというように発表されております。もう少子化の加速化には全国的には全く、歯止めがかかっていない状態です。

こういう現状を踏まえて、質問項目１の最後の質問にしたいと思うのですけれども、私は町長が打ち出されております小児科医の誘致。あと学校給食費の完全無償化。すごい取組だと思うのですね。これは絶対少子化には歯止めをかけてくれるはずです。しかし、これだけではなくてやはり悩みを抱えている子供とか、保護者に寄り添う子どもの居場所の具体的な設置。総合文化会館にあるじゃないか、あそこに図書館もあるじゃないかというような感じではなく、もっときめ細やかな、そういった困っている子、困っている親御さんに寄り添う考えというのをもう一度、最後にお二方からお聞きして、１．に関する再質問を終わりたいと思うのですけど、よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になると思いますが、子供たち保護者の方との良好な関係づくりを大事にしながら、そのためにも今ＳＣやＳＳＷあるいは先生方の家庭訪問等々も行いながら困っている、悩んでいる保護者の方々が、気軽にそして安心して相談できるような関係性については、私どももももちろんですし、学校関係、他課とも連携をとりながら丁寧に対応していけたらいいなということを思っておりますし移住、定住の促進ということも踏まえて、これもこれまでも何度も申しましたけれど、私自身、教育のまち波佐見ということで選ばれるまちづくりになるために、今おっしゃったような部分も大変大きい要素があるのだろうと思っておりますので、

真摯に考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

今、教育長が申されたとおり私も全く同じ意見でございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

私がしっかり、はっきり聞きたかったのは、中央部分だけじゃなくて東地区、南地区の子どもの居場所づくりということを推進していただきたいなということを申し上げているわけです。そこあたりをお含みおきください。

それでは質問事項２についての再質問を行いたいと思います。先ほど町長の詳しい答弁ですごくよく分かりました。空き家バンク制度は平成27年９月ぐらいから施行されていて、すごく成果が上がっていると思うのですね。

町のホームページを開くと登録物件一覧というのが出てきます。そして、更新日を見てください。更新日６月10日となっています。本当にここのところ私はここをよくチェックしているのですけれども、もう本当に頻繁に更新がなされております。これは全国の方が見られるわけですよね。そしてこれからいろんなサイトに飛んで見られるようになっているわけですよ。

ここに登録物件数ナンバー55って書いてありますけど、55というこの数字の見方ですけれども、平成27年から始まって今年も八、九年目になるのでしょうか。この９年間にここに登録されたのが55件で契約済み、契約中というのを除いたら49件が契約済み。契約中になったというように私は取ったのですけど、それでよかったでしょうか。見方です。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）そのとおりです。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

よかったです。この契約に至る確率というのがすごく高いと思うのですよね。この高い契約成立率というのはどこから来たと思いますか。最初は絶対そうではなかったと思うのですよ。徐々に高くなっていったのではないかと思うのですけれども、その要因をどう捉えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

波佐見町に対する関心の高さの部分もあると思いますけども、民間の不動産業者さんの頑張りというのもすごく大きいものがあるというふうに感じております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

波佐見町の知名度もですが民間業者さんの頑張りが大きいというのは、私は実際に業者が２つあるというふうに聞きましたので、一つのほうに行って相談をしてきました。実際私も、ここに登録しようかなというような物件の心当たりがあるので、将来的にお世話になるかなと思って勉強に行かせていただきました。

そしてこの写真を見ながらこの業者さんがやっていらっしゃるサイトに入ると、本当にきめ細かな情報がブワーとくるわけですよ。波佐見町内とか近所の方たちに、波佐見にこんな空き家がありますよって言ってもあまりヒットしないと思うのですけど、全国――私聞きましたけども、中国の方が関心を持って見ておられるということで、やはりこれに載せるということは買手を広く集めることができるのだなということを痛感いたしました。

やはり民間にできることは民間で、というのは本当だなと思ったのですけれども、それでも先ほど町長がお示しになりました全体の空き家の件数からすると、かなりまだまだこの55件というのは少ないのではないかな。でも空き家が全て、空き家バンクに登録できるような物件ではないと私も心得ておりますので、全部とは言いませんけれども、まだまだ。もう使う予定ないのだから空き家バンクに登録すればいいのに。もうそしたらもっと町が活気づくのになって思うような物件がたくさんあるのですけれども、ネックになっているのは何だとお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

多くの空き家が実際にあって、それでもなかなか貸していただけないというのは、やはりまず面倒じゃないのかなと。そこまでの手続をするのが面倒というのと、またその中に例えば仏壇とか、いろんなものを置いていらっしゃる。そういうところをまた片づける、そういった部分も大変なのかなというような印象を持っております。

またそもそも貸す気はないというような、そういった状況もなかなかこう日本の場合というか、田舎に行けば行くほどそういう不動産に対する思いというのはあるのではないのかというように感じております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

そもそも貸す気がないというのは大きいと思うのですよね。そのそもそも貸す気がないというのは、自分のところだから他人に入ってもらいたくないというのもあると思うのですけれども、将来的に誰かが孫なり、ひ孫なりが入るというようなことを考えていらっしゃればまだいいのですけれども。その貸す気がない中に面倒だとか、仏壇がとかいうけれども、要するにもう将来のことに関する思考停止の状態が持ち主にあるのではないかなと。そういうときにもうこの際だからこんな立派な敷地、こんな立派なロケーション、こんな立派な建物、まだまだ使

えますから、これを空き家バンクに登録して、町の活性化につなげませんかというような声かけができればいいのかなと。私は促進できるのかなと思っております。

相続登記が義務化されて、これも私も今回２か所の法務局に行ったのですけれども、手続が面倒かと思ったのですけど、ちょっと頑張ればできないことはないということがよく分かりました。仏壇ですけれども、仏壇に関してもいつかは処分しなくちゃいけないものですよね。そういうのを相談に気楽に乗ってあげられる。

空き家バンクの担当は民間だけれども、空き家バンクの何というのですかね登録を推奨するような相談役というのですかね。お世話係というようなものは町の部署の中にあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

町が委託をしておりますちょっと個人になりますけども、そういった空き家・空き工房バンクの運営に関しては委託している人がいますので、そういったところではいろんなきめ細かな相談にも乗っていただけるようにお願いをしているところでございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

私事ですけど、主人の実家が雲仙市にありまして、やはりもう住む予定が全くないものですから、地域の活性化にお役に立てればということで雲仙市の市役所に行きました。空き家バンクに登録する考えがあるのですがというような感じで行きましたら本当、懇切丁寧に相談に乗っていただいて、そして業者とかをご紹介頂きました。

やはり電話もよくかかってきました。そんな感じで本気でこの波佐見町に空き家を増やしたくない。立派な家、立派な敷地をもっと活用していただきたい。できれば農地もよその人に借りて、おうちプラス農地のかたちで借りてもらってとか、買い取ってもらって、楽しい農業というのですかね。要するに生活とは、生業とされなくてもいいので耕作放棄地にならないような仕組みというのですかね、投げかけというのですかね。役場がちょっと後押ししていただければ、まだ業者の頑張りプラスで増えていくのではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

民間の事業者さんとのバランスもございます。不動産業の免許の部分もありますので、そういうところは慎重にやりながらも、町として空き家の利活用というのは非常に重要な移住者というか、人口増にもつながってきますので、そこは引き続き頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

民間業者のテリトリーを侵すことは絶対やってはいけないことだと思います。それはタブーだと思うのですけれども。ただ民間業者につなげるもう一方の手助けというのですかね、そういったものを頑張って、利活用に向けての後押しというのを役場のほうでやって頂ければ、もっと進むのではないかな。人口も増えるのではないかなというように――移住者もですね。というように考えております。そういうことで御質問をいたしました。

以上で、質問項目２についての再質問を終わり、次は質問項目３の再質問に移ります。

（町民霊園の）奥に生け垣があります。この生垣の隙間というのですか、左側が長い町民霊園の駐車場になっております。駐車場の一番奥に、この度合祀墓ができたわけですね。ここに縁もゆかりもない人はここに行かれることはまずない。まずないのですけども、こういうようにしてきちんと管理もされて、安心して、亡くなることができる。子孫に託すことができるというかたちで、町民の方312基設置できるようになっております。

では完成した合祀墓はどんな様子でしょうか。立派ですよね。お金はそんなにというぐらい120万円弱でできているのですね。線香立てもあり、花立てもあるのですけれど残念ながらなんせ無縁墓ですので。無縁遺骨を収納するところですし、まだ収納されていないのですかね。何も花も造花も何もないのですけれども。まだ収容はされていないのですかね、これは。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

この無縁墓につきましては４月30日に完成をいたしまして、実際運用をしております。昨年度から町民霊園の中で縁故者が居ない方の無縁仏がございました。完成した暁にこの無縁墓に収納させていただいております。現在その造花も線香も上げさせていただいて、お参りさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

それでは納骨をされた後に、入ったということですね。私が撮影したときにはまだ入っていらっしゃらなかったと。

では、４月10日の無縁墓の様子なのですが、私足しげく楽しみにできているのかなと思って、４月になってから行きましたら４月10日にこんな状態で。３月末までにできる予定じゃなかったのかなと思ったのですけれども、運よくカロートって言うのですね。あそこの遺骨を納めるところの様子まで、写真に収めることができました。

28口（こう）は骨つぼが納められるのではないかなというように答弁頂きました。皆さん御覧ください。こんな感じに中はなっております。工事が遅れた要因というのは先ほど言われましたかね。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

本来であれば３月末の完成というところでございましたが、それに向けてしておりましたけども３月末に施行者の方がちょっと病気で、疾病によりまして療養期間が必要になるという判断のもと工期を延長させていただいたという状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

今施工業者の話が出たのですけれども、私施工業者をどう決められたのかなと思って、町の建設工事に関する入札執行事務処理要綱というのを例規集の中から探し出しまして、そこにどういったその見積り等業者の見積り等はどうやって集められるのかなと思って調べたら、500万円以下の工事については４社以上から見積りをとるというような感じで書いてありました。

これに基づいて120万円弱ですけれども、これに次いで500万円以下には間違いないから、４社以上の見積りをとられたのかなあというように思ったのですけども、詳しいことをお知らせ頂けますか。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今回の契約につきましては随意契約を結ばせていただいております。これは波佐見町の契約に関する規則の中で７条中に随意契約について規定をしております。限度額につきましては工事請負につきましては130万円以下ということになっております。

17条の３項の見積りにつきましては２社以上徴収しなければならないという規定に基づいて、今回随意契約をしているという状況でございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

よく分かりました。波佐見町の契約に関する規則というのですけど、これって総務課長にお聞きしたいと思うのですけども、例規集の中にそれがあるわけですね。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

例規集の中にございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

大変失礼いたしました。そこあたりを私が探すことができなかったので、どうなっているのかなと思って質問をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは厚生労働省が、先ほどからお話しになっていますが、急増する引取り手のない遺体をどう自治体が処置するかということに関して、統一的な決まりを作っていないもので、本当に現場は困っている。財政的にも事務面事務処理の面でも困っているという、実態がありまし

て、この夏に実態調査が行われるということです。

波佐見町に関してはこのルールというのはある程度明確にされている。こういう決まりはあるということなのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今回この無縁墓の完成に伴いまして波佐見町の霊園無縁墓管理要綱を作っております。

この中で４月１日から施行している状況の中で、波佐見町におきまして縁故者がいな、身寄りがないという状況の中で、この無縁墓で管理をする運用を進めていくという状況でございます。

○議長（百武辰美君）　岡村議員。

○４番（岡村真由美君）

よく分かりました。先ほどの資料をだしていただけますか。自治体の対応などをまとめた事例集を本年度中に作成して、こういう先進事例がありますよみたいなかたちで流されるそうなのですね。波佐見町はもうきちんとできているということで、報告をされた際に、多分採用されるのではないかなと。波佐見町のすぐれた実践というのですか。参考になるような同規模の自治体があるのかなと思うので、いいことなのではないかなと思います。

霊園条例の19条に、こういうような町民霊園でいろんな使用権が消滅した方については、ここに入りますよという一定の場所に会葬することができるってなっていたのですけれども、実際どこに会葬するのですかという質問私がしたときに、お寺にどうのこうのという回答がそのときはあったのですね。これがなくなったということで、よかったなと思っているのですけども、これをつくってみての感想というのですかね。最後に町長からお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

これまで設置されてなかった施設ができたということで、今後の適正なそういった身元不明者あるいは無縁仏の処理が行われていることで、本町としても十分な機能を果たしていきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、４番　岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時56分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、12番　脇坂正孝議員。

○12番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。私は３件ほど、質問をいたします。

１．教育委員会事務局の新庁舎移転について

教育委員会事務局が新庁舎へ移転してから約５か月が経過した。

メリットはあると思うが、利用者からは不便との声を多く聞いております。

そこで、事務局の移転前・後について教育委員会事務局と利用者側にどう変化があったか。また、今後の事務局の在り方について、次のことを問います。

（１）町長部局との連携はどうか。

（２）小学校・中学校との利便性はどうか。

（３）総合文化会館、体育センター、図書館の利便性はどうか。

（４）教育相談等の来所者の利便性はどうか。

（５）利用者の不満は把握しているか。

（６）新たに開始した総合文化会館の委託業務の内容はどうか。

（７）事務局機能の一部を元に戻す必要があると考えるがどうか。

２．鴻ノ巣グラウンドの整備について

鴻ノ巣グラウンドは、多目的スポーツ施設として練習や試合など町内外の方に広く活用されております。

しかし、次のようにグラウンドや付属施設に不備があり、早急な改良と改善が必要と考えるがどうか。

（１）グラウンド

①雑草が広大に繁茂し、段差が生じております。

②グラウンドの東側排水が悪くなっております。

（２）トイレ

①東側のトイレは、樹木に囲まれ暗く落葉が舞い込むなど不潔であります。

②東側トイレの男子用には洋式トイレがなく、設置を望む声が多い。

３．選挙における投票率の向上について

４月28日に実施されました衆議院議員補欠選挙は、本町では31.44％と低調でした。

（１）低調の要因は何か。

（２）過去３年の投票率はどうか。また、年代別にはどうか。

（３）今後予定されている選挙の投票率向上に向けての対策として、期日前投票所の増設やセンキョ割りの実施はできないか。また、有権者への更なる周知はどうするか。

壇上からは以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

〇町長（前川芳徳君）

12番　脇坂正孝議員の御質問についてお答えをいたします。順番が多少前後いたしますが、２番目の質問から答弁をさせていただきます。

２．鴻ノ巣グラウンドの整備について

グラウンドや付属施設の早急な改良と改善の必要性についてのお尋ねですが、そのうちの（２）トイレで①東側トイレの環境の問題と、②は男性用の洋式化についてのお尋ねでございますが、東側のトイレについては立地の関係上、やむを得ない状況であることは御理解頂きたいというように思います。

またそういった状況を鑑みて、委託先でありますシルバー人材センターに対して、定期的な清掃と報告を頂くとともに、職員も定期的な点検を行い適宜状況の把握に努めておりますので今後もできる限りの対応を行ってまいりたいと思います。

男性用トイレの洋式化については、ポータブルの設置を検討したいと思います。

〇議長（百武辰美君）

１．教育委員会事務局の新庁舎移転及び２．鴻ノ巣グラウンド整備（１）グラウンドについては、教育委員会から。

３．選挙における投票率の向上については、選挙管理委員会から答弁がございます。

〇議長（百武辰美君）　森田教育長。

〇教育長（森田法幸君）

１．教育委員会事務局の新庁舎移転について

教育委員会事務局が新庁舎移転してから約５か月が経過した。

そこで事務局の移転前後について、教育委員会事務局と利用者側にどういう変化があったのか。また今後の事務局の在り方について次のことを問うというお尋ねです。

（１）町長部局との連携はどうか、とのお尋ねございますが、これまで以上に関係他課との情報共有や協議がスムーズに行われるようになっております。

（２）小学校・中学校との利便性はどうかということでございますが電話対応、来庁対応についてはこれまでどおり変化はございません。

（３）総合文化会館、体育センター、図書館の利便性はどうかとのお尋ねでございますが、総合文化会館の利活用についても大きな変化、支障はないものと考えております。総合文化会館は現在ルピナス倶楽部に館管理を委託しております。必要があればお互い電話での対応を行っておりますし、電話で済まないことは、こちらから文化会館まで出向いておりますので、今までと何ら変わったところはございません。

また、その他の施設とのやりとりにつきましても、今までと何ら変わるところはございませんので、利便性に変化があったとは思っておりません。

（４）教育相談等の代表者の来所者の利便性はどうかとのお尋ねでございますが、教育相談

の来所者につきましても、訪ねる先が文化会館か新庁舎かに変わっただけで、来所者の利便性に変わったところはないものと思っております。

もし文化会館での相談を望まれるのなら、こちらから出向くようにしております。

新庁舎での相談につきましては、内容や状況によっては子育て部局との合同の相談もできますので、相談者にとっては大変有効だと考えております。

（５）利用者の不満は把握しているか、とのお尋ねでございますが、現在利用されている方々からの御不満の声は直接には教育委員会には頂いておりません。総合文化会館の管理を委託しているルピナス倶楽部や図書館の職員にも尋ねましたが、不満の声は聞いていないということでした。

ただし、関係団体との協議の中で相談したいときや困ったときにすぐに対応する職員が欲しいとの意見などを頂きました。より具体的な御意見、御要望の内容を伺いながら対応を考えたいと思っております。

（６）新たに開始した総合文化会館の委託業務の内容はどうか、とのお尋ねございますが、館の管理業務につきましてはルピナス倶楽部に祝日を除く、月曜～金曜の午前８時30分から午後５時15分までの館の管理を委託しております。

内容は部屋や施設用品の受付と、貸し借り業務に加えてチケット販売や施設利用料金の徴収管理等もお願いをしております。

（７）事務局機能の一部を元に戻す必要があると考えるがどうかとのお尋ねでございますが、現況で総合文化会館運営や、教育委員会業務に大きな支障を生じているとは考えておりません。

ただ町内の方々や、利用者の方々からの御意見や御要望には、真摯に耳を傾け対処について検討をしたいと考えております。

２．鴻ノ巣グラウンドの整備について

（１）グラウンド

①雑草が広大に繁茂し、段差が生じてい、るとのことでございますが。鴻ノ巣グラウンドの雑草管理につきましては、現在定期的に除草剤を散布し雑草管理を行っておりますが、子供たちも使う施設なので、強い除草剤を使えない現状もあります。

除草剤を変えてみて、様子を見ていきたいと思っております。

（２）グラウンドの東側排水が悪い。Ａコート側に比べて確かにＢコート側の排水が悪いように見受けられます。現況を経過観察してまいりたいと考えております。

３．につきましては選挙管理委員からの答弁がございます。

○議長（百武辰美君）　中田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（中田彰君）

12番　脇坂議員の質問にお答えします。

３．選挙における投票率の向上について

４月28日に実施された衆議院議員補欠選挙は、本町では31.44％と低調だった。

（１）低調の要因は何か、という御質問ですが。４月の補欠選挙においては、報道などによると長崎県の衆議院選挙区の見直しが行われており、現３区については新２区と新３区に分割される、いわゆる消えゆく選挙区であり、当選者の任期も限られることが低調の大きな要因の一つだと言われています。

また選挙の原因となった政治資金問題に起因する政治に対する不信や諦めに加え、与党が候補者を用意せず、野党候補者同士の選挙であったことも要因と言われており、本町においても同様の傾向があったものと考えています。

（２）過去３年の投票率はどうか。また、年代別にはどうかという質問ですが、本年４月の衆議院議員補欠選挙が31.44％。令和５年４月の県議会議員一般選挙が53.75％。令和４年の町長選挙が65.54％となっています。

年代別では本年４月の補欠選挙で最も高かった70代が46.79％、低かったのが20代の14.40％。令和５年４月の県議会議員一般選挙では、最も高かった70代が72.59％。低かったのが20代の27.70％。令和４年９月の町長選挙では、最も高かった70代が81.48％。低かったのが20代の39.18％となっています。

いずれの選挙も70代が最も高く、年齢が若くなるにつれ低下し、20代が最も低くなる傾向があります。

（３）今後予定されている選挙の投票率向上に向けての対策として、期日前投票所の増設やセンキョ割の実施はできないか。また有権者へさらなる周知はどうするか、という御質問ですが。今後予定している選挙としては本年10月１日火曜日を告示する波佐見町議会議員一般選挙があり、投票日は10月６日日曜日としています。

本町の町議会議員一般選挙の投票率は、昭和59年10月には94.31％でありましたが、選挙が行われた直近の平成28年では68.39％と、選挙を重ねるたびに低下傾向にあります。

そこで投票率の向上対策でありますが、４月の補欠選挙において初めて役場庁舎以外に期日前投票所を自治会公民館に１か所１日間設け、選挙人の利便性に寄与できたことから、10月の町議会一般選挙においても、期日前投票所を自治会公民館に設置できないか検討しております。具体的には告示翌日の水曜日から金曜日までの３日間。１日当たり１か所を設置し、延べ３か所設置したいと考えています。

一方で議員御提案のセンキョ割については、民間団体の「センキョ割学生実施委員会」が運営を行っており、協賛する飲食店舗などに投票所の看板と一緒に自撮りした写真を提示することで割引サービスが受けられるものです。近隣では令和３年の諫早市長選挙などで行われており、先ほど申し上げた民間団体が主体で行われています。

選挙管理委員会の関わりについて以前、諫早市選挙管理委員会にお尋ねしたところ、センキ

ョ割の内容について周知などの協力を行っているとのことです。本町においても民間団体から申出があれば、選挙管理委員会でできることについて協議を行いたいと思っております。

また有権者へのさらなる周知はどうするかについてですが、10月の町議会議員選挙から町独自で選挙公報を発行し、周知を行いますので、投票率の向上につながるものと期待しています。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

まず教育委員会事務局の新庁舎移転に伴う問題でございますけども、教育長のほうにあまり耳には入っていないようで、ちょっとそのあたりが具体的にどうなのかというのはあるのですけども、やはり私たちの耳には相当入っております。

特に社会教育団体からの不満は相当なものがございます。ちょっとまずはそのご意見を申し上げますと、「総合文化会館に担当職員がいないのはおかしい」「管理員任せでは駄目」ということや「各行事の打合せは新庁舎ではできない」。それから「社会教育班は総合文化会館にあるべきだ」「大ホール内の機材の操作は誰が指導をするのか」「町民の立場に立った組織を作るべきである」「管理団体にチケット販売業務を任せて、現金を扱わせてはいけない」「社会教育指導員を配置して押し欲しい」「打合せを行う部屋をつくってほしい」。それから先ほどと重複しますけども、「総合文化会館内にも担当者を常駐させるべき」歴史文化交流館には職員が２人おられるのにどうしてか、ということですね。それから「勉強できる場所を総合文化会館内に設置、確保してほしい」と。こういうふうな要望が上がっているわけでございますけども、教育長は直接聞いておられないということでございますけど、今のような話を聞かれていかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

社会教育団体との協議というのに私自身が参加をしておりませんでしたので、今初めてお聞きしました。そういうような意見があるのだなということで、対応できるもの、これは御理解頂きたいものというのがあるなということを感じました。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私たちは社会教育団体とも話をしていますし、それから先日４月の初めだったですかね、文化協会の総会があったときに教育次長はその席に同席をされていたのですけども、大体似たような意見が文化協会の総会でもあっているのですが、教育次長はそこのところはどう思われていますか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先ほどありました文化協会の理事会のほうに参加をさせていただきまして、会の最後にそういったお話があるとお聞きしました。窓口に今まで我々がいたので、気軽に相談事ができていたけどもできなくなったということが主な趣旨だったかなというように思っております。

ただ私的には文化会館にルピナス倶楽部さんの担当者がいらっしゃるのでそこを介して、電話で頂ければ電話対応ができるとか電話対応したいとも思っておりますし、もしできなかったら出向いて対応できるということで思った次第でございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今電話対応ということでおっしゃいましたけども、電話対応というのはどうしても間接的になるわけですね。そこの場所におられずに、やはりこういうような場所で、あそこを使用するにあたっては、その場でやはり一緒に相談するなどそういうことも多いかと思います。

例えばロードレース大会。３月のあれも非常に運営が難しかったというような話を聞いております。やはり直接の場所に職員さんが不在ということで非常に難しかったということも聞いております。

だから、仮に今委託の人が２人か、３人がおられるかと思いますけども――これはすいません、ちょっとさっきの委託の話ですけど人数も後で教えてください。金額もですね。

そして仮におられてそこで話をされても、こちらにまた電話をされると。直接、場合によっては行けるかもしれませんけれども、どうしても二重手間になるわけですよ。いわゆるたらい回し的になるのですよね。だからそういったことを避けるために、やはり利用者本位ということで考えてもらえば、その場にいてもらわないと、なかなかスムーズな運営ができないかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先ほど館の管理ということで御質問がございましたけども、今ルピナス倶楽部さんに４月１日から９月30日までということで金額的には477万5,000円の委託料をお払いして、２人常駐していただいている契約で、事務にあたっていただいております。

あと先ほどありましたけども、そういった出向かないとは言っておりませんので。お声をかけていただけば出向きますので。そのお声はかかっておりませんので、そこはひとつ御理解頂きたいと思っております。

来てほしいということであれば行きます。といいますか今から文化会館に行くのでという電話を頂ければもうその時間に合わせてまいりたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そこのところがやはり利用者とそれから教育委員会との、ギャップというか。そこがあろうかと思います。

やはり利用者の方はその場に、そこに例えば総合文化会館行って目の前におられる職員さんをまずは見つけて、いろいろ話もしたいというところあるのですけども、わざわざ電話をしてまでということもなかなかなかろうかとは思うのですよね。

それで先ほどの町長部局との連携はどうかということについては、連携はこれまで以上にスムーズ。これはもう分かり切ったことだろうとそのように思います。同じ屋根の下におられるわけですから。これはもうまずそうでしょうね。

それから小学校中学校の利便性これは本音を言われれば、恐らく小学校中学校の先生方目の前のほうがやはりよろしいのではないかというように私は判断をしております。

あと総合文化会館。大きな支障はないということでございますけども、やはりこれは大きな支障があっているというように判断をいたします。体育センターも同じくです。

図書館もどうしてもやはり近くに図書館の職員さんも委託でございますので、近くに職員さんがいないことには連絡相談等がやはり制約があって困るかというように思っております。

最初の段階で私も３回ほど本会議で質問をしておりますが、総じて言えばまず利用団体の適切な説明をすると。利用団体に対して適切な説明を行う。そして町長部局と連携し、効果を上げる。これはいろんな面でそれは言えるかと思いますけども、あと総合文化会館の機能はそのまま維持していく。こういった大きな３点に絞られるかと思います。

こういうような答弁を２回、３回と頂いているわけですけども、どうしてもそちらの教育委員会としての考え方と利用者等の考え方にはギャップがありますので、そのあたりは改めて協議会なり、そういった会を開かれる予定というのはないですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁に不備がありました。先ほど私が情報を何も得てないのではなくて、文化協会等での次長が参加した議事録についてはちゃんと話の内容については伺っておりますし、その中で今次長が答弁したように、これはというような種類分けといいますか。そういうことは把握をしておりますので、私に全く分からないということではありません。

職員を常駐するかどうかの部分が一番大きな問題だと思っているのですが、こちらのほうに移転することによってのメリットのほうが今大きいだろうということを判断し、利用者の方の必要に応じて、どういう相談、どういう利用、どういう必要が利用者の方にあるのかということで、現スタッフで対応できるものと、現スタッフで対応できないものにつきましては私ども教育委員会職員がそちらのほうに出向きまして、支障がないように対応していくというこの対応でしばらくやっていきたいなということを思っております。

ただ、これがこれまでも答弁しましたように、総合文化会館の機能充実という点でいけば、図書館機能の充実とか、学習コーナーの設置については今準備中でありますので、こういうことを全て、実施をしながらまた改めて意見を頂ければ、内容によっては対応していきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そこで提案でございますけども、今の協議会についての計画はいかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

担当のほうに、今月または来月のうちに開催をするように指示をしております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

担当じゃなくて教育長出席でできませんか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

もちろん私が参加をしますが、開催についての準備を今担当にさせていますという答弁です。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今申しましたように私たちの耳に聞こえてくるのは、結構社会教育関係の御不満。不自由だというふうなことが多いわけですので、これはもう提案ですけども社会教育班を以前舞相の公民館にあった社会教育班等の教育委員会の一部ですが、そちらのほうに移転ということはできませんか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今の御意見については全く今のところ検討しておりませんので、答弁を差し控えます。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

一部と書いておりますけども一部というのは、そういった意味で書いております。最終的には全面的な移転も必要かとは思うのですけども、取りあえず社会教育班の皆さんが文化会館のほうに元に戻ってもらうというようなこと、そういうような意味で書いておりますので御理解をお願いしたいと思います。

やはり社会教育班の皆さんも職員の皆さんも、文化会館のほうが仕事をしやすいのではないかと私はそのように思っております。利用者の対応や施設の管理をして、そして全体の教育委

員会全体の余裕があるときに逆に役場のほうに出てこられる。そういった仕組みのほうがよっぽど利にかなった方法ではなかろうかと、そういうように思います。

やはりどうしても問題は人なのですよね。今の状況では学校で言えば教室に先生がいないのと一緒だということをよく言われておりますけども。利用者は自習をしていると、そういった状況じゃないでしょうか。

それでは、これはホールから図書館のほうを撮った写真でございますけども、この日は私わざとこれを写真撮ったわけではないのですよ。たまたま行ったときにこういうような状況だったのです。もう全く人影も見えません。かつての教育委員会がそちらに事務局があったときの状況としますと相当寂しい限りです。

時々見に行かれたら、こういうふうな光景も目にされるかと思いますけど。もちろんイベントとかいろんな会議が多くあっているときは、そういったわけではないかと思うのですけどですね。

玄関のほうにおられて旧事務局で手続をされているところですけども、やはり以前と比べれば寂しい限りということでございます。あと委託先からこちらに誰もいなくなった状態で職員さんがいなくなった状態ということで聞きますと、いろいろ手続上教育長の耳には聞こえないかもしれませんけども、私も２、３用具の問題とか、それから施設、設備の問題でそれなりの不備があったということは聞いております。それを危惧するのが、文化会館の勤務経験者が仮に教育委員会に不在となった場合に、これはもうどこに何の部屋があるかもまず分からない。直接もうこちらで机上の事務だけでしたら。そして利用者の打合せとか、そういった要望に時間がかかりまして、ひいては社会教育団体と利用者との言葉が通じなくなる可能性すらあります。

それから文化会館の施設、設備、用具、これもどこに何があるのか。どのような会のときに何を使えばいいのか。これも分からなくなってしまう。こういったことも予想されるわけですけども、ここまでは予想されてないと思いますが感想としてはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

職員をこちらに異動、移転させたということにつきましては、そのメリットが大きい部分があってそういう判断をされたと思っておりますし、この話題につきましては長年議論を尽くし、この移転ということでこちらのほうに私たちが来ているわけですので、それを踏まえた上で総合文化会館の適切な有効な活用ということで私たちも知恵を絞りながら、工夫をしながら行っております。

そして今半年が過ぎ様々な御意見等々を頂いておりますので、それを真摯に受け止めながら、解決できるもの、どういうふうにすれば解決できるのかについて、研究・検討重ねさせていただきながらと思っておりますし、当然今ルピナス倶楽部に委託をしている分についてのス

タッフの指導といいますか、先ほど申されたような機器の操作だとか、どこに何があるとかいうことにつきましては、スタッフのほうにもこれまでやっておりますが、より丁寧に具体的な指導をすることによって利用者の不便あるいは不満等については対処できると思っておりますし、常駐していなくても利用される方々の団体の内容によっては私どもが即に対応してまいりますので、二度手間になることもあるかもしれませんが前もって電話を頂くなど行っていただければ、スムーズなものが、今までと同等のものが行われるのではないかなということを思っております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今委託の話も出ましたのですけども、委託の方についても波佐見の事情をよく知らない方が入っておられるというようなことで手続等が非常に不便だったというような話も聞いております。

やはり委託にあたっては、ある程度業務が限定されるのでしょうけども、そういった応対については特によくよく打合せ御指導をしていただきたいと思います。

そして先ほどの関係団体との協議会でございますけども、これはもうぜひやっていただきたいということで確約をお願いしますし、それから一部の社会教育班の移動のことについては具体的には書いておりませんけども、こちらのほうの検討も始めていただければというように思いますが、そのあたり約束はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

私の理解不足でした。関係団体との協議ということで私は理解をしております。運営協議会、総合分科会の文化会館の運営協議会について、今月また来月に開催をし、そこには参加をしたいと思っております。

関係団体との協議につきましては、例えば先ほどの文化協会様が一番のメインになっていくのだろうと思いますが、そういう方々との協議については私なり次長なり、職員が参加をし、その話題については共有をしておりますし、そのような対応でほかの会議につきましても同じような扱いをしていきたいという、関係会議に全て私が参加をするということでは、まだ今のところ考えておりません。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

運営協議課のメンバーの方と、また直接利用されるメンバーの方。これはやはり御意見も違うのではなかろうかと思いますので利用される関係団体。こちらのほうとの協議会もぜひお願いをしたいとそのように思います。これはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

そのためだけの会議ではない部分で、多分いろんな会議が行われているとも思いますので、そこに次長なり担当職員も出ているだろうと思いますし、そういう案内がなければ当然いきませんが、そういう案内があって事務局員もぜひ参加をしてくれということがあれば参加をしていきたいと思いますが、私たちがリードをとってそういう会議を開催するという意向は今のところはありません。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そのあたりが最初のボタンのかけ違いもあったのではなかろうかと思っているのですよね。やはり移行される前にもう少し関係団体、利用者団体、そのあたりの話をよくよく聞かれていたほうが、これもう今言っても同じですからあれですけども。今後それをぜひ生かしてほしいとそのように思います。

次に移ります。鴻ノ巣グラウンドのまず除草剤の件でございますけども、これは除草剤を散布はされているのですよ。しかしされてはいるのですが、草がずっと残っております。

先ほどの話では強い薬は撒けないというようなことですけども。恐らくクローバーだと思うのですが、例えばここでは主に野球とかそれからグラウンドゴルフ。こういった大会が試合、練習なり大会があっておりまして、特にもう少年野球なんか毎週のように、試合も練習試合もされております。

そうなるとここもイレギュラーが多くて、プレーに支障があっております。それから大会に来られた参加者の方、他市町からの参加者の方には評判が悪いというようなことも聞いております。

やはりずっと周辺部に草がかなり残っております。排水が東コートはもちろん、Ｂコートはもちろんではあるのですけども、特に雑草が生えているところがグラウンド空地の周辺のほうですね。それで岸の方の草が生えているものですから、そこに土がたまって高くなって、さらに流れが悪くなっていると。私なりにそういうように思うわけですけども、このあたりの対策はできませんか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先日私も雨上がりに見てまいりました。先ほどの写真のようなかたちでＢコートのほうがやはり水たまりがしているなというのは確認をしております。

ちょっと今後どう対策をしていくかは検討してまいりたいと思いますけども、まず除草剤の種類をちょっと変えてみて、まずは対応ができればと思っておりますので、ちょっとそこらあたりは今後検討させていただければというように思っております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

そういうような状況でございますので、特に周辺部ですね。Ａコートの野球の内野のほうはほぼ草も生えていませんし、そしてまた排水もいいわけですから、そういうような方法でＢコートそして、それぞれのグラウンドの周辺部。こちらのほうも対策をとってもらえればというように思います。

隣の町のグラウンドは、ここはもう雑草もなくて排水も抜群に良うございました。これは野球場ですけどもここには芝を張ってあります。次、これがグラウンドですね。同じような時期、鴻ノ巣グラウンドと同じような時期に見に行きましたけども、本当草１本生えていないと。そしてまた水も残っていない。完全に排水ができております。

ここは10人からなる団体が毎日管理をされているというようなことを聞いておりますが、やはりちゃんと管理をしたところはそれなりの効果があるなというように思うわけですけども、このあたりの管理についてはどう思いますか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

議員がおっしゃいましたけども、これは多分先ほどの映像は川棚町の平島かなと思っておりますけども、そういった地元のそういった愛護団体じゃないですけども管理されている団体がいらっしゃるということで、そういったところもちょっと今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ぜひ御検討をお願いしたいと思います。グラウンドコンディションもあせたところで。

さっきおっしゃったように川棚町の平島にあります中央グラウンド。クラブハウスでございます。これも本町の鴻ノ巣グラウンドと比べますと最近出来たせいもあるのでしょうけども、充実したクラブハウスということです。

それで次がトイレですね。これは東側にあるトイレです。ここがもう上を見ますと、屋根の上を見ますともう日がずっと覆い被さっております。そして落ち葉のシーズン。もう秋口とか冬場、特に男子用の小便所辺りはもうしょっちゅう落ち葉が舞い込んできておりまして、恐らく掃除の担当の方も苦労されているかと思うのですけども、以前は相当使用後の水の状態、水道の状態。これも悪うございました。

そういったことで、なかなか不潔といいますか、そういうふうな表現が適当ではないかもしれませんけども、そういうような状況にあります。

それで立地の関係上やむを得ないということは重々承知しておりますけども、ここを少しでも改善できる方法というのは考えておられますか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

東側のトイレでございますが一応改善の方法としましては、あれは我々としても鬱蒼としているというところのイメージを解消したいとは考えておりますので、周辺の樹木辺りが整理できればいいかなとは思っております。

ただ一方で先ほど町長の答弁もありましたとおり、どうしてもこの立地に関して言いますと東側に斜面がありますので、もうある程度のところまでしかできないかなと思っております。

ですので、あとは照明を明るくするとか、そういったかたちで印象を少し変えるような。かたちが何か方法がとれないかというのは研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

樹木については全面的に伐採とまではいかなくてもいいのですけども、とにかく低く――ある程度樹木も必要でしょうけども、屋根に被らないように。そしてまた落ち葉がそうそう舞い込まないような、そういうような程度の手入れはぜひお願いをしたいというように思っております。

それに合わせてですけども、壁も相当傷んでおりますし、この前私が行ったときは電球も点灯しませんでした。蛍光管が上にありましたけども。このあたりの不備。昼間なので夏ではそうそうかもしれませんけども、冬場になるともう３時、４時ぐらいなったら暗くなりますので、そのあたりのことも、ひとつお願いをしたいと思いますがそのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほど答弁しましたが、そういったところも含めて研究をしていきたいなと思っております。ただ雑木がやはり周辺にありますので、落ち葉が舞い込むとかそこあたりについてはなかなか、まめに掃除は心がけたいなと思っておりますけれども、そのあたりは、利用者あたりも少しこう御協力頂ければなと思っておりますし、そのあたりは今後も逐一点検をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

男子用トイレには洋式トイレ。これはポータブルで対応されるということでございますので、なるべく早くお願いをしたいと思います。あと用地の性格上、難しいところもあろうかと思いますけども、多目的トイレはここにはないわけですね。

したがいまして、なかなか身障者の皆様は使い勝手が悪いということで、そしてまた恐らく30年以上経過はしていると思います。平成初めぐらいの建造だと思いますので、それを建て替え計画についてもぜひ検討をお願いしたいと思いますけど、そのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

多目的トイレの設置については、東側ということでありますけれども特に今のところは考えておりません。と申しますのもテニスコート側のトイレが整備されておりますし、そちら側のほうへの移動をしていただくことで、特に向こうまでであれば例えば車で近くまで行くことも可能ですし、そういったことも考えるとテニスコート側だけでちょっと今、我々としては十分足りるのかなと思っております。

どういう方が利用されるかというところまでは、きれいに私も承知をしておりませんが、基本的に多いのはその辺りで練習をされている、そういうプレーヤーとか、そういった方が多いのかなと思っておりますので。一応そこあたりをちょっと今重視をしているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

続きまして３番の選挙に入りたいと思います。期日前投票所を４月の衆議院選補選にて野々川郷で実施されたわけでございますけども、投票はたしか180人中60人の方が来られたということを聞いておりますが、投票された方の感想はどうだったでしょうか。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

残念ながら私のほうは当日所用があって、期日前投票の開設に行っていないのですが、行った職員からは地区の方からは投票所が近くになってよかったと。下までという言い方はちょっと失礼ですが、東小学校まで行く手間が省けられたということで大変好評だったという報告を受けております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

非常に好評だったということで、先ほど委員長さんのお話にありましたとおり、３日間で３か所を町議選において実施される予定というようなことで聞いております。これはもうぜひ３か所を投票所として、身近なところで投票ができるような計らいをお願いしたいと思いますけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

設置場所についてはこれから選挙管理委員会の委員さんの意見も、お伺いしながら決定していきたいと思います。

選定とすればやはり投票所から遠いところ。あるいは地形等地理的なことも考慮しながら協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ぜひ３か所お願いをしたいと思います。

そして以前も申していたのですけども波佐見テレビですね。これは視聴率も恐らく高くて効果は大きいと思うわけですけれども、支障がなければ波佐見テレビでもぜひ投票日の宣伝ができないものかと思うのですが。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

公職選挙法の関係もありますので、法令と精査の上で可能な範囲で波佐見ケーブルテレビとも連携をとりたいと考えております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

昨年の11月ですか。中学生議会が旧議場で開かれまして、中学生にとっては大きな学習の場になり、政治とかそれから行政を理解する一つの大きなきっかけづくりになったと。町のことを知るいい体験だったというふうに思うわけですけども。

今度新議場になりました。これで将来の有権者、将来の波佐見町を担う児童生徒をこの議場で、前回のように中学生議会。そういったものを開けないものかどうか。ぜひ開きたいと思うのですが、そのあたりは教育長いかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

昨年度の中学生議会につきましては中学生にとっても大変いい学びができました。総合的な学習の時間のカリキュラムと、ふるさと教育の中での実施として中学校から要望がありましたら、今年度もそういう要望、要請があれば、小学校も含めてカリキュラムの範囲の中で、やれたらやっていきたいなということを思っておりますし、そういうアクションは中学校、小学校にも起こしていきたいとは思っております。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

議会だよりにも南小学校の議場見学と、それから中学校の中学生議会。これは大きく取上げまして、非常にそれぞれに提言をしたり、あるいは意見を聞いたりということで、いい経験だったということで子供たちの感想も載っておりますので、今年度もぜひ実現をして頂ければというように思っております。

もう一つすいません。南小が前々年、議場見学しておりますけども３小学校でそういった計画はいかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校のほうに社会科の学習との絡みの中で、そういうようなことが実現可能かどうか確認をし、要請があれば御相談をしたいと思っております。学校側の判断を待ちたいと思います。

○議長（百武辰美君）　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

是非教育長のほうからも各学校に議場見学、子供議会。こういったものを大いに進めてもらえばと思うのですが。大いに推奨をお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

強制にならないように、優しく話はしたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、12番　脇坂正孝議員の質問を終わります。しばらく休憩をいたします。

13時30分から再開します。

午後０時07分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、１番　前田博司議員。

○１番（前田博司君）

それでは、通告に従い一般質問を行います。

公共事業（建設関連）の現状と今後の対策について

現在の建設業界を取り巻く環境は、町内に限らず全国的に見ても大変厳しくなっております。人員の確保に苦慮し、熟練技術者の高齢化や退職により技術の継承もままならない状況だと聞いております。

また、急激な資材の高騰や機械や設備のＩＣＴ化により、新たな設備投資も多額なものとなり、経営を圧迫する状態となっております。

事業者の経営安定化のために、町として支援や対策が必要と考えております。

そこで、次のことを問います。

（１）現在、町で実施されている人材確保対策補助金等を建設業関連事業者にも対象とはできないものか。

（２）若年層の雇用促進対策や資格取得・技能習得に対する助成の考えはないか。

（３）最低制限価格の基準を見直し、引き上げることはできないか。

（４）町発注の工事成績（工事評定）は、受注業者へ通知し公表するべきではないか。以上壇上からの質問終わります。

○議長（百武辰美君）　前川町長

○町長（前川芳徳君）

１番　前田博司議員の御質問についてお答えをいたします。

建設関連の公共事業の現状と今後の対策についてということで、（１）現在、実施されている人材確保対策補助金を、建設関連事業者も対象とできないか、というお問合せと（２）若年層の雇用促進対策や資格取得・技能習得に対する助成の考えはないかとのお尋ねですが、昨今の社会を取り巻く情勢として、様々な業種、業界において、人材の確保が急務となっており建設業界においても同様の問題に直面していることは承知しているところであります。

とりわけ建設業においては国の調査によりますと年間の総労働時間の長さが他の産業より長く、労働環境の是正を図ることが労働者の確保につながるものとして、公共工事における発注の在り方が検討されています。

このことから本町においては適正な工期の設定や、施工時期の平準化を心がけ、今年度から設計の仕様に余裕期間制度や週休２日制の導入を行いました。余裕を持って工事ができる状況を整えていくことや、それらの環境改善の原資となる諸経費等を請負金額へ適正に反映させるなど労働環境の改善につながる施策を確実に実施していくことも、人員の確保につながる施策の一つであります。

これらを踏まえ現段階においては、人材確保対策補助金や資格技能習得に係る費用への助成は考えておりません。

（３）最低制限価格の基準を見直し、引き上げることはできないかとのお尋ねですが、本町における最低制限価格は波佐見町契約に関する規則において、予定価格の３分の２を下回らない範囲で定めることとしておりますので、公共工事における算出基準を土木建築工事等については設計金額の90％としています。

県内では県をはじめ他の市町がこの算出基準を92％としているところであり、本町においても検討したところでありますが、本年度から建設産業の働き方改革を推進するために、公共工事の標準を週休２日取得へと変更したことから、工事に係る諸経費等の加算が必要となったことや、既に導入しておりますランダム係数の加算で最低制限価格の基準が多少上昇することも考慮し、今回の見直しについては見送ったところであります。

しかしながら建設業界においては、人材確保に向けた賃金や労働時間の処遇改善による若者が入職しやすい環境づくりを求められていることや、資機材などの高騰が事業者の経営にも大きな影響を与えている状況もございますので、今後前向きに検討したいと考えております。

（４）町発注の工事成績（工事評定）は、受注業者へ通知し公表すべきではないかとのお尋ねですが、町では波佐見町建設工事業者選定要綱で、客観的要素と主観的要素を考慮して求めた数値の合計により、入札参加者の格付を行うことから、主観的事項の審査方法の一つとして工事成績評定を実施しています。

この工事成績評定は町内の事業者のみを対象としており、施工体制や施工状況、出来形及び

出来栄え等の考察項目により算出するもので、その結果を特に公表するべきとの定めもなく、また県内の町においても公表されていない状況もありますので、本町でも事業者への公表を行っておりません。

しかしながら町内の建設業組合からも公表の要望があっていることは承知しておりますので、他町の状況を見ながら公表が必要かどうかについて検討はしてまいりたいと思っています。以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

それでは１番から順番に再質問していきたいと思います。１番と２番に関しては、関連したところもありますので重複するところもありますけど、よろしくお願いします。

まずこの建設業。またそれに関連する業種について、窯業とか農業と違って、地場産業というような位置づけにはなかなかなりづらいと、そういうものではないのだろうなと感じておりますけども。

そこで町長にお伺いしますけども、この建設やそういう関連する業種について、本町においてはどのような位置づけだとお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

建設業界の人材育成、人件費、人材確保が非常に厳しいという現状認識しておりますけれども、本町におきます窯業界への支援につきましては、産地振興ということでいわゆる窯業産業が生む雇用効果でありますとか、歴史的な位置づけに沿って支援をしているところでございます。

県としても――すいません、私が県の事例を出すもおかしい話なのですけれども。窯業人材のほうには支援をしておりますけれども、県下の中でも産地振興として使用をしているのは波佐見町、三川内焼、南島原市の手延べそうめん、それから上五島の手延べうどん、かんころ餅、壱岐の麦焼酎などですね。そういった意味で歴史的にその地域において、産地の形成をして一定の雇用効果があるということを前提にして、そこに公共性があるということで支援をしているところでございます。

建設業界の状況については非常に厳しい状況がございますけども、それは産地振興ということではなく入札制度の中で、先ほど答弁がありましたとおり入札制度の中で対応すべきものだというように考えております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

そんな中で人材確保に対する支援と申し上げましたが、例えばほかのところでもやっておりますような町外からの雇用に対しては、家賃補助とかそういうものができないのか、お伺いし

ます。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

さきの答弁と若干繰り返しになりますけれども、いわゆる窯業人材に対して雇用確保する意味で家賃補助というような仕組みを創設しているということで理解をしております。先ほどの答弁のように、建設業界の人材確保が厳しい中ではございますけれども、建設業界に特化した家賃補助というのは制度上そぐわないというように理解をしてございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

今回は建設業関連ということで質問いたしておりますが、実際には業種に関係なく、この人材確保というのはどこも同じだろうと思っております。それで支援ができないかというように伺っているわけですね。

ちょっと５月号の広報はさみの２ページを見ていただくとＩＪＵターン、いわゆる移住に関する奨励金の中で家賃補助しますよというのがありますけども、これについては業種に関係なくでしょうから、建設業などでも該当するものと考えてよろしいですか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）　はい、該当いたします。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

それであれば、これ奨励金の額が６万円とあります。

この中の６ページに行くと、この前から議論をされて決まっております窯業関係関連の家賃補助。これが月２万円の２年間で最大で48万円とありますが、この差についてはどういうようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まず広報誌の２ページにありますＩＪＵターンの奨励金については人材確保対策ではございません。移住対策としての制度ということで一定の業種にとどまらず、幅広い業種について波佐見町に就業された、もしくは起業された方で、民間賃貸住宅を借りた方という対象としておりますので、そもそもの趣旨が違うというように考えております。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

そもそもっていいますか、町内に就業された方というふうにうたっているわけですから、人材確保には変わりないのかなと思います。

建設業関連に戻しますと令和３年度の災害に関しても、復旧工事においてはやはり地元の企業ということの使命等も感じて、そのことにあたったということで町にも貢献していると思います。そういう面でいえば、そういった家賃補助等も考えてもらっていいのかなと思うのですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

災害における地元の建設事業者の皆さん方については、地域にとって非常に大切な地域の守り手だというように理解をしております。そういった意味で小規模な事業者、地元の事業者の皆さん方に引き続き仕事をしていただくということは非常に大切なことだというふうに思ってございます。

そういったことから、入札発注をする側の町の立場として、入札制度の改善をしながら、そこは対応していくべきものだというふうに理解をしてございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○２番（濵本秋人君）

２番目の若年層の雇用に関するところなのですが、これは実際技術の継承といいますか、そういうことも最近ままならなくなっているということで、例えば技能職においては、ある特定の業種の行使においては、職人が見つからないということで工事内容の変更までしないとならないような状況があると聞いております。そういう面のことを考えると、こういうところの技術の確保とかを考えたら、その習得に関する支援。これ実はこういう支援というのは町でやらなくてもほかでもあります。でも、それは全てを網羅するものではないので、例えばこういうことをやるにおいては、そのほかの支援の補完的な意味で町も支援ができないかというような格好に――多分検討すればそういうようになってくると思うのですけれどもそういうような支援について、考えられないでしょうか。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

建設業界の人材確保についての御提案でございます。建設業界における人材確保の課題というのは、これは国、県あげて課題認識をしているというように理解をしています。

恐らく国交省のほうでは建設産業の人材確保、特に若い方々の確保が難しくなってきて全体として高齢化している現状。技術者が集まらない中で先ほど地域の守り手として、しっかり事業を継続していただくために、国は国として事業者向けの人材確保に対するセミナーだとか各種補助金も用意されているようでございます。

先ほど議員が提案されました社宅の宿舎の補助についても、実は震災地域に限っては国のほうの補助金もあるようでございます。そういったかたちで国はそのような支援制度を設けながら、県は先ほど申し上げた最低制限価格の引上げであるとか、あとは若者定着という意味で建

設業界と一緒になって、高校生の県内就職に向けた様々な活動をしてございます。

そういった意味で町としては繰り返しになりますけども、公共事業を発注する町の立場として、入札制度をしっかり見直したうえで、建設業界の様々な課題に対応していくということが適切ではないかというように理解してございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

この若者雇用に関しては先ほども言いましたけども、建設業に限らずほかの業種ほかのところも全般的にそうだと思います。ですので、例えば波佐見高校だけとは言いませんが、新卒者に対して町内に就職する方への準備。これは高校へ入学するときにそういった支援をしていますよね、準備金というか波佐見高校に入ったらいくらとか。

そういう支援もされていますけども逆に卒業にあたって町内に就職するのであれば、こういう支援がありますよといった、そういうメニューを使っていただければ、建設業に限らずなのですが、ちょっと有効ではないのかなと思うのですけども、そういう支援もしていただきたいと思っております。

次に行きますけども最低制限価格についてですが、これは町長の答弁の中にもありましたけども調べたところ県内。県をはじめとして多くのところがもう改定しております。残るはうちとどこだったか。二つ、三つだけだったと思います。もう、ほぼ改定されているということで、これは早急にしていただきたいなと思っております。

それで、その前に週休２日制とか余裕工期とかというのがありましたけども、これはまた別物だと思います。特に週休２日に関しては労務費の単価は恐らく私の調べたところ1.05％。５％上乗せ程度のものです。１週間で月曜から金曜まで働いて土曜日の分をそれで賄うかというとかなり数字的には問題があると思います。制度上そうなっているので、それ以上のことはできないのでしょうけれども。

そういうことも考えると今特に建設関連に関してはデジタル化とか、ＩＣＴで情報通信網を使った設備投資、機械等が増えてきております。県の工事などでも採用されていますけどもＧＰＳを使って――人がいないので、ＧＰＳを使って機械が自動で動くような装置とか、そういうのがかなり普及してきております。そういった設備投資に関しても今のままではなかなかできないということで、その原資となるところを確保するためにも最低制限価格を上げていただいて、何とかできないものかなと思って提案をしているところなのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

最低制限価格の設定につきましては、今年度は90％にした理由の中に週休２日制度の導入とかいったところがありましたけども、こういったことが出てきましたのが予算を固めてしまってからの話になってきましたので、そこで変えてしまえば大幅に工事の計画を見直すとかの労

力もありましたので、そういったことがないようにというところも考慮して、今年度はそのままに行くということでしておりますので。来年度予算の編成する前までにはどのようなかたちに持っていくかというのは検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

私も何が何でも今すぐにやってくれと言っているわけではなくて、その道筋を見せていただきたいので来年、年度考えると当然今年度ではなくて来年度からというようなことは、そのように思っております。

そもそも最低制限価格。これはちょっと乱暴な言い方をすると、もともと適正であろう価格が設計価格。これは90％が当然競争入札ですから、そうはならないのでしょうけども、実際のところはもう民間の積算技術も向上しておりますので、そもそもの設計額に近いような額の積算はできます。その中でやはり受注しないと何も始まりませんので、当然最低制限価格近くに集中するということ。これはもう必然だと思います。

ちょっと乱暴な言い方しますね。設計価格が適正な価格だということで積算しているのであれば、最初から１割まけてくれよみたいに見えてしまうわけですよね。これは全国的なものですから、そういう趣旨でやってないのは分かりますけども、そうであれば92％とは言わずに最低制限価格は上げていいものではないかなと思うのですけど。さきにあげられていました県のほうにおられた副町長はどういうようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君）　村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

最低制限価格の案件でございますけれども、先ほどの答弁と繰り返しになりますけども、町長の答弁の中でも前向きに検討させていただくというような答弁を申し上げております。

るる議員がおっしゃった建設業界の状況を踏まえて、町としてもしっかり入札制度の中でその見直しをしていくということで取り組んでまいりますので、どうぞ御理解を頂きたいというように思います。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

では４番目の工事成績です。これについては最初にお伺いします。この工事成績をつけるのは工事の範囲といいますか。どの程度のところまでが工事成績をつける工事になるのでしょうか。例えば金額とかそういった面です。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

この工事評定表、工事を行う工事につきましては、基本的には130万円以上というところで今はやっております。以上です。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

この工事成績を公表しないと言われましたが、実際工事をやる立場としては、自分たちがやった工事がどのように評価されているのか。どこがよかったのか、どこがまずかったのか、ここは知りたいところだと思います。次の工事に生かすという意味では、ぜひとも公表が無理だとしても、その施工業者には通知すべきだと私は考えます。

できないとおっしゃったのですが、これはちょっと代表的なところで建設課長に伺いますが、通知公表してない中で工事の全般的な管理をして、竣工検査だとかそういった中で、工事のあらましのよかったところとか、問題点だとかこういうのは口頭ででもその業者に指摘したり、お話をしたりということはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

工事の評価というところでございますけれども、竣工検査の折に当然全て検査に回るわけですけれども、その際の検査の最後に我々公表をしております。今回のそのときの工事の内容であるとか仕上がり。

それについて主観的なところもありますけれども、それを見ながら評価をし、ここをこういうふうなかたちでやっていただくなど場所によっては指摘もあったりしますし、場所によっては丁寧な対応をしていただきありがとうございますというようなかたちもしますし。

一定の評価は、そこでは公表というかたちでさせていただいているところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

一つにはこの業者への通知というのは、業者のためにと私は申し上げましたが、もう一つの面でいうと、業者もさることながら職員、特に技術職員。当然管理する側の監督責任のある管理職もそうなのですが、竣工検査に立ち会ったりしますので、そういった方たちの技術の向上といいますか、その工事に対する理解というか。そういうのを深めるためにも私は必要だと思います。

どういった基準で、どういった評定をしているのかというのが、公表されると今適当にやっているとは言いませんが、真剣にやらないと不公平が生まれてくるということを考えると公表してそれぞれの技術・技能を上げていくというために、必要じゃないかなと考えております。

早いですけど、そういった思いでおりますので、そこのところをお含み頂いて、もう少し町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私も30数年前に建設課に配属を頂きまして、業者の方とも付き合いをさせて頂いておりまし

た。かつ令和３年の災害のときは本当に建設業者の皆様にはお世話になって、今日の復興につながったと改めて感謝を申し上げるところでございます。おっしゃるとおり業者の今後の指導育成につながるようなことで、発表したほうがいいということでございましょうけども、なかなか現実を申しますと一人の検査官が同じ目で評点といいますか、評定をしているかというと必ずしもそうではございません。それぞれの担当が担当の目で評定をしている状況です。本当に均一な目ぞろいというのができているのか、一つ疑問が残るところもございます。

しかしながらそういったものを職員間で培いながら平等な評定ができるようなことも、研究は必要かと思いますので、そういったものがクリアできればある程度の業者に対して公表というより通知という感じで、お互いの資質を上げるための施策として有効であれば十分考慮すべきことかなというようには思います。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　前田議員。

○１番（前田博司君）

さっき最後と言ったのですけど、ちょっと言い忘れたところもありますので、この工事成績、工事評定が主観点として入札参加資格の中の格付等に影響されるのであれば、こういうものはやはり公にしたほうがいいと思います。ちょっとすいません。質問で終わらなかったのですけど、以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、１番　前田博司議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時15分より再開します。

午後２時２分　休憩

午後２時15分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、３番　澤田昭則議員。

○３番（澤田昭則君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従い一般質問を行います。

１．公共施設の有効活用について

本町の公共施設等は、公共建設建築物やインフラ施設に分類し管理運営されている。　今後、機能集約、長寿命化、利活用促進等の取組を総合的に進め各施設の特性に応じた効率的・効果的な維持管理に取り組まれる。

そこで、次のことを問う。

（１）学校施設（小学校運動場）、生涯学習施設（総合文化会館）、文化施設（歴史文化交流館、波佐見講堂）、行政施設（庁舎情報発信コーナー）などの有効活用については、どのように考えているのか。

（２）インフラ系施設（都市公園、町営住宅）の有効活用については、どのように考えているのか。

２．町内の消費を促す対策について

令和６年７月３日より新紙幣の発行が20年ぶりに開始される中、景気は緩やかに回復しているものの、個人消費は物価上昇により節約意識が高まり、厳しい状況にある。

そこで、町内において町民の消費を促す支援等の対策ができないか。

３．コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況が変化し、学校運営協議会制度においては、学校運営や地域による学校支援など様々な課題について議論がなされている。

そこで、この制度を設置してから各小中学校においての成果と今後の課題は。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

３番　澤田昭則議員の御質問についてお答えをいたします。

１．公共施設の有効活用について

（１）学校施設、生涯学習施設、文化施設、行政施設などの有効活用についてはどのように考えているのか、という御質と（２）インフラ系施設の――特に都市公園、町営住宅の有効活用についてはどのように考えているのか、との御質問ですが。行政施設は、行政が実施する目的に沿って設置整備されるものであり、その初期の目的を果たすことが最大の目的であるということは言うまでもありません。

御質問の施設についても同じくそれぞれの目的を持って整備された施設であります。庁舎情報発信コーナーについては、新庁舎建設における基本計画に基づき設置しております。広報誌を初めとする各種情報の集約と掲示のほか、住民の交流スペースとしての機能を有し、打合せでの活用や、来庁者のくつろぎ姿など、おおむね我々が思い描く活用となっています。

都市公園については様々な人たちの交流の場、親子の触れ合い、各種イベントの開催、学びの空間などに活用されており町営住宅については、公営住宅法に基づき適切な活用がなされております。

そういった観点から申しますとそれぞれの施設において、その初期の目的を果たしているものと思っており、有効活用ができているものと思います。

２．町内の消費を促す対策についてということで、令和６年７月３日より新紙幣の発行が20年ぶりに開始されるということで、そこで町内において町民の消費を促す支援等の対策ができないかというお尋ねですが、本町ではこれまで新型コロナにおける経済対策として、令和２年度から４年度にかけてプレミアム商品券販売事業を燃油高騰対策として、さらに令和４年度、令和５年度には事業者向けに燃料費等高騰対策支援事業を、令和５年度には個別世帯向けに上

水道基本料金の減免を行っており、消費喚起や各種支援について取り組んでまいりました。

本町独自における支援策を検討するにしても、多額の財源が必要となることから、国から自治体への予算措置や効果等を踏まえ慎重に判断する必要があります。また現在国による定額減税等の経済対策も実施されており、現段階では消費喚起のための町単独での支援は難しいものと判断しております。

そのほかの御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

１．公共施設の有効利用について

学校施設、生涯学習施設、文化施設などの有効活用についてどのように考えているのかという御質問に対しまして、上げられた施設は全て町立の施設、すなわち町民の財産でありますから、その設置目的や役割、利活用について町民にとっても利用者にとっても高い安全、安心、有益性が感じられることが重要であり、その整備を計画的に図る必要があると捉えております。

また、これらの施設は公有財産として、本町をアピールするものでもあります。これからも、これらの施設が魅力的で有益有効なものになりますよう利用者の方の御意見や御要望等を踏まえながら施設整備や管理運営を行ってまいりたいと考えております。

３．コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

この制度を設置してからの各小中学校においての成果と今後の課題はとのお尋ねでございますが。学校運営協議会の設置以前から、本町ではＰＴＡや学校支援会議等の等を中心に学校と地域が連携した教育活動が展開されており、その成果は高いものであります。

しかし子供を取り巻く環境が大きく変化をし、従来の連携取組だけでは子供の健全育成予測困難な社会を生き抜く力を育成するのが難しくなってきました。連携から協働へ各学校の校長先生が学校や子供の現状、よさ、課題を踏まえ、求める学校像、求める子供像を実現するために地域の力をお借りしながら地域総ぐるみ、地域総がかりで子供の教育に携わっていただく組織として、本町では学校運営協議会を令和２年度に設置発足をしております。ただ、その後はすぐにコロナ禍となり、その活動ができなかったのが実情です。

「おらが学校」を実現するために、子供たちに確かな生きる力を育成するために、学校と地域がウィン・ウィンの関係を保ちながら、教育活動が展開される学校運営協議会、コミュニティ・スクールの実現を目指し、試行錯誤、トライアンドエラーを繰り返しながら推進できるものを期待推進できることを期待するものであります。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

それでは、１．公共施設の有効活用について再質問いたします。最初に学校施設（小学校運動場）と書いております。ちょっと具体的にお話をしますけども、今朝もちょっと野々川ダムのほうの上のほうに行ってまいりました。なぜ野々川ダムに登ったかといいますと、うちの御近所の方も、もうかなり前からグランドゴルフをするときは、野々川ダムに車で移動されて行っております。湯無田地区ではありますけど湯無田郷にしっかりしたグラウンドはありません。地区が何か地域ごとでイベントするときは東小学校のグラウンドを借りております。

こういう風景を毎日見ておりまして、もう近所の方ももう80歳を超えている方もいらっしゃいますし、乗り合わせていっている方もいらっしゃいます。最近の報道でも80歳以上の交通事故とかあっておりまして、かなり免許携帯に関しての皆さんの関心も高まっておられます。

私が気付いたといいますか、今後かなり厳しい状況になるなと思ったのが、スポーツをしたい、健康推進のために何か体を動かして、いろんなことをやりたいと思われる中にできる場所がない。場所はあるけど野々川地区まで３キロメートル近い距離を車で移動されています。

先日もちょっとこの一般質問のために、朝に見に行ったら一人の方は歩いて40分かかって行っていらっしゃいました。もう一人の方はセニアカーでやはり20、30分かけて行って野々川ダムの坂を上っていらっしゃいました。果たしてこのスポーツをするためにこれだけ移動距離がないとできないのかなと思いまして、すぐに思いついたのは、以前も東小学校の運動場を土曜・日曜に開放して、地域の老人会の方がグラウンドゴルフをされておりました。

国のほうも学校体育施設を有効に活用するような手引書まで作って――スポーツ庁ですか。やっておられますので本町として東小学校のグラウンドとは言いませんけど、小学校では運動場というのですか。屋外運動場を利用することは今でも可能なのですか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

小学校のグラウンドにつきましては、まず優先利用団体というところがございまして、そちらのほうに年間の利用計画を出していただきます。２月にその利用計画に基づいて調整会議を行います。いろんな団体が使われますので、バッティングしていたらそれぞれの団体で調整をしていただいて、そこで年間の利用計画というのをグラウンドにつきましては確定をします。

そのあとにつきましては、空いている日につきましては――もちろん平日は学校が優先されますので。土日につきましては空いているところであれば、そういった地域の方ほかの方にも御利用頂けるような状況でございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

詳しく言ってもらいましたけども、私が思うのが平日に特に時間帯まではっきり言いましたら９時ぐらいから10時ぐらいまで、10時半ぐらいまでとか。平日に学校の運営に支障のない限

りで何かグラウンドを半分、３分の１でも結構ですから、もう遠慮なく使えるように開放できないかな。

特に東小学校においては児童数が前世紀のときのようにたくさんおりません。現在126名ですか。そのあたりを教育委員会と地域の使われる方の連携をとりながら、平日でも使うような方法ができないかなと思って言っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

次長答弁ありましたように本来、平日であれば学校授業が優先だとは思いますが、今おっしゃったように学校の授業様子、緊急な場合はどうしてもいけないと思っておりますが、時間割行っているのであれば学校のほうにそういう利用をしたい方々から問合せを頂いて、条件が整えば駄目だということはないのだろうと思っています。

ただ私も学校行事のほうが、学校授業等々が優先しますのでということはあるとは思いますが連絡を取り合って、可能であればそういうような利用も有効利用としてはとてもユニークで面白いかなと今拝聴して思いました。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

一般質問の３番目にコミュニティ・スクールでも書いておりますけども、学校の中に地域があるという言葉のとおり、地域の方が学校の中でいろんな活動を行われ、子供たちにとっても安心安全な気持ちになると思います。もし活用の方法が様々あると思いますので、今後検討していきながら、もし良ければコミュニティ・スクールの中でも具体的に話合いをして。

私が今回言ったのはグランドゴルフをされている方は要望されておりません。自分が気づいた判断で、こういう地域と学校が絡み合っていい生活ができればなと思っております。

自分自身もよく病院のほうから、澤田さんもう歩いたほうがいいよ、体が悪くなるよって言われますので散歩をしたいのですけど、散歩をしていたら何の病気ね、何の病気ねっていつも言われますので。ああいう学校内の敷地内を歩くのは全然抵抗がないし、逆に自分もそういうコミュニティ・スクールではないですけど、学校の雰囲気を味わったりとかして毎日がそういう習慣になれば、学校内がいいスポーツの施設の場所になるのではないかと思っております。

今回も調べておりましたら全国的にスポーツできる施設というのは学校施設がかなり多くて全国の６割ぐらいがもう学校でスポーツができる施設だということです。

御近所の方とも話をしたのですけども、平日雨が降っているときでも何か近所の人と集まってしゃべったり、何かゲームをしたりしたいっておっしゃっていまして、澤田さん体育館とか借りられないのかあとか。ミニゲームでも投げなわでも何でもしたいからやりたいという方もいらっしゃいますので、もし学校が先ほど言ったように支障がなければ、今週の空いている時間を教えてもらえば、近所の方のそういう長寿会じゃないですけど一般の方でも体育館に行っ

て、こう居場所的な活動ができればいいなと思っておりますけど、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変ユニークなコミュニティ・スクールの一つのかたちとしてですね。例えばクラブ等々で地域の方と一緒にゲートボールをしましょうというようなことは今までもやってきたと思いますが、今おっしゃったように地域の方々の健康増進だとか、あるいは憩い、交流の場として学校施設が有効に活用されるということはとてもすばらしいことと思っております。

ただ学校の授業に支障がないということと、野放図にどうぞとは多分言えないと思いますので、連絡を取りあう中で、きちっとした責任の中で管理の中で行っていただく部分はとても面白い、いい御提案だと思っておりますので、今度校長会でも意見交換をしたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

ぜひ私ももし企画が決まれば、責任者になってもいいですので間に入って地域と学校の連携に努めていきたいと思います。

次に生涯学習施設ということで、総合文化会館をあげております。午前中も脇坂委員も総合文化会館のことで話をされておりましたけども、私も先日見に行きましてかなり静かな建物になっているな。議員と語ろう会の中でも言われました。これはもう死んでいるのではないか。建物はという感じで、かなり静かなやはり町民の方もイメージを受けておられます。

自分も何か有効活用できないかなと思って考えている中で、５月に東彼商工会の総会がありました。多分100名以上の参加で総会が行われたと思っております。以前でしたら西ノ原の商工会の３階に200名は入るような施設があって、そこで総会をやっておりましたけど、今回は総合文化会館を使われたというのは、やはり車の駐車場とかそういう３町から来られている会員の方の安全性といいますか。西ノ原はどうしてもその大型バスで来られても乗り降りが難しいとかいうこともあって、総合文化会館で行われたと思うのですけども。

そういうのを見ておりましたら、総合文化会館は教育文化ゾーンのあのあたりは地区だったと思うのですけども、教育委員会の異動により先ほど言ったように静かになった。何かに使おうと思ったらもうちょっと商業的な機能と連携したような、いろんなこうかたちも今からそういう活用に使っていかなければならないのではないかなと思っております。

先日も陶器まつりで駐車場使われておりました。あの辺りのやはり施設の一番大きな助かる点は、駐車場があるということも利点ですし、町の中心部でもありますということで、今後ともそういう教育関係のイベントとか工業などはされると思いますけども、先ほど言ったように商業的機能と連携して、いろんなかたちでそういう教育文化以外のほうでも使っていただきた

い。

例えば、長崎県物産展とか波佐見町物産展。何でもいいですけどもそういうちょっと商いができるような施設もありますので、いろんなかたちで町民も喜ぶ観光客の方も来られて、ああいうところでもまたマルシェとかもできると思いますので、そういう利用に関してはどう思われますか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育委員会がこちらに移転してからの施設の利用者数、利用者団体が減ったということを私たちはあまり思ってはいないのですが、今おっしゃったような生涯学習あるいは社会教育の拠点としての立地的なものも含めまして駐車場も含めて、大変すばらしい施設でありますので、教育文化あるいは今おっしゃったような価値のある活動につきましては、積極的にこちらとしても進めていきたいと思いますし、状況によっては御支援をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

いろんな利用するにあたって様々な考えが出てくると思いますので、ぜひ今までの枠にとらわれずにいろんなかたちで利用していただきたいと思います。

ただ最近は詐欺とかの商売が多いので、詐欺商売の方には貸さないほうがいいと思いますので。ぜひ建物は公共的な建物ですけど、商いに関してはいろんな詐欺グループもありますので気をつけて貸していただきたいと思います。

次に文化施設におきまして、歴史文化交流館を挙げております。最初に歴史文化交流館です。家が近いのでちょこちょこ行きますけども、かなりいろんな企画をされてもう感心をしております。

先日も５月31日にお寺のリレー講座というのに参加させていただきました。すばらしい企画をされているなと思って、次のお寺をまた聞きに行ってみたいなと思いました。次は東前寺さんと聞いておりますので、ぜひ参加したいのですけども。

今までの歴史文化交流館の流れといいますか。目的というのは歴史のものとか、いろんな資料を見て物を触ることはないのですけど、そういうのを見て自分が覚えていくというか、頭の中に入れていくという感じだったのですけど。

ああ言った交流館的な活動の部分で話を聞くということはものすごくまたいい企画だなと思いました。御近所の方も来られていましたし、遠くの方も来られていましたけど、とてもいいことなさっていますねって言われていましたので、ぜひ今後とも続けていただきたいのですけども、どういうお考えでまた今後は持っていかれますか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

歴史文化交流館につきましては、学芸員を中心としてユニークな魅力を発信するようなイベント等を企画していただいているおかげで、かなり魅力的な施設として注目を浴びているものだと思っておりますし、私たちも内容的に高い評価をしております。

今後とも町内の方、町外の方々に愛される親しまれる施設として、様々な企画やあるいは交流等ができればいいなと思っています。やはりこの交流という言葉がつくのはとても大きな意義あるミュージアムだと思っておりますので、ここの分をもっともっと発信はしていきたいということを思っております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

これはまたお寺もいいのですけど私は商いをやっておりまして、いろんな経済界とか事業所の中。事業者さんの中ですばらしい話をさせてくれる方もいらっしゃいますので、そういう商店街の中でもこういう企画ができればなと思っております。ぜひ、そういう話を聞く講演会をぜひ続けていただきたいと思います。

次に何か７月とだと思いますけども、何か恐竜のほうを連れて来られるって聞いておりますけど、もし詳しいものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

７月24日から長崎市にあります恐竜博物館と連携をしまして、恐竜展を９月23日まで予定をいたしております。今向こうの学芸員と等々と打合せをしながらそれに向けて準備を行っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

とても楽しみな企画だと思っております。自分の孫も東京におりますけども、ぜひ来たいということで、もう予定を入れているみたいですけども、夏休みという期間もあって大変子供たちが喜ばれると思います。あとなかなかめったに見られないものも見られるということで。

あと夏休みでちょっと一つ気づいた提案でもあるのですけども、ああいう夏休み期間に子供たち。空調もありますのでそういう臨時図書館ではないですけど、臨時的にちょっとそういう夏休みの一時で読書したり、勉強ができたりようなスペースをとっていただければ限定の日にちとか時間でも結構ですので、夏休み限定でそういう企画などはできないかなと思っておりますけどどうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

歴史文化交流館。あるいは学芸員を有効に活用して、夏休みに子供たちに様々な体験活動を

行いたいという昨年度から行っております。その中で読書等々が他の実際に来られる利用者の方との絡みがあるとは思いますが、現在のところは施設を使ってのイベントと、学芸員を使ったイベントを昨年並みのものを今のところ予定を三つから四つぐらいの企画は行いたいということを考えております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

分かりました。以前からされていたということですね。よろしくお願いします。

あと来年国民文化祭があるということで、先日もテレビ放映で町長も映られて、いろんな会議等――国民文化祭に関してのものに行かれておりましたけども、もう本当あと１年もたったら実際スタートするような時期になっておりまして、本町においても後で話しますけど、波佐見講堂とかこういう歴史文化交流館の施設等も持っておりますのでぜひもう来年の今頃はそういう何かの企画で多分機能していると思います。

そこで一つお願いでもあるのですけども。講堂もそうなのですが、そういう国民文化祭をＰＲするために毎週金曜日。今もライトアップされているときもありますけども、毎週金曜日とかをライトアップして、国民文化祭のＰＲでカウントダウンまでの要求はしませんけども、何か町民がわくわくしてくるようなこの１年間にしていただいて。とにかく波佐見講堂と、この歴史文化交流館に関してはＰＲするちょっとこう建物だと思っておりますので、ぜひそのあたりはどう考えていらっしゃるのか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今の講堂のＰＲということでの御質問かということでございますけども、ライトアップにつきましては以前もちょっとそういったお話はお伺いしております。今後ですね、どういったかたちでできるかどうか。そこは検討をさせていただきたいと思っております。

なお国民文化祭につきましても、そういった町民への周知を図りながら機運を高めていこうということで計画をいたしております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

ぜひ検討していただきたいと思います。あとそれと毎日僕はあそこに近くに住んでいてどうしても道の交差点で止まったときにいつも目につくのが、正面には歴史文化交流館って大きな看板があるのですけども。歴史文化交流館、出入口のところですね。その裏側が全く無地なのですよね。あれもったいないなと思って。反対側にそういう国民文化祭のＰＲとか、御御来場ありがとうございました何でも結構なのですけど、何かこうメッセージでも書けるようなボードみたいな、見えるので。何かああいうとこにＰＲ的なものをされてもいいのかなと思っております。

何回も言って失礼なのですけど、あと掲示板的な文化会館の看板のガラスケースみたいなものがあるのですけど、あれではなかなかやはり車で移動されている方は、ここは何の建物やろうかっていつも言われるように、もうちょっと縦線のＰＲ的なやつと、先ほど言った来場者の方の帰りに見れるような裏面の利用もしていただきたいというのもあります。

次に先ほど言いました講堂に関してなのですけども、これも公共施設で有効に使っていただきたい。今回も今朝も御近所の方にちょっと講堂のことについて話すのですよというのを言ったら、これを朝から持ってきてもらいまして。教育長が掲げられている文面まで入っておりました。とにかく本当これは歴史的に大変貴重な建物なのだなと再認識しておりますけども。

ここも平成23年に大分県の酒造会社がコマーシャルに撮影で使われたって聞いておりまして、僕もそのシーンを思い出したら、何かバイオリンが三つほど立ててあって、しっかりこう中の様子と外の外観を短時間でありましたけど撮影されて、何か心にジーンとくるような風景がテレビで放映されていたのを覚えております。

先ほど言ったように来年の国民文化祭に向けて、また再度どこかがＰＲ的なコマーシャルに使えないかとか。もしくは町単独でそういうコマーシャル。何かイベントをするときに講堂の建物自体を芸術作品と見立てて、そういうＰＲ的に使うというのはどう考えられますか。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

講堂につきまして、来年度の国民文化祭の中でそういった講堂のシンポジウムを行おうということで計画をいたしております。今木造建築であれだけ大型の建築物は西日本にはもうないのではないかと言われているぐらいのすばらしい建物だということで認識しております。

それとあと音響的に優れているということで、そういった音楽活動には積極的に活用されておりますので。それ以外につきましても、そういった木造建築。そういったところの観点からシンポジウムを開催したいということで、今準備をしていこうというように思っております。あと議員が言われました、そういったコマーシャルとか何とかも、そういった利用ができるようなかたちでＰＲもさせていただきたいと思います。

それとなお先日波佐見高校の美術工芸科を卒業された方が、今東京のほうの大学院で頑張っているという方がいらっしゃいました。講堂を使って何かイベントをしたいということでこの前来られまして、講堂のほうを御案内しまして、そういった卒業生とかそういった方々にも積極的に本当使っていただいて、そういった東京とか何とかでＰＲにつなげていってもらえればなということで支援をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

まだ最終的な決定はしていないのですが、今年度の長崎子ども県展を波佐見会場、講堂を使って行うように予定をして最終詰めを今行っているとこでございます。

とにかく今音楽系での利用が一番大きいとは思うのですが、それ以外でも広く町内外の方々に親しみやすい行動というのを一つのキーポイントとしながらですね、今後有効活用を図っていきたい。そういったための施設整備についても研究検討していきたいなということを思っております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

詳しく今後の予定まで言っていただきまして、感謝しておりますけども、こちらに先ほど言いました森田教育長が書かれておりまして平成３年に来られているのですね。こちらのほうに赴任されてきたということを書いてあります。その木造の校舎とかにびっくりしたということが書かれておりまして、その前のページには蘇った波佐見講堂ということで、こちらはやはり波佐見の文化を守る会から波佐見講堂ファンクラブに前身があってきたわけなのですけども。

かなり先ほど言われたように音楽的な活動やいろんなイベントをされておりまして、大変もう頭が下がる思いで、これからも大変頑張っていただきたいと思います。この文章を読みましたら、国会議事堂の完成されたときと講堂が同じ時期だったというのを書いておりますので、もし天皇陛下にそういう言葉が伝われば、途中で寄ってみようかと思われたら、ぜひ大村に行かれる途中に波佐見に来られるなどの何か企画があったらすばらしい事業になると思います。よろしくお願いします。

あともう１点。講堂に関してなのですけども、波佐見のある有志の団体が――御存じの方もいらっしゃると思いますけれど。陶器まつりのときになかなか家族で休憩するところがない。子供たちの居場所としてちょっと休むとこがないということで、講堂を利用して、何年か前から講堂をそういう場所に目的を持ってボランティアで、使われている方がいらっしゃいまして。

今年度もなさったのですかって言ったら、今年度はなかなか話が通じていなかったみたいで。ぜひ次年度から、そういういいことをやっていると自分たちは思っているのだけど、陶器まつりに関してはまた今回も伝わっていなかったということでした。

来年からはぜひ事業化、予算を立ててもらって陶器まつり実行委員会にでも結構ですから、そういうボランティアの事業を太田商工観光課長できないでしょうか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

陶器まつり開催時における講堂の利用につきましては、以前から陶器まつり実行委員会のほうで、そこの利活用についていろいろと検討がなされているところでございます。

今年度についてはなかなか調整が整わずに、一部中でイベントされたところもあったというような話は聞いておりますが、来年度に向けて関係各位といろいろ協議を行った上で、期間中に講堂を使ってゆっくり休まれたりとか、もしくはまた物販をしたりとか、いろんなアイデア

を受けながら活用について検討がされるものというように考えております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

いいことをされている有志の団体なので、御支援をお願いしたいと思います。

それでは次に参りますけども、行政施設において庁舎情報発信コーナーというところの活用方法でちょっとお尋ね提案なのですけども、今日も見てきましたし、いろんな広報紙とか議会だよりとか、いろんな情報のパンフレットの紙を置いていらっしゃいまして、まだどうしても庁舎の周りが工事中という雰囲気もありまして、来庁者の方もいろんな目的もあって来られているのでしょうけども、かなりデジタル化になって住民票一つ取るにしても役場に来なくていいような感じになっております。

その中で、せっかく新庁舎のまだ完成したばかりですので、ああいう情報発信コーナーで何かいい活用方法ができないかなと思って自分でも検討しましたけども。まず思いついたのは――やはり僕らは実際に見に行ったことがあるのですけども、波佐見高校の美工科の作業場というか教室に行ったらたくさんの作品が置いてありました。僕も初めて行ったときびっくりしました。これはぜひどっかで見せる場所があったらいいな。先ほど言った歴史文化交流館もあるのですけども、庁舎の工事中でもパネル外壁のとこに印刷ではあったのですけど、こういう作品を子供たちが書いているのだぞというのはかなりＰＲになったと思います。何か月間ですね。

ぜひ今度は本物をああいう情報発信コーナーに置いていただくなり、もしよければ庁舎で僕は少し足りないなと思うのが、ちょっと草花があまりないかな。花とか長崎市役所行ったら結構どこでもプランターみたいな花を植えてありました。やはりちょっとでも心が安らぐ、花を見ればあると思います。こういう議会等でも通路に置いてあるとこもありました。

発信コーナーに関しては、いろんな企画が今後様々になされると思います。今朝もずっと考えておりまして、もう一つテーブルと椅子を見たら小さなミニ会議でもできるなと思いましたので、もし利用料も払わなくて、ちょっとした四、五人の会議ができるようなあのようなスペースがあれば、情報発信コーナーをそういう町民のミニ会議室みたいな感じで利用できたらいいなと思っていますけど。

今後何か情報発信コーナーで企画、予定されていることがあれば教えていただきたいです。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

いろんな御提案頂いてありがとうございます。まだ今後の将来的なイベント等については計画しておりません。周辺見渡すとまだ関連工事が進んでおりますので、関連工事が終わったぐらいに何かしらイベントができればと思います。

御提案頂いたような美工科の方のミニ作品展とか。あるいは私なりに考えたのは子供のポス

ター展ができないかなとかもちょっと思ったりもしましたので、そういった企画も鋭意検討していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

是非企画をしていただきたいと思います。あと１点、私は事業者の集まりでもありますので、飲食をつくっている事業者もあります。もしお昼の弁当とかを作った場合はあそこで販売とかできるのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

役場のほうにはいろんな方が営業行為に来られます。ただ庁舎の中で営業行為をされると、いろんな方がちょっと、失礼ですけど勘違いされる場合もございますので。例えばではございますが、西側の通用口のところで勧誘とか、あるいは販売とかいうのは御案内してるところでございますので、そういった話も随時対応できるというように考えております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

分かりました。それでは（２）のインフラ系の施設についてです。

都市公園にまず入りますけど都市公園といったらずばりやきもの公園なのですけども。先日も尾上議員のほうからもいろいろやきもの公園と甲辰園グラウンドに関連した質問されておりました。

私もまた澤田君がまたやきもの公園を言うのかと言われますけども、ちょっと一つ提案したいのが、昨日の町長の答弁でも、平成元年から関わっていらっしゃったということで詳しく話をしていただきました。やはりやきもの公園は、何か自分もかなりもう思い出がありまして、長崎旅博。有田は世界炎の博覧会ですか。そういうものがありまして、自分が商工会青年部に入っておりましたときは、池田満寿夫さんでしたかね、大江千里さんとか世話をした思い出もあります。そのあとは炎の祭りとかいろんなイベントをした、やきもの公園には思い出があります。

ただ最近ちょっと違うなというのはどうしてもやはり観光的な町の体制も入っておりますけども、以前町長は並行して町民が憩うところでもあるし、昨日も言われました資源ではないですけど、そういう観光的な場所でもあるということで。

両方がうまいこといったらいいのですけども。もし町民がもっと、もっと活用できて喜ぶような場所になるのであれば、昨日も言われましたけど芝生広場とか、親水公園のところを何とか再整備していただいて、もっともっと町民が利用しやすいようにしていただいていただきたいのですけども、町長のお考えで何か一言お願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

昨日も答弁をいたしましたが、当初の設計に基づく基本計画に基づいたコンセプトで整備をしております。ただ30年以上の時間も経過しておりますし、現在の需要がどうなのかということもよく考えながら皆様の御希望に沿えるような整備が必要かと思います。

ただ、直ちに今すぐ例えば芝広場を広げるとか、樹木を伐採してしまうとか、そういうことはなかなか難しゅうございますので、どういったものができるのかは原課において十分検討をさせていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

この公園に関していろんな御意見を言うたびに、どういう検討ができるかなと思って自分でも考えているのですけども、町長がもう以前からここに関わっていたということを聞いて、もう詳しくそういう農水路のところを利用した公園というか親水公園なども聞きました。

一つ思ったのがその水を使うとなれば、僕は噴水的なものが利用できるのではないかなと思いまして、高く上げない噴水でいいのですけど、足元をちょちょっとこう出すだけでもいいのですけど、もうそういう水道水を使うのであれば、そういう企画もできるなと思いました。

やはり、以前も言ったのですけど公園がよりよくなれば、やはり選ばれる波佐見町。ここに住んでみたいなと思うようなまちになってくるのではないかと思いますので、もしこの公園を再整備できるのは、僕は町長しかいないと思うのですけども、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

公園整備のみが、例えば人を寄せ付けるような要素とは限りませんので、多方面からいろいろな施策を展開しているところでございます。その一つとして議員がおっしゃるような魅力的な公園づくりということもあろうかと思います。やるべきことはたくさんございますので、その優先順位を決めながら魅力あるまちづくりに推進してまいりたいというように思います。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

分かりました。昨日答弁を聞いて一つ安心したのが、樹木は整理すると言われましたので、そのあたりはもうすぐ活動というか動かれると思いますので、樹木の整理等はよろしくお願いします。

次にインフラ系の施設で町営住宅をちょっと提案しておりますけども。私が勘違いしておりましたのは、この小樽郷の小石原住宅にかなり空いている住宅戸数がありましたので、そこを地域対応活用できないかなと思ったのですけれども、担当課長に聞いたらいや建て替えを条件として今検討中なので、建て替え中の条件に関しては、そういう別の用途には使えないという

ことを言われたのですけど、間違いないでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

小石原団地の分においては建て替えの計画をしているというところで、それを目的として今入居を制限しているというところで、今政策空き家というような状況を取っていると。これは正式な手続とかではございませんが、一応そういった目的があってやっているものですので昨日ちょっとお話あったときに申し上げたのは、地域対応活用としてはちょっと使えないという話をさせてもらったところです。以上です。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

分かりましたけども、それでは最近波佐見町においては企業が大学と連携をとったり、あとはいろんなかたちでボランティアに来られた学生さんだったり、そういう方がなかなかちょっと１泊、2泊、3泊とかちょっと住めるとこがないとか。何か１か月でも住めるところとかないでしょうかって言われるケースもよく聞いておりましたので、そういう町営住宅、公営住宅を何か利活用できないかなと思って質問しております。他の住宅においてもそういう利活用はできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

他の住宅ということですけれども、まず公営住宅の目的が福祉の施策に関わるものであったり、居住に対してそういった困窮されていたりする方を対象として入居させるものであります。

ですので、そういった目的が第一義でありますので、募集しても今後例えばそこの空き家の状態が長く続くとか。そういったときに初めて目的外使用ということで地域活動計画が使えると思っております。

確かに県外、他市他町でそういった取組をされているところも承知をしているところです。ですので、そういったところも研究をしておりますが、まずはその第一義にそういったその目的。公営住宅の目的で、その住宅が募集しても入ってこないとか、そういったものをまず考える必要があろうかと思っています。

それをまず満たした後、今度はそれをどう整備していくかということなりますけれども、住宅自体は空いているからといって現状すぐ住めるものでもございません。ですので、そういったものを考えるときに、住める状況をずっと保っておかなくちゃいけないという部分も出てきますので、そのあたりは今後どういうようなことになるかは分かりませんが、いろんなかたちで研究していく必要あると思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

それで詳しい制度は分かりませんけども、もしそういう状況になった場合には利活用できる場合には、お知らせ頂きたいと思います。

次に、２．町内消費を促す対策について、先ほど町長が答弁ありまして、また商品またプレミアム券みたいな支援事業のことを言うのかと思われると思いますけども、今回いろんなかたちで、どういう相談ができるかなと思っておりまして。今年の年明けてその前からも賃金、賃上げベースアップということで、国、政府も頑張っていろんな支援策をして各企業に相談をされておりました。

僕は町内においても賃金が上がっているとこがかなりあるのかなと思って、先日商工会に行って支所長ともしゃべって、どういう皆さんの所得が上がっているのかとお聞きしましたら、「いやあまり上がっているところはないと思いますよ」ということで言われまして。どういう状況なのですかと言ったら、雇用を守るだけで今精いっぱいだということです。企業はですね。各家計においてはもう負担がどんどん来て、何年か前と（比較）したらもう１年間で10万円以上違うという話も聞いておりまして、自分たちも商売をしておりましたらもう余分なものは買えません。買うってなってももうネットや安いところで買う。

だから町内でお金回っているかと言ったら回っておりません。前回プレミアム商品券をしていただいた３回目していただいたことは大変感謝しておりますけど、まだまだ事業者さんはそのときを思い出されるのでしょうね。まだ「頼むから何か相談できないかな。」「いや町長さんもなかなか考えていらっしゃるのですけども、ちょっとばらまき的なことはできないということをおっしゃっていますけど。」「いや経済効果あるから何とかまた相談してくれ。」ということなので、今回もちょっと一般質問に書いております。

これだけ消費が節約ムードになっておりまして、所得が皆さん上がっておりません。最低賃金は設定されましたけど、それを守らないといけないという罰則もないのですよね。なかなか個人の所得も上がらない中、そういう消費でちょっと少し低迷しておりますけど、再度お答えお尋ねしますけど、何か支援策はないでしょうか、やはり。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

本当に物価の高騰であるとか、大変消費者を取り巻く環境が厳しいものは重々理解をしております。それに合わせて国は減税対策を行うなどいろいろしているわけでございますけども、同じ繰り返しになりますが確かに商品券発行で経済効果があったと。ではこれは何年まで続ければいいのかと。いつ後ろが見えるのかというと果たしてどうなのかという感想もできるとこでございます。

確かにやりたい気持ちはやまやまなのですよ。皆様の声をたくさん届きます。商品券発行やってくれと、老人クラブ連合会に行けばそういったお話もありますし、いろいろな地域でのお

話の中でもそういったものがあれば助かるが、ということはよくお聞きしますが現状において果たして今できるのかといったときに大変厳しいものがございます。

例えば１万4,000人いる人口の中で、１人１万円の商品券を配るにしても１億5,000万円の財源が要るわけですよね。そういったことを考えれば１億5,000万円の税金を集めるのにどれだけ町が努力しているのかということも、ひとつ御理解頂きたいと思います。

そういったことを考えればもう一つ発想の転換をしてみれば、地域内消費を促すような取組といいますか、先ほど言われたようにネット通販とかで全部外に回ってしまっているというようなことも言われております。いまはデジタル社会に入りまして、デジタルを利用した地域内通貨といいますか、そういった取組だとか。あるいは商品券に類似するような取組もありますので、そういったものの取組については研究をするように原課には指示をしておりますので、波佐見町としてどういった取組が妥当なのか。見合った取組ができるのか。財政的な負担はどうなるのかそういったものをうまく、よく研究しながら、検討すべき事項だと思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

わかりました。先日も町長宛てに商店街からの要望書を出しておりまして、自分たちでできることは何とかやろうということが総会でも決まりまして実際に動いております。本当はプレミアム券を販売したいのですけどそのプレミアム分を出す財源が僕らもないので、何とかそういう方法があればなという研究をしております。とりあえずはもう以前までやっておりましたスタンプラリーとかサイコロゲームとか。消費を促すようなイベントをしていくつもりで要望書を出しておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは最後の３．コミュニティ・スクールの再質問に入ります。学校運営協議会制度についてですけども、私も波佐見中学校の学校運営協議員で東小学校の学校運営委員をしております。令和２年から始まっているということで先ほども言われておりまして、自分も最初こうなったときに資料をいただきました。もう4、５年間でこれの倍ぐらいの資料にはなっているのですけども、多分今の南小学校の校長先生が言われた言葉だと思います。行きたくなる学校、帰りたくなる家庭、住みたくなる地域を目指してやりましょうということで。

さすがいいこと言われるなということで、僕は最後に住みたくなる地域を目指すために、とにかく何か力になればということで、それからずっと役員をやっております。

この会議の内容に関してはもう詳しく言いませんけども、昨日横山議員と教育長がいろんな議論を交わされておりました。絆の日とかですね。町長、教育長がこの絆の日に関しては、協議会にも後の報告であって丁寧な議論ができなかったって言われまして、僕も最初は何でこういう大事なことをコミュニティ・スクールの会議で言われなかったのかなと思っております。そのあたりに関して、もうちょっと詳しい報告をお願いします。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

昨日の答弁にも申しました令和４年12月頃だと思っておりますし、コロナ禍もありまして、なかなかそういう状況ではなかったところもあります。

校長会の中で、教頭会の中で、こういう思いを持っているということで協議をしていくということであれば、各学校で運営協議会の中で一つの議題として挙げてもらって意見交換が行われる期待はしていたところはありますけれど、十分に行われなかったところは私たちの周知不足だったということ反省をしております。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

僕も先ほど言ったように住みたくなる地域のために頑張ろうと思ってこういうコミュニティ・スクールの活動にも協力しているのですけども学校運営協議委員ですね。非常勤で特別職の地方公務員として任命されているわけなのですけども、令和６年度も当初予算では東小学校に26万6,000円、南小学校で21万3,000円、中央小学校で44万3,000円、波佐見中学校で26万6,000円、合計118万8,000円の費用報酬を払って、いろんな学校運営に関しての認定をしたり、意見を述べたり、できるという項目はたくさんあるのですよ。

ただ僕もこの会議に先月も２回行きましたけども、会議時間が１時間なのですよね。最初は自己紹介的な話もあったり、途中では授業参観に行ったりするのですけども。いざ大事な話をしようって皆さんがなったときに、ちょっと５時までが勤務時間なので終わりますということで、１時間ぐらいで終わるのですけども。もうちょっとこの会議の内容を濃くしたいと僕は思うのですけども、そのあたり教育長はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

学校運営協議会において熟議をこなすというのはとても大切だと思っておりますので、今の点につきましては十分な研究協議ができますように時間配分については学校のほうに検討するよう指示をしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

ぜひ時間のある方、ない方もそのメンバーにもいらっしゃるのですけども、大事な話をするときはかなりもういろんな議論を交わさないと前に進まないと思います。それと以前の資料がちょっとあるのですけども、令和２年、３年が最後だったのですかね。町内で集まった連絡協議会があったのですが、それをもう４年ほどされていないのですがどういう理由でされていないのですか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になると思いますが、コロナ過で各学校の活動そのものが十分なものができなかったところがあり、町の連絡協議会として共有する場面がなかったということで開いておりません。

今後、各学校の運営協議会協働本部の活動が充実してくれば、それを共有化したり、あるいは町全体で取り組んだりすることも出てくるかもしれませんので、必要に応じて開催を考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

コロナ禍というのは分かるのですけども、この会議の資料を見たら毎年２月と６月にやるようなことも最初書いてありまして、昨年の５月からコロナがもう５類に変わっておりまして、いろんな活動が一斉に始まって、いろんな来賓の案内状も来るようになりました。

その中でもこの会議ができなかったというのはちょっと僕も残念なのですけども、またその中で今年の３月、４月に卒業式と入学式出向いて行きまして、かなり簡素化というかスリム化とか言葉でも言われたこともあったのですけども。

なぜ教育の儀式的な行事の中で、町長にも全員協議会のときに話をしましたけど、祝辞をされる方、感謝の言葉を述べる学生、いろんなかたちで今までやってきたのに、あまりにもペーパーばっかりで感動も呼ばない。何かもったいないなと思って。

特に中学校においては、この前もコミュニティ・スクールで話をしたのですけども、教頭先生に聞いた案内状は140枚やっているって言われたのですよ。来られている方は80何人。その中で、そういう儀式的な行事をされた。もうちょっとこう変わることをやられるので、あれば何で以前にそういうコミュニティ・スクールに相談をされなかったのかなとか。自分たちだけでそういうのは決められていいのか分かりませんけど、そのあたりはどういうような状況で決められたのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

私たちも含めてだと思いますが、学校のほうで十分に研究、協議をされた中での運営だったと思っておりますし、学校運営協議課はあくまでも基本的なスタンスとしましては、学校長が考える子供の実態とか、あるいは地域の願い等々を踏まえた学校経営方針が、スムーズにあるいは協力的に、総がかりでやっていけるような組織として、地域の方々のお力をお借りしたいということになります。

意見を協議してお互いワーワー言うことではなくて、一つの目標に向かってみんなで協力をしていきましょうという部分が本来の姿ではありますので、校長の思い、校長の考えを最優先にしながらも、地域の方々のお力を借りていくという部分で協力体制ができていければ、学校

校長としても重要なパートナー、心強いパートナーとしての意義があるのだろうと思っております。

もちろん意見交換することは大事だと思っておりますが、求める方向性の確認をしながらよりよい学校の実現、よりよい子供の成長につながるようなものになればということを強く期待をしているところです。

○議長（百武辰美君）　澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

今後も私は協力していこうと思っているのですけども、この資料にももうとにかく書いてあるのですけども、学校運営に意見を述べることができるということになっております。中学校の校長にも言ったのですけども決まった後に言わないでください。

もし決まったらすぐ郵便物でもいいから決まった内容を言ってください。ということで私たちも卒業式、入学式のとき当日びっくりしておりました。だから今後は気をつけますって言われたのですけども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、３番　澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。15時30分より再開します。

午後３時15分　休　憩

午後３時30分　再　開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、11 番　北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。災害対策、まちづくりについて、高齢者対策について質問をしたいと思います。

１．災害対策について

本年１月１日の能登半島地震により多くの方が犠牲となり、同時に重要なライフラインの水道インフラに壊滅的なダメージを受けました。要因としては、水道管の老朽化と耐震化の遅れが壊滅的な被害を受けた一因と見られます。

全国からの支援により復旧は進んでいるものの、回復するまでには相当な時間を要する見込みであります。

そこで、次のことを問います。

（１）本町の老朽化による水道インフラの更新時期に水道管耐震化を図る工事の進捗状況はいかがですか。

（２）浄水場及び関連施設などの耐震化の状況はいかがですか。

（３）今後の水道管耐震化計画はいかがでしょうか。

２．まちづくりについて

まちづくりは人口減少に対応した「先進的な少数社会」をつくり、次世代につなぐ持続的なものとすべきと考えます。

そこで、次のことを問います。

（１）環境美化関連で相当な予算を計上して対応しているが、住民負担の重荷が大きく顕著化してきました。

対策はあるのでしょうか。

（２）現在、環境美化に関する関係所管課には住民福祉課、農林課、建設課で分散されていますが、効果が十二分に機能しているかははなはだ疑問に思います。「連絡会議」を持って、効率化を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

３．高齢者対策について

85歳を超すと半分ほどの人たちが認知症などになる確率が高くなります。だからこそ少しでも遅らせることが重要な課題であります。

現代の地域社会では壮年層中心となっていますが、10年先、20年先も地域の移住者となる中年世代、若年世代まで拡大する必要があるかと考えます。

そこで、次のことを問います。

（１）運動などの奨励と普及の対策は。

（２）支え合いや居場所及びサロンなどの状況は。

（３）本町の介護保険状況は。

以上の質問を壇上からいたしました。あとは発言席に座って質問いたします。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

11番　北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

１．災害対策について

（１）本町の老朽化による水道インフラの更新時期に水道管耐震化を図る工事の進捗状況はとのお尋ねですが、令和６年能登半島地震では、最大で14万戸が断水し現在でも輪島市と珠洲市の計3,000戸あまりが未復旧となっていると聞き及んでいます。耐震化が未実施だった基幹施設の被災が広範囲の断水につながった一方で、耐震化済みの浄水場などは機能に大きな影響を及ぼす被害が確認されておらず、事前防災として実施してきた取組の効果も再確認されました。

一方、本町の配水管などの基幹管路については、耐用年数を基準にしながら、管路更新を計画的に行っています。あわせて耐震性の高い管種や継ぎ手を採用し、安定給水への信頼度を高

めるとともに、計画的に老朽管の更新を実施し漏水を防ぐことで安定供給に努めております。

水道管路の総延長は179キロメートルであり、うち法定耐用年数である40年を経過した管路の延長は36キロメートルで、総延長に対する40年を経過した管路の占める割合である経年比率は20％となっています。

工事の進捗状況につきましては、令和５年度は老朽管の布設替工事を2.5キロメートル実施し、管路総延長に対する１年間に更新された管路延長の割合を示す管路更新率は1.4％になります。これにより総延長に対する基幹管路の耐震適合率は、おおむね12％であります。

（２）浄水場及び関連施設などの耐震化の状況は、とのお尋ねですが、本町には皿山浄水場、川内浄水場、鬼木浄水場、湯無田浄水場があります。土木建築施設は耐用年数が長いため、現状では耐用年数を経過した施設はありませんが資産額が大きいため改修等の財源の確保も必要です。

そのため劣化補修工事や耐震化工事などにより、耐用年数以上に施設利用が可能となる長寿命化を視野に入れ、中長期的な視点で整備計画を検討していく必要があると考えています。

関連施設である配水池は18か所あり、現在令和９年度に小樽配水地その後令和14年度に三股配水地の建て替えを実施する計画としています。残りの配水地につきましては、図面での簡易耐震診断では震度五、六の地震等に対して耐震性があるとの結果が出ているため、耐用年数及び状況を確認しながら順次建て替えを行っていくこととしています。

また機械、電気、計装設備は耐用年数が短いため、修繕や定期的な更新に努めており、令和３年度～４年度に湯無田浄水場の電気計装施設の更新工事を行っています。

（３）今後の水道管耐震化計画はとのお尋ねですが、中長期的な視点で、技術的な知見に基づいた施設整備更新需要の見通しを検討し、あわせて財政状況を考慮しながら計画的に更新を行うアセットマネジメント計画を取り入れた経営戦略において、漏水率が低い鉄柱管については独自に法定耐用年数の1.5倍の60年まで使用できるものと設定し、漏水率が高い塩化ビニール管ＶＰから優先的に敷設替えを行っています。

耐震化にも配慮した効率的かつ効果的な整備にするために、水道管の敷設時期や重要度等により優先順位を定め管路の更新を進めてまいります。

２．まちづくりについて

（１）環境美化関連で相当な予算を計上して対応しているが、住民負担が大きく顕在化してきたと対策はあるのかという御質問ですが、各自治会並びに町民の皆様の環境保全活動によって、自然環境及び生活環境が守られていることを心から感謝を申し上げます。

本町としましては、環境美化作業員を平成31年度から４名体制から６名体制に増員し、農林課所管の２名を含め、８名を配置して環境美化に努めております。一方で自治会からは河川清掃について、構成員の高齢化の進行などに伴い、作業人員不足が深刻化し各地区での負担が増加していると伺っております。

このため各地区への環境美化推進事業費の助成を450万円から550万円引上げたところであります。これにより住民負担軽減の一助になればと考えております。今後も引き続き、各地区の要望や先進地の事例を参考にしながら、各地区の負担軽減や地域の自然環境及び生活環境の保全に向けた具体的な施策を研究検討してまいります。

（２）現在、環境美化に関する関係所管課は他課にまたがっているかと。効果が十二分に機能していない、連絡会議を持ってはどうかというような御提案ですが、御提案頂いたように連絡会議を通じて関係課の連携を図ることは、環境美化に対する効率化のために有効な手段と考えます。

環境美化の問題も他の問題と同様に、人口減少によって生じた現在の問題であります。このような観点からも全体の問題と捉えており、管理協議会を連絡会議として置き換えて協議を進めていきたいと考えております。

３．高齢者対策について

（１）運動などの奨励と普及の対策は。とのお尋ねですが、認知症の発症については様々な要因があり、年齢による認知症発症率の正確な数値はありませんが、一般的に年齢が高くなるにつれ認知症の有病率は高くなるとされており、平均寿命の上昇に伴いその有病者数は増加しているものと思われます。

そこで他の様々な疾病予防と同様、認知症の発症を遅らせるためには、適度な運動も重要と言われています。百歳体操をはじめとし、老人クラブでの活動、趣味やボランティア活動に積極的に参加し、それぞれ一人一人に合った運動に取り組んで頂き、健康を保つよう普及啓発を行ってまいります。

（２）支え合いや居場所及びサロンなどの状況は、とのお尋ねですが、町内の支え合いといたしましては高齢者のちょっとした困り事のお手伝いをしていただいている有償ボランティア団体を３団体、誰でも自由に集まり交流することができる居場所を３団体実施していただいております。

また地域で自主的に運営され高齢者が気軽に集まれるサロンにつきましては、主にレクレーションなどで交流される触れ合い型に22か所、約340名。主に運動を目的として100歳体操などをされている運動方が20か所、約460名。合計700名ほどの方々が活動されています。

（３）本町の介護保険状況はとのお尋ねですが、本町の介護保険事業特別会計の決算状況は右肩上がりに増加し、介護サービスを利用した際に必要な保険給付費は、令和元年度時点で12億2,400万円となっていましたが、その後減少し令和４年度決算時点では11億3,500万円と約7.3％減少しています。

今後の見込みといたしましては、令和６年度から令和８年度までの事業期間である第９期介護保険事業計画において、今後３年間は大幅な増加はないものとして給付費として３年間で36億5,600万円ほどと見込み介護保険料を算出しております。

介護保険料につきましては３月の条例改正の際、御説明したとおり、第８期介護保険事業計画の際の基準月額5,500円から、第９期介護保険事業計画では300円を減額し基準月額を5,200円としたところです。また要介護認定率はここ数年横ばいを続けており、令和６年２月末時点で16.1％となっています。

これは全国平均の19.7％、長崎県平均の20.2％と比べても低い数値となっています。

これらの要因は町で実施しています介護予防事業にとどまらず、高齢になっても仕事をされる方が多いこと。グラウンドゴルフなどのスポーツをして健康維持に努め、そのほか介護予防に多くの方が取り組んでいることなどに起因していると考えられ、これらが介護保険の給付費の抑制につながっていると考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

まず、この３項目はどうしても波佐見町にとって今劣っているとか、やらなきゃいけないという項目ばかりです。だから今すぐということじゃなくて、これは長期的ビジョンで対応していくべき案件です。そういった意味で今から質問入っていきます。

災害対策についてです。まずこれ非常に波佐見本町の場合は、徐々にですが予定どおりといいますか。いろんなことが充足されて本年度も体育センターのエアコンとか、自家発電とかいうのを設備されています。

だからそう際立って、これはということはないのですが、その点は総合的に見て福田総務課長。どうですか本町の場合。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず御指摘頂いたように本町の防災体制対策については、波佐見町地域防災計画に基づいて行っております。幸いにして予算をつけていただいておりますので、備蓄品の備蓄のほうも国の指針を上回る感じで今備蓄ができております。おおむね順調に進んでいるというように理解しております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

これは大雨とか土砂崩れとか、河川の氾濫とかいうものに対象を火災とか対応した方策なのですが、ただふと能登半島地震で非常に大きな盲点があったのですね。波佐見町の対応。それはなぜかっていいますと地震対策なのですよね。

これは新聞等、テレビとかいろいろお話を見たり、聞いたりされているでしょうけど、本町の場合はどうなっているのかとちょっと調べましたら、ちょっと落胆するような数字なのですね。これであればもし何かがあったらどうなるかということで、今回は地震に対する水道イン

フラということで御質問させていただきます。

なぜこういうことを言いますかというような、実情はここで説明をお願いしたいのですが、能登半島で水道インフラ。要するに水が使えなくなったというようなこと、それと熊本地震ですね。これ対比した場合に大きな差が出てきているわけですよ。どうですか中村水道課長。熊本の地震と能登半島地震の大きな違いは、何が違いますか。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

能登半島地震と、熊本地震での漏水復旧とかというかたちでの数字でちょっと把握をしているのですけども、能登半島地震が発生した後15日後の断水率は48.3％と聞き及んでおります。被災地の地理的または、地形的な要因もあって復旧支援の遅れも起因しているものとは思いますけども東日本。先ほど熊本地震ということですので熊本地震の際が2.9％であったという報告も聞き及んでおります。耐震化の遅れも一因であると聞き及んでいるということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

ちょっと大きな違いですよね。いかに熊本市が準備をしていたかということに尽きると思うのですよ。だから48％。熊本市だけ捉えればしていたということですから。それで2.9％の被害しかなかったと。

一方、能登半島では48％あったのかな。そういうようなことを答弁あっておりますけど、この事実ですね。そしてこれに基づいて、国からの方針が28年度までに各自治体に要請があっていると言います。その数字はどうでしょうか。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

令和６年３月22日付けで、国のほうから水道事業における耐震化の状況ということで、これは報道機関への投げ込みになりますけども、今後の取組として記載されてあるのは、国では南海トラフ地震や首都直下地震など発生が想定される大規模自然災害に対して、強靭な国造りに関する取組として、国土強靭化基本計画及び国土強靭化年次計画2022を策定し、水道事業においては基幹管路の耐震適合率を2028年度までに60％以上に引き上げる目標を掲げています。
と、あります。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

これ皆さん覚えておいて下さい。60％ですよ。では現在波佐見町は何％ですか。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

先ほど町長の答弁では令和５年度末でおおむね12％と答弁をしておりますが、令和４年度末では11.3％になります。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

ではもう一つ、近くの場をちょっと聞きたいと思うのですが、長崎県の場合とそれから川棚町。それから佐々町とか同じような規模がありますよね。そういうところの比率を教えていただきたいと思うのですが、長崎市も含めてですね。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

先ほど国が公表した資料では令和４年度末で長崎県は33.4％となっております。それと市町の比較をした場合はちょっと資料が令和３年度末の数値になりますが川棚町では24.8％、そして佐々町では42.5％。最後に申された長崎市においては61.5％の数値となっております。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

長崎市が61％、川棚町が24％、同じ規模の佐々町が42.5％と。本町は12％もいっていないということですね、この事実は間違いないですね。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

国が公表している数値でございますので、これは間違いではございません。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

さあ皆さんどういうように考えますか。60％以上しているとこは被害が少なかった事実があるわけです。この地震はいつあるか分かりません。もう最近では波佐見町に影響あったのは福岡県の西方沖地震ですかね。これが唯一ありますけども。その前は私が小学校時代の話しか覚えていませんが。それだけ地震がないからこういう見落としをしていますけど。これは絶対来ないって保証は皆さんお持ちだと思うのです。

そのための対策を少しずつでもやっていかないことが事実だと。11％を60％というわけにはいかないけれども、せめて佐々町並みにはしないといけないのではないですかね。　それをいつまでにやるかということが問題になってきますから。この事実を皆さん方知っていてもらいたいわけですよ。

水がないとどうなると思いますか。もう考えただけでも分かるじゃないですか。そういうようなことで、その対策としまして、どうですか水道課長。どういう計画を持っていますか。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

耐震化に向けた政策という計画でございますが、町長が答弁したようなかたちで、耐震化を進めるようなかたちになりますが、水道ビジョンでは管路の更新時に地震に強い耐震管を採用したり、病院や避難所等の重要施設へ供給する管路を優先的に耐震化したりするなど、計画的な耐震化が必要と示されておりビジョンに沿った更新になるように努めます。

現在の予算規模では、建設改良費に充てる費用を毎年１億円予定しており、また５年ごとに大規模な改修を行う計画として２億円を予定しております。今後は改めて、建設改良費の予定額の見直しを検討しなければならないと考えております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

追加説明しますとね、発表によりますと１キロメートル当たりの故障した箇所ですね。輪島市１キロメートル2.63。約３か所です、１キロメートルで。

では熊本市の場合はどうだったのかというと80％の耐震化であって。これが0.003なのですよ。壊れなかったのはですね。これだけの違いが出てくるわけですね。だからこの事実は本当に受け止めて、対応策をとっていかないといけないと思うのです。

今先ほど水道課長から財政の問題とか、そして今年の４月から国土交通省管轄になってきました。下水道も上水道も。だから一般会計法人ではないけど、計算方法も変わって、自前で資金はしろと。今までは起債を行い、借金をしないというようなことでやれということなのですけども、一つの例を挙げれば皆さん熊本県の山鹿市というのは御存じですね。ここが熊本県の中では一番耐震化率が低いところなのですよ。それでどうしているかということですよね。今年度に水道料金を25％値上げしたということですね。

なぜこういうようにしたかということは、もう何も言わなくても分かるじゃないですか。それだけ資金を集めないと後々困る地区ですから。問題は今からやらないと、めちゃめちゃになってしまうということは山鹿市。同じ熊本県ですからよく認識をしているということですよね。だからこれを皆さん本当によく考えておかないといけないのではないかと思います。

それでいつも町長は財政の問題を出します。当然ですよ。言うのは当たり前ですよね。だから料金の問題もあるし、今後、皆さん水道の会計に関しては皆さん御検討願って、将来の禍根を残さないようにしないといけないですよ、少しでも。

だから今の12％弱の耐震化率じゃどうなりますか。目に見えていますからね。今まで何も手つけていませんからこういうこと。こういうようなことをもって進めて頂ければと思っております。

せめて全国平均が42.3％になっております。長崎県では33.4％平均が。決して高いほうの数字ではないのですよ。それ以上に波佐見町が遅れているということ。何もしてこなかったとい

うことは言わないですけど、少しそっちのほうに目が行かなかったということではないのでしょうかね。今後はそういうようことでやっていただきたいと、少しでも検討をしていただきたいと思います。

それからその環境美化にまちづくりに関して、移行をしたいと思いますけれども。

このまちづくりの景観というのは今回来年度には鬼木郷、中尾郷日本景観資産の申請をします。多分認定されるだろうというようなことです。

この自然環境は皆さん、こういう言葉を知っていますかね。景観は10年、風情は100年、風土は1,000年ですよ。こういう言葉があるのですよ。波佐見町は、約2,000年近くの歴史がありますよね。記録が残っているところで金屋神社だけでも約1,300年ですよ。記録が残っている時代。それが今、波佐見町の風土を守ってきて皆さんが一生懸命にやってきたわけですよ。守ってきたわけです。だからここで観光客が120万人も125万人も増えてきている。みんな皆さんが綺麗にしているわけですから。

だからこういう僕は波佐見町の皆さん、町民の皆さんが非常に共同意識っていいますか、共に助け合ってきて、共に生きていこうというのはこの精神があらわれているわけだとそう思いますね。ただ、こういうのはもう自慢をしていいと思いますよ。ほかの市町村には負けないと思います。

その中でいつも言われているように高齢化という問題が波佐見には来ています。先ほどの答弁の中にも、環境美化予算も450万円から550万円と何か組合をつくったみたいに言われていますけど、副町長の昨日の答弁の中でも。いくら地方交付金ですか、自治会に対する自治交付金を増やしてもあんまり効果はないだろうという、これは当たり前の話なのですよ。

一番問題するのはこないだの産業厚生委員会で、今年３月から農林課、建設課、住民福祉課と聞き取りをしましたよね。そのときもこの問題を取上げているわけです。テーマにして。農林課もありますよね、伊藤課長。環境の問題に関しての人員、もうやっておられますね。林道、それでもう１回（説明を）。皆さん知りませんから。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

農林課のほうでも環境美化作業員を２人雇用してやっております。どういうことをしているのかといいますと林道、農道、改善センターの管理をしております。特に林道については川棚町、東彼杵町からつながる広域林道の虚空蔵線。また生活道路となっている金屋線、二度川内（にどかわち）線、耳取（みみどり）線ですね。永尾線の路面整備。また倒木の処理。排水関係などの業務を行っております。

通行確保を優先に行っておりますけども、特に排水においては例えば林道によって１か所が詰まってしまえば違うとこに流れるのですよね。その中で下流部にも集落等があることから災害防止の観点で気がけた管理を行っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

では本山建設課長。建設課の環境美化はどうですか。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

建設課におきましては、まず工事を行う際の法面が、法面に対して工事を行う際は、今後の草刈りの支障がないようなかたちでの対応をどうするかというのを検討しております。

あとは改良工事以外で対応する場合。これについては我々も全てを一遍にはやることできませんので、現在里道補助とかございますが、そういった里道補助を活用して地域がそれを実施すると言われれば、そのあたりについての対応を行っているということです。

あと今住民福祉課で環境美化作業員さんが６名おられますので、その６名の方に対して、少しこちらからも地域の実情に応じて場合によってはその対応をしていただくと。全てにおいて対応しているわけではございませんが、一部そういったところも現実としてあるということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

確認ですけれど、その町道も関係しているのでしょ。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

次に住民福祉課はどういうことをやっていますか。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

住民福祉課につきましては今自治会長で組織しております環境衛生振興会連合会に委託して、河川及び生活用水路の環境美化推進事業を行っております。河川公園等の環境の保全に努めているところでございます。

あと今建設課長から言われました環境美化作業員が今６名体制でしておりますけども、それぞれ教育委員会とか、建設課等々の施設の維持管理環境美化の作業をしていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

以上、皆さん担当課が３課ありますけど、それぞれ違うわけですね。自然環境を守るという

観点からですよ、環境美化を守るという観点から言ったら銘々それぞれ違うわけです。それはもう皆さんお分かりですよ。ただ我々産業厚生委員会で問題にしたのはなぜそこの連携ができないのかということを問題にして、皆さんに下駄を預ける。何とか全庁的にしてくれないかというように言って、皆さんから何も回答がない。

今回答弁の中で連絡会議を開きますという答弁がありました。それをぜひやってくださいよ。こういう縦割り、専門的にするのはもうこういう役所の特徴ですよね。それがうまく機能する場合はいいわけですよ。こういうようになって環境美化が手に負えなくなってきた。人手不足、マンパワーがない。これは事実ですから。

現に自治会長会議の中でも問題が起きているはずですからね。そういった意味でまちづくりの担当、企画情報課長。どうにかしてもらわないと困るのではないですか。どうですか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

人口減少社会の中でやはり自治会の在り方というのは、昨日の田添議員さんの話の中でもありましたように非常にいろんな部分で限界が来ている部分があると思います。

ただ今の自治会制度自体は非常に、他の地域に比べたら進んで、非常に機能している部分もありますので、いいところはしっかり残しながら、じゃあどこの部分が非常に困難になっているのか。そういうところをはっきりしながら、じゃあそこをどういう手だてで解決していくかということを当然、もちろん課をまたいで協議をしながらそういう解決に向かって連携を進めるためにも自治会のまちづくりの担当として、それはリーダーシップを発揮しながら、まとめていきたいというように考えております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

だからマンパワーが足りなきゃ何をするべきかという対策を考えないといけないでしょ。これ広さは縮まらないのだから。できないという。耕作放棄地をずっと作ってしまうかとかね。そういう問題が発生しますから。

だからぜひそういう対策を考えて機械を使う、どうするかとか。また人員を増やして専従してもらうとかいろんな方法があるじゃないですか。

いや町で購入して貸出しをするとかね自治会に。むしろいろんな方法があると思うのですよ。何とかマンパワーが100％できたものは５年、10年後にはこれが減ることは間違いないのですから。それをいかにして埋めるかということを考えないといけない。

これができなかったらボウボウ生えていって荒れ放題になる。考えただけでもそれは観光客が来ない。逆にもう買いにも来ない。おいしい米が何か汚いのではないかとそういう印象を与えます。これが大事なのですよ。二千年前から続いている波佐見の環境を先輩方みんな守ってきたわけです。これを絶やすわけにはいかないでしょう。違いますか。

だからそういうことで真剣に連絡会議を開いてやっていただきたい。方法は任せますよ。いろんな案があるでしょ。全て先達からの問題も、こういう問題は１担当課だけでは無理ですよ。そういうことですから、これはぜひ何とかそういう組織的にも考えていただきたいと思います。

それから高齢者の問題ですけども、先ほどからずっと説明ありまして、皆さんいろいろお分かりですけど、でも本当に高齢者問題とかその子供の保険とか介護いろいろあります。もう全く分からん。やっとその年に、私年になりましたからずっとしているのである程度分かりはするのですけども。

ただ問題は、これから起こりうることは想定できますから。基本的に2100年には人口問題の研究によると6,300万人と。ということは昭和10年ぐらいに戻るのかな。そのくらいと一緒ぐらいだというような数字が出てきております。

そしてそれは置いといて、昭和30年の平均寿命というのは男が61歳、女性が67歳。今はどうですか。あと20年。81歳か82歳かな、男が。女性が88歳ぐらいだと、20年延びているわけです。そのときと昭和30年の高齢者はいくつか分かりますか。平均寿命は67歳ですよ。女性で。何と4.5％なのですよそのときはね。だから2040年にはこれが40％近くなる。それも高齢者になる。報告書いてありますよね85歳以上になると半分は認知症になられる方が多いと。これはもう当然ですね。

皆さんが私どももそういうようになるでしょうから。まあならなかったのは奇跡みたいなものです。その場合には、要は日本の保険制度というのはよくできていまして2000年でしたかね、できたのが。どうですか。長寿支援課長。平成12年ですかね介護保険ができたのは。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

おっしゃるとおり2000年の平成12年になります。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

新聞とかメディアでもいろいろな介護保険料の問題とか、出ておりますけど。皆さん御存じだと思いますけど。一番高いところの大阪市で9,000いくらですよね。低いところで3,000いくらかな。

今、本町はいくらと答弁しましたかね、ちょっとそれをお聞きしたいのですが。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

基準月額で5,200円になります。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

私もこの数字を見ながらいろいろちょっと調査しましたけども。必ずしも高いからよくないと言わないのですね。高いから設備がしっかりしているという面もあるわけ。安いから設備がないとかね。もういろんな要素が考えられますから。

今後介護保険の問題は、介護の状態に入らないようすることが問題なわけですよね。そうでしょ長寿支援課長、これが大きな問題ですよね。今言われているフレイルとか、もう一つはサルコペニアかな。ちょっとそれを簡単に説明してくれますか。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

フレイルは健康な状態と介護状態、要介護状態の中間の位置を示すものでありまして、身体的フレイル、精神的フレイル、社会的フレイルに分けられるものでございます。

サルコペニアに関しましては高齢者に見られる筋力低下や、身体機能の低下を示すような用語となっております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

今おっしゃったとおり、もう40代から始まるということですよね。年齢は言われなかったですけれど。

そしたら今40代、50代という人たちは波佐見に居続けるわけですよ。そう思いませんか。よそに行くわけがないと思いますよ。

定着して、子供が生まれて、生活してやっと波佐見に住んで家も建てたということで、多分90％の人は波佐見町に住まれます。これを基づいて、少しでも認知症にならないとか、障害者にならないための方策として何があるか。長寿支援課長何かありますか。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

まず認知症の予防には他の疾病同様、生活習慣の改善が有効とされております。代表的なものといいますと健康的な食事、適度な運動、十分な睡眠、社会的なつながり、定期的な健康診断と早期治療ですね。これが認知症の方は高血圧や糖尿秒などの成人病を持ってらっしゃる方が認知症になるリスクが高いという、ちょっと研究があっておりますので、そのあたりと加えまして近年では歯周病が認知症のリスクを高めるという研究もあっておりますので、高齢者の話を聞いていると歯科受診をされないという方結構いらっしゃるので、歯科受診も合わせて受診していただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

御説明のとおりだと思います。話は脱線するかも分かりませんけど、日本の介護職員のレベ

ルは高いのですよね。知識、技能。なぜかというと日本は一番高齢化社会が発達していますから。辞める人とかはかなりいると思うのですけど、レベル的には非常に高いと思います。波佐見の職員さんもちょっと聞いてみると、やはり評判いいですよね。介護職員、介護人さんたちもヘルパーさんとか。そういった意味で本町の自慢できるところではないですか。

そして一つの例がこれも長寿支援課長に調べてもらったのですよ。結論を調べたかどうか分かりませんけど、要介護人数が減ったところがあるわけですよね。和歌山県の橋本市は５％要介護人数が減ったという事実があるわけです。どうですか詳しいことは長寿支援課長。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

北村議員のほうからそのお話を聞いてちょっと調べてみてみましたけど、ちょっと私のほうで分かるところはございませんでしたが、まず介護予防教室の元気ラリー教室というのをされておりまして、その後の自主教室へのつながり。そこがよくできているということで、介護予防につながっているという記事はちょっと見させていただきました。以上です。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

やはりいかに遅らせるか。何か努力をしないと介護保険料を上げざるを得ないような。これにならないようにするためには、今先ほど長寿支援課長が言っていた運動、食事、それから楽しむこと。それからコミュニケーション機能を続けるということが大きな大切なことではないかと思います。

だからコミュニティというのはやはり地区のつながりですね。これが今大きな問題になっていますけど、ぜひこういう対策も考えていかないといけないだろうと思いますよ。簡単に皆さんに数字とか、課長あたりから話を聞かれて、少しはお分かりになると思います。

この３点につきましては、これは財政がないからやらないのではなく、どのようにやっていくかということを、しないと。そうしないとやはり波佐見町は消滅しかねない面もあります。今まで培ったものは来ていますから。

なので、考え方としては逆に将来10年後から20年後から波佐見は今を見つめ直すということ。視点を変えたらどうするべきかという結論が出てくるのですよ。そういった意味で、今から町長に説明を受けてどういうように感じられたか。一つの項目ずつによろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

大変重要な事項ばっかり並んでいるようでございます。

御指摘を頂きましたまず１項目の水道施設の耐震化についてでございますが、確かに本町の耐震化率が遅れているというのは紛れもない事実でございます。こういったことを参考に、先

ほど申されました山鹿市においては、その耐震化率図るためには水道料の上昇もやむなしということを決断されていくようでございます。こういったものは水道料の値上げについては、十分住民の皆様方の御理解をいただけない、簡単にもう耐震化を一気に60％までしますので皆さん協力してくださいねと、水道料倍になりますけどいいですかというようなそういうこと。極端な言い方をすればですね。そこまでの決断が必要な状況でもあろうかと思います。

現実問題としてはなかなかそういったことはできませんので、できる可能な限りでの耐震化率を進めると。その一つの手法としては一定の水道料金についての御相談をお願いする場合もあろうかということですね。ただし、今すぐ上げるという状況でございませんが、そういったものも流々検討しながら対応していかなければならないという問題だというように思っております。

それから２点目の環境問題についてでございますが、これは各部署、所管が分散して連携がとれていないというような御指摘でございますが、そういったことを鑑みまして、実は環境美化という観点から、以前はそれぞれにいた環境美化作業員を今の環境班のほうにまとめて配属をして、それぞれの部署が必要となる項目についてそこで調整をとるようにというような体制をとっていたつもりでございます。

ただし、どうしても環境を行う整備を行う、整備を行う範囲が広くなって、それぞれの所管で手が回らない。回ってこないという不平不満がございましたので、どうしても生活路を確保するためには農林道の整備ですね。こういったものが必要であるというふうな強い要望がございまして農林課には特別に配属をしたという経緯がございます。

本来であれば環境美化の中に６名体制でシフトをとって、環境であり、衛生であり、農林であり、建設なりそういったセクションを問わず、波佐見町を一つのエリアとして対処できるような組織をつくったつもりでございますが、現状としては要望ニーズに対応できていないということで、現在の配置になっておりますが、これは情報の連携がうまくいっていないということでありまして、その機動性については今後十分に連携とれるように持っていきたいと思いますし、先ほど申しました連絡会議を管理協議会の中でも十分とりながら、行き届かない点については、そういった連携会議の中で調整を取りたいというように思っております。

それからコミュニティつながりにつきましてですけれども、今おっしゃるとおりでございます。特に自治会を組織していただいておりますので、自治会のことは基本自治ですから自治会が一番御存じのはずで、町があしろ、こうしろという組織ではございません。ただしそこの中にどうしても不足する部分があれば、町が支援するという立場は以前から申し上げておりますので、先ほど議員のほうも提案御提案されました例えばちょっとした機械の貸出しであるとか、いろんな方法を検討しながら支援をしてまいりたいというように思いますし、介護保険関係に関しても、それぞれのコミュニティの中で支え合い、あるいは居場所づくり等について積極的な御支援を続けてまいりたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）　前川町長。

○町長（前川芳徳君）

最後申し上げたつもりでございますけれども高齢者介護。高齢者についても、各自治会においてのつながり等を大事にしながら、居場所づくり等に積極的に支援をしてまいりたいというように思っております。

○議長（百武辰美君）　北村議員。

○11番（北村清美君）

だから波佐見町はすばらしいところなのですよ。人の結びつきが強い。助け合うということ。そして一緒に草を刈って、山を守ってきたじゃないですか。道路をこうやって、そして政策も間違っていない。

長崎の中でも２万、３万人いっているのですから活力ある窯業、農業。こういうことをやはり絶やすことはできないと思うのですよね。冒頭申したとおり禍根を残さないために、今やらないといけないですよ。

前回の３月の議会でも言いましたけど我々は未来に対して責任がありますから。これは頭に置いておいてください。しっかりと。例えば未来のために今があるのではなくて、今を大切にして初めて未来が出てきますから。そのことを一つつけ加えて終わりたいと思います。終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、11番　北村清美議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。本日はこれで散会します。御起立お願いいたします。お疲れさまでございましたありがとうございました。

午後４時30分　散　会

第 12 日目（6 月 18 日）（火曜日）

諸報告

諸般の報告

議長報告

議事日程

第 1　提案要旨の説明

第 2　発議第　1 号 緊急事態条項の新設を求める意見書（案）

第 3　発議第　2 号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）

第 4　発委第　1 号 波佐見町議会ハラスメント防止条例

第 5　発委第　2 号 波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

第 6　発委第　3 号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

第 7　議案第 22 号 波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例

（以上 1 件 産業厚生委員会委員長報告）

第 8　議案第 39 号 波佐見町環境保全条例

（以上 1 件 産業厚生委員会委員長報告）

第 9　議案第 40 号 波佐見町まちづくり基金条例

第 10 議案第　1 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 11 議案第 42 号 波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 12 議案第 43 号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 13 議案第 44 号 波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第 14 議案第 45 号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

第 15 議案第 46 号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例

第 16 議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて

（波佐見町税条例の一部を改正する条例）

第 17 議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 5 年度波佐見町一般会計補正予算（第 9 号））

第 18 議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 5 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））
第 19 議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 5 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
第 20 議案第 51 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 5 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））
第 21 議案第 52 号　長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
第 22 議案第 54 号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 23 報告第 1 号 専決処分の報告について
第 24 報告第 2 号 令和 5 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
第 25 閉会中の継続調査申出について
（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）

第12日目（6月18日）（火曜日）

１．出席議員

１　番	前田　博司	２　番	濵本　秋人
３　番	澤田　昭則	４　番	岡村　真由美
５　番	田添　有喜	６　番	岡村　達馬
７　番	福田　勝也	８　番	城後　光
９　番	横山　聖代	１０番	欠　員
１１番	北村　清美	１２番	脇坂　正孝
１３番	尾上　和孝	１４番	百武　辰美

２．欠席議員

な　し

３．議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田　孝行	書記	一瀬　若菜

４．説明のため出席した者

町長	前川　芳徳	副町長	村山　弘司
総務課長	福田　博治	企画情報課長	澤田　健一
商工観光課長	太田　誠也	庁舎建設推進室長	大橋　秀一
税務財政課長	古賀　真悟	住民福祉課長	井関　昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤　幸治	農林課参事	太田　克宏
建設課長	本山　征一郎	水道課長	中村　和彦
長寿支援課長	松添　博	子ども・健康保険課長	石橋　万里子
会計管理者 兼会計課長	串島　佳織	教育長	森田　法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長　哲也	総務課課長補佐	坂本　昌俊
税務財政課課長補佐	鶴田　秀幸		

午前10時　開　会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。ただいまから令和６年第２回波佐見町議会定例会第12日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告　諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。今定例会までに陳情１件を受理しました。陳情１件につきましては、配付にとどめておきますので御了承願います。これから議事に入ります。

日程第１　提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第１．提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本定例会に議案１件を追加提案させていただきますので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第54号　波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、本定例会に提出しています議案第41号　職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例同様に昨今の経済状況、情勢を踏まえ、議員の出張に係る日当、宿泊料及び食卓料について見直しを行うため所要の改正を行うものです。

以上でありますが、詳細については議案審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

日程第２　発議第１号

○議長（百武辰美君）

日程第２．発議第１号　緊急事態条項の新設を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の福田勝也議員に内容説明を求めます。

○７番（福田勝也君）

発議第１号　令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

提出者　波佐見町議会議員　福田勝也。

賛成者　波佐見町議会議員　脇坂正孝、

賛成者　波佐見町議会議員　北村清美。

緊急事態条項の新設を求める意見書（案）です。

標記については、別紙のとおり会議規則第113条の規定により提出します。

提出理由ですが、緊急時において国家の責務と権限を明確にし、国民の命と財産を守るための最大機能を発揮させるために、法令の緊急事態規定に関する多岐にわたる論点を整理し、国民に理解を得た上で緊急事態条項を新設することに取り組まれるよう、強く要望するため本案を提出するものであります。

緊急事態条項の新設を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し大きな被害を及ぼしてきた。この間、全国の９割を超える中小零細企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また、「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が今後30年以内に高い確率で予想されている。東日本大震災の際には、災害対策基本法に規定されている「災害級緊急事態」が布告されず、緊急政令が出されなかったため、被災地ではガソリン等の不足や震災ガレキ撤去の遅れが生じ、関連死の増加にもつながった。加えて、被災地方自治体の機能停止も問題となった。

また、北朝鮮のミサイル発射が相次ぐなど我が国周辺に国際的な緊張が増している状況においては、外国からの予期せぬ攻撃などの安全保障に関わる緊急事態に対して、国民の安全を守るために、避難・援助等に万全の体制を構築していくことは、国を挙げて不断に努めるべき施策である。

しかしながら、今後どれほど重大な緊急事態が発生しても、現在の法体系では平時の延長線上での国家運営を行わざるを得ない状態にあり、十分な対応ができない恐れがある。

緊急時において、国家の責務と権限を明確にし、国民の生命と財産を守るための最大機能を発揮させるために、法令の緊急事態規定に関する多岐にわたる論点を整理し、国民に分かりやすく提示して理解を得たうえで、緊急事態条項を新たに設けることが必要である。

よって、国におかれては、緊急事態条項を新設することに取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月18日

衆議院議員議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

防衛大臣

内閣府特命担当大臣　宛。

長崎県東彼杵郡波佐見町議会です。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第１号　緊急事態条項の新設を求める意見書についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、発議第１号は原案のとおり可決しました。

日程第３　発議第２号

○議長（百武辰美君）

日程第３．発議第２号　国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書についてを議題とします。本案について、提出者の脇坂正孝議員に内容説明を求めます。

○12番（脇坂正孝君）

発議第２号　令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

提出者　波佐見町議会議員　脇坂正孝。

賛成者　波佐見町議会議員　北村清美、

賛成者　波佐見町議会議員　福田勝也。

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

（提出理由）国の少子化高齢化は急速に進んでおり、子育て支援の拡充は待ったなしの課題となっている。子育て家庭が経済的に負担感を抱えている現状において、教育に係る子育て家庭の負担軽減となる学校給食費の無償化を、自治体の財政力によって格差が生じぬよう、国の財源による制度設計により、迅速に実現することを関係機関に要請するため、国に対し意見書を提出するものである。

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食法第２条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。また、「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第２項や教育基本法第５条第４項により授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

近年、保護者が負担している教育費は、制服や教材費などととても多額で、食料品や光熱費なども異常な物価高騰の中、子育て世代にとって大きな負担となっている。

本町では、令和６年度から「学校給食支援事業費補助金」として学校給食費の完全無償化に取り組んでいる。ただし、長期財源確保には大きな不安がある。

文部科学省の報告によると、平成30年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果は、小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまっていたが、令和５年９月時点では、全国1,794自治体のうち３割に当たる547自治体が、学校給食の完全無償化を実施していることを明らかにした。

学校給食の無償化は、財政力の格差によって完全実施が困難な自治体は多い。全国すべての学校での給食費無償化によって、学校教育の一環としての給食の充実と保護者負担軽減を実現するために、国の関与が国の関与が必要不可欠である。

よって、国におかれては、国の財政負担による学校給食費無償化の迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣　宛。

長崎県東彼杵郡波佐見町議会。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第２号　国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、発議第２号は原案のとおり可決しました。

日程第４　発委第１号

○議長（百武辰美君）

日程第４．発委第１号　波佐見町議会ハラスメント防止条例を議題とします。議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員長（福田勝也君）

発委第１号　令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

波佐見町議会議会　運営委員会委員長　福田勝也。

波佐見町議会ハラスメント防止条例

標記について、別紙のとおり会議規則第13条第３項の規定により提出いたします。

提出の理由といたしましては、憲法が保障する個人の尊厳、人格権、その他の基本的人権の尊重及び男女共同参画の推進に関する法律の趣旨において、政治分野におけるハラスメント事案が全国で多発しています。

すべての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、本条例を制定するものであります。

それでは別紙参考資料を御覧ください。波佐見町議会ハラスメント防止条例条文の構成の一覧でございます。

第１条　目的としまして、前文の趣旨に沿って良好な環境確立のためにハラスメント行為を防止し、また万が一発生してしまった場合であっても、適切に対応することで、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の現実に資することを目的に定めたものです。

第２条　定義としまして、用語に関する解釈の統一を図るため、定義を定めたものです。なお、第２項では地方自治法公務員法第３条第２項に規定する一般職に属する職員を定めたものです。

第３条　適用範囲。勤務時間外の事案も含むものとして、適用範囲について定めたものです。

第４条　議長の責務。町議会議長の責務について定めたものです。議長はハラスメント行為によって議会における民主的かつ活発な議論が阻害される恐れがあることに留意し、議会の機能が害されないよう、必要な研修等を実施するなど議会内でのハラスメント防止に努めるほか、議員に対するハラスメントが発生した際には、適切に対応する事項を定めたものです。

第５条　議員の責務。町議会議員の責務について定めたものです。議員は、町民全体の代表者であり、町長等や職員とともに町政に携わることから、全体の奉仕者として、大所高所から物事を捉える高い倫理感を持ち、相手の人格を尊重し、信頼関係を築くことでハラスメントの防止根絶につながる事項として定めたものです。

第６条　相談窓口。ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、相談窓口について定めたものです。

第７条　研修等。ハラスメント事案の防止根絶を図るため、研修等の実施について定めたものです。

第８条　事実関係の把握等。事実関係の把握等として、防止策等について定めたものです。

第９条　公表等。ハラスメントがあったと確認したときは、公表その他必要な措置を講じる事項を定めたものです。

第10条　議長職務の代行。議長等職務の代行について定めたものです。

第11条　被害者のプライバシー等の保護等。ハラスメント事案は、当事者や関係者にとって非常にデリケートな問題であり、その秘密は守秘義務となるため、プライバシー等の保護について定めたものです。

なお、その職から離れた後も同様の義務が課されることとなります。

第12条　委任。本条例を施行するために必要な細目を規定で定めております。

附則。この条例は公布の日から施行するものとします。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第１号　波佐見町議会ハラスメント防止条例を採決します。本案は原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

日程第５　発委第２号

○議長（百武辰美君）

日程第５．発委第２号　波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員長（福田勝也君）

発議第２号　令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

波佐見町議会議会　運営委員会委員長　福田勝也。

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則

標記について、波佐見町議会会議規則第13条第３項の規定により提出いたします。

提出の理由といたしましては、議会に関わる手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が第211回国会で令和５年４月26日に成立し、そのため、関連する手続のオンライン化に対応する必要があるため、本規則を改正するものであります。

波佐見町議会会議規則の一部を改正する規程の概要を説明いたします。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律――通称デジタル手続法では、法令に基づく行政機関等への申請等をオンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は行政機関等から除かれるためオンライン化ができませんでした。

今回の地方自治法の改正により可能となったため、議会に係る手続についてオンラインによる手続を可能とする観点から本規則を改正するものであります。

あわせて会議規則中、現在の社会情勢に照らした文言調整、規定ぶりの見直し及び字句の訂正を行っております。

それでは、新旧対照表をお開きください。主な改正内容を説明いたします。最後のほうの４ページ、５ページをお開きください。

手続のオンライン化について。19章補則に各手続のオンライン化に対応する通告的な規定を電子情報処理組織による通知等、第138条の２に電磁記録による作成等、第138条の２として新設をしております。

１ページのほうにお戻りください。また地方自治法施行規則で規定された議会等への委任に対する規定の整理として開票及び投票の効力、第31条第４項　資格決定の通知、第110条の２を新設しております。

３ページをお開きください。文言調整について。第112条に「外とう、襟巻、傘、写真機及び録音機」を、「コート、マフラー、傘」に改めています。写真機及び録音機の類はデジタル技

術の進展により、撮影機能や録音機能を持った多機能な機器が登場し、議会の審議においてこうした機器を活用するにあたり、厳格に解すると当該規定が支障になることから削除しております。

ただしこれにより議場において撮影録音を解禁するものではなく、会議中のこれらの機器の私的な使用を認める趣旨でありませんので、御注意ください。

なお、議長の許可制から届出制に改めております。

また、１ページのほうにお戻りください。そのほかの事項として、第８条　会議時間。第２項を「会議中、議長は会議に宣告することにより、会議時間の変更ができる」ことと改正し、第３項に「会議外にある場合において、議長が災害など緊急を要し特に必要と認めるときは、会議時間を変更できる」ことを新設しております。

その他として新旧対照表のとおり、字句の訂正や追記をそれぞれ行っています。最後に附則として、この規則は公布の日から施行することとなります。以上で説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第２号　波佐見町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第６　発委第３号

○議長（百武辰美君）

日程第６．発委第３号　波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議会運営委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員長（福田勝也君）

発委第３号　令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

波佐見町議会議会　運営委員会委員長　福田勝也。

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記について、波佐見町議会会議規則第13条第３項の規定により提出いたします。

提出の理由といたしましては、発委第２号同様に議会に関わる手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が、第211回国会で令和５年４月26日に成立し、そのため関連する手続のオンライン化に対応する必要があるため、本条例を改正するものです。

それでは新旧対照表をお開きください。主な改正内容を説明いたします。中ほどのところですが、手続のオンライン化については、第３章公聴会の意見を述べようとする者の申出を第22条第２項に、第５章記録の記録第27条第３項に、各手続のオンライン化に対応する通則的な規定として新設をしております。

第22条第２項では委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができると、オンラインによる方法を可能とする規定を加えるものであり、第27条第３項では委員会の記録及び署名または記名押印については、デジタル化した場合の手当が必要となることから、第３項として新設するものでございます。

上段のところでございますが、次に特別委員会の設置の第５条と、委員の選任の第７条の改正については、文言調整により第５条と第７条の間で条項の修正及び表現の整理を行っております。

また代理人または文書等による意見書の陳述、第26条の「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改めております。

最後に附則として、本条例は公布の日から施行することになります。以上で説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発委第３号　波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第 22 号

○議長（百武辰美君）

日程第７．議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例を議題とします。本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○産業厚生委員長（北村清美君）

おはようございます。それでは付託の件で、報告をしたいと思います。

令和６年６月18日。

波佐見町議会議長百武辰美様。

産業厚生委員会委員長北村清美。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第86条の規定により報告します。

記

事件の番号、議案第22号。付託年月日、令和６年２月29日。件名、波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例。審査結果、原案可決すべきものと決定しました。備考、全会一致でした。

それでは付託事件審査報告書を御覧ください。「議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例」について、産業委員厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

１．審査の事項「波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例」

２．第１回審査会

（１）審査の経過

①審査日時　令和６年３月11日（月）午後３時40分

②審査場所　役場委員会室・災害対策室で行いました。

③出席者　委員長　北村清美

副委員　長岡村達馬

委員　尾上和孝、横山聖代、城後光、澤田昭則、前田博司

議長　百武辰美

④説明委員　商工観光課長　太田誠也、商工観光班係長　久保田亘

（２）審査の概要

主な説明

１．波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例

２．波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則

施設概要

施設名　波佐見町鴻ノ巣キャンプ場

通称　キャンピングフォレスト波佐見

住所　波佐見町長野郷2170番地、2174番地でございます。

施設概要ドムアップ　１か所（４人用）

ツリーフロア　２か所（２人用）

炊事場　１か所

・運用開始　令和６年５月を予定しております。

・施設管理　波佐見町観光協会へ委託予定。

内容：予約受付、備品貸出、施設清掃

・休場日　毎週水曜日、12月28日～翌年１月４日までは休業します。

・諸事業により休場日を変更し、臨時に休養日とすることができます。

これまでの経緯、条例及び規則などの説明を受けましたが、問題点や課題が見受けられるため、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

３．第２回審査会

（１）審査の経過

①審査日時　令和６年５月29日（水）午前10時

②審査場所　役場　委員会室・災害対策室

③出席者　委員長　北村清美

副委員長　岡村達馬

委員　尾上和孝、横山聖代、城後光、澤田昭則、前田博司

議長　百武辰美

④説明委員　商工観光課長　太田誠也、商工観光班係長　久保田亘、

商工観光班係長　石川智彦

（２）審査の概要

主な説明

３月11日における委員会の要望、質問及び疑問点に対する事項について、執行部から懇切丁寧な説明がありました。内容説明は前回同様に、特に使用規定及び運用に関する規則などを指摘して、いた危惧される事項、（火気・ストーブ・貸出器具・ごみ・イノシシ対策、料金、防犯カメラ設置、保険）など多岐にわたる件でございます。それぞれ問題や課題はありますが、当面開業するまでには問題等をよく調査把握し、運用など分かりやすく整備した上でオープンしたい、と。

今後の予定としましては、６月議会定例会において採決された後に、７月にモニター募集を行い実体験（宿泊）による報告をもとに、10月前後にグランドオープンを目指したいと思いますと。

それから質疑応答が書いてありますけども、これは皆さんで後から読んで頂ければと思います。

（４）所見

本キャンプ場は令和３年度から事業が開始され、ようやく開業することになりましたが、３年もの期間を要したことに疑問を持ちます。

多くの委員からの意見として、令和３年度から今年度までの予算総額約5,500万円（町負担が約3,900万円）もの多額の予算を投じたにも関わらず、未だ開業に至っていない。各テントの耐用年数は約９年とのことでございます。

様々な事情はあったにせよ、この事実を鑑みると杜撰としか言いようがありません。今後、このようなことがないように猛省を求めます。

なお、今後の運営状況で相当な赤字が見込まれるのであれば、委員会としては即刻に見直すべきものとして考察していただきたいと思います。

また、事業内容についても３年をめどに検討していただきたいと思います。

４．第３回審査会

（１）審査の経過

①審査日時　令和６年６月10日（月）午前10時

②審査場所　役場　委員会室・災害対策室

③出席者　委員長　北村清美

副委員長　岡村達馬

委員　尾上和孝、横山聖代、城後光、澤田昭則、前田博司

議長　百武辰美

（２）審査の概要

本条例については、６月議会定例会初日に附則の施行日についての修正議案が提出されたされたため、内容を確認し採決を行いました。

（３）採決

全員賛成でございます。

以上のことから、採決の結果、議案第22号「波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例」については、全会一致で可決するものと決定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

５番　田添有喜議員。

○５番（田添有喜君）

本条例は対象施設は鴻ノ巣キャンプ場であり、多額の予算を投じて経営施設建設を行われました。そのような中、令和３年度事業開始から開業まで３年有しております。

そこでいくつかお尋ねをしたいと思うのですが、まず一つ目は、本町には車中泊ができるＲＶパークまたはトレーラーハウス。そういうものがありますが、本条例制定においてこの車中泊ができるキャンプ場、そういうものも協議の対象として話題になったかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　北村委員長。

○11番（北村清美君）

今回の条例の制定についてはＲＶパーク、トレーラーハウスの設置状況や料金など関わりについては特に協議しておりません。鴻ノ巣公園に設置するキャンプ場のみについて協議が行われております。

ただし今後については、波佐見町内のアウトドア施設や、町内で開催されるアウトドアイベントなどと一体的にＰＲを行い、それぞれの用途に応じ、相互に利用客が増えるような取組を行いたいと思います。

○議長（百武辰美君）　５番　田添議員。

○５番（田添有喜君）

ちょっと条例の具体的な質問をしたいと思うのですが、第７条の使用料について別紙２に定めてありますけれども、この使用料としてかなり高額ではないかと思います。審査において使用料についてどのような協議が行われたのか。また町長が必要と認めるものについては、使用料の減額や免除するとあるありますけれども、具体的にどのような場合か。お尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　北村委員長。

○産業厚生委員長（北村清美君）

お答えします。別表２に定めてある使用料につきましては、今後想定される指定管理委託を見据えるとともに、宿泊需要に応じた料金設定を柔軟に行うために、条例で定める規定は使用料の上限を規定することとし、金額については年に１回程度ほかの宿泊施設の料金改定状況の、施設の稼働状況を確認しながら定めることにしたいと思います。

なお使用料金については現在の想定ではドムアップは金・土・祝日前は２万8,000円、日曜から木曜までは１万9,000円、ピークシーズン３万6,000円としております。

またツリーフロアですが、金曜・土曜・祝日前は１万2,000円、日曜から木曜は8,000円、ピークシーズンは１万6,000円としております。

ただし今後プレオープンを予定しており、モニターにより体験宿泊を行いながら、アンケー

トを収集し、最終的な金額を決定したいと考えております。

町長が必要と認める使用料の減額免除ができる場合については、町内の公的団体等が施設を利用し、イベントを行う場合を想定しており、例えば環境協会が行う体験型のイベントなどを想定しております。以上です。

○議長（百武辰美君）　５番　田添議員。

○５番（田添有喜君）

本条例は産業厚生委員会に付託をされ、全会一致で可決されましたけれども本来ならば令和６年４月１日から施行となっておりました。

施行日の変更に至った経緯と、本条例制定まで３年を要したことに対して委員長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君）　北村委員長。

○11番（北村清美君）

この条例については令和６年第１回（３月）定例会に上程され、産業厚生委員会に付託のうえ継続審議となりました。

この経過から当初条例案では附則の施行期日で、令和６年４月１日の施行とされておりましたが、継続審議を踏まえた施行日を条例案可決後の公布日から施行すると、先般議案の訂正が行われたものです。

以上で御答弁は終わりますけども。この所見について皆さんにここで委員長としての所見を述べたいと思います。

まず、この計画は３年前から始まりまして、その当時は非常にすばらしいものだな、設備だなと思っておりました。ところがこの３年たっても開業していないという事実で、一番問題にしたのはテントの耐用年数ですね。それから基づきますと、今一応耐用年数は９年とされておりますけど、もう既に３年をたっていると。非常に傷みが激しくなってるという可能性があるし現実にそうでした。

だから、こういう計画は非常に喜ばしいことなのですけども、非常にこういう事態に陥ったということが非常にずさんではないかと所見で述べておりますけど、これは否めないかと言います。産業委員会としては、このことを特に指摘して、皆さんの猛省を促したいと思います。

それとなおかつもう一つ申し上げるとすれば、こういう鴻ノ巣キャンプ場、それからＲＶパーク、トレーラーハウス、ひいては鬼木の民泊それから中尾山伝習館――この町による宿泊の運営をされているということは非常にいいことだと思います。だからこういう観光需要に対して窯業、農業、レクレーションというようなことの３項目で、そして東地区と南地区が分かれて宿泊されています。設備をしました。非常にいいことだと思います。

だから今後注意すべきことは、先ほど申したとおり計画を密に持って、正確に誤らないようにひとつお願いをしたいと思います。

執行部の皆さんには、こういう新しい企画を臆することなく、どんどんチャレンジはしてもらいたいと思います。それを特に切望して終わりたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号　波佐見町キャンプ場の設置及び管理に関する条例を採決します。本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第22号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第８　議案第 39 号

○議長（百武辰美君）

日程第８．議案第39号　波佐見町環境保全条例を議題とします。

本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○産業厚生委員長（北村清美君）

それでは申し上げます。

令和６年６月18日、波佐見町議会議長　百武辰美　様。

産業厚生委員会委員長　北村清美。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第86条の規定により報告します。

事件の番号　議案第39号

付託年月日　令和６年６月７日

件名　波佐見町環境保全条例

審査結果　原案可決すべきものと決定をしております。そして、全会一致でございます。

次に御手元の資料、付託事件審査報告書を見てください。

付託事件審査報告書

議案第39号「波佐見町環境保全条例」について、産業厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

１．審査の事項　「波佐見町環境保全条例」

２．第１回審査会。

（１）　審査の経過

①審査日時　令和６年６月10日（月）　午前10時。

②審査場所　役場　委員会・災害対策室。

③出席者　委員長　北村清美

副委員長　岡村達馬

委員　尾上和孝、横山聖代、城後光、澤田昭則、前田博司。

議長　百武辰美。

④説明員　住民福祉課課長　井関昌男、住民福祉課課長補佐　山下研一、

総務課課長　福田博治

（２）審査の概要

令和６年６月７日に付託を受け、本委員会及び全員協議会において、説明を受け審査を行いました。なお、本案件については、付託以前から本委員会において説明を受け、協議を重ねてきた事案でございます。（令和６年３月７日・３月15日・４月24日・５月29日）

これまでの質疑等について担当課から説明がありましたが、理解しがたい場面が多々見受けられました。

なお、条例等の内容に変更はなく、条例の内容自体には問題等はなかったものと判断しております。

（３）質疑応答は皆様の御手元にありますので、後でゆっくり見てください。

（４）採決　全員賛成でございます。

以上のことから、採決の結果、議案第39号「波佐見町環境保全条例」については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

（５）所見

今回の議案第39条「波佐見町環境保全条例」の採決に至るまでは度重なる協議の繰り返しでございました。担当の住民福祉課以外に法規担当である総務課長に３回出席してもらい、本委員会及び全員協議会協議会において説明を受けました。

本案件は平成30年３月議会定例会において撤回され、今回改めて議案上程となりましたが、条例内容の不備も見受けられたため、上程の見直し等を視野に入れ検討を進めた経緯もありました。

しかしながら、なぜここまで時間を要したのか。原因としては、条例制定の必要性を唱えながらも積極的な取組が見えませんでした。職務を完遂するための問題点の把握や専門家による助言、及び庁内協議などの欠如により、これまでの各委員が協議の中において十分に理解できなかったことは否めません。非常に残念でありました。

今回、全会一致で採決しましたが、今後、運用面で問題や課題が出てきた場合は、引き続き注視するとともに、必要があれば委員会を開催し対応することといたします。

なお、今回新しく「環境保全条例」が施行されることになれば、これまで以上にさらなる本町の環境保全への取組が図れることを期待しております。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

この波佐見町環境保全条例案は、平成30年に提案されまして撤回されたと。今議会に改めて提案され、産業厚生委員会に付託され、説明会を含めると５回審議されております。

６月10日の同委員会において全会一致で可決するものと決定され、報告されましたが、なぜこのように長期化したものか。以下質問をいたします。

まず第１点ですが、なぜ６年もの長い期間を要したのか。第２点、そもそもこの条例設置の目的は何だったのか。第３点、この条例案を作成するにあたって、パブリックコメントは実施されたのか。実施されたとすれば結果はどうだったのか。まずは以上でございます。

○議長（百武辰美君）　北村委員長。

○産業厚生委員長（北村清美君）

なぜ５年もの期間を要しましたかという御質問には、本条例については平成30年３月議会での提案、その際には条文内容の検討等が不十分として取下げし、今回の令和６年６月議会での上程となりました。

この間に同章条文へ罰則規定を加えるための長崎地方検察庁をはじめとする関係機関との協議や、その記載の是非を問う内部検討会等もありましたが、後の罰則規定の記載を行わないと判断しましたが、町民はもとより事業者がこの条例に進んで沿っていただくような条文検討や、多少なりとも影響が懸念される工業、商業等の関係団体への説明等も行ってまいりました。これらの条件、状況により時間を要し、改めて上程するまでは長時間となったことが事実です。

その次の、そもそもこの条例の目的は何だったでしょうか。という御質問ですが当初は町内事業者の事業活動等をはじめとする周辺環境へもたらす公害等の不安から、将来的に環境保全の侵害につながるような問題が発生した際、県と連携をとりながらも、本町自らが迅速な対応をとり、公害等の未然防止を図ることが策定の目的でありました。

しかし今回の上程までの協議検討の中で、町民が健康で文化的な生活を営む上で、必要とされる良好な環境を将来にわたって守り、育み引き継いでいけるよう町、町民、事業者がそれぞれの役割を自覚し、協調できるよう必要な事項を定めることが、この条例の大きな目的となっております。

それと３番目。この条例を作成するにあたって、パブリックコメントは実施されたのかという御質問ですが、当初条例案見直罰則規定を設けた条例案策定にあたり、平成31年に最初のパブリックコメント募集を町担当班窓口や町ホームページを通じて行い、１団体４名の意見書の提出を受け、その後の条例検討の糧といたしました。

そして今回改めて条例案策定に際して、令和６年１月と３月に前期同様にパブリックコメントの募集を行いましたが、これに対しての意見等はありませんでした。以上です。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

この条例案は今の説明のとおり、随分長い間にわたって審議をされたわけでございますけども、その審議経過等について、産業厚生委員会の委員長としての思いはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）　北村委員長。

○11番（北村清美君）

お答えします。ここに所見でも申しておりますが、非常に時間がかかりました。経過を簡単に申し上げますと、簡単なようですけども。今回上程されてから付託をされまして、大体全員協議会まで入れると６回ほどやっております。

なぜこうなったのかですね。そもそも大体基本的にこの環境条例が必要かどうかということで、２回ほど提案して取下げたらいいのではないか。上程しないほうがいいのではないか。というように申し上げたことがあります。

これはどうしてもこれが環境条例をやると、したいというようなことがありまして、こういうことになったわけですけども。

現実には皆さん御存じのとおり約６回。２月から会議をしまして、それで２回目、３回目までは全く話にならないわけですよ。堂々巡りです。同じことばかり。これではいけないということで法規担当の総務課長も一緒にやろうじゃないかということで、交えて３回ほど会議を開きました。

なぜこうなったかですね。私が一番残念なのは担当の住民福祉課長、それからそして課長補佐。なぜ問題点を把握したなら委員会個別にあたっていいじゃないですか。それを怠ったためにこういうように長引いたのです。問題点は何かというのは担当課長、課長補佐が全然把握をしてないということです。そして協議もしていない。この事実があるわけですよ。

なぜこういうことになるのか。それは住民福祉課の前々課長、前課長もなかなか取上げきれなかった、上程できなかったって事実は分かるのです。なぜここであえてしなきゃいけないの

か、その熱意がまず伝わってこない。

そして我々が問題にする点をなぜ把握して聞かなかったかと。普通なら長くかかっても３回で終わりますよ。おおむね６回ですよ。この事実は重く執行部の方は受け止めてもらいたいと思うのです。

なぜ、それは仕事量も多いでしょう、皆さん各課長とかいろいろ。多いけどもこういう問題点があれば議員の懐に飛び込んで、何が問題ですか何が問題ですかということを知るべきですよ。それも一切なかったからね。これが非常に残念なのですよ。

仕事ってそんなものでしょうか。ここに私は疑問点を持ちます。問題点を把握して、そのための研究をどうすればいいかとあと議論を尽くしてするのが当然のことではないですか。

職員のＯＢの方たちの話を聞きますと皆さんおっしゃる。幹部の方はこういうことをおっしゃいます。非常にうるさい議員がおったと、何回でもですね。いくら説明しても聞きに行ったと。朝をかけ夜をかけ聞きに行って、これでいいでしょうかどうのこうのとかいうことを先輩の職員さんは行っているわけですよ。なぜその伝統が守れなかったのか。これが残念ですよね。

なぜ議会の敷居が高いのか、議員がうるさいのか、そういうような感じがされましたかどうか分かりませんが、やはり仕事というのはやはり前向きに行かないとですね。なぜ堂々巡りするのかというのがこれはあってはならないですよ。特に今回のことは、これからはないように自覚していただいて、物事にあたってもらいたいと思います。

とにかく一歩前に出て、自分から動いていけば物事はすぐ解決しますから。それを怠ったためにこういうように延びたということを厳粛に受け止めてもらいたいと思います。執行部の方、特に行政政策を扱う職員さんですから。波佐見の優秀なエリート職員がここに集まってるわけですからね。ぜひこの基本的なことを忘れないで、今後仕事にあたってもらいたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号　波佐見町環境保全条例を採決します。本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第39号は委員会報告のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。11時25分より再開します。

午後11時11分　休憩

午前11時25分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９　議案第 40 号

○議長（百武辰美君）

日程第９．議案第40号　波佐見町まちづくり基金条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第40号　波佐見町まちづくり基金条例

波佐見町まちづくり基金条例を別紙のとおり制定する。

令和６年６月７日提出。

提案理由でございますが、住みよい豊かなまちづくりを推進するための経費の財源に充てるため、基金条例を制定するものでございます。

次のページの別紙をお開きください。

まず波佐見町まちづくり基金条例の第１条（設置）でございます。住みよい豊かなまちづくりを推進するための経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、波佐見町まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置するとしております。

第２条（積立）でございますが、基金として積み立てる額は、予算で定めるとしております。

第３条（管理）でございますが、第１項には、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとし、第２項には、基金に属する現金は、必要に応じ確実かつ有利な有価証券に代えることができる、としております。

第４条（運用基金の処理）でございますが、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするとしております。

第５条（繰替運用）でございますが、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる、としております。

第６条（処分）でございますが、基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金の全部又は一部を処分することができる。としております。

第１号には、人材の育成に関する事業。

第２号には、地域振興、自治会活動の促進に関する事業。

第３号には、住民福祉の推進に関する事業。

第４号には、子育て支援に関する事業。

第５号には、産業の振興に関する事業。

第６号には、歴史、伝統、文化の保護及び芸術文化の振興に関する事業。

第７号には、防災対策及び減災対策の推進に関する事業。

第８号には、環境保全に資する事業。

第９号には、その他まちづくりを推進するため、特に必要と認められる事業としております。

第７条（委任）でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

なお附則には１に、施行期日について。２に、この条例の制定に伴い、６つの基金の廃止について。３に（経過措置）について定めています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

基金は通常定期預金等で運用されると思うのですけども、第５条に振替運用ということでということで、今度廃止される予定の６つの基金の条例にはこの項目はなかったのですけども、第５条に繰替運用ですか。ということで確実な繰戻しの方法とか、期間及び利率を定めて、町に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるというようなことを新たに設けてあるわけですけども、ここのところをちょっと具体的に説明お願いします。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

基金の繰替え運用につきましては、一般会計予算等の現金が不足する場合に限り、繰替運用ができるとしております。これは今ゼロ金利政策が終わりまして、これから金利が上がっていく可能性がございます。

そうした場合に一時借入金を予算で定めておりますけども、その金利が高くなった場合は、ここに書いてますとおり町長が定める金利で、期間貸付ができるとしておりますので、それよ

りも安く金利を設定して一時借入れのようなかたちで、現金を一般会計のほうに繰入れて、その後何かの財源が戻ってきた場合に戻すというようなところですれば、有利な方法でできるということで、最近の基金の条例には全て大体入っているというところで。

以前つくっておりました基金。それからこの繰替運用が向かない基金も多ございますので、そういった場合においては、していないところもありますけども、この場合今回は６つの基金を１つにするということで、原資のほうが数億円になるということがありますので、そういった場合には何かの折に、現金が不足する場合には繰替運用ができるとしておいたほうが後々にいいこともあるというところで、今回はこの繰替運用の条項を設けているところでございます。　以上です。

○議長（百武辰美君）　８番　城後議員。

○８番（城後光君）

今回、６つの基金が統合されて運用されるかたちに変更になると思うのですけども、現時点で把握されている金額で構いませんので、残高ですね。その基金の残をお知らせください。

○議長（百武辰美君）　古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

今回６つの基金についての令和５年度末残高1,000円単位で申し上げますと、ふるさと創生基金が6,483万8,000円。人づくり・まちづくり基金が2,301万7,000円。コミュニティ活動支援事業基金が1,938万7,000円。河川環境基金が828万4,000円。地域振興基金が3,152万9,000円。地域福祉基金が１億905万6,000円ということで、令和５年度末現在の合計金額にしますと２億5,611万1,000円ということになります。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号　波佐見町まちづくり基金条例を採決します。

○議長（百武辰美君）

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第 10　議案第 41 号

○議長（百武辰美君）

日程第10．議案第41号　職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第41号　職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年６月７日提出でございます。

提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、日当、宿泊料及び食卓料について、所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。

別紙、改正本文になりますが、新旧対照表を用いて説明します。

さらに次ページをお願いいたします。今回の改正は町長、副町長、教育長の特別職及び一般職の日当及び食卓料をそれぞれ300円増額。宿泊料をそれぞれ2,000円増額するもので、現行及び改正案の金額については記載のとおりでございます。

なお附則として、この条例は令和６年７月１日から施行するものとしております。以上で議案第41号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから、議案第41号　職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 11　議案第 42 号

○議長（百武辰美君）

日程第11．議案第42号　波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議案第42号　波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。令和６年６月７日提出でございます。

提案理由ですが、マイナンバーやマイナンバーカードの利便性を向上するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。この国の法律の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法と呼ばれておりますが、これが改正されました。

今回の法改正はコロナウイルス感染症対策等の経験を踏まえ、国が社会における抜本的なデジタル化への必要性が顕在化する中で、マイナンバーやマイナンバーカードの利便性を向上させるために改正するものです。

これまでこの法律の別表第２に規定されていた個人情報の照会や提供義務ですが、これが廃止され、各種主務省令に規定するもので、マイナンバー利用の拡大を図りやすくするといった内容でございます。それでは条例の一部改正について御説明いたします。

２ページ、別紙をお願いいたします。

まず第１条については、改正による号ずれを修正するものです。

第２条の定義ですが、新たに２つの定義が加わります。第５号の特定個人番号利用事務とは、特に特定個人情報の提供を受けることによって、効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものとなります。次に第６号の利用特定個人情報とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものとなります。

第４条については別紙第２の廃止に伴い、新たに第４条で定義された語句に変更するものです。

第５条については、第１条同様、改正による号ずれを修正するものであります。

３ページについては新旧対照表となっておりますので、御覧頂ければと思います。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号　波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第 12　議案第 43 号

○議長（百武辰美君）

日程第12．議案第43号　波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第43号　波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における３歳児及び４歳・５歳児の職員配置基準の見直しのため、所要の改正を行うものです。

２ページ、別紙をお願いします。波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正します。

第29条、第31条、第44条は小規模保育事業。第47条は事業所内の保育事業に係る配置基準を規定しており、いずれも第２項第３号中「20」を「15」に改め、同項第４号中「30」を「25」に改めるものです。

４ページ以降が新旧対照表となりますが、１人の保育士さんが受け持つ人数が満３歳以上満４歳に満たない児童でおおむね15人、満４歳以上の児童で、おおむね25人となり、お子さんへの目の届きやすさといった保育会保育環境の改善や、保育士さんの負担軽減を図るものです。

また、公布の日から施工するよう附則で定めます。

なお、本町の認定こども園、保育所は、県が配置基準を定めており同様の改正をされます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号　波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第 13　議案第 44 号

○議長（百武辰美君）

日程第13．議案第44号　波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第44号　波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由ですが、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条文の繰り上げが生じたことから、改正を行うものです。

２ページ、別紙をお願いします。波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように

改正します。

第２条第８号中「第５条」を「第３条」に改めるものです。

広域連合と町で役割分担をして、後期高齢者医療保険の事務を行っておりますが、傷病手当金に関する事務が長崎県後期高齢者広域連合の条例では、附則第５条が第３条に繰り上がったため、引用条文を見直すものです。

なお附則において、この条例については公布の日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号　波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第 14　議案第 45 号

○議長（百武辰美君）

日程第14．議案45号　波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議案第45号　波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第

26条の地方公共団体等を定める省令に基づく長崎県同意基本計画の期間が延長されたことに伴い、固定資産税の課税免除期間について国の減収補填措置適用期間に合わせ延長するため、所要の改正を行うものです。

２ページ目、別紙をお開きください。波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第３条中「令和６年」を「令和７年」に改めます。今回の改正により、固定資産税の課税免除期間を令和６年３月31日から令和７年３月31日といたします。

附則ですが、この条例は公布の日から施行する。ただし令和６年４月１日以降に新設され、または増設される施設または設備について適用し、同日前に新設され、または増設された施設または設備についてはなお従前の例によるとしております。

この条例は国が同意した長崎県の地域経済牽引事業に係る基本計画に基づき、長崎県が承認した事業者が町への投資を行った際に、町が固定資産税の課税を免除することができると規定されております。

また、町が行った課税免除に対して、法に基づき国の減収補填が措置されるということになっております。

昨年９月定例会において条例改正を行いましたが、先ほどの提案理由で御説明しましたとおり長崎県の同意基本計画の期間延長に伴い、固定資産税の課税免除期間について延長を行うものです。

なお、３ページ目に新旧対照表を添付しております。

以上で議案第45号　波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号　波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩をします。13時10分より再開します。

午後０時55分　休憩

午後１時10分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15　議案第 46 号

○議長（百武辰美君）

日程第15．議案第46号　波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

議案第46号　波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例。波佐見町公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、また、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次ページをお願いします。別紙をお願いします。改正内容ですが、第６条の２第２項第２号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合は兼務状況」を加え、同条第３項第２号中「定款」の次に「又は寄附行為」を、「住民票」の次に「、在留カード又は特別永住者証明書」を加え、同項第４号中「責任」の前に「選任することとなる責任技術者に係る」を加える。

第６条の３第１項第第１号中「が１人以上専属しているものである」を「を選任している」に改める。

第６条の４の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第１項中「排水設備工事」及び「（以下「責任技術者」という。）」を削り、「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附則は、この条例は、公布の日から施行するとしております。

法令をはじめとする我が国の社会制度やルールにアナログ的手法を前提とした、アナログ規制の存在があり、アナログ規制が広く社会に浸透していることが、デジタル化を阻害し、デジ

タル技術の活用を阻んでいるという点があります。

法律、政令、省令において代表的なアナログ規制である、目視規制、定期検査、点検規制、実地監査規制、常任専任規制、書面提示規制、対面講習規制、往訪閲覧縦覧規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解されて、約5,000の条項の法律政令及び省令等の規定を洗い出し、見直しが行われたところでございます。

その中の常任選任規制は物理的に常に事業所や現場にとどまることや、職務の従事や事業者への所属等について兼任せず、専らその任にあたること。いわゆる１人１現場の紐づけ等を求めている規制であったものでございます。

同一の都道府県の区域における他の営業所について兼任することを認める内容とする改正が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号　波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第47号

○議長（百武辰美君）

日程第16．議案第47号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第47号　専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例（昭和31年波佐見町条例第16号）の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和６年６月７日提出。

２ページをお願いします。２ページは専決処分書でございます。

専決の理由ですが、令和６年３月31日付けで地方税法の一部が改正公布され、令和６年４月１日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分するものである。

３ページから14ページまでは改正分で、15ページから43ページまでが新旧対照表となっておりますが、改正項目が多くまた文が複雑で分かりにくい面があると思いますので、説明資料として改正概要を作成しましたので、それにより説明いたします。

まず説明資料の１．条例改正の趣旨として、令和６年度の税制改正に係る地方税法の改正に伴って、本町税条例においても必要な措置を講ずることとしております。

２．条例改正の概要となりますが、今回本町の税条例において改正等が必要となった主なものとしましては、（１）から（５）までとなっております。

まず、（１）でございますが、個人住民税の定額減税（特別控除）の実施に伴うもので、本条例附則第７条の５から第７条の８までを加えています。改正文でいきますと、４ページから10ページの15行目までとなっております。

これは令和６年度限りの措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき令和６年度分の個人住民税所得から１万円の控除を行うため、附則に４条を加えるものでございます。

徴収方法ごとの控除については給与からの特別徴収では６月分は徴収せず、控除後の税額を７月～令和７年５月分の11か月で徴収をいたします。普通徴収の場合には、第１期分の税額から控除し、第１期分から控除し切れない場合はその残額を。第２期以降の税額から順次工事をしてまいります。

そして年金からの特別徴収では、10月分の年金特別徴収分から控除し、それでも控除し切れない場合は、12月以降で控除していくこととなっております。

次の、（２）新たな公益信託制度の創設に伴い、本条例第37条の７第１項第１号ケを改めます。なお改正文では３ページ３行目からになります。

税制改正による公益信託制度の見直しが行われ、公益信託に関する法律において、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を税額の控除の対象とするために改めるものでございます。

次の、（３）ですね。職権による減免を可能とする規定を第51条第２項中、それから第71条第２項中、それから第139条の３第２項中に追加するものです。改正文では３ページ、15行目からになります。

住民税及び固定資産税では、本人等の申請に基づいて減免を行っておりますが、明らかに減免の事由に該当することが認められ、かつ、減免する必要があると町長が認める場合には、申

請なしに職権による減免を可能とする規定を加えるものでございます。

次の、（４）です。新築認定長期優良住宅特例に係る申請の見直しに伴い、附則第10条の３に第３項を追加しております。なお改正分は11ページ、12行目からになります。

内容につきましては、マンションに減税措置となっております。今回の改正で減税の適用を受ける場合に、マンション管理組合の管理者から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められた場合には所有者からの申告書の提出がなくても、適用を受けることができることとしたものでございます。

次の、（５）ですね。固定資産税の負担調整措置等の期間延長に伴い、附則第11条～第15条第１項中の期間を変更しております。なお改正文では11ページ、20行目からになっております。

平成９年度の評価替え以降、地域や土地によりばらつきのある評価額等に対する課税標準額の負担割合を均平化する目的で、現行の負担調整措置等を実施されておりますが、その措置をさらに３年間延長し令和８年度までとするためのものでございます。

その他（６）といたしまして令和６年度税制改正による、地方税法の一部改正に合わせて字句の変更、項及び号の加除等による修正、及び令和６年度分個人住民税の特別控除により関連条項中の読替等を行っております。

以上が改正の主なものでありますが、これらの施行期日につきましては、改正分の13ページから14ページの附則で定めております。

以上で議案第47号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第 17　議案第 48 号

○議長（百武辰美君）

日程第17．議案第48号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第48号　専決第２号　令和５年度波佐見町の一般会計補正予算（第９号）については、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出それぞれ２億8,000万円を減額し、総額を107億4,000万円とするものでございます。繰越明許費の追加、変更及び廃止については「第２表　繰越明許費補正」によります。

地方債の変更については「第３表　地方債補正」によります。

今回の補正は、令和５年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減とそれに伴う財源補正を行い、見込まれる決算余剰金を基金へ積み立てることが主なものとなっております。

７ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正ですが、１番で追加としておりますのは、年度内に事業完了ができなかったものについて、新たに繰越すこととなったものでございます。

２番の変更分につきましては、さきに承認頂いた繰越事業のうち、９つの事業において令和５年度の執行状況により繰越額を変更するものでございます。

３番の廃止につきましては、年度内の工事完了は困難と見込んでいたものが、結果的に年度内に完了できたため、繰越を廃止するものでございます。

８ページをお願いいたします。第３表地方債の補正でございます。７つの事業でそれぞれ事業費や起債対象額の変更によって補正を行っており、内容は記載のとおりとなっております。

次に歳入に関し主なものを説明いたします。11ページをお願いします。１款，１項，町民税から、14ページ、１款，５項，入湯税までの各町税につきましては、その納付実績に基づき補正を行っております。

15ページをお願いします。15ページの２款，地方譲与税から24ページの９款，地方特例交付金につきましても実績に基づき補正を行っております。

25ページをお願いします。10款，１項，地方交付税ですが、３月に特別交付税が交付されましたので、その実績により4,483万9,000円の補正を行っております。

26ページをお願いします。11款，交通安全対策特別交付金から39ページの16款，財産収入につきましては、それぞれの事業等の実績等に応じ補正を行っております。

40ページをお願いいたします。17款，１項，寄附金ですが２目．ふるさとづくり応援寄附金は、実績により2,604万4,000円を減額しておりますが、今年度の寄附額は前年度比約9,077万1,000円減の18億4,395万6,000円となりました。

41ページをお願いします。18款，繰入金につきましては各種基金を取崩し、繰入れることとしておりますが、充当事業の実績に応じて補正をしているところです。

42ページをお願いします。42～45ページの20款，諸収入につきましては、それぞれの実績等に応じて補正を行っております。

46ページをお願いします。21款，１項．町債ですが、８ページの第３表地方債補正で説明したとおり、各事業や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っております。

それでは次に歳出に移りますが、こちらは各担当課から説明を申し上げます。まずは税務財政課所管分から説明をさせていただきます。

53ページをお願いします。２款，１項，10目．減債基金費の24節．積立金に、決算余剰金のうち6,000万円を補正して、積み立てることとしております。これにより令和５年度末時点の基金残高は約３億2,904万円となっております。

次のページをお願いします。15目．ふるさと納税管理費ですが、寄附額及びかかった経費の実績に応じ、それぞれ補正額を計上しております。そのうち24節積立金は、利子を含め3,752万円増となり、令和５年度の積立金が約９億385万円となります。これにより、令和５年度末時点の基金残高は約20億9,866万円となります。以上、税務財政課の説明を終わらせていただきます。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

それでは総務課関係の説明を行います。大きく飛びまして81ページをお願いいたします。８款，１項，１目．土木総務費18節．空き家解体補助金とございます。土木費のほうに計上しておりますが、総務課の所管でございます。

この空き家解体補助金については、令和５年度から創設をして開始をしたものでございますが、10件の予算計上に対し６件の実績となったことからの減額となっております。以上で総務課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きまして企画情報課所管の補正の主なものについて説明いたします。52ページをお願いいたします。２款，１項，６目．企画費のうち18節．負担金、補助及び交付金の上から５行目にありますコミュニティ助成事業費補助金250万円の減額については、自治総合センターのコミュニティ助成事業でありまして、宝くじを財源とした助成金で町内の３自治会から申請をいたしましたが、２件が採択され１件が採択されなかったことによる減額でございます。

次に54ページをお願いいたします。同じく14目．地域情報化管理費のうち、18節．負担金、

補助及び交付金で、一番下の文書管理システム構築負担金833万9,000円の減額ですが、現在導入しております文書管理システムの機能拡充等を検討いたしましたが、これを見送ったために減額するものでございます。

次に56ページをお願いいたします。18目．地方創生推進費のうち18節．負担金、補助及び交付金に計上しております、ここに計上しています６件については、いずれも実績による減額でございます。　以上で、企画情報課関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

それでは、住民福祉課所管に関して御説明をいたします。

63ページをお願いいたします。減額の主なものは19節．扶助費で、実績見込みにより916万2,000円を減額しております。

続きまして64ページをお願いいたします。３款，１項，６目．生活支援給付費で、2,567万4,000円を減額しております。主なものは18節．負担金、補助金及び交付金で、実績見込みにより2,453万円を減額しております。

続きまして72ページをお願いいたします。４款，２項，１目．し尿処理費。同じく２目．塵芥処理費でございますが、18節．負担金、補助及び交付金で、東彼地区、保健福祉組合分担金でございますが、実績見込みにより減額をいたしております。

１目．し尿処理費が259万2,000円を減額。２目．塵芥処理費が243万5,000円を減額しております。

83ページをお願いいたします。８款，３項，２目．河川公園管理費の11節．役務費で183万3,000円を減額しております。これも実績見込みにより減額をいたしております。　以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明をいたします。主なものとして、65ページ。３款，２項，１目．児童福祉総務費は実績を見込み、総額で1,167万4,000円を減額しております。

67ページ。４目．子育て世帯生活支援特別給付費は総額で、180万円支給実績に基づき減額しています。

69ページをお願いします。４款，１項，２目．予防費は総額1,270万7,000円の減額で、新型コロナワクチン分に係る経費と、通常の予防接種の委託料扶助費ですが、いずれも受診者が想定を下回り実績に基づき減額をしています。

70ページ。３目．母子衛生費　458万4,000円、健康増進費125万6,000円を実績に基づき減額します。母子衛生費については、出産数の減少によるところが大きいと思われます。

以上で子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

長寿支援課所管分について説明いたします。61ページをお願いいたします。３款，１項，２目．老人福祉費。老人福祉費全体で908万8,000円を減額しております。主な内容といたしましては、62ページになりますが、27節．介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業における保険給付費や地域支援事業の減額実績に伴い、負担すべき繰出金を700万円減額しています。

以上で、長寿支援課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

次に、農林課所管の農政班管轄の主な補正内容について説明いたします。予算書の75ページをお願いします。６款，１項，３目．農業振興費　18節．負担金、補助金及び交付金につきまして、1,116万3,000円の減額となっております。主要な内容につきましては説明欄に記載されております。上段部の肥料高騰対策緊急補填事業補助金293万2,000円の減額と、中段分に記載されております農業者物価高騰対策支援交付金365万1,000円の減額、下段分の農業用水動力費高騰対策支援事業費補助金436万5,000円の減額で、申請実績によるものです。

次に同じく75ページになりますが、６款，１項，６目．水田農業対策費18節．負担金、補助及び交付金の149万7,000円の減額について、使用内容につきましては説明欄の下段に記載されております環境保全型農業直接支払交付金の申請実績によるもので、139万7,000円の減額となっております。

次に76ページをお願いいたします。６款，１項，７目．農村環境改善センター管理費10節．需用費の170万5,000円の減額につきましては、電力、水道、ガス等の使用実績による減額となっております。

次に、同じく76ページ。６款，１項，11目．担い手対策費18節．負担金、補助金及び交付金。206万9,000円の減額についてですが、主要な部分につきましては説明欄の下段に記載されておりますが、新規就農者支援事業費補助金の申請実績によるもので、196万3,000円の減額となっております。

以上で農林課所管の農政班管轄分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

引き続き農林課、農地林務班関係の主なものについて御説明いたします。

75ページをお願いします。６款，１項，５目．土地改良費の18節．負担金、補助及び交付金ですが、小規模農林事業補助金として174万7,000円を減額しております。これは実績による減額で、当初の想定よりも申込みが少なかったことによるものです。

ページが飛びまして、97ページをお願いします。11款，１項，１目．農地農業用施設災害復旧費。12節．委託料ですが148万3,000円を減額しております。こちらは入札減と一部業務内容

の変更によるものです。

次に２目．林道施設災害復旧事業費12節．委託料の320万5,000円の減額につきましては、測量設計業務については業務量が当初の想定よりも少なかったことと、入札減によるもので305万6,000円を減額するものです。

土砂撤去等の委託料につきましては、撤去の業務が発生しなかったので14万9,000円減額するものです。

以上で農林課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商工観光課所管分の主なものについて御説明いたします。

55ページをお願いいたします。２款，１項，17目．諸費でございます。12節．委託料。地域おこし協力隊事業委託料について予算書減額523万2,000円のうち、商工観光課所管分204万5,000円を減額いたします。協力隊３名を公募しておりましたが、応募がなかったため今回減額するものです。

56ページをお願いいたします。同じく２款，１項，17目．諸費18節．負担金、補助及び交付金でございます。地域おこし協力隊員の企業等支援事業費補助金について、小橋隊員の任期延長に伴い令和５年度に支払う必要がなくなったため減額をしております。

続きまして18目．地方創生推進費でございます。18節．工事請負費。ＨＡＳＡＭＩキャンプサイトパーク整備工事について、実績に応じて148万5,000円を減額しております。

78ページをお願いいたします。７款，１項，２目．商工振興費でございます。18節．負担金、補助及び交付金について総額で237万1,000円を減額しております。それぞれ補助事業の実績に応じて減額をしております。

以上で、商工観光課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

次に建設課所管分の主なものについて御説明いたします。

82ページをお願いいたします。８款，土木費２項，３目．道路橋梁改良費。18節．負担金、補助及び交付金については里道等改修費補助金170万円を実績に基づき減額いたしております。

次に83ページをお願いいたします。３項，１目．河川総務費。14節．工事請負費について。急傾斜地崩壊対策工事については、稗木場地区の対策工事、河川及び排水路改修工事については、湯無田郷、金屋郷、折敷瀬郷、三股郷、永尾郷それぞれの普通河川の浚渫工事でございます。それぞれ実績に基づき全体で327万3,000円を減額しております。

次に85ページをお願いいたします。５項，１目．住宅管理費。18節．負担金、補助及び交付金については、リフォーム補助金180万円を実績に基づき減額をしております。以上で建設課所

管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）　中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課関係の説明を行います。ページを戻っていただきますが、71ページをお願いします。４款，１項，５目．環境衛生費18節．負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金を724万8,000円減額したものです。

続きまして、73ページをお願いします。４款，３項，１目．上水道管理費18節．負担金、補助及び交付金の上水道会計補助金を214万8,000円減額したものです。

次に80ページをお願いします。７款，２項，１目．工業用水道費18節．負担金、補助及び交付金の工業用水道事業会計補助金を211万7,000円減額したものです。

次に84ページをお願いします。８款，４項，４目．下水道費18節．負担金、補助及び交付金の下水道事業会計補助金を700万円減額したものです。以上が水道課関係になります。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明いたします。

ページは55ページをお願いいたします。２款，１項，17目．地域づくり費の地域おこし協力隊関係でございますけども、教育委員会でも１名の募集を計画いたしましたところ採用がなかったために、その部分を減額させていただきたいと思っております。

飛びまして88ページをお願いいたします。10款，１項，２目．12節．委託料。それと14節．工事請負費でございますけども、業務委託料を工事費とも実績に応じての減額となっております。

次ページ89をお願いします。10款，１項，２目．18節．負担金、補助金及び交付金の奨学金返還支援事業費補助金でございますけども、７名の予定をいたしておりましたけども、４名の実績ということで分を減額をさせていただいております。

続きまして90ページ。次ページをお願いします。こちらから各学校の支出になってまいりますけども、各学校の工事費につきましては各学校の工事費の実績に応じて減額をいたしております。

それとあと10節の光熱費につきましても実績に応じて減額をいたしております。

続きまして、94ページをお願いいたします。10款，４項，４目．12節．委託料でございます。芸術文化公演開催委託料の122万円を減額しております。これは２月に行いました林家太平師匠の講演会部分につきましての減額となっております。

それとその下でございますけどもホール舞台諸幕作成等業務委託料。こちらにつきましても1,154万8,000円減額をいたしておりますけども、一般競争入札で安く購入ができたということで、これだけの減額となっております。14節．工事費につきましても実績に応じた減額という

ことでございます。

以上で、議案第48号　専決第２号　令和５年度波佐見町一般会計補正予算（第９号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

75ページ。６款，１項，３目．農業振興費。これ一般質問でも行いましたけど、今農家の収益そういったものが減っているという報告を受けておりますけども、こういった場合に、対策支援交付金もしくは補助金あたりが減額されたということは、まず申請がなかったということでしょうかそれとも、あるいはこういったお金がありますよ。ということを促すことはなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

御質問の件ですけども、物価高騰対策等については十分周知等を行ってまいりました。有線放送、広報、あとは農業者を通じたりとかいろいろ活動をしてきたのですけども、最終的に申請件数が少ない部分と、そういった部分で一応予算が減額というかたちになっております。

あとは申請件数が少ないという部分じゃなくても、元々がそれほど耕作の農地に対しての補助ですので、ある程度申請は来たものとは判断しております。

○議長（百武辰美君）　６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

同じような質問になるんですけども78ページ。７款，１項，２目．商工振興費。今朝も会議の前に食器の売上げが16％ぐらい減っていると、そういった報告とかですね。これによる物価高騰の影響等もかなり企業としては受けているという話をお聞きしましたけども、こういったいわゆる支援事業についての減額ですね。こういったものの必要性。

それからこの事業においても、そういった企業等に促しはされなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現在の物価高燃料高騰につきましては、昨年度について燃料費等の支援政策として補助金を支給しておりまして、それにつきましては周知などを徹底して行ったというようなことではございます。

今回、こちらのほうただいま質問のありました内容につきましても、これは燃料高騰に限らない。例えばその中小企業小規模企業経営安定利子補給事業費補助金などにつきましては、コロナウイルス感染症の拡大に起因するようなものに対しての利子補給に対しての補助というふ

うなことで、これも継続的に行っているというふうなところでございますが。

できるだけいろんな事業の中身につきましては、町の広報やホームページを通じて各事業所の皆様に周知を図るとともに。あとは商工会や町内の各種団体の皆様にもこういった制度がありますよということでの周知なども含めて、実施をしているというようなところでございます。

○議長（百武辰美君）　６番　岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

続きまして87ページ。９款，１項，５目．18節．額としては少ないのですけども、ドローン検定の負担金が減らされておりますけども、こういったまず受講者がなかったためなのか。あるいはまた、こういったものを減額して緊急時の災害あたりの体制的には問題はないのでしょうか。

○議長（百武辰美君）　総務課長。

○総務課長（福田博治君）

87ページ。９款，１項，５目．18節．件でございますが、ドローン検定受講負担金ということで、当初10名を予定しておりましたが、これはドローン隊の結成に係るもので、４名の実績となっております。

ドローン隊については本年４月から発足したわけでございますが、各分団からの希望を募って結成をいたしました。どうしてもまだ初年度ということで、受講者が少なかったものでございますが、今後各分団から応募を募ってドローン隊の拡大を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）

皆さんにお願いですが発言される際はマイクをセットされて挙手をお願いいたします。マイクを設定してから挙手をして、指名の後に発言をお願いしたいと思います。御協力よろしくお願いします。

質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。

12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

７ページに繰越明許費補正がありますけども、追加ということで５件ほどあるわけですが、そのなかで、合祀墓関係の事業を除いたところの繰越の要因と、それから事業の進捗状況、その後のですね。そして完了がいつの予定なのか。あるいは済んだのか。そのあたりのことを個別にお願いします。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

７ページ。繰越明許費の補正で追加の分のまず２款，総務費。１項，総務管理費の社会保

障・税番号制度システム整備事業については、これは中身が２件ございます。一つは総務省関連の補助金でございまして、マイナンバーカードのローマ字表記に係るシステムの改修の費用でございまして、これについては繰越した理由としましては、国からの仕様の提示が大幅に遅れたということで、その提示がないと業者が仕事にかかれないということで遅れたものでありまして、提示があったからあった後はスムーズに、順調に仕事ができてきている状況でございます。

もう一つが法務省関連の分で、同じくマイナンバーカードの戸籍の氏名のフリガナを追加するための改修の部分でございまして、理由は同じでございます。国からの仕様の提示が遅れたために繰り越しせざるを得なかったということで、提示がありましたので今順調に業務をやっているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

３款，１項．事業名でございますが特定生活支援給付金事業でございます。これは３月補正で行った生活支援の給付金でございまして、均等割課税世帯に対する分でございます。これはずっと説明をさせていただいて、今順調に事務事業を進めている状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

教育費関係でございます。まず無形分民俗文化財、映像記録事業。これはここ数年、そういった浮立とか何とかそういった波佐見町の無形文化財を映像に残しておりますけども、去年は波佐見弁の映像を残したいということで、そういった場合にやはり皆さん恥ずかしがって、映像に御協力頂けなかったということでそういった適当な方をちょっと探してるというような状況でございまして繰越をさせていただいております。

それと文化的景観整備事業でございますけども、ここは鬼木と中尾の文化的景観の整備事業ということで進めてまいっております。その事業についての繰越し部分でございます。なお土木費の重点景観計画策定事業も、この文化的景観整備事業の進捗に応じてなされるものでございまして、ちょっと教育委員会の関係の事業が遅れてる関係で２つ合わせて繰越をさせていただいております。

今のところ各中尾郷と鬼木郷の住民説明会を行っておりまして、今、中尾郷はある程度できているのですけども、今ようやく鬼木郷は田植が終わったというところで、その地元に行って説明をして、どこの地域どこをその文化的景観ということで残していくかというちょっとサイドの詰めを行ってるところでございます。

そういったところの選定を行いまして、今年年明け１月に国のほうに申請を行って、来年度の認定ということで今事業を進めているところでございます。その関係の繰越しでございま

す。以上でございます。

○議長（百武辰美君）　13番　尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

１点お尋ねいたします。53ページをお願いいたします。２款，１項，８目．13節．になります。ここで使用料及び賃借料ということで、金額は１万2,000円なのですけど、ホテル利用料ということであがっております。

通常ホテルとか泊まった場合には、旅費交通費とかそっちのほうで扱われているのですが、ここでわざわざそのホテル利用料ということで１万2,000円あがっている理由をお知らせください。

○議長（百武辰美君）　福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

53ページ。２款，１項，８目．13節でございますが、これは１月に発生しました能登半島震災において職員の災害派遣をしたときに、向こうで職員が泊まった分を町が負担をしたものでございます。

なぜ町が負担をしたかというと、これは後年度ですが石川県のほうからの求償費ということで補填がございますので、通常の旅費じゃなくて町が職員の分の支出をするということで支出した経費でございます。以上です。

○議長（百武辰美君）　12番　脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

共同の質問で事業の終わり。これがちょっとはっきり聞き取れなかったような気が、回答されていなかったと思いますけども。最初の社会保障・税番号のシステム整備事業関係。それから特定生活支援給付事業。これは何月何日までは（答えなくて）結構ですけど、何月頃というそのあたりの終期の設定はできませんか。

○議長（百武辰美君）　澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

現段階ではお答えできません。

○議長（百武辰美君）　井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

この均等割課税世帯分につきましては６月末を締切りという状況で進めております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第48号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。14時20分より再開します。

午後14時11分　休憩

午後14時20分　再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18　議案第 49 号

○議長（百武辰美君）

日程第18．議案第49号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第49号　専決第３号　令和５年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分しましたので承認を求めるものです。歳入歳出予算の総額からそれぞれ700万円を減額し、総額を16億6,500万円とするものです。内容につきましては決算見込みに伴う調整となっております。

２ページをお願いします。１款，１項，国民健康保険料は、実績見込みで調整し、694万3,000円を減額し、４款，１項，県負担金を171万9,000円増額。６款，２項，他会計繰入金を140万4,000円減額します。

３ページをお願いします。歳出の主なものとして、２款，保険給付費を総額で2,607万6,000円減額しますが、１項，療養諸費から５項，葬祭諸費までの実績に応じた減額です。

４款，１項，保健事業費は健診を普及推進する事業費ですが、269万9,000円減額しています。町内医療機関での短期総合健診で予算を確保していましたが、昨年並みの受診数となっています。

２項，特定健康診査等事業費は、475万6,000円減額しています。主なものとしては特定健診委託料の減額になりますが、受診率が昨年度よりもやや下がっており目標の60％の達成が困難

となっています。

５款，１項，基金積立金。令和５年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので、3,700万円を増額しています。

７款，１項，償還金及び還付加算金。令和５年度の実績見込みで110万円を減額しています。

８款，１項，予備費については、予算の調整で834万1,000円を増額しています。

以上で、令和５年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

起立全員であります。したがって議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第19　議案第50号

○議長（百武辰美君）

日程第19．議案第50号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君）　石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第50号　専決第４号　令和５年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、承認を求めるものです。

歳入歳出の総額からそれぞれ220万円を減額し、総額を１億9,580万円とするものです。内容につきましては、決算見込みに伴う調整となっております。

２ページをお願いします。歳入の主なものについて１款，１項，後期高齢者医療保険料を実績見込みで115万3,000円の増額です。５款，３項，雑入は健康診査委託料の実績を実績に応じて、広域連合から補填されるもので311万6,000円を減額しています。

続いて３ページで歳出について説明します。１款，１項，総務管理費の280万円の減額は先ほどの雑入の減額と関連するものです。２款，１項，後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料の増額に伴い納付額も増額します。

以上で、令和５年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

日程第 20　議案第 51 号

○議長（百武辰美君）

日程第20．議案第51号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第51号．専決第５号　令和５年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、地方自治法第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、ここに報告し承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,500万円とするものでございます。今回の補正は決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

２ページをお願いいたします。１款，１項，介護保険料について。収納実績に基づき全体で233万6,000円を増額しています。

４款，国庫支出金から、６款，県支出金までは国や県、支払基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定額により整理を行っております。

８款，繰入金１項，一般会計繰入金については、それぞれ精算見込みから減額を行っております。

３ページをお願いいたします。歳出になります。２款，保険給付費については、１項，介護サービス等諸費から６項，特定入所者介護サービス等費までについて、利用者のサービス利用に伴うもので、精算見込みにより、それぞれ整理を行い、総額で4,045万1,000円の減額を行っています。

３款，地域支援事業費については、高齢者の地域での生活を支援する事業で、精算見込みにより324万5,000円を減額しております。

６款，基金積立金に介護給付費準備基金積立金として、4,999万2,000円を追加しております。令和５年度歳計余剰金見込額から基金に積立てを行い、次年度以降の介護給付費の増工に対応するものです。

以上で、令和５年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第51号は原案のとおり承認されました。

日程第21　議案第52号

○議長（百武辰美君）

日程第21．議案第52号　長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。本案について内容説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第52号　長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。地方自治法第291条の３第１項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものですが、広域連合の規約改正は構成市町の議会の議決を経て長崎県知事の許可を受ける必要があることから提案するものです。

変更する内容は別表第１中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

これは提案理由でもありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行期日が令和６年12月２日と定められ、現行の被保険者証は発行されなくなります。マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針により、マイナ保険証として利用できることから被保険者証が廃止されるためです。

ただしマイナ保険証を保有していない方へは、健康保険証の代わりとして資格確認書を発行することになりますので、資格確認証の引渡しや返還の受付事務が残るということになるものです。

３ページ。新旧対照表に記載していますが、市町において行う事務として被保険者の資格の管理に関し資格確認証等の引渡し、あるいは返還の受け付けを行うように事務の内容が改められます。

附則においてこの規約の施行期日を令和６年12月２日とし、経過措置として令和６年12月１日以前の市町において行う事務については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号　長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する契約を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第 22　議案第 54 号

○議長（百武辰美君）

日程第22．議案第54号　波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第54号．波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年６月18日提出でございます。提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ日当宿泊料及び食卓料について所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。別紙改正本文になりますが、新旧対照表を用いて説明します。さらに次ページをお願いいたします。今回の改正は議案第41号の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例同様に、議長、副議長、委員長、議員の日当及び食卓料をそれぞれ300円増額。宿泊料をそれぞれ2,000円増額するもので、現行及び改正案については記載のとおりでございます。

なお、附則としてこの条例は令和６年７月１日から施行するものとしております。以上で、議案第54号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号　波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第23　報告第１号

○議長（百武辰美君）

日程第23．報告第１号　専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

報告第１号　専決処分の報告について、地方自治法第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告する。

次ページをお願いいたします。専決第６号　専決処分書。地方自治法第180条第１項及び町長の専決処分の指定に関する条例。

第２条第２号の規定により損害賠償額を次のとおり専決処分する。専決理由でございますが令和６年４月10日に発生した公営住宅の瑕疵による物損事故において、相手方と損害賠償の額について、同意を得たことから専決処分をするものでございます。

次のページをお願いいたします。別紙でございます。

別紙、損害賠償の額を定めることについて。

波佐見町折敷瀬郷において、発生した公営住宅の瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

それでは今回の事故について説明いたします。

１．事故発生日時　令和６年４月10日（水）午前９時15分頃

２．事故発生場所　波佐見町折敷瀬郷　町営住宅集会所南側駐車場

３．損害賠償の相手方　波佐見町折敷瀬郷町営住宅入居者になります

４．事故の概要　令和６年４月10日に午前９時15分頃折敷瀬郷の町営住宅において、建物の軒天の一部が駐車していた車両に落下し、ヘッドライト及びバンパーが損傷したものでございます。

５．損害賠償の額　５万6,584円

以上でございます。

日程第 24　報告第２号

○議長（百武辰美君）

日程第24．報告第２号　令和５年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

報告第２号　令和５年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行第146条第２項の規定により報告いたします。

次のページの別紙を御覧ください。対象となる事業は新庁舎建設事業や、道路維持及び改良事業、西ノ原土地区画整理事業、防災行政無線管理費、農地農業用施設災害復旧事業など、合計17事業の翌年度の繰越額でございます６億1,400万円を繰越明許費として、令和６年度に繰越しました。その財源内訳につきましては、右側に記載のとおりとなっております。以上で報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上２件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第 25　閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第25．閉会中の継続調査申出についてを議題とします。総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から会議規則第83条の規定による申出があっております。

お諮りします。御手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字その他の整理に要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よってこれらの整理に要するものについては議長に委任することに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和６年第２回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後２時45分　閉　会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員